國學院大學学術情報リポジトリ

米国軍政下の奄美・沖縄経済

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三上, 絢子, Mikami, Junko メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002387

米国軍政下の奄美・沖縄経済

まえがき

第二次世界大戦の終戦から半年を経て、北緯30度線以南の南西諸島（トカラ列島・奄美群島・沖縄諸島）は、日本政府から行政分離され、連合国軍側（現在の国際連合）の米国軍に施政権が移され、統治下に入ることとなる。

著者は、この戦後の混乱期を奄美の中心である名瀬[1)]で体験してきたものである。

本著は、主として米軍統治下の北緯30度以南地域を中心として、政治、行政、経済について、歴史、経済、地理学的観点からあつかう。米軍統治下に入ったトカラ列島、奄美群島、沖縄諸島は、日本本土との間に国境線を引かれ行政分離される。従来、日本本土による圧政や搾取といった歴史的な紆余曲折はあったものの、一つの緊密に結びついた経済圏が分断されたことで人々は大きな混乱の中にあった。実情を把握できていない米軍による政策は、人々の生活をよりいっそうの混乱に陥れ、生活は困窮し深刻な生活物資（食料など）不足を引き起こしている。

奄美の先人たちは、この難局にあたって文字通り自らの命を賭し、密かに国境線を越えて、密貿易（以下、非正規交易[2)]）、つまり非正規交易を開始する。

それは、人々が必死の思いで自らの生活を守ろうとする、やむを得ない行為であった。しかし、法的に逸脱した行為であったため関わった人々は、それについて語ることを避け、その実態は長い間明らかにされてこなかったのである。

本書では、長年に渡る関係者への調査と文献渉猟によって、その実態に光をあて、それがトカラ列島、奄美、沖縄にもたらした経済的意義と、歴史的にみても極めて重要な、米軍統治下の人々の自発的で自律的な経済活動であったことを探ることを目的としたものである。

本著は4部構成で、内容は次のとおりである。

第1部「研究目的および奄美群島の概要と米軍統治下における政策」においては、奄美群島の米軍統治の状況を軸に、行政分離、海上封鎖、群島組織法、通貨交換、食糧3倍値上げ問題、奄美群島の主要産業など、米軍統治下におけるさまざまな統制政策によって翻弄された奄美群島民の諸相について述べている。

第1章では、本著を理解しやすいために本研究の目的、奄美群島の地域的特質と歴史的背景および第二次世界大戦後の経緯など概要的な分野を述べている。

第2章では、奄美群島の武装解除および行政分離について述べ、米軍統治方針と軍政府機構の変遷に視点をおいている。

第3章では、米軍政府における統制経済政策によって実施された、通貨政策、物価対策、配給制度、米軍放出食糧価格3倍値上げ問題などについて、島民の困惑の諸相について述べている。

第4章では、戦前まで奄美経済の基幹産業と位置付けされていた大島紬と需要の高い黒糖が、米軍統治下においてどのような状況下にあったか、さらに島民にどのような影響をおよぼしたかについて述べている。

第2部「米軍統治下における非正規交易の形成過程」においては、非正規交易の生成および発生過程について、聞取り調査を行い、実態を明らかにしている。

第5章は、口之島について新しく書き下ろした論文である。行政分離によって北緯30度線に位置する口之島は、米軍統治下において日本本土との非正規交易の拠点の島となった。非正規交易の生成について、口之島調査によって体験者からの聞取りを軸にして、日本本土との取引の仕組みを明らかにしている。

第6章では、奄美と沖縄との非正規交易を取り上げ、与論島と国頭村奥集落における戦前戦後の物流について、奄美群島の与論島および沖縄の国頭村奥集落の実態調査によって、交易に関わった数少ない体験者から聞取りを行い、実態を明らかにしている。

さらに1953年、奄美群島が日本に返還されると、それ以降、北緯27度線の与論島が口之島と入れ替わるような形態で非正規交易の拠点の島となった。

第7章では、日本側となった与論島と外国側の沖縄における交易の諸相と変容について述べている。軍政府政策の一環である正規交易に対して、一方では非正規交易で補完する構造が展開されている。

第3部の「商業圏の形成と展開」では、第1部で明らかにしてきたように奄美と沖縄の行政分離下における非正規交易の発生と展開を受けて、いかに非正規交易が地域経済の中で位置づけられ影響をおよぼしたか、また、どのように商業圏が形成されたかを明らかにしている。

第8章では、軍政府下の物資不足の中で、特に食糧難は著しく、カツギ屋と呼ばれる人々によって路上での商いがはじまり、青空「市場」が出現した。青空「市場」は生活者の台所を補完する役割を担い、当初は闇市と呼ばれながら拡大して「市場」が形成された。

自立を目指した生活者である商人たちによって公設「市場」となるまでの過程を、当時運営に関わった体験者たちから、聞取りを中心に著者の体験した「市場」展開の諸相をもとに述べている。

第9章では、奄美中心地の商店は、戦前まで日本本土の寄留商人が主力であったが、戦争が激しくなると寄留商人たちは日本本土に撤退した。

米軍統治下における物資不足を補うために、国境を越えた島民によって商店街が構築され商業地域が形成される過程の詳細を述べている。

当時の非正規交易から商店街の展開に関わった複数の方々から、聞取り調査と、当時そこを活用した多くの生活者および著者の実体験による諸相を述べている。

第10章では、有良集落と芦花部集落について新しく書き下ろした論文である。これは、戦後間もない時期から名瀬の食糧補完の役割を担った小規模な集落である。集落周辺は狭い耕作地だが、その中で大量の甘藷栽培を可能にしていた。そこに視点をおいて、集落出身者の聞取りと現地調査

によって、生産過程を明らかにすることができた。

第4部は、奄美・沖縄地域での「米軍統治下における人口動態」について述べている。

米軍統治下では、物資の流通だけでなく、人もまた盛んに移動している。奄美と沖縄との間の人の移動、人口動態を基軸に、再建期の沖縄にどのような職域空間が存在し、移動先の地域社会と共存できたかについて述べている。また、1953年、奄美群島は日本に返還され、沖縄へ移動した人々の社会的な処遇に変化が発生したが、奄美からの移動者はどのように対処したかなど、実態調査による事例を掲げて明らかにしている。

第1部、第2部、第3部で見てきた通り、非正規交易は、奄美の人々の主体的なとりくみによって、自発的な商業圏の形成を促すことになった。それは、単に商取引に携わる者たちにとってだけでなく、男女・長幼の区別を超えたさまざまな立場から自分たちの生活を守るという、社会全体としての主体的な行為であった。また、戦後の混乱からそれぞれの人生の新たな可能性としての別天地を求める人々の移動を生み出すことになったのである。

第11章では、「奄美大島復帰協議会」が結成され、祖国日本への復帰を22万人島民の悲願のもとに運動が展開され、奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定によって、日本返還が実現したことについて述べている。

第12章は、当時の奄美と沖縄の関係について新しく書き下ろした論文である。奄美から沖縄への「ヒトとモノ」の動向については、コザ地域を中心とした飲食業、那覇地域を中心とした物品関係に区分されている。与論島が拠点の島となって、ヒトが移動しモノが流通している諸相に視点をおいている。

また、奄美群島の日本返還後は、沖縄において奄美出身者は外国人扱いとなり、公務員追放などさまざまな規制の中において奄美出身者の対応の様相を、調査をもとに事例を掲げて論じている。

13章は、沖縄における奄美出身者による商業地域の構築について述べている。

奄美から沖縄へ移動する人々は、居住や就業先まで同郷の友人、知人を頼る場合がほとんどである。特にコザ地域は移動者のかなりの部分を占めていて、奄美郷友会結成の起点ともなっている。

第14章は、ある個人史について新しく書き下ろした論文である。一人の十代の若者が、奄美から沖縄へ向学の志を抱いて移動し、言語からして異なる現地の大人たちの中で、工事現場を皮切りに職域を変遷し、居住地を移動した過程をたどっている。

志を成就して現在に至るまでの道のりを、本人からの聞取りと資料により、移動者の永住までの全貌について明らかにしている。

第15章 総括

全体の総括をしたものである。当時の「自立経済の展開とその背景」について、カツギ屋による食料補完、非正規交易による生活の手段としての生活必需品の補完、地域産業の勃興の諸相、食糧3倍値上げ反対運動、群民一体の日本復帰運動、未来を踏まえた非正規渡航などについて、まとめる内容として述べている。

さらに、軍政府による非正規交易の取締り政策など、なぜ交易が2極化して軍政府政策である正規交易が機能していなかったのかを明らかにしている。

あとがきでは、本研究にあたり北緯30度～北緯27度間の調査地域である鹿児島、トカラ列島口之島、徳之島、奄美大島の各集落、奄美市、与論島、国頭村奥集落、コザ市、那覇市などで多くの高齢化した実体験者からの聞取りを行い、現地案内などの調査協力のもとに歳月を経て研究結果をまとめあげることができた事について、感謝の意味を込めて述べている。

2013年6月　三上絢子

注

1）三上絢子「8 月 31 日を迎えるにあたって」『奄美女性たちの戦後史』日本復帰 50 周年記念誌・奄美大島婦人会 OB 会（2008）。
2005 年 8 月 31 日の大きな歴史の節目にあたり、国や地域、各種団体等で先の戦争について、様々な問題が取り上げられ、また、行事の場が設けられている。奄美においても、その一環として占領下の女性達が果たした役割を記録する運びとなったことは、「うなり神」の島として画期的で有意義な事である。

2）密貿易とは、法にそむいて財をなすことを目的に行われる行為である。本著の場合は、従来の経済が施政権の移行によって遮断され、生活物資が入手できず困窮した島民の一部が、自己責任のもとに命がけで国境線を乗り越えて生活物資を入手し、島民の生活を成り立たせたという歴史的背景があり、著者は、あえて非正規交易と呼称することにする。

凡例

一、本著、学術論文「米国軍政下の奄美・沖縄経済」の編集にあたって、以下の方針を定めている。

1)、本著「米国軍政下の奄美・沖縄経済」は、日本本土、トカラ列島、奄美群島、沖縄諸島における行政分離による “人とモノ” の流通について、資料調査および実体験者から詳細な聞取り作業による知見を併せることで、相互に拡充・補完させた、「米国軍政下の奄美・沖縄経済」を中心にまとめたものである。

2)、実態調査にあたっては、各地域での 80 歳以上の世代を主な対象として、広範囲に聞取りを行った。

3)、使用した一部の資料に関しては、広く公刊されたものから、各地域内の小部数発行のものまで含め、可能な限り渉猟・網羅・参照することにした。巻末に参考資料・文献として掲げている。

4)、基本的には、実態調査から得られた直接的な知見を尊重する方針をとっている。

5)、本著のグラフ・図表・略地図など、実態調査の聞取りなどに基づいて、著者が作成したものは明記している。

6)、本著に掲載した写真も調査のさいに著者撮影のものを採用した場合は、撮影年月日を明記している。

7)、読みの難解なもので、歴史的に重要語および特殊な読みのものなどには、現代かなづかいでルビをふってある。

8)、何編かの章に多少の重複部分があるが、米軍統治下の奄美経済を基軸に論述するにあたり、複数の学会紀要や発表を収録したことによるもので、ご容赦いただきたい。当該章については、あとがきに明記してある。

9)、実態調査の聞取りにあたり、対応者本人の承諾は実名で表記しており、また、希望によってはローマ字で頭文字を表記している。

10)、軍政府などの条文、或いは島民側からの請願書・陳情書などは利用上の便宜を考えて、原文を参考までに掲載している。かつまた、著者によって適宜に要約した場合もある。

二、表記について

1)、論文の作成時期によって表記が異なる場合がある点は、ご容赦頂きたい。

2)、資料、参考文献によって表記が異なる。

3)、実態調査の各地域によって異なる。

4)、米軍統治下の混乱期だけに当時の資料（公式文書を含む）にも様々な表記がなされている。

5)、それらを考証し統一するのが、学術的な研究として求められようが、本著においては、それらの時代状況を把握するため、あるいは利用者の便宜を図るための最小限度の統一に留めている。

三、表記の事例として

1)、時期によって主に表記が異なる場合。

例、「奄美群島」、「奄美諸島」、「奄美」、「奄美大島」、「奄美本島」、「離島」　「沖縄諸島」、「群島」、「沖縄」、「沖縄本島」、「沖縄北部、中部、南部」

2)、奄美群島の離島の場合、地域名で表記

例、「徳之島」、「喜界島」、「沖永良部」、「与論島」

3)、本著で沖縄の場合に主に用いられる地域名の表記

例、「那覇」、「コザ」、「糸満」、「国頭」、「奥」

4)、本著で奄美の場合に主に用いられる地域名の表記

例、「名瀬」、「名瀬町」、「名瀬市」

5)、実体験者の聞取りによる呼称を尊重している。

例、「米国軍政府」、「米軍政府」、「軍政府」

四、本著において著者が補訂して表記を統一している

1)、例、「密貿易」を「非正規交易」

例、「本場奄美大島紬」を「大島紬」

しかし、先行文献や資料による場合は、これに限らず。

2)、例、「密航」を「非正規渡航」

先行文献や資料による場合は、これに含まず。

3)、例、「闇取引」を「非正規取引」

4)、例、「闇船」を「非正規船」

5)、例、「闇市」を「ブラックマーケット」

6)、例、「露店市」を「青空市」

目次

まえがき　3

第１部　研究目的および奄美群島の概要と米軍統治下における政策

第１章　研究目的および奄美群島の概要　29

１節　はじめに　29
２節　本著の目的とそのための視点　30
３節　先行研究　31
４節　研究対象地域　34
５節　研究方法　35
６節　奄美群島の地域的特質と歴史の概観　35
1）奄美群島の地理的・経済的特性と海上交通の重要性　35
2）奄美群島の歴史概観と第二次世界大戦直後の経緯　38
注　41
参考文献　42

第２章　米軍統治下における奄美群島の行政　44

１節　奄美群島の武装解除と行政分離　44
1）ポッダム宣言　44
2）プライス通告　45
3）海上封鎖　46
4）北部南西諸島米国海軍軍政府　47
２節　臨時北部南西諸島政庁　49
1）軍政の陸軍移管　49
2）臨時北部南西諸島政庁　50
３節　奄美群島政府　50
1）「群島政府組織法」　50
2）奄美群島政府知事の施政方針　51
４節　琉球政府発足　54
1）琉球政府奄美地方庁　54
５節　奄美群島における米軍政府の統制機構の変遷　55
1）米軍の政策上の統治組織編成　55
2）米軍政策と非正規交易・渡航の検挙関係　57
注　83
参考文献　85

第３章　米軍政府による統制経済　87

１節　統制政策　87
1）放出食糧問題　87
2）配給制度　88
２節　通貨交換　89
1）第一次通貨交換　89
2）物価対策　95
３節　流通貨幣統一と第二次通貨交換　98
1）通貨流通量の抑制と統制経済　98
2）奄美経済の転換　101
４節　米軍放出食糧価格３倍値上げ問題　102
1）北部南西諸島軍政府長官による食糧３倍値上げ声明　102
2）陳情書　103
５節　段階配給制度　105
1）食糧通帳の自由移動　105
2）配給制度の実態　105
注　107
参考文献　112

第４章　自立経済のための戦略商品、黒糖と大島紬　113

１節　奄美群島の主要産業の歴史的変遷　113
1）奄美群島の生産物　113
2）重要産業の展開　115
２節　戦略商品としての特産品黒糖　116
1）黒糖にみる歴史　116
2）黒糖と寄留商人　119
3）非正規交易の戦略品としの黒糖　122
4）米軍政府の黒糖統制　124
３節　戦略商品としての大島紬　125
1　基幹産業の大島紬　125
1）大島紬の歴史　125
2）平和産業の制限　128
４節　米軍政府下における紬産業　129
1　米軍政府に紬製造許可申請　129
1）生産減少の要因　129
2）ガリオア資金　130
５節　自由貿易の道　131
1　民間貿易における紬業界の動向　131
1）「奄美大島に関する決議案」　131
2）日本本土との間の商取引条件　132
3）「伝統工芸品産業法」の制定　133
4）大島紬の韓国生産問題　133
5）大島紬産業の現状　134
6）大島紬の生産工程　134
（1）奄美大島紬の特質　134
（2）奄美大島紬の工程　135
7）紬業界における雇用関係の推移　141

注　142
参考文献　143

第２部　米軍統治下における非正規交易の形成過程
―米軍統治下の非正規交易の形成過程と実態像―

第５章　口之島における非正規交易組織　147

１節　奄美群島と日本本土との間の地域間交易　147
1）道の島ルート　147
2）奄美諸島およびトカラ列島ルートの重要性　149
２節　国境線上の口之島　149
1）北緯 30 度～ 29 度間のトカラ列島　149
2）三島村と十島村　150
3）口之島の特質　150
３節　国境線北緯 30 度　153
1）日本国と外国との間の国境線　153
2）GPS 実測標記モニュメント　154
４節　不法越境による非正規交易が展開された背景　154
1）非正規交易の拠点の島　154
2）島内のセリイ岬と赤瀬地域は日本　155
５節　非正規交易の仕組み　155
1　非正規交易船のシステム　155
1）チャーター船とグループ化　155
2）非正規交易船システムのパターン　156
a）非正規交易船・システム１　156
b）非正規交易船・システム２　157
c）非正規交易船・システム３　158
d）非正規交易船・システム４　159
3）非正規交易船の出港地とルート　160

6節　口之島青年団組織　160
1　口之島青年団組織と役割　160
1）組織の結成　160
2）組織の規約　161
7節　非正規交易船からの荷の移動　162
1）青年団組織による荷役作業　162
2）青年丸による物資の仕分け　163
3）西之浜における物資の流通段階　163
8節　西之浜集落の形成　164
1　本集落と西之浜集落　164
1）青年団組織による小屋建造　164
2）「浜街繁華街」　165
3）日本返還後の西之浜集落　167
9節　まとめ　168
注　170
参考文献　171

第6章　米軍統治下における奄美と沖縄との間の非正規交易
―与論島と国頭村奥集落を中心として―　173

1節　奄美群島与論島と沖縄島国頭村奥集落の流通　173
1）研究の背景　173
2）研究目的　176
3）研究方法　177
2節　奄美群島最南端地域と沖縄島最北端地域の交流　177
1）奄美群島最南端与論島の経済圏　177
2）沖縄島の国頭村奥集落の経済圏　178
3節　第二次世界大戦前の奄美と沖縄との間の物流　180
1）与論島における戦前の寄留商人による商業地域の展開　180
2）奥集落における経済的な核としての共同店　182
4節　第二次世界大戦後の奄美群島与論島と沖縄島国頭村奥集落の交易の構造　184
1）与論島と奥集落との間の交易　184
2）奥集落における経済構造の構築　186
3）奥集落の物流の仕組み　189
4）非正規交易の拠点となった与論島における交易の構造　192
5）戦前と戦後の正規交易の動向　195
5節　奄美群島の日本返還後における交易の構造　197
1　交易の変遷　197
1）北緯27度の境界線における交易　197
2）交易地域の変容と地域構造　199
6節　まとめ　202
1）交易拠点地域の変遷　203
2）人的ネットワーク　203
3）交易物資の変容　203
注　204
参考文献　206

第7章　米軍統治下の奄美における正規交易に対する非正規交易の補完関係　208

1概況および本章の目的　208
2先行研究　209
3研究対象地域　210

1節　米軍統治下における正規交易政策　210
1）米軍政府による直轄組織機構　210
2）正規交易の発展段階　211
3）LC（Letter of Credit）・民間交易の展開　212
2節　正規交易を補完する非正規交易の展開　215

1）軍政府の闇船取締の適用範囲　215
2）正規交易を補完する非正規交易の発展段階　217
3節　拠点としての口之島　218
1）ブラックマーケット化した拠点の島　218
2）奄美における非正規取締件数と検挙者数　221
4節　非正規交易拠点の与論島　222
1）拠点の島が入れ替わる　222
2）非正規交易品の価格設定と交換品　224
5節　まとめ　225
注　227
参考文献　230

第3部　商業圏の形成と展開

第8章　豊かさの原点を「市場」経済にみる　235

1節　「市場」は豊かさの原点　236
1）青空市場の形成　236
2）米軍政府の食糧対策　236
2節　「永田橋市場と栄橋市場」の形成過程　238
1）二つの「市場」　238
2）「市場」は、情報、消費、物流の拠点　242
3節　産業の勃興　243
1 製造所や商店を自力で立ち上げた事例　243
1）配給メリケン粉活用の製品化　243
2）地域産物の活用による諸産業の勃興　244
3）米軍政府の配給物資によるリサイクル　245
4）コモンズの利用による商品化　245
5）循環型自立　246
4節　「公設永田橋市場」　247
1）公認された需要と供給の場　247
2）特徴的な商品構成　249
5節　自立経済　251
1）女性達の役割　251
2）事例1　251
3）事例2　252
4）事例3　253
5）「市場」の発展過程　253
6）日本返還に賑わう「市場」　255
6節　「市場」の変遷　256
1）「市場」の移転問題　256
2）「新永田橋市場」　257
3）米軍統治下の食糧不足を補完した「市場」の衰退要因　260
7節　まとめ　260
注　263
参考文献　269

第9章　米軍統治下における商業空間　271

1節　奄美における商業圏の形成過程　271
1）歴史にみる奄美の商業圏　271
2）黒糖自由取引　272
2節　商社の形成過程　273
1）第1期商社の事業展開　273
2）第2期商社の事業展開　275
3節　商業圏の拡大　277
1）奄美商人と寄留商人による商業圏　277
2）第3期商社の展開　277
3）奄美大島の法人企業　279
4節　奄美大島における企業の展開　281

1）第 4 期商社の展開　282
5 節　三つの商店街の構築　285
1）商店街の形成　285
2）三つの商店街の構築　287
3）自立経済　292
6 節　商店街組織　294
1）開業年次別店舗　294
2）資本金別店舗数　295
3）業態別店舗数　296
4）従業員数別店舗数　298
5）店舗坪数　298
7 節　勃興期　299
1 奄美経済の発展期　299
1）1956 年の奄美における商工業の展開　299
2）商工業の分類および業種　300
8 節　まとめ　303
注　304
参考文献　304

第 10 章　奄美有良集落における食糧生産および名瀬との間の流通　306

1 節　軍政府の配給制度　307
1）配給システム　307
2）青空市場の出現　307
2 節　食糧生産地としての二つの集落　308
1）奄美大島における黒糖生産地の歴史　308
3 節　有良集落と芦花部集落の概要　309
1）有良集落の特徴　309
2）芦花部集落の特徴　309
4 節　有良集落と芦花部集落の交通機関　312
1）海上交通　312
2）大板付舟（ふう舟）　313
3）船漕ぎイト（労働歌）　314
4）舟小屋　315
5）動力船の運航　316
6）陸上交通　316
5 節　有良集落と芦花部集落における産業　317
1）耕作地名と所有者　317
2）農業分野　317
3）生産分野　318
6 節　藩政時代の黒糖生産地跡の再利用　319
1）有良地域を中心として　319
2）黒糖生産跡地の再利用による食糧生産過程　319
3）藩政時代の黒糖生産跡の段々畑の石積　320
4）開墾棚畑の生産過程　322
5）有良地域のアラジウチイト（労働歌）　323
6）徳之島崎原地域の労働イト　324
7 節　私的所有権の確定　324
1）地租改正　324
2）測量の方法　325
8 節　循環システムによる共同体方式　325
1）有良集落のユイワク　325
2）共同体の平等性　327
9 節　有良集落と名瀬との間の交易　327
1）海路と陸路　327
2）有良集落と名瀬との間における産物の流通　328
3）名瀬における仲買人との交渉　328
4）市場の需要と供給　329
10 節　まとめ　330

注　331
参考文献　333

第４部　米軍統治下における人口動態

第 11 章　奄美群島における日本復帰運動　337

１節　歴史的「2・2 宣言」　337
1）重大な覚書　337
2）奄美群島日本復帰請願　338
２節　奄美群島日本復帰協議会　339
1）「奄美大島日本復帰協議会」結成　339
2）趣意書　340
3）日本復帰請願の署名運動　341
３節　請願書　343
1）奄美群島即時完全復帰・請願書　343
４節　陳情嘆願書　345
５節　対日講和条約　346
1）対日講和条約調印　346
2）サンフランシスコ講和条約第三条　346
3）日本政府への嘆願書　349
4）琉球統一　351
６節　ダレス声明　352
1）奄美復帰の父　352
2）ダレス声明による内外記者団会見　353
７節　奄美群島の日本返還　356
1）奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定　356
2）奄美返還式　362
3）日本の主権回復　362
4）日本政府との間における通貨切替え　364
８節　日本復帰運動史　365
1）奄美群島日本復帰史年表　365
2）復帰運動の回顧　372
3）まとめ　373
注　375
参考文献　379

第 12 章　米軍統治下における奄美諸島と沖縄諸島との間の人の移動と非正規交易　381

１研究目的　381
２先行研究　382
１節　奄美から沖縄への人口移動　384
1）沖縄への移動過程　384
2）沖縄への移動先　385
２節　沖縄における就業の展開　388
1）コザ市とその周辺における行政区別の奄美出身者の事業者　388
2）那覇市における奄美出身者の物流に関係した事業所　389
3）奄美から沖縄までの移動過程　390
4）非正規渡航と物資の移動　392
３節　奄美群島の日本返還　394
1）奄美出身者臨時登録制　394
2）琉大大島分校開設　395
3）拠点としての与論島　395
４節　まとめ　398
1）人的ネットワークによる奄美から沖縄への人口移動の特徴　398
2）人的ネットワークによる人の移動と非正規交易の

生成　398
3）人の移動と非正規交易の変遷　399
注　400
参考文献　402

第 13 章　米軍統治下の奄美における人口動態
―沖縄中心商業地区の奄美出身者の集団社会―　404

1 節　人口移動の推移　404
1）人口推移　404
2 節　奄美群島の人口動態　405
1）1920 ～ 1960 年の人口推移　405
2）奄美の町村から中心地への移動　406
3 節　沖縄における中心商業圏と奄美出身者の社会集団　407
1）奄美から沖縄への人口の移動過程　407
2）奄美郷友会の結成　407
4 節　就業地域　408
1）就業の仕分け　408
2）就業の業種　408
5 節　コザの中心商業地区の形成　411
1）コザ商業地区の発展段階　411
2）コザ歓楽街　412
3）人口移動とコザ　413
4）移動の変遷　414
6 節　まとめ　415
1）人的ネットワークによる移動　415
2）渡航の自由　416
注　417
参考文献　417

第 14 章　奄美から沖縄への移動
―奄美から沖縄へ移動した人物の永住までの事例―　419

1 節　沖縄の再建期　419
1）沖縄へ移動　419
2）経済活動　420
3）27 度線越え　420
2 節　勉学と経済活動　421
1）大志に向かって　421
2）職域と居住地の変遷　422
3）芸術活動　423
3 節『目で見る　養秀百三十年』の養秀人物録　423
1）輝かしい先輩たちの足跡　423
2）翔く世界　424
3）芸術を通して社会貢献　424
4 節　まとめ　425
注　426
参考文献　429

第 15 章　総括
―米軍統治下の自立的思考に育まれた奄美経済―　430

1、自立経済の展開とその背景　430
2、ミスマッチな政策　431
3、機能しない政策　432
4、カツギ屋による食糧補完　432
5、食糧不足を補完した食糧生産集落　433
6、生活必需品の補完　433
7、地域産業の勃興　434

8、奄美の未来を踏まえた非正規渡航と群民運動　435
9、軍政府の奄美に対する処遇の詳細　435
10、税源と教育問題　436
11、沖縄における外国人となった奄美の人々　436
12、まとめ　437
参考文献　438
あとがき　439
協力者一覧　447
索　引　449

第１部
研究目的および奄美群島の概要と米軍統治下における政策

終戦直後の奄美群島の米軍統治の状況を軸に、米軍統治下のさまざまな政策によって翻弄される奄美群島民と、非正規交易（地元では「密貿易」と呼ぶ）の発生過程とその実態と変遷、また軍政府による非正規交易の取締りと政策の変化による非正規交易と正規易の関係などについて論じる。

第１章　研究目的および奄美群島の概要

１節　はじめに

1945 年 8 月 15 日、第二次世界大戦終戦（以下、終戦）のポツダム宣言受諾から半年後の 1946 年 1 月 29 日、日本政府は連合国軍総司令部から日本の施政権が及ぶ範囲に関する指令第六七七号「若干の外郭地域を政治上、行政上、日本から分離する事に関する覚書」を受け取り、この覚書によって、北緯 30 度線以南の南西諸島などは日本から行政分離される事が明らかにされた。奄美へは同年 2 月 2 日に伝えられたために、地元では「2・2 宣言」と呼ぶ。

この行政分離により、北緯 30 度以南のトカラ、奄美、沖縄における日本政府の行政権は米国軍政府（以下、軍政府）に移管されることになり、鹿児島県の屋久島と口之島の間に国境線が引かれた。口之島以南の南西諸島は外国の位置付けに等しい状況となり、日本本土との自由渡航も停止されたのである。

南西諸島の各地域は軍政府統治から数年から数十年の歳月を経て、日本政府へ返還された。その経緯は以下の通りである。

1952 年にトカラ列島が日本に返還され[1)]、1953 年には、奄美群島が「奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」によって日本に返還された[2)]。1972 年には沖縄が「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」に基づいて日本に返還[3)] された。

1945 年の終戦から 1953 年の日本返還に至るまで、8 年間に及ぶ奄美群島の民衆の生活を支え、経済の原動力となったのは、生活者が生活のために行った非正規交易であった。その成り立ちと島民の生活に及ぼした影響や地域的展開はどのようなものであったのか。

本著は、奄美出身者である著者が、実際に体験もしている米軍統治下の奄美の状況について、経済史的・地理学的観点を中心として明らかにしよ

うとするものである。

2節　本著の目的とそのための視点

終戦直後の行政分離によって、奄美群島では、戦前に日本本土での消費を目的に生産されていた黒糖や大島紬が市場を失う結果となり、海上ルートによって生活必需品全般におよぶ物資を日本本土から移入して成り立っていた経済構造は崩壊した。

戦災によって生活必需品の鍋・釜・茶碗・建材（釘）、学用品に至るあらゆる物資の極度の不足におちいり、物資入手のために多くの奄美群島民が「海上封鎖」を乗り越えて非正規交易ルートをたどることになった。

本著は、第二次世界大戦直後において、施政権が日本政府から米軍政府に移管された地域が、「海上封鎖」を乗り越えて「物の流れ」と「人の移動」を行ったという特異性を学術的な立場から探る事を目的としたものである。

研究にあたって採用した視点として以下の３点がある。

①日本本土から分離された特異な歴史の中で「物の流れ」と「人の移動」がどのように行われたか、その特性をたどる。

②米軍政府統治の空間的特性を地域社会集団の側面から考察する。

③人為的な事実上の国境線を越えた「物の流れ」と「人の移動」が意味したものについて考察する。

人間の生活において、人の集う社会空間で行われる交換は、各自の利得を目的とする財の相互的移動であり、互酬と再分配によって成立する。部族社会においては、互酬が支配的役割を担う。発展段階の諸社会は再分配的である。発展段階の諸社会の外国交易には、互酬原理による再分配的な重要性[4]が残っている。

このように社会空間は自然発生的かつ必然的に交換によって成り立ち、特に遠隔の交易には地理的に交通路の利便性が重要性を持ち、そこを中心に需要と供給が活性化されて、生産と分配による経済活動が作用して市場が展開される。いわゆる動機、制度、および法則によって支配される経済的な社会空間を形成する。

人間の生活には、そこにない物を獲得するための基盤が必然的に生じ、それは二位方向性の交易で、海路、陸路の運営機関によって展開される。

3節　先行研究

米軍統治下の奄美に関わる従来の研究としては、主として政治・行政・経済的な側面からマクロに分析されてきた。エルドリッヂ（2005）は、日本の政治外交史と日米関係、戦後奄美と沖縄の歴史や社会運動など日米関係について論述している[5]が、生活者の側面からは捉えていない。

皆村（1995）は、連合国軍が占領支配下で実施した日本・ドイツ・イタリアの「改革」において、国際環境や実施主体、範囲などで生じた「改革」の相違が、日本、ドイツ、イタリアの社会経済を左右したか、などの占領と改革の比較研究を行い、また、無条件降伏による戦争終結から海外領土の放棄と異民族による日本国土の分割支配、戦争責任問題、戦後の民主的諸改革や非軍事化と平和国家の建設と平和外交などを定めた日本国憲法の制定、サンフランシスコ講和条約などの戦後日本の形成と発展について論じており、その中で国際的および日本全体の中での奄美の位置づけを明らかにしている[6]。

また、皆村（1988）は、近代期における奄美と日本本土との経済的関係を分析した著書の中で、「独立予算制度と奄美経済」において、1888（明治21）年の大島郡予算の鹿児島県本土予算からの分離について論じている。これは、当時の奄美が経済的に本土支配に置かれていた状況を論じたものであり、第二次世界大戦後（以下、戦後）の米軍統治下に置かれた奄美を考察するにあたって、その歴史的背景を明らかにする論考である[7]。

西村（1993）は、1888（明治21）年以降から今日までの約百年間の歴史と、戦後占領期の異民族支配から日本復帰までの復帰運動史などを論述した[8]。また、奄美と同様に米軍統治下に置かれた沖縄についての論考として、松田（1981）は、沖縄の終戦から日本復帰までの経済的過程を主に通貨を通して分析し、異民族支配下の中で翻弄された地域経済について論

述している。米国軍政下の中で地域経済を支えたものが非正規交易であり、沖縄においても行われていた点についても触れている[9)]。

石原（2000）は、琉球列島最西端の与那国島を中継地として行われていた台湾、沖縄、日本などの非正規交易の実態を社会学的視点から明らかにしている。しかし、日本本土との非正規交易についても沖縄との関係からみたものであり、奄美における非正規交易をとりあげたものではない[10)]。

米国軍政下の沖縄において、米軍基地に関わる特異な都市形成や地域変化に着目したものとして次のような論考がある。

杉村（1968）は、那覇市の商業地域と機能の特色を論じ[11)]、中山（1971）は、「自然発生的青空市場」が、1947 年ごろ那覇における商業的機能の戦後最初の出現で、この「青空闇市」が那覇市の商業中心地形成に重要な意義をもつと論じている[12)]。田里（1971）は、戦後の沖縄コザ市の都市形成について論じ、特に市場が自然発生し、露天市の闇市から出発し、やがて商店街を形成、都市に発展する経緯を明らかにしている[13)]。また堂前（1997）は、周辺に形成された「基地のまち」をインド人や沖縄島北部出身者の社会集団との関係で論じている[14)]。それぞれの論考からは政治、行政、経済、地理学の分野においての一定の研究成果が見られる。

一方、米軍統治下という異民族支配下に置かれた地域住民の生活の視点からは、非正規交易の体験談的記述が奄美群島の各市町村誌の中に見られ、貴重な資料となっている[15) 16) 17) 18) 19) 20) 21) 22) 23)]。

しかし、戦後米軍統治下におかれた奄美群島の物資不足の中で行われた「非正規交易」についての論考は極めてまれであり、総体的には看過されている。

また一方、地理学的観点からは、従来このような非正規交易が、地理学研究の中で取り上げられることはなかったが、著者は、米軍統治下の奄美群島における非正規交易の実態を地域的視点から考察し、奄美群島での非正規交易船の出入りに関わる地域的特質を明らかにしてきた（三上、2008）。また、課題として残されていた、奄美群島と日本本土との間の非正規交易による物資の地域的移動の仕組みについて、米軍統治下における日本本土との境界線、北緯 30 度線上の口之島において展開された非正規

交易の実態を通して、奄美群島と日本本土との間の非正規交易による人および物資の地域間交易関係を明らかにしている。（三上、2009）

本著は、これら先行研究の成果をふまえながらも、それらでは十分論じられていなかった生活者の視点を重視し、また法を逸脱した行為であったために、長い間多くが語られてこなかった非正規交易の実態に光をあてることで、終戦直後から日本返還までの間の奄美・沖縄地域の経済圏の特異性を体系的に描き出そうとするものである。従来、否定的に考えられてきた非正規交易を、「戦後混乱期の奄美・沖縄地域における市民レベルでの自発的・自律的な経済圏・商業圏の形成の原動力であった」という位置づけにより肯定的に捉える試みである。

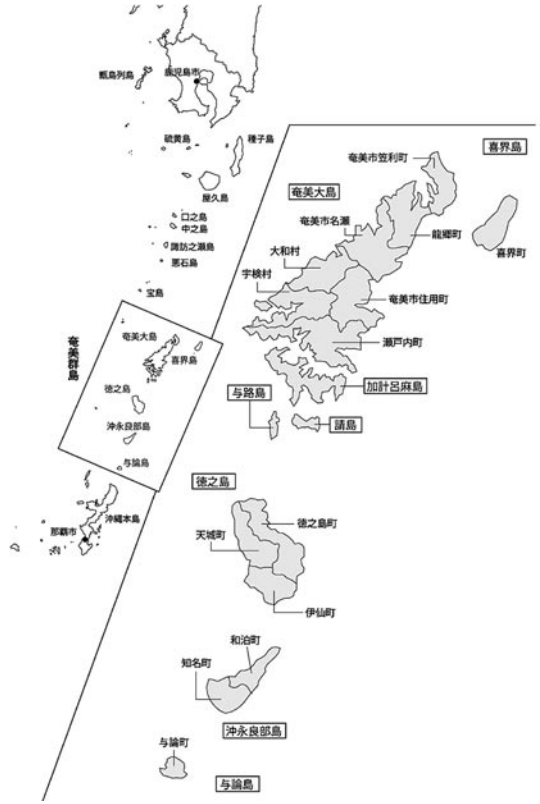

図１　奄美群島の位置

4 節　研究対象地域

奄美群島は、鹿児島から台湾まで広大な東シナ海と太平洋に挟まれるように連なる、およそ 1200km に及ぶ南西諸島の中央に位置している。

北緯 27 度～ 29 度、東経 128 度 18 分～ 130 度の範囲に存在する、奄美大島と加計呂麻島・請島・与路島・喜界島・徳之島・沖永良部島・与論島の有人の 8 つの島々をまとめて奄美群島という。

奄美市（1946 年 7 月名瀬町から市制施行で名瀬市、2006 年 3 月名瀬市、笠利町、住用村が合併し奄美市）は、鹿児島市の南南西約 380km、沖縄（那覇市）から北北東約 280km に位置する。

終戦直後の奄美群島の総人口は 204,427 人、主要都市は名瀬市（現奄美市）で、政治、経済、行政の中心をなしている。戦前までは日本本土との交易は海上交通のみであり、名瀬港を拠点として経済活動が盛んに行われていた。

第二次世界大戦の敗戦後、指令第六七七号で、“日本領土と主権がおよぶ範囲” が決定された。

連合国軍総司令部指令第六七七号の “日本規定”

連合国は、日本が 1945 年 8 月 14 日に降伏し、9 月 2 日降伏文書に調印すると、連合国軍総司令部を東京に置いて、ただちに “カイロ宣言” と “ポツダム宣言” の決議を実行しはじめた。

連合国軍総司令部は 1946 年 1 月 29 日、「若干の外郭地域を政治上、行政上日本から分離する事に関する覚書」という指令第六七七号を発令し、日本政府に送った。

この指令（覚書）は、日本の降伏文書の内容を実行に移すため、“日本領土と施政権がおよぶ範囲” を決定したものである。連合国軍総司令部はこれに “日本の規定” という言葉を使ったが、ここには日本の領土と政治的、行政的権限行使の範囲が明確に定義づけられている。その第 3 条ではこうなっている。「この指令の目的を実行するために、日本領を次のように規定する。日本の四州（本州、北海道、九州、四国）と隣接した約 1,000 個の小島を含む。これらに含まれる島は対馬島および北緯 30 度以北の琉球（南西）諸島（口之島を除く）である（以下略）」。

奄美市には、日本本土や島々を結ぶ海上交通の中心・名瀬港がある。また、名瀬は南北に延びる奄美大島の各集落を結ぶ陸上交通の中心地であり、そこから生活空間が形成されていた。著者はこれまでも名瀬を中心として、戦前戦後の生活空間の形成について研究を進めてきた。

そこの中で明らかになったことは、海上交通が、歴史的に島々の生命線ともいうべき重要な役割を担っており、社会的、経済的に人々の生活にさまざまな影響を及ぼしていることである。

5 節　研究方法

実態調査として聞取りに多くを依拠している。

著者の出身地であり、幼いながらも米軍政下の時代を体験してきた現場でもある奄美大島を主眼に、非正規交易を起点に構築された商店街や、「市場」の闇取引に関わった人、現在も継続して商っている数少ない商店主や住民からの聞取り調査および資料収集を重ねて検証を行った。戦後 60 年近くなると高齢化と世代交代や廃業などにより、調査は困難をきわめた。

異民族支配という、特異な生活空間を基軸に考察するものであるが、生活者の側面を主にした分野の体系的な研究は従来なされておらず、なお当時の闇取引や非正規交易に関わる統計書などのデータも欠落しており、資料があったとしてもわずかに当時の新聞に散見される程度で、資料不足の厳しい条件下の作業であった。

6 節 奄美群島の地域的特質と歴史の概観

1）奄美群島の地理的・経済的特性と海上交通の重要性

日本列島沿いに北流する黒潮の道には二つの難所があり、その一つは屋

久島、種子島と奄美大島の間に連なるトカラ列島を西から東に横断する七島灘である。この灘の三角波は高度の操縦技術と近代化された船でないと航海が困難といわれる。もう一つは三宅島、八丈島の間の俗に黒瀬川の異名の海域が古くから知られている。

トカラ列島の海上には、東西に引かれた「渡瀬線」と呼ばれる生物地理学上の境界線があり、その南北で生物層が一変する。南に位置する奄美群島は、四季を通じて温暖な海洋性亜熱帯気候である。亜熱帯樹木のガジュマルや蘇鉄が茂り、ハブ（毒蛇）や野鳥のルリカケス（国指定の天然記念物）、アカヒゲ（同）、アマミノクロウサギ（国指定の特別天然記念物）など、11 種類の天然記念物が生息する等、奄美群島独自の世界的にも希少な固有種の動植物が多く生息している[24)]。

四方が海に囲まれた島では、海産物や豊富な自然の産物にも恵まれ、亜熱帯気候に属する作物の生育に適している。砂糖黍から加工される黒糖、風土を生かした基幹産業の大島紬、穀物類（島アズキ･ジ豆）、青果類（島バナナ・かんきつ類・その他）の特質をもった産物がある。

現在、奄美では、奄美の希少な自然環境を政府が、世界遺産条約関係連絡会議を開き、世界自然遺産の候補地として、ユネスコの暫定リストに掲載することを決定した。環境省は早ければ 2015 年にユネスコへ申請し、2016 年夏の世界自然遺産委員会で登録を目指すことになっている。

文化的には遣唐使船の海上交通の要路として、南方文化と北方文化が交差して独自の複合的な文化が形成されたと考えられる。奄美群島において現在では日本で失われたといわれる基層的な文化が伝承されている。

日常の言語、風俗、習慣、歌謡などは、日本最古の歴史書である古事記、万葉集など日本の古典文学の面影が色濃く残っているといわれている。

南方文化と北方文化の重層した複合文化は、島民によって今日まで伝承されて保存されている。特に奄美の伝統的なシマ歌の「歌掛け」は、即興の見事さの中に情緒と知的感覚の高さがみられ、日本では失われた基層文化の面影が色濃く残っているような文化として伝えられ、互いに思いを掛け合う「歌掛け」によって、コミュニケーションが保たれ、生活と一体となり人々の生きる力になっている。

また､諺は､「しま口」と呼ばれる集落ごとに異なる方言群と一体となり、生活文化と密接な関わりを内包していて、先人たちによる人生の道しるべとして古来から広く伝えられてきた。著者が編んだ「奄美諸島の諺集成」は言語、風俗、習慣、歌謡などを集大成し、教訓、心理、風刺を交えた社会一般に関する人生の指針として、ものの見方や思考力を表現したものである。時代を超越して受け継がれた生活の知恵、社会の秩序、礼節の基本でもあり、歌謡などの歌詞には諺が多く用いられて歌い継がれている。

例えば、「花なれば匂い枝ぶる なりふりはいらぬ人はこころ」。意味は、「花は匂いと枝ぶりが見事なほどいい、人は外観ではない内面的な心のもちかたが大切である」と教えている。また、「家慣（やーな）れが 外（すとぅ）なれ」という諺では、「家での習慣が外にでた時に現れる」。即ち家庭できちんと躾をしていないと、社会で礼節を欠くのだと表現して教えている。諺は知的情報の宝庫であるといえる[25)]。

奄美大島は 712km^2 の面積をもち、その温暖な気候から砂糖黍の生産に適する。また、泥田に含まれる鉄分が天然染料として、奄美の特質を持つ絹織物の生産に活用されている。

1926（昭和元）年から 1938（昭和 13）年の主要産業は、大島紬、黒糖、他に鰹節・枕木・百合根（百合根は国の重要輸出品）・蘇鉄などである。四方を海に囲まれた海洋資源活用の鰹節産業は、黒糖、大島紬に次いで三大産業の一つであった。現在も百合と蘇鉄は海外貿易品として輸出されている。

交易の手段は唯一海路であった。海路によって、戦前まで群島の特産品の黒糖は日本本土を主な市場として生産されて移出され、生活物資は日本本土から移入された。この交易に、島々の経済は左右され、同時に島民の生活は支えられていた。この重要な海路が敗戦によって封鎖されることになる。地理的に日本本土との境界線が北緯 30 度に引かれ、交易の道は閉ざされた。

著者はこれまでも名瀬を中心として、戦前戦後の生活空間の形成について研究を進め、そこで明らかにされた事は歴史的にも海上交通が、島々の生命線ともいうべき重要な役割を担って、社会的に経済的に人々の生活に

さまざまな影響を及ぼしているという事である。

2）奄美群島の歴史概観と第二次世界大戦直後の経緯

奄美群島は15世紀頃から17世紀初期までは、琉球王国の統治下にあり、奄美群島では「那覇世」と呼んでいる。1609年薩摩の琉球侵攻によって薩摩藩直轄下に置かれ「大和世」、第二次世界大戦後は「アメリカ世」と呼び、トカラ列島・沖縄と共に米軍統治下に置かれる。

薩摩藩の直轄時代には、藩の交換する生活必需品は高価に、島民の生産する黒糖は低価格に見積られた。この二重の不等価交換によって、黒糖をめぐる260年に及ぶ苦難の歴史がある。明治近代化政策によって、藩政の圧制から解放されたが、鹿児島県は旧武士の救済事業的な「大島商社」を設立、黒糖の一手売買の契約を成立させて事業展開し、黒糖を低価格に見積もり交換商品は高価に見積もるという不等価な取引を成立させていた。その商社が解体されると1878（明治11）年頃に鹿児島、大阪などから寄留商人が来島し、商品価値の高い黒糖の取引を目的に商業活動に従事したが、第二次世界大戦が激しくなると寄留商人は撤退したのである。

奄美群島は1945年9月2日の日本の降伏文書の調印から約半年間は、日本政府の下にありながら、実態は日本本土から孤立した状態に置かれる。

終戦の知らせから間もなく焦土となった名瀬の焼け跡に、焼けトタンや釘、疎開小屋を解体した木材等の資材を組み合わせて、バラックが方々に建てられ、また、各地域からの移住者が次第に増加して、戦後の第一歩が始まったのである。

いよいよ見知らぬ米軍が進駐してくると住民が不安に駆られていた頃、隣組から米軍を迎える注意事項が回覧されてきた。それによると、礼儀を守り調査には必要以上の言及をしない事、特に婦女子はモンペ着用して、一応山手に隠れる事等であったのである。

奄美群島に米軍が日本軍武装解除と調査を目的に来島し、徳之島を皮切りに全諸島を次のように3ヶ月にわたって調査を行っている。具体的には、1945年9月21日、米軍第10軍司令部カンドン大佐一行10名が徳之島の天城村・平土野港に降伏の手続要務で上陸し、公式手続を行っている。

図２　空襲による大火災のあとが生々しい名瀬　　1945年7月21日、米軍撮影
『奄美沖縄環境史資料集成』（南方新社 2011）より

同年9月26日、加計呂麻島・実久村瀬相で日本陸海軍の武装解除を行い、9月30日、米軍将兵60余名がジープ10台余の編列で名瀬に来駐して調査を行っている。10月3日には二陣が、喜界島、十島村の調査後、名瀬に来島。11月30日にはジャクソン海軍少佐一行が名瀬を中心に調査、その後沖永良部島、与論島へ回っている。この様に数回に分けて奄美大島および離島の全ての調査を行っている。

1946年1月29日、沖縄基地司令官兼軍政府長官ジョン・デール・プラ

イス海軍少将、同副長官シー・アイ・ムレ海軍大佐一行５名が名瀬を訪れ、大島支庁長に「プライス通告」すなわち軍政統治の予告をしたのである。同年２月２日、奄美群島を含む北緯30度線以南の南西諸島は、連合国軍総司令部覚書（指令第六七七号）によって、日本政府から行政分離される事が明らかにされ、米国海軍軍政府の支配下におかれることになる。この覚書は、奄美群島の異民族支配を決定した歴史的なもので、２月２日にラジオ放送されたことから、後に民衆は「2・2宣言」と呼ぶようになる。

それまでの日本本土との交易は断絶され、戦前は日本本土の消費を目的に生産されていた黒糖が市場を失う結果となり、さらにあらゆる生活必需品を含む物資を日本本土から移入していたために、極度の物資不足に陥ることになった。同時に奄美群島民が軍政府時代と呼ぶ戦後史の幕開けでもあったのである。

戦後は、名瀬では焼土となった至る所で、釘や焼けトタンなどを拾い集め再建を目指す情景が見られる。さらに本土との海上交通が禁止された２月４日以降は、従来のように遠隔地からの移入ができない状況となり、戦時中に所有していたわずかの物品のバーターによる闇取引が日常的に行われるようになったのである。食糧、生活物資不足の貧窮した状況下に追い込まれる。

日本本土との正規の交易は断絶したが、一方で生活を成り立たせるために、封鎖された海上をわずか３トン程の小船に黒糖を積み込み、命がけの密航（以下、非正規渡航）を果たすようになる。やがて盛んにこの非正規交易が行われるようになり、島の人々の生活を支える重要な役割を担うようになったのである。

注

1）連合国軍総司令部覚書（1951年12月５日付、第六七七/1号）によって、1952年日本に返還された。

2）「公文書資料」「奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定及び関係文書･御署名原本･昭和28年･条約第三十三号」国立公文書館。1953年12月25日、奄美返還は実現した。
条約は１条～９条と付属書からなり、その付属書には「奄美群島とは、北方北緯29度、南方北緯27度、西方東経128度18分、及び東方東経130度13分を境界線とする区域内にあるすべての島、小島、環礁及び岩礁をいう」と記されている。

3）「公文書資料」「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定及び関係文書・御署名原本・昭和47年・第13巻・条約第二号」国立公文書館。1972年５月15日沖縄は返還された。

4）K・ポランニー『人間の経済1』玉野井芳郎・栗本一郎訳、P99、P100。再分配がのちのローマ帝国で重要となり、今日近代工業諸国家において実際に力を増しつつある。
P105「暮らしは第一に、経済的動機を通じ活性化され経済的諸制度によって保障され、経済的諸法則によって支配される」と人間の生活を支える財の移動がされる。

5）ロバート・D・エルドリッヂ『奄美返還と日米関係』南方新社（2005）

6）皆村武一『戦後日本の形成と発展 占領と改革の比較研究』日本経済評論社（1995）

7）前掲『奄美近代経済社会論』晃洋書房（1988）

8）西村富明『奄美群島の近現代史 明治以降の奄美政策』海風社（1993）

9）松田賀孝『戦後沖縄社会経済史研究』東京大学出版会（1981）

10）石原昌家『空白の沖縄社会史 戦果と密貿易の時代』晩聲社（2000）

11）杉村暢二『沖縄の経済を反映した那覇市の商業機能とその特色』経済地理学年報第14巻第２号（1968）

12）中山満『名瀬市の商業地域の性格と課題』地理、第16巻第１号P117～121（1971）

13）田里友哲『コザ市の都市形成についての―考察』沖縄文化研究所、第１号（1971）

14）堂前亮平『沖縄の都市空間』古今書院（1997）

15）名瀬市『名瀬市誌・下巻』P277～281

16）瀬戸内町『瀬戸内町誌・歴史編』P564～567

17）喜界町『喜界町誌』P539～540

18）徳之島町『徳之島町誌』P361～366

19）天城町『天城町誌』P908 ～ 910
20）伊仙町『伊仙町誌』P288 ～ 320
21）和泊町『和泊町誌・歴史編』P842
22）知名町『知名町誌』
23）与論町『与論町誌』P424
24）伝統食材に、島ウリ、ツワブキ（ツバサ）、冬瓜、ヘチマ、高菜、大根、パパイヤ（青いパパイヤを野菜として、炒め物や漬物の食材）、キャベツ、タイモ、水前寺菜（ハンダマ）、マコモ、竹の子（キンチョ竹）、クワイ、芋、ラッキョウ、ニンニク、自然芋（コシャマン）、サトイモ。
　果物は、代表的な島バナナ、島みかん（近年は改良種・タンカン・ポンカン）、近年は、スモモ、パッションフルーツ、マンゴーなどが栽培されている。
25）三上絢子編著『奄美諸島の諺集成』南方新社（2012）

参考文献

天城町『天城町誌』天城町誌編纂委員会（1978）
鹿児島県『奄美大島の現況』（1953）
奄美群島政府『奄美大島関係条約及び法令集』鹿児島県（1954）
『奄美史料』（24）広報 15 ～ 30 号 臨時北部南西諸島政庁（1948）
奄美群島政府『群政しおり 第 3 号』奄美群島政府（1951）
石原昌家『空白の沖縄社会史』晩聲社（2000）
伊仙町『伊仙町誌』伊仙町誌編纂委員会（1978）
沖縄県『沖縄県史』沖縄文化振興会、公文書管理部史料編集室（2005）
大蔵省大臣官房調査部（『調査月報』第 40 巻・特別第 4 号 大蔵省大臣官房調査部（1951）
喜界町『喜界町誌』喜界町誌編纂委員会（2000）
杉村暢二『沖縄の経済を反映した那覇市の商業機能とその特色』経済地理学年報第 14 巻第 2 号（1968）
瀬戸内町『瀬戸内町誌 歴史篇』瀬戸内町歴史編纂委員会（2007）
田里友哲『コザ市の都市形成についての―考察』沖縄文化研究所 第 1 号（1971）
龍郷町教育委員会『龍郷町誌』龍郷町誌歴史編さん委員会（1988）
知名町『知名町誌』知名町誌編纂委員会（1982）
徳之島町『徳之島町誌』徳之島町誌編纂委員会（1970）
堂前亮平『沖縄の都市空間』古今書院（1997）

名瀬市『名瀬市誌・下巻』名瀬市誌編纂委員会（1972）
中山満『名瀬市の商業地域の性格と課題』地理、第 16 巻第 1 号 P117 ～ 121（1971）
西村富明『奄美群島の近現代史 明治以降の奄美政策』海風社（1993）
松田賀孝『戦後沖縄社会経済史研究』財団法人東京大学出版（1981）
三上絢子『米軍統治下の奄美経済』国学院大学大学院経済研究科（2003）
皆村武一『戦後日本の形成と発展 占領と改革の比較研究』日本経済評論社（1995）
皆村武一『奄美近代経済社会論』晃洋書房（1998）
三上絢子『奄美諸島の諺集成』南方新社（2012）
村山家国『奄美復帰史』南海日日新聞社（1971）
与論町教育委員会『与論町誌』与論町誌編纂委員会（1988）
臨時北部南西諸島政庁『公報第一号・第二号・第三号』名瀬市役所（1952）
ロバート・D・エルドリッヂ『奄美返還と日米関係』南方新社（2005）
和泊町教育委員会『和泊町誌・歴史編』和泊町誌編纂委員会（1985）

第２章　米軍統治下における奄美群島の行政

１節　奄美群島の武装解除と行政分離

1）ポツダム宣言

1945 年 8 月 15 日「重大放送」は終戦を知らせ[1)]、日本が連合国側による対日降伏勧告のポツダム宣言を受諾したことを明らかにしたのである。ポツダム宣言では日本の主権の及ぶ範囲は「本州、北海道、九州、四国およびわれらの決定する諸小島に限られる」と明記されていたが、この時点では南西諸島が「われらの決定する諸小島」に含まれるかどうかは、まだ明確ではない。

1945 年 8 月 29 日、奄美群島最高司令官（独立混成第 64 旅団長）高田利貞陸軍少将（以下、高田少将）は、沖縄米国第 10 軍司令官スチルウェル大将より、「奄美地区全日本軍降伏調印のため、使節を即刻飛行機により沖縄第 10 軍司令部に送る準備をされたし」との無電を受け取ったのである。高田少将は「予は九州方面最高指揮官陸軍中将・横山勇の指揮を受けなければ独断処置する事はできない。故に、直ちに照会して返事する。なお、我が方には飛行機は一機もなく、船も大発動艇以外になし」と返電している。

スチルウェル大将から「降伏に関する指示を受けるべく 9 月 3 日、代表を沖縄へ送るよう」連絡を受け、高田少将は自ら沖縄へ出向く事を伝えた。

これに対しスチルウェル大将から「高田少将自身が来る必要はない」との連絡があり、代理人に書状を持参させスチルウェル大将に届けさせている。

書状には「（私自身が沖縄に出向く決心をしたのは）閣下の偉大なるお力により、平和の礎を固くしたいという願いがあったからだ。希わくは奄美群島を第二のアルザス・ローレンたらしむるなかれ、閣下の偉大なるご尽力をお願いしたい」としたためられている[2)]。

9 月 21 日、沖縄の米国第 10 軍司令部カンドン大佐一行 10 名が徳之島天城村に上陸した。高田少将との間で日本軍降伏文書の調印と武装解除の手続を進めるためである。直ちに公式手続きに入った高田少将は、米軍側の提示した「降伏文書」の記載文言、Northern　Ryukyu「北部琉球」を不服として、奄美群島は歴史的・地理的・行政的見地からしても、北部琉球ではなく九州の鹿児島県に属する奄美群島であると述べている。高田少将の決意は強固で署名・捺印を拒み手続は難航したのである。

米軍側が譲歩、沖縄経由でマニラのスチルウェル大将に指示を求めた結果、名称は訂正され Northern Ryukyu「北部琉球」から Amami Gunto Kagoshima Ken「鹿児島県奄美群島」に書き改められたのである[3)]。

奄美群島は軍事的に重要な位置として、日本軍 1 万以上の将兵が配置されていたのである。

2）プライス通告

1946（昭和 21）年 1 月 29 日、沖縄基地司令官兼軍政府長官、海軍少将ジョン・デール・プライスおよび同副長官・シー・アイ・ムレが、奄美大島・名瀬に来島して重大な通告をした。「プライス通告」[4)] という。「プライス通告」は 7 項目からなり、「奄美の本土からの分離は 2 月か 3 月中に行うが、米軍はその前に軍政施行の宣言を行う」という行政分離の予告である。

(1) 奄美群島は近く鹿児島県から分離し、米軍政官監督下に単独行政区に切り替えられる。
(2) 軍政官は沖縄地区から派遣されるが、この事は沖縄への直属を意味するのではなく、独自の管理を受けるということである。
(3) 分離は 2 月か 3 月中に行われるが、米軍はその前に軍政施行の宣言を行う。
(4) 行政機構は現在の大島支庁の機構が認められる。
(5) 法律は軍関係を除き、日本の法律を適用する。
(6) 通貨は日本貨幣を使う。
(7) 食料は米軍が直接斡旋する。

「プライス通告」のその日、連合国軍総司令部は日本政府に「指令第六七七号」を発出した。日本の政治上行政上の権限の及ぶ範囲として「北海道、本州、四国、九州、対馬諸島、北緯30度以北の南西諸島を含む約1,000の小島」を指定するもので、奄美群島を含む南西諸島などは日本本土から分離され、米国軍政下に統治されることになった。2月2日、奄美にその内容が伝わり、各方面に大衝撃を与えた。「プライス通告」が現実のものとなったのである。

3）海上封鎖

1946年2月4日には、沖縄米軍政本部より日本本土と奄美間の「海上封鎖」[5]が以下のような3項目によって指令される。

1. 日本本土、奄美間の一般旅行をこの日より禁止する。
2. 日本本土、奄美間を渡航しようとする者は、永住の目的をもつ者に限り許可される。
3. 渡航を許可された者は、計画輸送に従わなければならない。

これによって、自由渡航が禁止されたことになった。島民にとって海上交通は本土との唯一の交通手段であり、生活が懸かる生命線とも言える。

島民は予期しない分離の厳しさを現実として実感することになる。後の問題となる非正規渡航や非正規交易が多発するようになり、軍政府はその取締りに追われることになる。

続いて3月2日、沖縄米軍政本部よりローレンス少佐一行が奄美群島の調査に来島して、極めて簡潔な4項目からなる文言によるメッセージを通達している。

1. 行政問題について現在の大島支庁及び各官公庁の行政権は従来通りを行使して差し支えない。
2. 通貨問題について北緯30度以南は現在の通貨を使用しても差し支えない。
3. 食料問題について食料は米食本位の考えを改めよ、補給は勿論するが米の他に缶詰・メリケン粉等を準備する。
4. 軍政官は3月15日までに赴任する。一行は20名以内で他に進駐軍はいない。

これを受けて大島支庁は、それまで留保していた「大島郡戦災復興委員会」を発足させる。

4）北部南西諸島米国海軍軍政府

1946年3月13日、ポール・エフ・ライリー海軍少佐および副官クラーク中尉以下19名が名瀬に進駐してきた。ライリー少佐は着任のスピーチで食料・金融問題を早急に解決したいと述べている。

翌3月14日、大島支庁内に「北部南西諸島米国海軍軍政本部」が設置された。この英語表記はUnited States Navy Government of the Northern Ryukyu Islandsで、看板には「北部南西諸島」と標示されてはいたが、Northern Ryukyu（北部琉球）が使用されていることに対する奄美側の抵抗があった。前述したように戦後処理の際、「降伏文書」にあったNorthern Ryukyu「北部琉球」に対し奄美群島最高司令官が強く抗議し、米軍側がAmami Gunto Kagoshima Ken「鹿児島県奄美群島」を認めた経緯があるにもかかわらず、これが守られないまま、開庁する状況であったのである[6]。

軍政府は、開庁当日、米国海軍軍政府布告第1号A、北部南西諸島命令1号、同2号などを公布、奄美群島が米軍統治下に置かれるという歴史的な第一歩を踏み出したのである。

①「米国海軍軍政府布告第1号A」と「米国海軍軍政府布告第1号」[7]

「米国海軍軍政府布告第1号A」は、軍政府による北緯30度以南の南西諸島の行政権の行使、日本政府の行政権の停止、軍政府命令の遵守、軍事裁判、支障のない限りの現行法規の継続、布告・規則・命令や禁止事項の掲示などを明らかにした軍政の基本要綱である。

それは南西諸島軍政府長官米国海軍少将J・D・プライスおよび南西諸島軍政府副長官米国海兵隊大佐シ・アイ・ムレが署名し、1945年11月26

日の日付になっているが、その日には公布されず、奄美群島には1946年3月14日の開庁によって初めて公布されたのである[8)]。

一方、ニミッツ海軍元帥が公布した「米国海軍軍政府布告第１号」は、沖縄戦に伴う占領地の拡大のつど「米軍占領下の南西諸島」に対して出されたものであり、「米軍占領下の南西諸島」とは沖縄島とその周辺島嶼を指すから奄美、宮古、八重山などの南西諸島では「布告第１号」は施行されていなかったことは明確である。「布告第１号Ａ」第８条がそれを示している。

②「米国海軍軍政府北部南西諸島命令第１号」「同２号」

「布告１号Ａ」とともに公布された「北部南西諸島命令第１号」「同２号」は次の内容である。

「米国海軍軍政府北部南西諸島命令１号

北部南西諸島の居住民に告ぐ

南西諸島の米国海軍軍政府は、北緯30度以南にある南西諸島の全島嶼の行政統轄に当れり。而して北部南西諸島の行政は沖縄及びその南部にある島嶼と分離して設立することを適当と認む。故に、ここに左のごとく命令す。

1. 米国海軍少佐ポール・エフ・ライリーを北部南西諸島軍政官に任命し、この職権をもって同少佐は北部南西諸島における軍政に関する総ての問題に対し本官の代理官とす。
2. 北部南西諸島とは、鳥島ならびに口之島を含むトカラ群島、奄美群島の全島嶼を指すものなり。

南西諸島軍政府副長官・米国海軍兵隊大佐Ｃ・Ｉ・ムレ」

また「命令第２号」は以下のように命令した。

「米国海軍軍政府北部南西諸島命令２号

北部南西諸島の居住民に告ぐ

北緯30度以南にある南西諸島は、大日本帝国より分離して行政を行われつつあり。故にここに左のごとく命令す。

1. 大島郡において従前、大日本帝国政府または鹿児島県庁により施行せられたる全政治権能及び活動は、今後南西諸島米国海軍軍政府の統轄監督により、大島支庁長の行政権内におく。
2. 本命令及び布告第１号Ａに規定せる以外に、大島郡において大日本帝国政府または鹿児島県庁に納付さるべき全金額および債務は大島支庁に納付すべし。

南西諸島軍政府副長官・米国海兵隊大佐・シー・アイ・ムレ」

「命令１号」によって、北部南西諸島（奄美群島）の行政は、沖縄および宮古、八重山の行政とは分離して行われるようになり、その軍政責任者は米国海軍少佐ポール・エフ・ライリーであることが明らかになった。さらに「命令２号」では、軍政府の下での大島支庁長の地位、税金などの納付先は大島支庁とすることなどを明らかにした。このようにして奄美の軍政が始まったのである。

２節　臨時北部南西諸島政庁

1）軍政の陸軍移管

1946年７月１日、「米国軍政府琉球列島臨時布告第１号」は南西諸島およびその近海は、海軍軍政から陸軍軍政に移管された事を告げた。米国西太平洋方面軍司令官・陸軍中将ウィルヘルム・スタイヤーが、米国太平洋方面軍総司令官・陸軍元帥ダグラス・マッカーサーより、北緯30度以南の琉球列島及びその近海の軍政長官に任命されたのである。

「臨時布告１号」第１条は「以前米国海軍の管理下にありし北緯30度以南の琉球列島及びその近海の軍政府は、今後米国陸軍管理とす」とあり、第３条は「北緯30度以南の琉球列島およびその近海の軍政府に発布されたる総ての布告、命令、布令、規則及び指令等の条規は、ここにある条規と矛盾しない限り効力を有し、余または委任せし部下が改めるまで有効である」と定めている。

これに先立ち、奄美群島の軍政府長官には６月中旬、陸軍中佐セイント・クレアが赴任してきており、海軍少佐ジョン・ポーターを引き継いだ[9)]。

2）臨時北部南西諸島政庁

1946年10月3日、北部南西諸島陸軍軍政府長官セイント・クレア中佐は、従来の大島支庁を「臨時北部南西諸島政庁」に改め、支庁長を「臨時北部南西諸島知事」と称すべきことを通達した。奄美群島の全政治機能は知事の行政権内におかれることとなる。

3節　奄美群島政府

1）「群島政府組織法」

1950（昭和25）年7月3日、琉球軍政府は特別布告第37号「群島知事及び民政議員選挙」を公布した。それは次の3条からなっている。

第1条　奄美群島、沖縄群島、宮古群島及び八重山群島における知事及び民政議員の選挙を行うべし。

第2条　奄美群島における知事選挙は、1950年10月22日に行い、民政議員の選挙は、1950年10月29日に行うべし。

沖縄群島、宮古群島及び八重山群島における知事選挙は、1950年9月20日に行い、1950年9月24日民政議員の選挙を行うべし。

第3条　選挙管理は、琉球列島軍政長官により発行されたる選挙に関する軍命及び指令にもとずいて行うべし。

これにより、4群島（沖縄、八重山、宮古、奄美）は9月から10月に知事及び議員の選挙が実施された。奄美群島民から選出された知事及び議員によって、「奄美群島政府」と「奄美群島議会」が発足する。

群島政府の基本法にあたる軍政府布令22号「群島政府組織法」は8月4日付で公布された。その内容は、群島政府の権限、住民の地位、義務並びに権利、執行機関、立法機関、行政、請求、監査、財務及び地方行政、裁判所との関係など全文12章181条からなるものである。

「群島政府組織法」が定めた群島政府の権限は、軍政府の布告布令に反しない範囲内とされ、南西諸島を4つの群島政府に分割統治させることを目的としたものである。

群島知事の権限は、群島を統括し軍政府の布告や法令による権限に関する事務と市町村の事務管理、群島議会の招集である。しかし、司法、群島間運輸通信、対外及び群島内間の貿易、商業、郵便、群島領海外の航行・気象・外交・銀行等の全琉球にわたる事務、または現に（もしくは将来）軍政長官の留保する事務は群島政府の権限から除外され、軍政府の直轄下におかれる。

各群島の決議機関を群島議会と称し、沖縄群島20人、宮古群島9人、八重山群島7人、奄美群島13人の公選議員によって構成されている。

司法機関については、軍政府特別布告第38号「民裁判所制」の公布（1950年8月1日）により全琉的に統一規定され、改めて各群島に巡回裁判所、治安裁判所および全琉球を管轄する琉球上訴裁判所が設立された。群島政府の知事は、判事の推薦および任命に関する事務を取扱い、裁判制度に行政権限を行使はできないとしている。

奄美群島政府は1950年11月25日、1946年10月からの名称であった「臨時北部南西諸島政庁」を改め、臨時政庁発足以来4年余ぶりに「自治」の体制が実現した。それまでの軍政府による任命制ではなく、群島民の選んだ知事、議員による自主独立の体制で、奄美群島政府は運営されることになる[10)]。

2）奄美群島政府知事の施政方針

奄美群島政府が1951年に発行した「群島しおり 第3号」によれば、群島民によって奄美群島政府知事に選出された中江実孝氏は、7月31日の群島議会並びに8月5日の市町村会において次のような施政方針を明らかにしている。

「心機一転して他力依存を捨て自力による産業の振興を目指して自主独立の精神で奮起する。頼れる者は自分自身を措いて他にない維新の気持ちをもってさらに自主独立の精神を作興する必要がある。

第一に大島帰属に対することは、連合国の手のよってなされるので群民

の希望が叶えられない場合の事態に善処できる態勢を検討したい、充分民意に従って歴史的難関の時期を乗り切って行く覚悟が必要である。

第二に復興予算減少及び打ち切りの問題対策等について、先に１億７千万円の予算を要求したが、令達されたのは８千５百万円程度である。特に心機一転して他者依存でなく苦しくとも自力本願の勇猛心を振起し自力再建に努力しなければならない事を確認しなければならない。それには次の５つを重視する。

①大幅に復金を活用する事。②農水金庫設立に猛運動を展開する事。③農業協同組合を助長して共存共栄のため金融の道打開に努力する事。④外資導入を図って之が活用を図る事。⑤産業開発と貿易振興による自己資本の運用等について、今後の活路を見出す為に努力を継続している。

第三に自力再建に関連して、重要産業の振興奨励について何の産物にしても資金・生産・販路・資金還元の循環が、円滑におこなわれるように全力を傾けて産業の振興育成に努力する。

第四に貿易の振興奨励について、見本品、カタログ等の内地向け発送及び貿易品品評展示会、販売開拓のための商務官派遣及び東京駐在員の活用等、また輸入商品に関することも貿易庁に検討を望んでいる。

第五に財政の健全化について、徴税機構の整備強化に極力配意し、公平徴税を実施すると共に脱税の防止に努め併せて税外収入をはかる。

第六に官公吏の待遇問題について、本島の財源の考慮をして最大限の待遇をする。

第七に労働問題の解決ついて、過剰労働力の需要を沖縄に求めるために駐在員派遣と労働者の宿泊所設置等、職業安定所の利用を普及させること」

知事は奄美の自主独立の施政大綱の重要点を上のように述べた。更に施政方針で産業振興育成の産物としている点を要約すると、次のようである。

①黒糖は、品質の向上、耕作面積の増加、共同製糖場設置、農村工業化の促進。

②主要作物の増産と換金作物の研究助長について、甘藷作付面積の増加、百合の輸出の方法を更に研究等に指導の為の技術員を設置し、これを

補助費１人当たり750円を千円に増額している。

③大島紬については約２万反分の原料が入荷しており、後逐次補給されるようになっている、大島紬は民政府当局の理解で金融の道は開けたので販路の斡旋と生産反数の増加せしめるよう。

④地下資源及び林産物の開発。

⑤畜産業の振興奨励。

その他に水産改良及びカキ、真珠等を掲げている[11)]。

「群島しおり」には群島議会議長肥後吉次氏が「議会を省みて」と題し

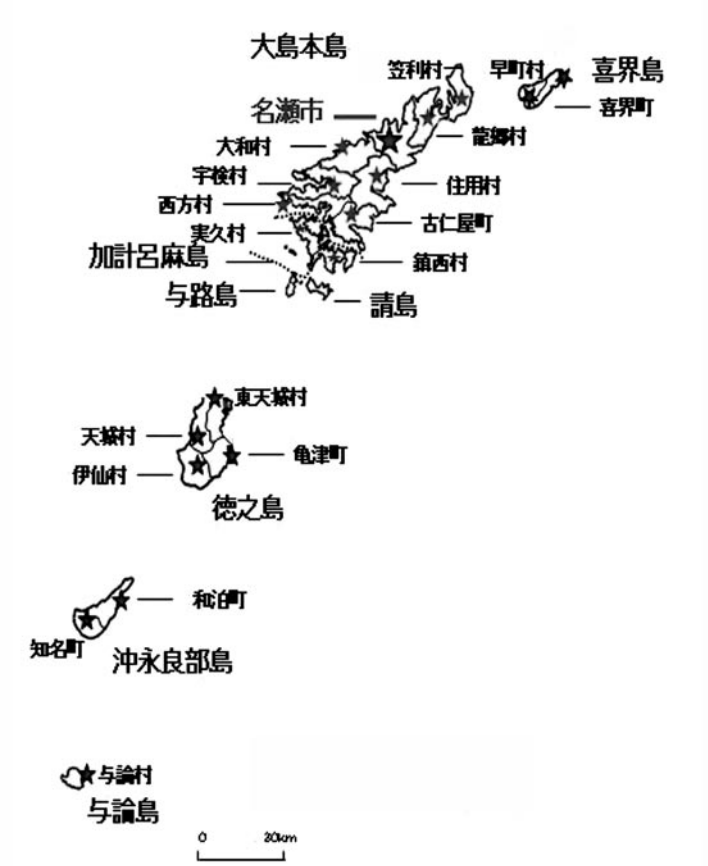

図１　奄美群島

た文を掲載している。要約すると「（前略）独立的行政という体験をもたなかった奄美大島島民にも、敗戦の波は独立自営の行政機構を行って行かなければならない運命に追い込まれるに至ったのである。薩摩藩の圧政と、一方的行政意志の下に育成されてきた、われわれ奄美民族に独立の政治を行えといわれ、（中略）実施に直面するに至ったのであるから民衆としても面くらった（中略）自由が議会と政府に与えられていても、最後の線で軍政府の指示と命令に服さねばならぬという行政上の制限がある間は、議会や政府の運営が理想どうりに行くものではない（中略）大島を救う道はこん然一体となって軍政府に当たることが先決である（後略）」[12)]。

肥後議長の文章からは、長い年月において薩摩藩の支配下におかれ、独立的行政の体験がない群島が、独立行政機構の実施に直面して、試行錯誤の状況が伺える。

軍政府は、支配地の培われた歴史や経済の成り立ちなどは、政策検討の際に考慮しなかったのだろうか。特に奄美群島の場合は、特殊な歴史的な環境下にあった背景があり、経済分野において配慮が望まれるところであった。このような政策が、後述の非正規交易や非正規渡航にも多大な影響をおよぼすことに繋がったと言える。

苦難の経緯で、群島政府時代は 1950 年 11 月 25 日～ 1952 年 3 月 31 日まで存続したのである。

4 節　琉球政府発足

1）琉球政府奄美地方庁

1952 年 4 月 1 日、琉球列島（南西諸島全域）の統治全権を行使する「琉球政府」が発足した。同年 2 月 29 日に公布された 1 米国民政府布告 13 号「琉球政府の設立」、2 民政府布令 68 号「琉球政府章典」（この 2 つは一体となって「琉球基本法」というべき性質をもつ）が施行されたためだ。日本国政府の施政権が停止された北緯 30 度以南の奄美、沖縄、宮古、八重山の南西諸島の各群島別の分割統治が全琉球統一機構に統合されることになる。各群島政府は閉庁となり、奄美群島政府は「琉球政府奄美地方庁」となる。

群島政府時代の条例は、新琉球政府の法規に抵触しない限り、当分の間継続することになったが、琉球政府は公務員給与に関する暫定措置令を 4 月 1 日に公布した。公務員の給与ベースが沖縄 3,612 円、奄美 2,890 円で、その差 722 円である。給与体系を 15 級とし、各級を 5 段階区分にして 75 段階に編成して、奄美、宮古、八重山の地域は別扱いとした。これを比較すると最高級は沖縄（15 級）6,530 円、奄美 5,230 円で、沖縄の最低給（1 級）2,100 円、奄美の最低給 1,650 円である。

奄美群島では、沖縄との賃金給与ベースの差の開きに対して公務員大会を開催、「暫定給与令の即時撤回」要求を声明して、「琉球の賃金給与ベースは、命令第 7 号により職種階級の如何を問わず基本給一本に基礎づけられている。今回の暫定措置は、給料方針や地域給の設定資料を公表することなく、一方的独断的な給与体系の強要である」として抗議し、労働保護法規の即時制定を要望した。琉球政府側は、これは差別ではないと説明をしながらも改訂の約束はした。しかし、公務員給与法が制定されたのはその 1 年位後のことである[13)]。

5 節　奄美群島における米軍政府の統制機構の変遷

1）米軍の政策上の統治組織編成

奄美群島の行政機構は、軍政が敷かれた 1946 年 3 月 14 日から、めまぐるしく変遷した。大島支庁（1946 年 3 月 14 日～）、臨時北部南西諸島政庁（1946 年 10 月 3 日～）、奄美群島政府（1950 年 11 月 25 日～）となり、1952 年 4 月 1 日には琉球政府に統合され、同年 9 月 22 日には琉球政府奄美地方庁が誕生する経緯をたどった。この間に米軍側も管轄が海軍から陸軍に移行する。

表 4 は、奄美群島の米軍統治・行政機関・議会の変遷である。ここに示されているように、奄美群島に対しての軍政府の統治のあり方がめまぐるしく変容している。その為に、奄美群島民は社会的にも経済的にも厳しい不安定な状況下におかれたのである。

表１　奄美群島の統治機構の変遷

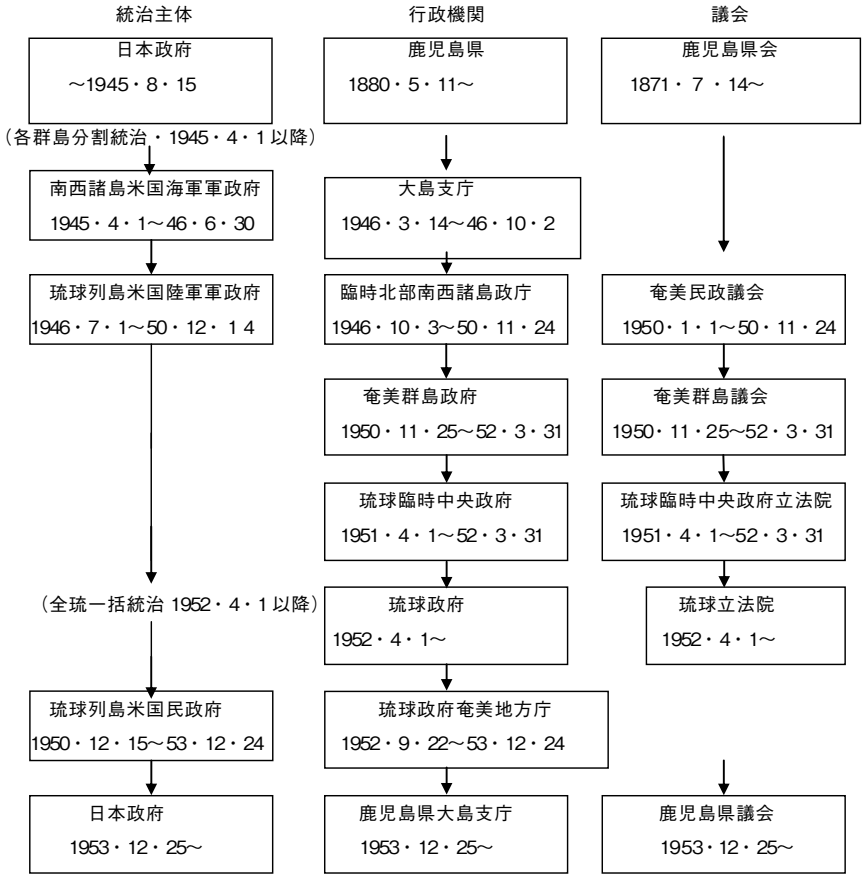

2）米軍政策と非正規交易・渡航の検挙関係

表２は 1945 年～ 1954 年の奄美群島における軍政府（戦後８年と奄美群島の日本復帰後の 1954 年を含む）の動き、および非正規交易と渡航取締りで検挙された新聞掲載記事から、特に南西諸島関係の掲載資料について表に掲げたものである。検挙されたのは非正規交易・渡航全体のごく一部である。

表２　米軍政策と非正規交易・渡航検挙関係

軍政府の動き	非正規貿易 （新聞掲載の見出しにみる）
	南海日日新聞（1946年 10 月までは南日本新聞大島版）奄美タイムス
1945 年 （昭和 20） 8 月 14 日　日本ポツダム宣言受諾 9月 21 日　米兵徳之島上陸(武装解除)【全記録】　／9 月 22 日　米軍、武装解除のため徳之島に上陸　【南海日日新聞五十年史】 9 月 22日　奄美守備隊武装解除 9 月 25 日　瀬相で陸海軍武装解除【全記録】 9 月 30 日　米兵約六十人名瀬に進駐【奄美復帰史】／10月１日　米兵名瀬進駐（約６０人）　【全記録】 11 月 26日　プライス布告公示日（民主的措置遮断のため）　【全記録】 12 月 20日　太平洋米軍総司令部は、選挙文書発想を北緯 30 度以北までと発表。大島は選挙から除外【南海日日新聞五十年史】	1945 年 （昭和 20） 10 月 26日　名瀬町食糧需給対策委設置　【奄美復帰史】 10 月 27 日　戦後の第一船十島丸初就航、続いて金十丸、木浦丸が就航　【奄美復帰史】 12 月 21 日鹿児島港から台湾・南西諸島民の送還開始　【奄美復帰史】 12 月 21 日　戦後初の現金約五百万円名瀬港揚げ　【奄美復帰史】

1946 年（昭和 21）	1946 年（昭和 21）
1 月　事前検閲実施 【全記録】 1 月 29日　沖縄地区軍事司令官プライス少将一行来瀬。30日、全大島緊急各種団体長議会で奄美大島の行政分離内示　【南海日日新聞五十年史】 2 月 2 日　北緯 29度以南の南西諸島は日本から分離　（GHQ 2・2宣言） 2 月 17 日　本土・金融緊急措置措置令公布（預貯金封鎖・新円切換え）　【奄美復帰史】 2 月 22日　日本政府、奄美大島を管轄から除外 【南海日日新聞五十年史】 3 月 3 日　ロ少佐ら来瀬群島行政で指示、物価統制令公布　【奄美復帰史】／3 月 2 日　ローレンス少佐一行来島 【南海日日新聞五十年史】 3月 4日　奄美大島自治同盟結成　【奄美復帰史】／奄美大島自治同盟発足、共和制目指す 【南海日日新聞五十年史】 3月 10日　マ司令部鹿児島奄美間の航海六ヶ月禁止を布告【奄美復帰史】 3月 13日　北部南西諸島米国軍政府ライリ海軍少佐着任「臨時北部南西諸島政庁米国海軍軍本部」大島支庁内に設置	2 月 25日、黒糖の闇商人検挙さる・金十丸、木浦丸より 9 名 1300斤押収 6 月 24 日、密貿易取り締まりさらに強化、政府の発表・密貿易密入国及び伝染病の外地からの侵入に対する取締り強化。 7 月 31 日、日本漁船の闇取引厳重に取り締まる。 8 月 10 日、密航船宝栄丸、中之島沖で転覆遭難。死者 50 人前後か。（南日本大島版）／密航船豊栄丸中之島沖で沈没三七名死亡　【奄美復帰史】 8 月 19 日、闇船 8 隻摘発・六月下旬から 7 月末まで。 10 月 10 日、闇物資の売り急ぎが目的か・名瀬市雑貨商くみ合結成に知事強硬態度 10 月 13 日、船員と一部市民間に砂糖の闇取引、軍政府ジャコブソン少尉に押える。 （奄美タイムス） 10 月 17 日、砂糖の持ち出し禁止・海防艦対馬の船員 11 名・セントクレアが説諭。 10 月 19 日、近く闇船の裁判を始める。 （奄美タイムス）

3 月 16 日　北部南西諸島、米軍軍政下に置かれる 【南海日日新聞五十年史】 3 月 18 日　日本本土との海上封鎖／3 月 18日　QHQの指示で奄美大島への引揚停止　【南海日日新聞五十年史】 3月 20日　軍政府知事を任命／3月 20日　軍政府人事で支庁長に豊島至【南海日日新聞五十年史】／軍政府支庁長を更迭、新支庁長に豊島至任命【奄美復帰史】 3 月　第一次通貨交換　4 月 6 日？【奄美復帰史】【全記録】【南海日日新聞五十年史】では 4 月 6 日 4 月 5 日　大島支庁、主要物産の増産計画　【南海日日新聞五十年史】 4 月 6 日　大島支庁、3 月 25 日の特別布告第 7 号に基づき金融緊急措置令。B 印軍票（通称 B 円）紙幣を法廷紙幣に　【南海日日新聞五十年史】 4月 8日　大島漁業会連合会発足　【南海日日新聞五十年史】 4 月 11 日　二代目軍政官ジョン・A・ポーター少佐着任　【全記録】 4 月 22 日　沖縄中央政府発足 【南海日日新聞五十年史】 4 月 26 日　沖縄議会発足 【南海日日新聞五十年史】 4月 29日　沖縄琉球中央任命政府設立 5 月 1 日　大島紬の製造許可　【奄美復帰史】 5 月 1 日　沖縄の貨幣経済復活　【南海日日新聞五十年史】 5 月 7 日　軍政府、染織指導所縮小等を発表　【奄美復帰史】	11 月 2 日、闇船グループ、警察官を拉致し殺害。／ヤミ船（三〇トン）警官を拉致逃亡、（警官は五日溺死体で発見　【奄美復帰史】 11 月 5 日、闇船福一丸逃亡・警察官溺死か―グループ警察官殺害。 11 月 13日、砂糖の闇船員等取押さえられる・こがね丸、海防艦 27 号の船員が 1 斤 70～80円で買い受け。 11月 5日　喜界島手久津久で摘発の闇船、監視の警官を殺害、逃亡 【南海日日新聞五十年史】 12月 13日、学生の渡航禁止について・ラブリー軍政官見解を表明。

5月10日　低物価政策指令（生鮮食糧販売取締り規則） 5月22日　食糧営団を解消、配給、支庁直営となる　【奄美復帰史】 6月４日　自由令公布（集会・言論・出版・宗教等）　【全記録】 6月 12日　軍政府、陸軍に移行　ロス・H・セントクレア中佐着任（三代目）【全記録】【奄美復帰史】　7月１日？【南海日日新聞五十年史】では 7/1 7月　１日　名瀬市市政施行 7月１日　南西諸島米軍政、陸軍に移行　【全記録】／北緯 30 度以南の南西諸島の管理、米国海軍から陸軍に移管　7月１日　南西諸島米軍政、陸軍に移行　【全記録】 7月15日　通貨統一（証紙貼付日銀券廃止）／郡内通貨をＢ円に統一　【南海日日新聞五十年史】 7月15日　軍政府が軍需物資の不法払い下げを禁止（7/15付）　【南海日日新聞五十年史】 7月29日　市町村長会、北部南西諸島住民の飢餓救済で軍政官に感謝状【南海日日新聞五十年史】 8月２日　LSTで食糧 2000トン、白砂糖 100 トン到着。ハワイ・沖縄経由【南海日日新聞五十年史】 8月10日　支庁、食糧供出取締規則を公布　【南海日日新聞五十年史】【奄美復帰史】 8月16日　日本本土より引き揚げ再開 9月11日　本土引き揚げ希望者の引き揚げ許可　【南海日日新聞五十年史】 9月23日　GHQ、日本政府に南西諸島へ板、釘の移出指令（9/23付）　【南海日日新聞五十年史】 10月３日　大島支庁が「臨時北部南西諸島政庁」となる。 10月８日　黒糖の製造・販売・貿易・交換は南西諸島政庁の許可。軍政官指令　【南海日日新聞五十年史】【奄美復帰史】 10月 14日、十島・金十両船の各島運行許可 10月 14日　LSTで食糧 327 トン入荷【南海日日新聞五十年史】 10月 25日　琉球列島貿易庁開設。管理貿易に入る。 10月26日　9月 11日の指令（引き揚げ許可）取り消し 【南海日日新聞五十年史】 11 月　ローターバーク陸軍少佐着任（四代目）　軍政府長官にフレッド・M・ラブリー少佐着任（五代目） 【全記録】 11月１日　預金払い出し制限を一部緩和　【南海日日新聞五十年史】 11月１日　証紙貼布の旧日本銀行券の流通禁止 【南海日日新聞五十年史】 11 月７日　8月 16日開始の引き揚げ者は 10月末で１万 6382人 11 月７日　洋服生地、靴の市町村配給割り当て 【南海日日新聞五十年史】 12 月　日銀券、軍票 B 円に切り替え【全記録】	
1947 年（昭和 22）	1947 年（昭和 22）

1月13日　学生への送金許可へ。送金は沖縄軍政府経由で東京へ 【南海日日新聞五十年史】	1月11日、船体を没収・闇船の軍事裁判・昨年6月～8月にかけて検挙された7隻に対して罰金2～3万円
1月20日　軍政府闇船取締規則公布	2月13日　日本の危機突破はまずヤミ追放から　総司令部重大関心を示す 【南日本新聞】
1月30日　食糧委員会が新発足 【南海日日新聞五十年史】	2月5日、闇船取締規則認可さる。闇船住吉丸神戸で捕まる。
2月19日　第2回引揚船「朝輝丸」名瀬入港。奄美330人、沖縄270人	2月6日　日本本土への食料品横流しで、奄美の放出食糧 46万ポンド削減 【南海日日新聞五十年史】
3月25日　佐世保から引揚者 200人 【南海日日新聞五十年史】	2月8日　在鹿奄美復興青年同士会の鵜徳丸、農機具を満載して名瀬港に入港。後日、密航船と判明 【南海日日新聞五十年史】
3月29日　黒糖供出者に衣料品の特配 【南海日日新聞五十年史】	2月9日　鵜徳丸捕まる。
3月31日　（日本本土で）6・3・3制スタート　【南海日日新聞五十年史】	2月12日、総数31隻・昨年6月～今年1月までの密航船。
4月4日　佐世保から引揚船「たちばな丸」。大島197人、沖縄300人 【南海日日新聞五十年史】	2月19日　ヤミ塩ちかく追放　時給製塩所でどしどしつくる　もう暫くのご辛抱　【南日本新聞】
4月17日　佐世保から引揚船「たちばな丸」、201人 【南海日日新聞五十年史】	3月3日　荒される「黒糖の島」　あの手この手で網をくぐる闇アリ　買出人でひしめく種子・屋久船便 【南日本新聞】
5月1日　本土への引揚げ再開へ。2航海を予定 【南海日日新聞五十年史】	3月4日　売買とも厳罰　司法省　ヤミ退治に本腰 【南日本新聞】
5月24日　緊急物価調整本部設置 【南海日日新聞五十年史】 【奄美復帰史】	3月5日　年貢を納めるヤミ商人　まず魚屋さんが明るい「新商道」へ　吹きまくる旋風に降伏　【南日本新聞】
6月3日　7月1日低価格政策実施に向け玄米、精米、小麦など穀類や肉類、蔬菜類の業者売却最高売価格と小売業者高販売価格（新公定価格）発表	3月6日　武装闇船徳之島に現わる。 【奄美復帰史】

【南海日日新聞五十年史】 【奄美復帰史】	
6月11日　対日民間貿易、8月15日から許可へ 【南海日日新聞五十年史】	3月13日　悲しい社会の冷視　ヤミ取締りに嬉しい初手柄　わが道を往く婦人警官　座談会　【南日本新聞】
6月11日　低価格政策実施は7月15日に延期 【南海日日新聞五十年史】	3月13日　ヤミはしたくない　生くる道さえあったなら！青空市場　リムーヴ座談会　【南日本新聞】
6月26日　衣料品、釘など入荷、低価格の裏付物資として各市町村に割り当て　【南海日日新聞五十年史】	日付見えず　見張人づき、街の専売局ヤミ屋の魔手またものびはじむ 【南日本新聞】
7月9日　米軍食糧放出1周年。豊島知事はラブリー軍政官に感謝状を贈る　【南海日日新聞五十年史】	3月19日　武装闇船第二寶壽丸　徳之島近海から姿を消す 【奄美タイムス】
7月13日　軍政府、インフレ抑制で価格、俸給、賃金統制 【南海日日新聞五十年史】	3月20日　軍事裁判、闇船3隻没収 【南海日日新聞五十年史】
7月20日　低物価政策実施　？7/19？【南海日日新聞五十年史】では 7/19【奄美復帰史】では20日	3月22日、船3隻を没収・去る20日の軍事裁判判決
7月28日　軍政府指令代32号、北緯30度以南の海域、および各島から13海里以南に侵入の船舶の検挙・抑留 【南海日日新聞五十年史】	3月22日、喜界島を漂流中の長栄丸、金十丸が救助無事湾へ入港。 （奄美タイムス）
8月　復帰嘆願決議をラブリー長官取り合わず　【全記録】	3月30日　たちばな丸とLST乗組員の砂糖闇取調中　【奄美タイムス】
8月10日　引揚船「紀進丸」、引揚者275人　【南海日日新聞五十年史】	4月2日　黒糖闇をめぐる恐喝事件の公判　【奄美タイムス】
9月　事前検閲を公式文書で再指令 【全記録】	4月8日　共進丸と光丸　近く軍事裁判に　【南海日日新聞】
9月11日　言論・集会の自由を認めずと通告（命令第13号） 【全記録】【奄美復帰史】	4月5日、闇船関丸・近く軍事裁判へ。
9月23日　軍政官、ジョセフ中佐に（六代目）　【全記録】	4月11日　沖縄経由の黒糖移出、4万5000斤　【南海日日新聞五十年史】
10月16日　命令15号（集会・言論・	4月13日　殺人密航船福一丸

出版・等の自由を規制） 【全記録】【奄美復帰史】 11 月　奄美復興博覧会開催 11 月　ガリオア資金開始（占領地域統治救済資金 11 月 1 日　自由を認める命令公布【全記録】／ジョセフ軍政官、言論、出版、宗教、平和的団体、労働組合、政党組織の自由・権利を付与する軍政府命令第 15 号を公布 【南海日日新聞五十年史】 11 月 16 日　名瀬市の本土引揚げ希望者 538 人　【南海日日新聞五十年史】 11 月 26 日　佐世保から引揚船。本郡 196 人、沖縄 304 人、台湾 69 人 【南海日日新聞五十年史】 12 月 9 日　政庁、直営船舶による定期航海を 12 月から実施 【南海日日新聞五十年史】 12 月 26 日　引揚船「たちばな丸」入港、乗客 231 人 【南海日日新聞五十年史】	4 月 15 日、殺人密航船福一丸ら護送・乗務員は直ちに刑務所に収容。 4 月 16 日、三栄丸は無罪釈放闇船 7 隻に軍事裁判判決 4 月 17 日　「入学したが、教科書がない」 【南海日日新聞五十年史】 4 月 19 日、闇船三吉丸・近く軍事裁判へ。 4 月 20 日　密貿易業者と当局との作戦あの手この手 【奄美タイムス】 4 月 22 日、密航船依然として跡を絶たず、シーハン中尉発見曳航。 （奄美タイムス） 4 月 25 日　黒糖の第 4 次移出分 12 万 1000 斤、沖縄へ移出 【南海日日新聞五十年史】 4 月 27 日　不法入国や密輸入取締三十八隻の武装船を配船（東京） 【奄美タイムス】 4 月 19 日　闇船三吉丸　近く軍政裁判に【南海日日新聞】 5 月 13 日　徳之島亀津海岸で上海に向け台湾の密航船座礁 【南海日日新聞五十年史】 5 月 14 日　引き揚げを利用する闇商人・大島署が発見。 5 月 20 日、密航船亀津海岸に座礁。 5 月 31 日　闇船勝要丸　名瀬に回航　【奄美タイムス】

	6 月 25 日、三巡査う徳丸より連絡のため、陸岸に赴き消息を絶つ。（奄美タイムス） 6 月 26 日　一年間の密航検挙数　五六件、総人員四二八名　【奄美タイムス】 7 月 1 日　メリケン粉 51 ふくろ窃盗の LST 乗組員、承認ら軍事裁判に 【南海日日新聞五十年史】 8 月 3 日、青年団の強力を要望・政庁、密航船の取締 8 月 3 日、密航船逮捕。 8 月 3 日、密航船　沈没 9 月 17 日　密航船「第 2 生漁丸」の軍事裁判。船主に懲役 2 年・執行猶予・船体返還 2 千円の罰金 【南海日日新聞五十年史】 10 月 3 日、闇取締撤廃を否定・軍政府長官が新聞社にメッセージ。 12 月 16 日　脱税焼酎や密造焼酎が師走の町に出回る　【南海日日新聞五十年史】 12 月 19 日　沿岸漁場を荒すダイナマ密漁に”断”　水産連合会警察部に協力を要望（～獲った魚は闇から闇へ～の記載あり） 【うるま新報】
1948 年（昭和 23） 1 月 1 日　学生の本土渡航を許可　【南海日日新聞五十年史】 1 月 19 日　政党令（47 年 10 月 15 日付）・選挙令（同年 12 月 2 日付）公布【全記録】 1 月 22 日新配給要項で衣料品・日用品配給が点数制に 【南海日日新聞五十年史】 2 月 14 日　フィリピン、沖縄から衣料、	1948 年（昭和 23） 1 月 7 日　一斉取り締まりで煙草など数万円分押収 【南海日日新聞五十年史】 3 月 12 日　郡内児童向け教科書 7 万冊入荷　【南海日日新聞五十年史】 【奄美復帰史】 6 月 9 日　”注意をうながしたい”小包利用のヤミに検察庁強腰 【南日本新聞】 6 月 19 日、教科書調達のため名瀬市の

農機具など 800 トン入荷 【南海日日新聞五十年史】 2月 18日　諸島統治について特別発表【全記録】／軍政副官ハリ・W・ボスチヤ、「南西諸島の統治権者は軍政府である」と声明 【南海日日新聞五十年史】 2月 26 日　本土渡航学生 40 人、総司令部命令で渡航延期 【南海日日新聞五十年史】 2月 27日　メリケン粉２万余袋沖縄から入荷　【南海日日新聞五十年史】 3月 13日　引揚船「海王丸」入港、153 人　【南海日日新聞五十年史】 3月 24日　日本への引き揚げ、条件付き許可　【南海日日新聞五十年史】 4 月 1 日　6・3・3 制施行（日本本土より１年遅れて実施） 4 月 21 日付特別布告第 28 号　占領軍部員との婚姻禁止　【全記録】／米軍政府、軍政府部員と琉球人の婚姻禁止 【南海日日新聞五十年史】 4月 29日　佐世保から引揚船入港、101 人　【南海日日新聞五十年史】 5月 1日　黒糖処理計画で 48年度生産高 217万斤、供出割り当て 150万斤 5 月 5 日　メリケン粉 2 万袋、軽油、モビル入荷 【南海日日新聞五十年史】 5月 20日　名瀬市民に鮮魚、1 人 2 斤配給　【南海日日新聞五十年史】 6 月 3 日　引揚船「海王丸」入港。乗客 177 人。うちシベリア復員者 7 人 【南海日日新聞五十年史】 6月 13日　1946 年 8 月 16 日以降の引揚者 3 万 8255 人。日本への引揚者は	深佐源三、森田忠光の２教師金十丸にて密航 10 月帰島 7 月 3 日　ニュースになる十島村の風俗 【南日本新聞】 8 月 16 日　黒糖、でん粉の大ヤミ挙る 【南日本新聞】 8月 24日　捕った密航船の群れ 【南日本新聞】

6197 人　【南海日日新聞五十年史】 6 月 14 日　ジョゼフ軍政長官は鉄砲、弾薬類の没収を指示 【南海日日新聞五十年史】 7 月 3 日　軍政府、特別布告第 29 号で日本国紙幣及び B 円を交換、新貨幣発行を指令。中江知事 3 日発表。（7/3 号外）　【南海日日新聞五十年史】 7 月 16 日　沖縄、通過を B 円に切り替え実施　【南海日日新聞五十年史】 7 月 21 日　第 2 次通貨交換・（B 軍票が法定通貨） 7月 24日　軍政府特別布告第 30号「全南西諸島の法定貨に B 円軍票」。B 円 1 万円、新円 500 円以上は支払い保留 【南海日日新聞五十年史】 8 月 1 日　琉球司令部、極東司令部（マッカーサー司令部）の直属になる 【南海日日新聞五十年史】 【奄美復帰史】 8 月 5 日　アデアー大佐着任 【全記録】 8 月 15 日　佐世保から引揚船「ぼごだ丸」入港、172 人 【南海日日新聞五十年史】 8 月 17 日　琉球軍政府指令で、引揚げは許可制に 【南海日日新聞五十年史】 9 月 10 日　市町村長会日本復帰決議 9 月 22 日　「たちばな丸」出港、本土への引揚者 40 人 【南海日日新聞五十年史】 9 月 25 日　名瀬市、配給関係連絡で隣組制度実施へ 【南海日日新聞五十年史】 【奄美復帰史】	

9月27日　全官公庁職員組合結成
11月１日　低物価政策廃止・（自由経済に入る）　11月16日？
【全記録】【南海日日新聞五十年史】
11月15日　軍政府、機関付き船舶の登録指令　【南海日日新聞五十年史】
11月16日　琉球列島内自由交易許可
11月16日　軍政府特別布告、統制経済廃止、自由経済移行
【南海日日新聞五十年史】
【奄美復帰史】
11月16日　低物価政策廃止
【全記録】【奄美復帰史】
12月17日　三方村、教師の生活苦に一人50円の手当支給
【南海日日新聞五十年史】

1949年（昭和24）

この年　軍政府命令　①軍政府、合衆国に非友好的危険行為推奨、非協力低行為推奨、侮辱する論議・論評を禁ずる
②軍政府、合衆国の名誉の毀損、治安を撹乱する運動の鼓舞、敵意、有害言辞の文書の頒布、発行を禁ずる（名瀬市史下巻）　【全記録】
1月11日　全琉統一情報伝わる
【全記録】
1月12日　米の子から奄美の子らへ教科書、ソフトボールやバット、蓄音機、ハーモニカの贈り物。軍政府の呼びかけ　【南海日日新聞五十年史】
4月　1日　琉球軍政府、配給食糧３倍値上げ指令
5月１日　食糧三倍値上げ覚書発表

1949年（昭和24）

1月14日　笠利村で火薬密猟事故。2人死傷
【南海日日新聞五十年史】

1月25日、没収船舶競売広告。

2月５日　見通しつかず　大島との貿易再開　【南日本新聞】

5月３日　ヤミ黒糖挙る　九千斤を密輸　【南日本新聞】
5月9日　密輸船を追って-連日海の監

【全記録】

5月３日　軍政府、放出食糧価格３倍値上げを知事に指令
【南海日日新聞五十年史】
5月　３日　食糧価格３倍値上げ反対各市町村大会／食糧問題で市町村長・経済委員会合同会
【南海日日新聞五十年史】

5月８日　食糧問題で沖縄陳情団出発
【南海日日新聞五十年史】

7月　5日　名瀬市婦人生活擁護会結成

7月５日　全大島生活擁護協議会発足
【南海日日新聞五十年史】
7月12日　放出物資3倍値上げ問題のグリーン副官回答を巡って市町村長・経済復興委員会合同会を開催
【南海日日新聞五十年史】
8月５日　全大島生活擁護会に解散命令　【全記録】
8月12日　引揚船「日本丸」入港。引揚者20人、強制送還10人、台湾からの引揚者258人
【南海日日新聞五十年史】
8月24日　「北部南西諸島貿易協会」設立

6月27日　食糧遅配で政庁告示
【奄美復帰史】

9月20日　大島軍政官知事鹿児島へ

視に鋭い眼　活躍する海のＧメン…コストパトロール便乗記…
【南日本新聞】
5月15日　轉（転）売寸前に押収　現職警官の汚職事件　収賄した密輸品を　【南日本新聞】
6月19日　密輸・密航南方コースへ移動　巡視船にも刃向う　沖縄人が重要なメンバー　大々的に組織化　密航よりも物交がおも
【南日本新聞】
6月28日　食糧の遅配数日続く、芦花部など買出しで混雑
【南海日日新聞五十年史】
7月19日　副長官の回答への意見書食りょう増配等市町そん長かい
【奄美タイムス】
8月９日　闇物資の摘発厳しくなる。

8月13日、日本への密航は直ちに捕まる・すでに13人、黒糖34000キロ押収、軍政府長官竜郷湾急襲

8月14日　密貿易取締　長官の指令流出糖参万余キロ　【奄美タイムス】
8月16～17日　密航船11隻検挙
【南海日日新聞五十年史】／軍政官、密航船十一隻捕える。
【奄美復帰史】
8月18日　密航船容疑十隻をだ捕さる笠利　龍郷湾デー網打尽に
【奄美タイムス】
9月３日　組織化する密貿易　海上で取引き　船の隠れ場所は口之島
【南日本新聞】
9月８日　密航朝鮮人を逮捕　機帆船

貿易協議に輸出見本貧を携行　対日貿易鹿児島で協議　【うるま新報】 9月28日　ソ連から引揚船「たちばな丸」名瀬入港。引揚者 51 人、強制送還 66人、旅行者 16人、遺骨 167柱　【南海日日新聞五十年史】 10 月 13 日　食糧価格少し下がる（一〇・一実施） 【奄美復帰史】 10月 29日　軍指令第 23号で日本への旅行許可 【南海日日新聞五十年史】 10 月 30 日　バーロー大佐着任（八代目）　【全記録】 11 月 26 日　沖縄への渡航急増。政庁は渡航を制限へ 【南海日日新聞五十年史】 12 月　　琉球軍政府列島内の自由交通指令	もろとも百二十四人 【南日本新聞】 9 月 8 日　網にかかったサツマイモ 【南日本新聞】 9月 9日　龍郷村安木屋場で 5人が蘇鉄で中毒死 【南海日日新聞五十年史】 9月 9日　警備船、喜界島で検挙した密航船員に奪われる 【奄美復帰史】 9月 13日、警備船奪取犯人捕まる。 9月 15～16日　大島署、商店街を捜索して密輸品を押収（名瀬、古仁屋） 【奄美復帰史】 9月 24日、警察旋風第 2陣・市内 3ヵ所を襲う 9月 24日、日本との密貿易に警告・検挙された大島商人すでに 70余名 12 月 2 日　ニセ B軍票名瀬に現わる 【奄美復帰史】 12月 10日　ぐっと減った密貿易　【南日本新聞】
1950 年（昭和 25）	1950 年（昭和 25）
1 月　「ジンミンセンセン」食糧問題特集号発行　【全記録】 1 月 1 日　マ元帥　日本自衛権強調【全記録】 1 月　4 日　軍政府食糧価格 3 倍値上げ強行指令／バーロー軍政府首席代表は、放出食糧の新価格徹底を指令	1 月 8 日　名瀬市永田橋河川上の公設市場着工　【南海日日新聞五十年史】 1月 10日　万難を排して軍命令を尊守し参倍価格徴収を実施する 【奄美タイムス】 1 月 17 日　沖縄への出稼ぎ労働斡旋航行手続貿易化と物産斡旋所　B券獲得に　【奄美タイムス】

【南海日日新聞五十年史】 1 月 12 日　軍政府側・米 3割、大豆 5割に見直し布令 【南海日日新聞五十年史】 1 月 12 日　食糧 3倍値上げで分割受給が増加 【南海日日新聞五十年史】 1 月 13 日　食糧問題で市民大会 【南海日日新聞五十年史】 1月 24日　食糧価格改正に関する指令（放出食糧値下げ）　【全記録】 1月 19日　入院患者や寄宿舎生徒などへの配給物資は特別価格で政庁直配に　【南海日日新聞五十年史】 1 月 24 日　放出食糧の値下げ。米は約 3割安、大豆 5割安など 【南海日日新聞五十年史】 2 月 20 日　貿易使節団、日本渡航許可を得て陳情 LC 貿易による大島紬販売開く 2 月 26 日　補給品の配給方式改定。民間出資の食糧公団で実施へ 【南海日日新聞五十年史】 3 月 1 日～　政庁は放出食糧の配給制度見直しへ 【南海日日新聞五十年史】 3 月 27 日　奄美共産党事件（ジンミンセンセン事件）起こす　【全記録】 4 月 1 日　酒税法施行、自家用酒の製造禁止 【南海日日新聞五十年史】 4 月 8 日　日本-大島・沖縄の定期航路復活。第 1 船が名瀬港入港 【南海日日新聞五十年史】	1 月 19 日　欠食児童増える 【南海日日新聞五十年史】 1月 27日　偽造 B円～島外から流れ込んだ偽造 B円紙幣は未だ跡を絶たず～　【うるま新報】 1 月 31 日　密輸、密航ひんぴん 【南日本新聞】 2 月 21 日　口之島で集団暴行事件。闇商人のトラブル 【南海日日新聞五十年史】 2月 25日　密輸船か　福寿丸船長船長らを取調べ 【南日本新聞】 3 月 3 日　沖縄からの密航完封　船は没収、人は懲役　強化された日本の渡航制限　【うるま新報】 3 月 4 日　密貿易で学校新築 【南日本新聞】 3月 12日　武装警官を繰り出し密貿易船団を急襲　喜屋武岬沖合で海の捕り物　【うるま新報】 5月 31日　押収黒糖を強奪　ギャング団三島丸を襲う 【南日本新聞】 6 月 7 日　大島の少年少女八名をモグリに　人身売買の容疑者捕わる 【うるま新報】 6月 14日　大島から沖縄への流れ込み防止　知事から軍政官府へ具申　【うるま新報】 6月 15日　悪質者は強制送還に　大島人の援護に　近くあま美相談所開設 【うるま新報】

4月29日　大島紬と宮古上布関税撤廃法案衆院通過 【南海日日新聞五十年史】 5月16日　大島食糧株式会社設立総会 【全記録】【奄美復帰史】 6月25日　朝鮮戦争勃発 【全記録】 7月１日　北部南西諸島軍政府に改称 【全記録】【奄美復帰史】 7月　ディヴィス少佐着任（九代目）／シールス中佐着任（十代目） 【全記録】 8月２日　黒糖の本土輸出第１陣20万斤、積み出し 【南海日日新聞五十年史】 8月30日　マクローア琉球軍政府長官来島　主席民政官にバーロー大佐再任（十一代目） 【全記録】 9月11日　日本旅行に名瀬からの乗船許可→11月６日　日本旅行手続指令 【奄美復帰史】 9月26日　軍政府、臨時北部南西諸島政庁を奄美群島政府に改組を指示 【南海日日新聞五十年史】 10月６日付南海日日　沖縄軍政府指令第22号、四民政府地区に情報教育部設置　【全記録】 11月１日　外国貿易実施によりLC貿易。民間貿易　開始。 11月25日　奄美群島政府設置	6月16日　社説　大島の経済と人身売買 【うるま新報】 6月20日　南西諸島に明暗二重奏　バーター貿易打切りか　ガリオア資金で茶など買付　【南日本新聞】 6月22日　監視所長、口ノ島に拉致される　屋久島から鹿児島に密輸船回航中　【南日本新聞】 6月25日　清壽丸を口之島で逮捕　永江所長は保護　大島警察部長から入電　【南日本新聞】 7月11日　パッタリ止った密貿易　朝鮮動乱の余波　屋久島付近も平穏二重の警戒線に尻込み 【南日本新聞】 7月15日　沖縄から密航27名　積荷五百万円の龍福丸検挙 【南日本新聞】 7月15日　鹿児島港に黒糖ブーム　密輸船で大繁昌　罪悪感のない業者海岸一帯にはザッと五千名 【南日本新聞】 8月１日　朝鮮動乱避難朝鮮人三八名屋久島に密航上陸 【奄美復帰史】 8月18日　輸入雑貨の販売に闇商人を締め出し　民商工部　売出方法の改善要求　【うるま新報】 8月20日　人騒がせな密輸船 【うるま新報】 8月31日　密航船の締め出しに海岸哨戒網を強化　逮捕された船と積荷は没収　【うるま新報】 9月４日　密輸の親分逮捕　宿屋まで

12月７日　琉球軍政府は琉球列島米国民政府と改称（スキャップ指令）　奄美は琉球列島米国民政府奄美地区民政官府と改称　【全記録】	斡旋、十島村議長ら　【南日本新聞】 11月６日　黒糖を”やみ商”から護る農場対策　斤20円・入庫の際概算払いか 【うるま新報】 11月６日　軍も”闇取引”を重視　富名腰総裁代理談　沖縄糖の声値落すな　【うるま新報】 12月11日　送金毎月百万円　沖縄-大島　【うるま新報】
1951年（昭和26）	1951年（昭和26）
2月14日　奄美大島日本復帰協議会結成 2月17日　奄美市町村職員組合結成 2月18日　名瀬-那覇の琉球列島航路に、琉球海運の貨客船運行開始 【南海日日新聞五十年史】 2月19日　日本復帰署名運動開始 3月12日　日本政府は黒糖輸入量を年60万トンと決定。大島は輸入停止へ 【南海日日新聞五十年史】 3月30日　奄美群島議会復帰促進決議 4月１日　臨時琉球中央政府設立 4月１日　ダレス顧問　講和草案で「琉球は信託統治に」と演説 【全記録】 4月16日　民政府警告、新聞雑誌情報の正確を期せよ 【全記録】	1月10日　密航被疑者の身柄引受認めず　【奄美タイムス】 1月25日、昨年度中の密航取締り70隻を検挙。 1月29日　密貿易容疑で会社社長を逮捕 【南日本新聞】 2月４日　密航船万幸丸押えらる（糸満港）【うるま新報】 2月６日　社説「地元食糧の横流し防げ」 【南海日日新聞五十年史】 2月23日、口之島にて集団暴行事件・大島からの闇商人と日本からの闇商人の争い。 2月28日　密航の支那人80名　近く台湾に強制送還　【うるま新報】 5月16日　香港密航船逮捕（糸満の船が香港で物資を積んで帰港？）　【うるま新報】 5月25日　増産意欲を阻む密貿易取締りの強化　漁業者側が水産庁に要請 【うるま新報】

4月19、20日　琉球民政府副長官ビートラー少将来島　　【全記録】
5月29日　大島食糧会社の食糧代金未納で食糧局長が配給停止を指示　【南海日日新聞五十年史】
【奄美復帰史】
6月２日　復帰決議案、衆･参両院で可決
【南海日日新聞五十年史】
6月３日　日本の占領管理今年中に廃止　調印八月か九月　ダレス特使確信　【奄美タイムス】
6月４日　食糧配給停止を解除　【南海日日新聞五十年史】

6月24日　日本本土において、復帰総本部百万人署名開始
7月10日　対日講和条約草案・信託統治条項に全郡民大会抗議の断食決行、全戸弔旗掲げ抗議
7月14日　日本復帰貫徹市民総決起大会

7月14日　政治集会届出制で指令　デモは規則違反、支持的集会は一週間前に届出を　【全記録】
7月31日　復帰運動で指令
【全記録】
7月　北緯27度以南、米の信託統治になると新聞発表　【全記録】
8月　琉球銀行大島支店で信用状が開設される、為替取引き契約も成立する。
8月1-5日　復帰断食
【全記録】

5月28日、高知出身の水夫長雷管密輸で逮捕。
6月１日　密輸シーズンたけなわ　外国タバコ、衣類、軍票が圧倒的　二重国籍の密航常習者も
【南日本新聞】
6月５日　機帆船を脅迫、乗組員をラ致　密航者の自供で保安部が真相調査へ　【南日本新聞】
6月13日　逃走中の密輸容疑者を逮捕
【南日本新聞】

6月28日　幽霊化する不法入国者の群送還恐れて逃げ隠れ　主食に悩み島内を出没　【南日本新聞】
7月６日　女だけの密航団捕る
【南日本新聞】
7月10日　名瀬市会　信託統治反対を決議
【奄美タイムス】
7月17日　日本社会党　郡民の復帰決意を支持　政府へ入電
【奄美タイムス】
7月20日　調印の日の全郡ハンストを決議　青年決起大会　【奄美タイムス】
7月22日　武装警官も出動　密漁郡を一網打尽　【うるま新報】
8月５日　またも大島から密航　山川町で31名捕わる　【南日本新聞】
8月６日、密航による日本復帰陳情団11人分散して東京へ出発。

8月６日　日本に新生活を求め移住希望者増える　29°線の彼方
【うるま新報】

8月６日　労働歌事件（15日判決）
【全記録】
9月　８日　吉田首相サンフランシスコにおいて講和条約・日米安全保障条約調印
11月15日　ジュニア大佐着任（十二代目）
【全記録】
12月12日　大島郡十島村の日本復帰正式に発表
【南海日日新聞五十年史】
12月12日　復協、ダレス特使に奄美の信託統治阻止を打電
【南海日日新聞五十年史】

51年現在　名瀬市内と地方の合計７百軒の貿易会社貿易商人が企業免許局に登録される。

8月７日　中之島へ転籍者激増　奄美大島の復帰熱最高潮　【南日本新聞】
8月7日　またも大島から密航者　【南日本新聞】

8月10日　盗品は大島に密輸　旅館、洋品店荒しの共犯捕る
【南日本新聞】
8月17日　三十度線付近の海上を往く（上）　密輸手先に躍る少年　言語風俗すべて鹿児島調　【南日本新聞】
8月18日　三十度線付近の海上を往く（下）　一湊は密輸の中心地　監視船を反対に拉監視　情報の電報一通が二千円　【南日本新聞】
8月19日　非鉄金属　密貿易　取締り強化
【うるま新報】
8月19日　密貿日本船二隻検挙（伊平屋島）　【うるま新報】
9月６日　南西諸島からも60名集団密航　【南日本新聞】
9月６日　密輸種に70万円詐欺／密輸船を検挙　【南日本新聞】
9月23日　香港と密貿易　大洋水産二十三名近く送検　【琉球新報】
10月５日　密貿易事件　きのう送検（大洋水産の件）　【琉球新報】
10月８日　密貿易事件総局　副産物の仲里元警部補も（大洋水産の件）　【琉球新報】
10月12日、密貿易に軍が警告。
10月23日　密航船挙る　九名は逃亡（プラタス島通いの糸満船籍）
【琉球新報】
11月４日、密輸船遭難か、溺死体漂着。

	11 月 11 日　沖縄と密貿易　日本税関の目が光る　【琉球新報】 11 月 17 日　香港と密貿易　東京生れ検挙さる　【琉球新報】 11 月 20 日　香港密航船を米軍が現地で撮影　【琉球新報】 11 月 21 日　香港密輸団挙る　砂糖等現物を押収（糸満町第一栄丸） 【琉球新報】 11 月 23 日　香港から密輸船八隻　慶良間と他の離島に入港か　武装警官隊が出動　【琉球新報】 12 月 20 日　活気づく南西諸島貿易密貿、今では気息エンエン 【南日本新聞】
1952 年（昭和 27）	1952 年（昭和 27）
1 月 21 日　ダレス特使から泉議長（復協）に「復帰嘆願書は慎重に考慮」の書簡　【南海日日新聞五十年史】	
2 月 8 日　米陸軍省マーシャル元帥秘書課から泉議長に「南西諸島帰属は国防省で慎重な考慮あらん」と書簡 【南海日日新聞五十年史】	1 月 1 日　日本の最南 29 度線　喜びにわく七つの島々 【南日本新聞】
2 月 10 日　十島村の七島返還	1 月 1 日　喜びにわく七島を解剖する夢の島にも民主の波　戦争＝敗戦＝にもみくちゃ　食糧も金も全く絶え密航、密貿易の基地に化す 【南日本新聞】
2 月 28 日　デヴィス大佐着任（十三代目）　【全記録】	1 月 5 日　拿捕密貿船の貸与を水連が陳情　【琉球新報】
2 月 29 日　琉球列島政府規定公布【全記録】／琉球政府設立の布告 【南海日日新聞五十年史】	1 月 14 日　拿捕密貿船の貸与を中府が申請 【琉球新報】
3 月 22 日　琉球船舶出入港の港指定	1 月 26 日　香港密輸団一味　荷揚準備

【南海日日新聞五十年史】	中挙らる（糸満沖合）　【琉球新報】
3 月 31 日　奄美群島政府廃止	2 月 8 日　密貿易に懲役八年の判決（大洋商事の件）　【琉球新報】
4 月 28 日　サンフランシスコ条約発効／GHQ 廃止 【南海日日新聞五十年史】	3 月 8 日　密輸取締り強化　群府傘下最後の署長会議 【琉球新報】
5 月 14 日　公海出漁にも許可証をと指令　【奄美復帰史】	3 月 9 日　没収された密貿船　二年間で三千七百トン　【琉球新報】
7 月 10 日　ルイス准将記者会見「琉球の地位は未定」　占領法規はまだ生きている　【全記録】	3 月 20 日　七島灘に一獲千金の夢　名刺戦術や脅迫もどき　沈船引揚に躍るブローカー　【南日本新聞】
7 月 16 日　本場大島紬組合大量の生産品を初めて鹿児島へ積出す 【奄美復帰史】	4 月 5 日　密航船挙る（具志頭村湊川沖） 【琉球新報】
9 月 22 日　琉球政府奄美地方庁設置	5 月 10 日　喜界の集団密航、60 人が桜島沖合で捕まる 【南海日日新聞五十年史】
9 月　　日琉郵便為替ルートが実現し、為替送金ができるようになる。LC 開設には手と代金がすぐ受けとれない、そのための資金確保　流通コストが高い価格の不安定なために、対消費者は高い物を購入、農民は原価を割って売る大島紬は日本政府が国内産業保護のために、贅沢品としてドル枠の制限を厳しくした。	5 月 12 日、29 度線が描く悲劇・喜界島から集団密航桜島沖合いで捕まる。60 名（男子 31 名女子 29 名）
9 月 28 日　復帰は徳之島以北-の奄美社情報 【南海日日新聞五十年史】	5 月 12 日、子を慕う老の母ガラス戸越しの悲しい面会　一人暮らしの母が息子を慕って本土へ密航して航捕まる。
10 月 4 日　沖永良部、与論の 2 島分離返還反対決起大会。児童も断食参加 【南海日日新聞五十年史】	5 月 13 日、帰島してみたら、夫はすでに死亡ここにも 29 度線の悲劇
10 月 5 日付　ビ少将コメント「復帰問題に関しては本官は何も知らない。そのような問題はアメリカの国務省で	5 月 24 日　密航船三隻押える　国頭村奥部落沖で 【琉球新報】

なければわからない」　【全記録】 12 月 25 日　衆議院奄美日本復帰決議案可決 12 月 29 日　琉球民生副長官にオグデン少将就任 【全記録】	6月 18日　中共地区との密貿易　重要拠点は鹿児島　鮮魚運搬船を使用周密な計画と組織をもつ 【南日本新聞】 6月 27日　密輸常習の元軍人グループ南海の早変り海賊事件の全貌　積荷は沖縄でさばく　船名を偽り志布志へ逃走　【南日本新聞】 7 月 1 日　奄美商船から十島村に引き渡す「金十丸」、龍郷湾から消失、7月3日　鹿児島入港 【南海日日新聞五十年史】 7 月 10日　大竹丸捕わる 【南日本新聞】 7月 13日　女を密航させて売る？大阪商人「美島丸」とグルで 【南日本新聞】 7月 17日　日本醤油宮古へ密輸　新琉丸船員八名送検か　【琉球新報】 8月 16日　海外向け密輸品？船内からスクラップと薬莢　持主、元韓国居留団副委員長を逮捕　【南日本新聞】 8月 26日　遭難船　実は密輸船　四名逮捕、六名は手配（香港密貿） 【琉球新報】 9 月 5 日　生れ変る「悪疫の島」十島村口之島　お巡りさんが医者代り 【南日本新聞】 9月 11日　密渡航の高校生　軍布告違反で送還要請　【琉球新報】 9月 28日　大島へ流れる大金　月ざっと五百三十万円　郵便局の窓口から 【琉球新報】 10月 18日　密航？24名を逮捕 【南日本新聞】

	10 月 27 日　下七島に躍る国際密貿団検挙寸前海中にポン　取締りに手をやく当局　【南日本新聞】 10 月 31 日　密輸物資を陸揚げ　密航青年の自供で押収　【南日本新聞】 12月 5日　漁船を沖縄へ密売　有馬機帆船運送会社社長を逮捕 【南日本新聞】 12月 5日　沖で巧みに積替え　平戸で大掛りな密輸団を検挙 【南日本新聞】 12月 6日　密輸景気次第に落目　こわばる対米感情　その日暮しの農民 【南日本新聞】 12 月 19 日　どん底にあえぐ大島　官吏の給料も遅配　配給もとれない金詰り／雨もり教室で勉強／部落ごとに復帰の舞／救いのない島の生活 【南日本新聞】
1953 年（昭和 28）	1953 年（昭和 28）
1 月 17 日　ルイス准将談話（奄美の早期復帰伝わる） 【全記録】 4 月 15 日　ルイス准将、植民地化反対闘争委員会に解散命令（沖縄） 【全記録】 4 月 22 日　オグデン准将来島 【全記録】 4月 30日付南海日日　オグデン副長官「琉球は自由の防衛基地と土地使用の必要性説く」　【全記録】 5月 27日　フリーマン少佐、奄美民官	1月 22日　市署水上警ら隊に疑惑　隊長を懲戒免職に　「密輸」をもみ消す 【南日本新聞】 2 月 6 日　病母見舞の密航者つかまる 【奄美復帰史】 3 月 13 日　暗い十島の春　密輸ブーム・今は悪夢　ことしまだ船便のない臥蛇島　校舎は難破船の材木で 【南日本新聞】 4 月 30 日　加州米が大島から逆輸入約二万キロも横流し（大島方面→那覇市場）　【琉球新報】 5月 12日　真鍮など押収　小宝島の密

に着任（十四代目） 【全記録】 5月28日　フリーマン少佐「復帰問題はノーコメント」　【全記録】 6月23日付南海日日　ブラムリー大佐初の記者会見「領有の意図なし」【全記録】 6月24日付南海日日　モスラ財政副部長「軍政府援助打ち切りに非ず。長期復興など考慮したもの」 【全記録】 7月８日　ブラムリー主席民政官来瀬 【全記録】	輸事件　急行した”きたがみ” 【南日本新聞】 6月20日　密漁検挙は増加 【琉球新報】 8月10日　近く復帰する奄美大島　命をかけた内地渡航　密貿易も正常移出入へ　【南日本新聞】 8月10日　島を色どる感謝の提灯　きょう喜びの島民大会　縣下に十八万名（居住）　密航で死んだ人も多い奄美大島出身者　【南日本新聞】 8月18日　大島に海上保安部と警救署密輸、海難に光る眼　七管、本庁に新設を具申　【南日本新聞】 8月23日　八年目の大島　奄美本島カメラ・レポ　【南日本新聞】
8月　8日　ダレス国務長官奄美大島返還声明	8月30日　明るい徳之島の表情　耐え忍ぶ苦しい生活　大きい日本復帰への期待　【南日本新聞】
8月11日　米大使館、「復帰は大島郡全体」と言明 【南海日日新聞五十年史】	9月４日　強制送還におびえる沖縄の大島出身者　居住の自由で意見書渡航かんそかにもひと苦労 【南日本新聞】
8月14日　通貨交換日本円３対Ｂ円１の比率で　【南海日日新聞五十年史】	9月９日　女は嘆く水不足　義理堅い人情の島-沖永良部　風に揺らぐワラぶき校舎　【南日本新聞】
8月19日　民政官が記者会見で「奄美返還は年内に」と 【南海日日新聞五十年史】	9月９日　日本政府の現地調査団　大島と沖縄に乗込む　奄美大島復帰前奏　【琉球新報】
8月29日付南海日日　民政府口頭指示「琉球政府予算編成替え、11月から奄美は分離」　【全記録】 10月15日　復帰延期に伴い、市町村財政底をつく 【南海日日新聞五十年史】 11月20日　ニクソン大統領訪沖「共	9月19日　在沖奄美人、正式移住者だけで３万7500人 【南海日日新聞五十年史】 9月27日　大島へ非鉄金属　密輸寸前船中で発見 【琉球新報】 10月6日　グッとふえた送金　大島へ

産主義の脅威ある限り沖縄を保持すると声明」　【全記録】 12月９日　復帰の遅れはＢ円回収に対する５億円の支出めぐる日米の不一致 【南海日日新聞五十年史】 12月21日　Ｂ軍票を日本円に交換／通貨交換船、日本円９億円を積んで名瀬港入港　【南海日日新聞五十年史】 12月24日　奄美地方庁廃庁式 【全記録】 12月25日　奄美大島日本復帰	八月六八〇万円 【琉球新報】 10月８日　復帰を前に大島昨今　今の中に沖縄見物　物資買占めに商人大童わ　【南日本新聞】 11月26日　復活した密輸密航　思想的な密航も　拍車をかける復帰遅延 【南日本新聞】 12月３日　復帰はすぐそこまで　希望に満つ奄美大島　【南日本新聞】 12月４日　在沖大島人の処遇　重ねて善処方陳情　【琉球新報】
12月30日　琉球政府、在沖縄奄美人の臨時措置指令公布 【全記録】	12月12日　せめて日取りだけでも-料亭だけがウケに　大島　遅れる復帰訴える島民　【南日本新聞】 12月15日　生活沖縄に依存　奄美大島経済の歩み　【琉球新報】 12月28日　密航した復帰の願い　陳情挺身隊員の潜行手記　泳いででも母国へ　郷里のために犯した”罪” 【南日本新聞】
1954年（昭和29）	1954年（昭和29） 1月６日　通貨切り替えで物価３倍に。物価安定で経済協議会設立 【南海日日新聞五十年史】 1月14日　三十万円の密輸出　大島航路　南州丸初の出港停止 【琉球新報】 1月16日　密航船小米丸（沖永良部知名町）あがる　古宇利島で十四名上陸 【琉球新報】 1月17日　密輸の時に係官不在　未解決で出港の南州丸　【琉球新報】 1月19日　密貿易時代復活か　不正貨

	物に厳重な取締　【琉球新報】 1月21日　復帰をよそに移民　在沖奄美出身32名きのう西表へ 【琉球新報】 4月26日　黒糖消費税撤廃 【奄美復帰史】 4月28日　密貿基地の奄美大島　暗躍するブローカー　名瀬市の旅館は満員続き　【琉球新報】 5月８日　密貿取締りを強化　署長会議　自警団の監視も　【琉球新報】

資料は、鹿児島県、奄美群島、沖縄の掲載紙によるもので、国会図書館のマイクロフィルムを用いている。　作成 著者によ

注

1) 日本の「ポツダム宣言」受諾に関する連合国側への通達は、8月14日にスイスを介して電信にて発信された。同日、終戦の詔書が起草され、8月15日の正午にラジオで放送された。

2) 高田利貞『運命の島々 奄美と沖縄』奄美社（1956）P85～89

3) 村山『奄美復帰史』P36

4) 村山『奄美復帰史』P46～47

5) 村山『奄美復帰史』P50、P54。『名瀬史誌・下』P86

6) 村山『奄美復帰史』P59

7)「米国海軍軍政府布告第１号A」および「米国海軍軍政府布告第１号」は次の通り。

①米国海軍軍政布告第１号A

南西諸島およびその近海居住民に告ぐ

日本帝国に対し戦争遂行上、米国軍は南西諸島およびその近海を占領する必要を生ぜり。かつ治安維持および米国占領軍ならびに島民両方の安寧福祉確保上、南西諸島およびその近海に軍政府の設立を必要とす。故に、本官南西諸島およびその近海の軍政府長官米国海軍少将ジョン・デール・プライスは、ここに左のごとく布告することとなれり。

第１条　北緯30度の南にある南西諸島およびその近海ならびにその居住民に関する総べての政治および管轄権ならびに最高行政責任は、米国海軍軍政府の権能に帰属し、軍政府長官として本官の監督下の部下指揮官により行使さる。

第２条　日本帝国政府の総べての行政権の行使を停止せり。

第３条　全住民は本官または部下指揮官の公布する総ての命令を敏速に遵守し、米国軍に対し敵対行為をなさず、かつ不穏行為またはその程度如何を問わず治安に妨害を及ぼす行動に出ずべからず。如何なる者といえども本条に違反したる者は、特定軍事法廷において定罪の上、その判決に従い死刑または罰金、禁固その両刑または他の刑罰に処せらるべし。

第４条　本官の職権行使上その必要を生ぜざる限り、居住民の風習、宗教、信仰ならびに財産権を尊重し、現行法規の施行を持続す。

第５条　本官または本官の命令により解除されたる者を除く総ての官庁、支庁および町村また他の公共事業関係者ならびに雇用人は、本官または特定されたる米国軍士官の命令の下にその職務に従事すべし。

第６条　占領軍の命令に服従し平穏を保つ限り、居住民に対し戦時必要以上の干

涉を加えざることとす。

第７条　爾今、布告、規則ならびに命令は、本官または本官を代理する官憲により逐次発表され、これにより居住民に対する我が要求または禁止事項を明記し、各警察署ならびに部落に掲示さるべし。

第８条　この布告は以前に発表せられたる事を有するゆえに、沖縄島を除いて、本布告は北緯 30 度の南にある総ての南西諸島に適用す。

第９条　本官または本官を代理する官庁により発布されたる本布告、他の布告ならびに命令または法規等において、英文とその他の訳文の間に矛盾または不明の点生じたる場合は、英文をもって本体とす。

1945 年 11 月 26 日

南西諸島軍政府長官 米国海軍少将 ジョン・デール・プライス

南西諸島軍政府副長官 米国海兵隊大佐 シー・アイ・ムレ

②米国海軍軍政府布告第１号

米国軍占領下の南西諸島およびその近海居住民に告ぐ

日本帝国の侵略主義ならびに米国に対する攻撃の為、米国は日本に対し戦争を遂行する必要を生ぜり。かつこれら諸島の軍事的占領および軍政の施行は我が軍略の遂行上ならびに日本の侵略力破壊および日本帝国を統轄する軍閥の破滅上必要なる事実なり。治安維持および米国軍ならびに居住民の安寧福祉確保上、占領下の南西諸島中、本島および他島ならびにその近海に軍政府の設立を必要とす。故に、本官米国太平洋艦隊および太平洋区域司令長官兼米国軍占領下の南西諸島およびその近海の軍政府総長、米国海軍元帥Ｃ・Ｗ・ニミッツはここに左のごとく布告す。

1　南西諸島およびその近海その住民に関する総ての政治および管轄権ならびに最高行政責任は占領軍司令長官兼軍政府総長、米国海軍元帥たる本官の権能に帰属し、本官の監督下に部下指揮官により行使さる。

2　日本帝国政府の総ての行政権の行使を停止す。

3　各居住民は本官または部下指揮官の公布する総ての命令を敏速に遵守し、本官麾下の米国軍に対し敵対行動または何事を問わず日本軍に有利なる援助をなさず、かつ不隠行為またはその程度如何を問わず治安の妨害を及ぼす行動に出ずべからず。

4　本官の職権行使上その必要を生ぜざる限り、居住民の風習ならびに財産権を尊重し、現行法規の施行を持続す。

5　爾今、総ての日本裁判所の司法権を停止す。但し、追っての命令あるまで該地方における軽犯者に対し該地方警察官によりて行使さるる即決裁判権はこれを継続するものとす。

6　本官または本官の命令により解除されたる者を除く総ての官庁、支庁および町村または他の公共事業関係者ならびに雇用人は、本官または特定されたる米国軍士官の命令の下にその職務に従事すべし。

7　占領軍の命令に服従し平穏を保つ限り、居住民に対し戦時必要以上の干渉を加えざるとす。

8　爾今、布告、規則ならびに命令は、本官または本官を代理する官憲により逐次発表され、これにより居住民に対する我が要求または禁止事項を明記し、各警察署ならびに部落に掲示さるべし。

9　本官または本官を代理する官憲により発布されたる本布告、他の布告ならびに命令または法規等において、英文とその他の訳文の間に矛盾または不明の点生じたる場合は、英文を以って本体とす。

1945 年

米国太平洋艦隊および太平洋区域司令長官兼

南西諸島およびその近海軍政府総長

米国海軍元帥Ｃ・Ｗ・ニミッツ

8）杉原洋「「北緯 30 度」とは何だったか」『奄美戦後史』南方新社（2005）P65 ～ 96

9）村山『奄美復帰史』P84

10）『名瀬市誌・下巻』P108

11）奄美群島政府『群政しおり 第３号』（1951）

12）前掲

13）村山『奄美復帰史』P343

参考文献

奄美群島政府『群政しおり 第３号』奄美群島政府（1951）

奄美群島政府『奄美大島関係条約及び法令集』鹿児島県（1954）

大蔵省大臣官房調査部『調査月報』第 40 巻･特別第４号 大蔵省大臣官房調査部（1951）

沖縄タイムス『沖縄大百科事典』沖縄大百科事典刊行事務局（1983）

沖縄県庁『沖縄県史』財団法人沖縄文化振興会、公文書管理部史料編集室（2005）

鹿児島県『奄美大島の現況』鹿児島県（1953）

鹿児島県地方自治研究所『奄美戦後史』南方新社（2005）
掲載紙「マイクロフィルム」国会図書館
塩田庄兵衛・長谷川正安・藤原彰『日本戦後史資料』新日本出版社（1995）
当山昌直『奄美・沖縄環境史資料集成』南方新社（2011）
名瀬市『名瀬市誌・下巻』名瀬市誌編纂委員会（1972）
南海日日新聞『南海日日新聞五十年史』南海日日新聞五十年史編纂委員会（1997）
間弘志『全記録』南方新社（2003）
平岡昭利『離島研究Ⅰ・Ⅱ』海青社（2003）
皆村武一『戦後日本の形成と発展 占領と改革の比較研究』日本経済評論社（1995）
三上絢子『米軍統治下の奄美経済』国学院大学大学院経済研究科（2003）
三島村『三島村誌』三島村村誌編纂委員会、朝日印刷（1990）
村山家国『奄美復帰史』 南海日日新聞社 （1971）
琉球銀行『戦後沖縄経済史』琉球銀行調査部（1984）
琉球銀行『琉球銀行 35 年史』凸版印刷（1985）
臨時北部南西諸島政庁『奄美史料』(24) 広報 15 ～ 30 号 臨時北部南西諸島政庁（1948）

第３章　米軍政府による統制経済

１節　統制政策

1）放出食糧問題

戦局が悪化するに従って、米配給割当制も１人１律１合５勺になり、1945 年に大島支庁長は補給食糧に蘇鉄幹を推進（蘇鉄を切干製造）することを通達している。この時期に蘇鉄の食生活をした人々は、蘇鉄地獄と呼んで後々まで伝えられている。

食糧営団は米の配給を年齢別に点数制に切替え、基準は１点を 8g とし、1 ～ 5 歳（12 点）、6 ～ 10 歳（20 点）、11 ～ 60 歳（33 点）、61 歳以上（30 点）にして、米の配給は減配へと、悪化の一途をたどったのである。

生活者は近隣の農家へ買出しが増加し、1945 年 7 月に入ると奄美群島の保有食糧は減少するのみで、空襲によって島内の生産は不能状態となり、さらに、本土との交通は遮断され食糧の移入もできず危機に直面する。

日本の降伏文書の調印（1945 年 9 月 2 日）から半年間は、奄美群島は日本の管轄下にあったが、実態は日本からも孤立した状態におかれ、人々は動揺と混乱の日々の中で生活に追われていた。戦時中の規制はなくなり、食糧供出の義務も必要ないなど、連合国の対日処理に関連して、さまざまな情報が飛び交い社会全体が、騒然とする中で食糧事情は一層悪化し、名瀬町への移住が激増する。名瀬町では米通帳の抜き打ち調査を行い、実体の伴わない幽霊人口を摘発、転入人口を規制して極度の食糧不足を補う苦境の中で、生産者に増産を督励している。

戦前から食糧需給状況は、島内生産では補えず移入に依存していただけに、戦時中の１年余、戦後の無政府状態の混乱期と 2・2 宣言による日本本土からの分離により、わずかの残留米でしのぐ困窮した状況であったのである。

1946 年 3 月に米国沖縄軍政府からローレンス少佐とブリビン軍医の一

行が来島して、軍政府を代弁して、行政問題、通貨問題、食糧問題、軍政官の来駐についてメッセージを述べた。特に食糧問題については、「食糧は、米食本位の考えは改めよ。補給はもちろんするが、米の外に缶詰類・メリケン粉等を送る」と表明した。3月13日に初代ライリー軍政官が着任して奄美の軍政が始まったが、食糧問題に関わる「北部南西諸島軍政布告第1号」が公布される。

ライリー軍政官は、困窮した食糧事情を把握して沖縄軍政本部に救援を要請、4月に入り約2万tの食糧が届き当座の飢餓状態から救われている。

その内訳は、軍事用の古外米、メリケン粉、干ニンジン、トウモロコシ缶、乾燥馬鈴薯缶、ホワイトアスパラ缶、コンビーフ缶、チーズ、ラードなどである。さらにライリー軍政官は群民に対し「一人一日2,000カロリーは絶対に保障するであろう」とメッセージを送っている。

2）配給制度

軍政府からは衣料品および日用品の支給があり、大島生活必需品配給統制組合および大島中央農業会が代行して取扱い、各市町村では、市町村役場、市町村長指定の場所とし、配給価格は臨時北部南西諸島政庁が指定した。配給完了と同時に市町村は取扱い代行に決済し、代行は臨時北部南西諸島政庁へ納入するシステムがとられている。

また、各市町村は配給完了と同時に臨時政庁知事宛に配給報告書を提出することになっていた。それには配給品受領年月日・品名・数量・人員・1人実量・単価・残品量を記載する。さらに、毎月末に人口調査書（総戸数・総人口の内訳で、職種別・戸数・家族数および性別の記載）を提出するものとし、これに基づいて割当物資の配給が行われる。

割当物資配給の衣類とは、当初は米軍兵のHBT（Herringbone Blouse and Trousersの略、モスグリーン色の兵隊の作業着）と呼ばれる軍服の上下やドイツ製オーバーコートなどが主で、後にラシャ生地などである。

日用雑貨類は、市町村役場や教育現場用には、インク・鉛筆・白墨・紙など、喫煙者用に刻み煙草、一般家庭用に石鹸（家族構成3人まで1個・5人2個・6人以上3個）、歯ブラシ1人1本、安全カミソリ刃満17歳以上の男子に1人1本、およびローション女子満17歳以上1人1瓶と定められていた。放出食糧の配給価格も1946年6月当時は、豆1⊠（※この単位不明）当たり0.69円、穀類0.79円、小麦粉0.659円、米1g0.78円が次第に値上りした。その上、配給基準量の半減が発表され、食糧配給は大人1人1日につき2,000calの基準であったが、実質的には1,200cal～1,400calとなり、46年5月下旬には500calと激減している。

この事態に対して6月、沖縄軍政本部より食糧指令が届いたが、補給については「1,147calと765calの二本だてにせよ」という曖昧なもので、大島支庁ではとりあえず765cal制を実施したが、これでは生活が出来ないと巷は恐慌状態となり、困惑した支庁は事態収拾のため「1,147cal配給を考える、年齢別カロリー点数制の配給制を取り入れる、カロリー不足分は生鮮食料で補う」旨を掲げ、事態の安定化をはかったのである[1)]。

米軍政の放出食糧品は、名瀬を中継して各市町村単位に配送されるシステムが取られていたが、放出物資の横流し問題、不当価格、不当配給等の問題、とどまることはなく集落内ではトラブルが続発した。この要因は、放出物資配給のチェック体制不備によるといえよう。大量の物資が不正に闇市に流出し、非正規交易によって日本本土に運びだされる混乱した状況が発生している。

北部南西諸島軍政布告第1号は郡内の食糧統制・確保を目的とするものであるが、市場では物資不足から物価は高騰し住民間でバーターが行われるという混乱した状況下で、食糧統制は実際には闇対策でもある事が伺える。

2節　通貨交換

1）第一次通貨交換

1946（昭和21）年4月6日、北部南西諸島米国軍政本部は、「米国海軍軍政府特別布告第7号」及び「米国海軍軍政府 財政命令第1号」を公布した。

これにより南西諸島の第一次通貨交換が行われ、奄美でも「軍票時代」に移行する。

牧野は、「（軍票とは）軍の作戦行動に付随して、それに必要なる物資および労力の調達、諸支払い、占領地経営、敵貨攻撃などのために用いられる緊急通貨の一種である。……軍票の発行される直接動機は、本国正貨の節約、本国通貨の乱発防止、海外における軍事支払いの利便、占領地経済と本国経済との一応の分離などであって、その価値は本国通貨の代用貨幣として本国通貨の価値を派生的に継承する」[2] と述べている。

特別布告・財政命令[3] に基づき、奄美群島においては日本銀行券と併用してＢ軍票（普通Ｂ円と呼ばれた）が法貨となり、米軍Ｂ軍票、新日本銀行紙幣、証紙を貼った旧日本銀行紙幣および硬貨が併用されることとなったのである。

日本本土の金融緊急措置令（46 年 2 月 17 日、新円発行・旧円封鎖）の後も奄美群島では、旧日本銀行券が法定通貨として通用したことで、大量の旧貨幣が闇ルートよって持ち込まれ、奄美の経済を混乱に陥れる原因となった。このことは軍政府と日本政府のミスマッチの結果といえるだろう。

奄美の通貨交換は、4 月 15 日～ 4 月 28 日の 2 週間の期限で行われ、5 円以上の日本円紙幣、朝鮮銀行紙幣、台湾銀行紙幣を法定貨幣と交換し、4 月 28 日以降は紙幣の両替は禁止され、さらに戦時中に日本軍の使用した軍票紙幣は不法貨幣とされる。

各世帯 1 人に付き、100 円をＢ軍票（5 円、20 円、100 円）と交換、残金は 5 月から一定額の払出しに応ずることとした[4]。また、この切り替えによって北緯 30 度以北への通貨の輸出入は一般貨物と同様に禁止され、一定額以外を封鎖することによって、①奄美の通貨流通把握、②消費地の物価対策、③非正規交易対策―の目的が軍政府側にあったとみられる。

軍政府は 4 月 22 日付で「預貯金制限並に通貨持ち出しに関する暫定措置覚書」を発表して、封鎖の一部を次のように緩和したのである。

1. 日本へ転住者（旅行者を除く）1 名につき金 1,000 円、本島を離れる当時の所持金として携帯差支えなし。
2. 家族と離れ大島郡に居住する学徒は教育費として 1 ヵ月 150 円以内
3. 本島の親元を離れて本土に住んでいる学徒は 1 ヵ月 300 円以内
4. 出産費は 200 円以内

5. 結婚費は 750 円以内
6. 葬式費は 500 円以内[5]

奄美の新円生活の切り替えの初期は、100 円、20 円の高額紙幣が多く発行されていたために、5 円以下の小額貨幣が不足がちで、人々の日常の生活に不自由な状況が発生している。例えば、生活者は余計な商品の購入を余儀なくされる場合もあり、必要な商品の共同購入など隣人と分け合う工夫によって日常生活を補完していたのである。

奄美群島と琉球諸島におけるこの時点での旧日銀紙幣回収高およびＢ軍票交付高は次の通りである。

表１　旧日銀券回収高およびＢ軍票交付高

旧日 銀券回収高	円	Ｂ軍票交付高	Ｂ円
大　　島	82,460,025.00	大　　島	25,806,825.00
沖　　縄	62,389,114.92	沖　　縄	20,761,565.00
宮　　古	18,752,522.00	宮　　古	17,455,035.09
八 重 山	9,883,908.00	八 重 山	9,883,908.00
計	173,485,569.92	計	73,907,333.09

『名瀬市誌・下巻』（1973 年）P138 をもとに著者作成

次の図１～２は、第二次世界大戦後の米軍統治下におかれた北緯 30 度以南において流通した貨幣で、紙幣のみが使用されていた。いずれもコインコレクターでニューヨーク在住のウィリアム・フランク・ワトソン氏が所蔵しているものを資料提供してくれ、著者が撮影した。（ワトソン氏は世界 100 カ国の紙幣 500 種、硬貨 1,000 種を収集している。）

図１の①から④は、米軍Ｂ軍票 110 銭、50 銭、1 円、裏面、25 円、10 円、裏面、320 円、100 円、裏面、41,000 円、裏面―である。

図２の①から②は、MILITARY PAYMENT（米軍基地とそれに関わる事業所などにおいて、軍属とその家族によって流通した貨幣）1 上 5¢裏面、中左 5¢、中右 10¢、下 10¢裏面、2 左上 50¢（裏面）、右上 1$、下 10$ ―である。

このMILITARY PAYMENTは、毎年貨幣の切替えが行われている。その理由はブラックマーケットへの不正流通防止のためとされている。

MILITARY PAYMENTの交換から流通までの過程を、沖縄の嘉手納ベース（以下、基地）を中心としてワトソン氏から聞取りをした。以下にまとめる。

①軍属あるいは家族が、沖縄の基地内あるいは関係場所に移動し、貨幣が必要を生じた時点に基地内の銀行において交換する。

②帰国時にも同様に銀行でMILITARY PAYMENTをドルに交換する。

③軍属の報酬はドルで支給され、必要な分はMILITARY PAYMENTに交換する。

④MILITARY PAYMENTが使用できるのは、大型PX（PXには、食糧品（副食品は冷凍食品が大半を占めている）、衣料品、書籍、文具（ノート・ペン（パーカー・モンブラン万年筆））、寝具、音響関係、日用雑貨（ラックス製石鹸など）、嗜好品（チョコレート・チューインガム・ココア・コーヒー・紅茶・清涼飲料水・アルコール・タバコなど）、装飾品（宝飾品・化粧品・香水、高級時計（ローレックス製））などを含む生活必需品の全てが揃っていている）、銀行（嘉手納基地内には２ヶ所）、病院、クラブ（レストラン・遊技場・スナックバー・ダンスホール・コンサートホールなど複数がクラブ内に設置されている）、ガソリンスタンド、映画館などであり、基地外の街中にもPXは整備されている。

⑤MILITARY PAYMENT紙幣を使用した場合の釣銭は、ドル硬貨で渡している。

⑥軍関係以外の場所では、例えば、現地の飲食街や商店で支払う通貨は、事前に基地内の銀行でドルに交換しておく。

⑦軍関係で雇用されている日本人の報酬は、当初はＢ軍票で支給されている。

⑧基地内やPXに出入りが許可されているのは、IDを持参している者、アメリカ合衆国二世・軍属退役者などで、MILITARY PAYMENTによってショッピングも自由である。

⑨軍属の本国と沖縄との間の移動は、軍用機が用いられ運賃は無料。物品は重量の制限があり、帰国の際には定められた重量内で、スーベニ

①上10銭　中左50銭　中右１円　下裏面　　②上５円　中10円　下裏面

③上20円　中100円　下裏面　　④上1,000円　下裏面

図１　Ｂ軍票　　資料提供 ウィリアム・フランク・ワトソン氏

①上 5¢裏面　中左 5¢　中右 10¢　下 10¢裏面

②左上 50¢（裏面）　右上 1$　下 10$

図２　MILITARY PAYMENT　資料提供 ウィリアム・フランク・ワトソン氏

ヤから日本の伝統的な小型家具類、古典陶器類、古典的な絵画、着物、日本の祭りに用いる小物類（提灯・扇子・うちわ・ハッピ・屏風・暖簾）などに人気があった。

MILITARY PAYMENT は、ブラックマーケットへの不正流通防止のために厳重な基準が定められているにも関わらず、あらゆる米国物資が闇市場に大量に流通している。

闇市場の流通については、第２部「米軍統治下における非正規交易の形成過程」、および第３部「商業圏の形成と展開」で詳しく触れる。

2）物価対策

1946 年 4 月の第一次通貨交換にあわせて、大島支庁は新価格体系を推進するため 5 月 11 日「大島郡生鮮食糧品販売取締規則」[6] を公布、物価安定に力を入れたのである。

大島郡生鮮食糧品販売取締規則

第１条　大島郡内において生鮮食糧品を販売せんとする者は別表以上の価格をもって販売する事を得ず。

第２条　別表に記載なき生鮮食糧品の価格は所轄警察署長において指定するものとす。前項に指定されたる価格を越えて販売することを得ず。

第３条　生鮮食糧品を販売せんとする者はその代金を金銭によらず物品をもって要求する事を得ず。

第４条　前条の規定に違反したる者は 30 日未満の拘留又は 20 円以下の科料に処す。

前項の場合においては漁獲物販売物、販売用具及び漁具を没収することあるべし。ただし前記物件の全部又は一部を没収すること能わざるときはその価格を追徴することあるべし。

別表　最終最高小売価格

1. 鮮魚価格（カッコ内は地方名とす）1 級品（1 斤 8 円）鯛、ハタハタ（ネバリ）、カンパチ（ソージ）、イトヨリ（松鯛）、ヘダイ（チン）、鯖、

鮪、タチビタイ（タマミ）、海老イカ（シライカ、クブスミ）、蛸▽２級品（1斤７円）鰹類、シイラ（万引）、タカサゴ（赤ウルメ）、ムロアジ（白ウルメ）、カマス、ムチ、メジナ（シテ）、スツミカ、ヤガラ（シジ）、テンス（マコブ）、メアジ（ガツン）類▽３級品（1斤６円）ブダイ（エラブチ）、カワハギ（ヤチャ）類、ヒキ、トビ魚、コスク類 名瀬町、古仁屋町大字古仁屋以外の地域においては本表価格１斤当たり１円下りとす

2. 蔬菜価格（100匁当たり）馬鈴薯29銭（以下銭）、里芋67、コシャ70、胡瓜65、冬瓜30、南瓜38、西瓜45、夕顔33、蕃茄67、茄子65、大根25、人参44、蕪26、牛蒡75、ネギ75、生ツワブキ25、百合20、キャベツ35、春菊30、糸瓜32、ニンニク15、筍30、ニガウリ32、ラッキョ65 名瀬町以外の地域においては本表価格より１割下りとす

軍政府の意向により大島支庁は、消費中心地の名瀬町の物価統制を表２のように定め、黒糖１斤40～50円が15円、焼酎１升100～150円が50円、肉類１斤70～80円が25円、旬の物20～25円が５円、大工１日50円が40円、左官１日30円が25円、さらに物々交換の禁止によって、横行する闇取引の対策をした。だが、この物価統制は農山村地域には行き届

表２　通貨切替による５月の名瀬の物価

		新円以前の市価	新円市価
黒糖	１斤	40円～50円	15円
焼酎	１升	100円～150円	50円
肉類	１斤	70円～80円	25円
旬の物	１貫	20円～25円	５円
労賃も引き下げ			
大工	１日	50円	40円
左官	１日	30円	25円

『名瀬市誌・下巻』（1973）をもとに著者作成

かず以前の自由な価格設定で取引がされている。

物資不足の中で、配給物資だけでは生活が困難な貧窮している生活者は農家へ出向き、戦災を免れた衣類などと農産物を交換、また闇市の食糧や物資との交換、非正規交易品などの闇価格を活用したのである。

このような市場の諸物価高騰に対し、1947年７月、軍政府は、経済統制で市場の諸物価高騰を抑えようと、低価格推進や公定価格への調整に低物価政策を打ち出し、業種別労務者賃金基準額を定めた。8時間労働を原則に、米価１升３円15銭を基準にして大工、左官の労賃を日額10円、公務員給月額315円と定め、各品目及び公定価格を定めた価格表が示される[7)]。

この物価政策は高騰した物価の安定を目指したものであったが、極端な低物価政策を打ち出したために生産側の意欲を欠き生産量が減少する側面を発生させている。

その結果、逆に品不足の現象を引き起こして、物価上昇および闇価格の拡大を発生させる悪循環となった。また、日額10円の労賃や公務員給与の月額315円では、家計を維持することが困難な状況に追い込まれ、労働者の不満を抑えることができなかったのである。

このように賃金・物価の統制による低物価政策は、逆効果を発生させることとなり、1948年11月に軍政府は政策の失敗を認めざるを得なくなった。低物価政策は事実上の破綻で廃止となる。

1948年11月16日、臨時政庁から公表されたのは、米国軍政府特別布告第33号「自由企業」である[8)]。

要約すると、1、許可が必要だが、南西諸島民は自由に企業（列島貿易を含む）を始め、従事することができる。2、島内生産品および特殊労務については価格の統制を外す。3、重要物資の交易はできない。ただし余剰のある場合はこの限りではない。4、補給物資についてある程度（生産品の時価相応に）価格が上がる―などとなっている。

この特別布告の施行によって、奄美、沖縄、宮古、八重山の４群島別に分割統治されていた島々の間で、食糧品、家畜などの一部の重要物資を除く交易が自由となった。また許可制ながら民間事業が開始されることになり、従来の統制経済を修正した琉球経済圏の「自由経済」へ移行すること

となる。

特別布告は、琉球軍司令官軍政府長官米国陸軍少将ダブリュ･ダブリュ･イーグルス、軍政府副長官歩兵大佐ゲエッセ・ビイ・グリーンが署名し、1948 年 11 月 1 日に施行となっていたのだが、翻訳で時間が掛かり、公表が半月後になった経緯があった。

臨時政庁では知事が次のような談話を発表した。「布告は従来実施してきた統制経済を一部修正していわゆる自由経済への移行を目的としたのである。強制のわくを外すことにより、諸島の生産を増加させるための、各人の創意と工夫が一段と望まれる。琉球諸島各地区間の貿易が一定の条件で実施されるので、重要物資をみだりに他地区へ搬出しないよう自主的な統制をお願いしたい」[9)]

3 節　流通貨幣統一と第二次通貨交換

1）通貨の流通量の抑制と統制経済

軍政府は 1947 年 5 月 2 日、鹿児島興業銀行大島支店および古仁屋支店を接収し、政庁知事に管理を委任した。同年 10 月 11 日には大島中央銀行並びに古仁屋支店に改称される。これにより 30 年にわたる鹿児島興行銀行の大島支店は幕を閉じ、奄美の金融・経済界は大きく転換されて南西諸島全域（全琉）の経済圏に統合される。

一方、奄美群島は通貨不統一やインフレ状況、闇取引等の多様な問題を抱えている時期である[10)]。

1948 年 5 月 4 日､米国軍政府布令第 1 号｢琉球銀行の設立｣が公布された。全琉を統括する中央銀行の創立によって同月、大島中央銀行も琉球銀行名瀬支店として吸収された。同布令 1 条は、以下のように設立目的を示している。

「軍政府の資金の送金、預金及び支払いをなし、琉球の各民政府及び市町村役場の成功的運営に必要なる一般銀行業務をなし、適当な融資によって農工商諸企業を助成し、さらにインフレーション抑制と闇取引防止のために通貨の流通を調節、もって琉球諸島の民生安定と軍政府の使命達成を期する為に適当かつ有力な機関の設置を認め琉球銀行を設置する」

琉球銀行の資本金は 3 千万円（30 万株）で､その 51% は民政府が所持し、短期の商業資金の融資、為替の管理、外貨の取り締まり、全琉の金融機関を取り締まる銀行の役割を果たしたのである[11)]。

全琉統括の中央銀行の創立によって、1950 年 4 月 10 日付米国軍政府布令第 4 号で設立された琉球復興金融基金は、ガリオア資金と復興による見返り資金を財源として、経済復興のため商・工・農に融資を実施する[12)]。

これより先、1948 年 7 月 3 日、全琉球の通貨統一を図る米国軍政府特別布告第 29 号「通貨の交換と新通貨発行」が公布された。「日本円および B 軍票を所持する者は、7 月 16 日から 20 日までの間に新貨幣と交換せよ」との趣旨。いわゆる第二次通貨交換である。しかし、今回の全琉球の通貨交換について、交換される紙幣がどのようなものか詳細は明らかにされないままだった。臨時政庁知事も「布告、指令以外は何もわからない」という状況で実施されることになった。住民は騒然とし不安な状況下で物資を買いだめし、他方、商店は商品をかたづける等、また地方に買出しに行くなど様々な情報が流れパニック状態が引き起こされたのだった[13)]。

結局、7 月 15 日から 19 日に交換が実施された。交換は次のように行われた。銀行受取証が預金者に渡されて、後日、正当な所持と認定された金額に対し B 軍票が支給された。交換比率は一対一で、個人は B 軍票は 1 万円まで、日本円は 500 円までと限定額を設定し、残額は封鎖された。今回の交換の大きな特徴は、所持金の合法性の追求、つまり通貨の流通量の制限が通貨交換の目的であったといえる[14)]。

この交換で日本円および B 軍票は回収され、改めて B 軍票が交付された。交換終了後に米国軍政府長官イーグルス少将は、米国軍政府特別布告第 30 号「標準通貨の確立」[15)] を公布し、奄美と琉球の新法定通貨は B 軍票のみと宣言したのである。

第二次通貨交換は、一次交換で B 軍票と日本銀行券を通貨として併用したため、日本本土からの引き揚げ者および非正規渡航者による新日本銀行券の持ち込みが盛んになり、その結果、通貨量増大でインフレになりそのインフレ対策の必要から通貨を B 軍票に限定するものだった。

表３　第二次通貨交換での金額の交換高（B 円額）

大　島	150,481,404
沖　縄	393,819,428
宮　古	59,802,821
八重山	61,339,630
計	665,442,283

『名瀬市誌・下巻』（1973 年）P138 をもとに著者作成

この表に示されている通貨交換高は、奄美群島では 1946 年 4 月の第一次通貨交換時に比べ 2 年間で約 2 倍の膨張で、その要因として次の 3 点が考えられる。

①極度の物資不足で悩んでいる沖縄への支援食糧や家畜等また農産物を非正規輸出。

②本土との非正規交易で得た日用品や日本円を物資不足の沖縄と取引して、B 円を獲得した事。

③引き揚げ者や復員軍人の持参した額面等が加算された。

この 3 点によって通貨交換高は全琉球通貨の 38.4% の保有高となった。後にこの通貨の保有高は減少をたどることになる。

皆村は『戦後日本の形成と発展』において「これまで流通してきた B 型軍票は、何の裏付保障もない軍票であったが、1949 年 4 月 1 日「商業ドル資金勘定」の創設により、後には 100%、ドルによって裏付けられる管理通貨になった」[16] と総括している。この通貨措置と 1948 年 5 月の琉球銀行の設立は、琉球の経済復興を推進するうえで、もっとも基本的な金融政策として高く評価されているという [17]。

B 軍票（B 円）は、1948 年 7 月以降、南西諸島における唯一の法定通貨として使用された。また B 円はドルに裏付けられて安定した価値を推進することができた。

1949 年に入ると沖縄渡航制限が緩和された。自由渡航が可能になると奄美群島から旅行者が盛んに往来するようになり、沖縄から米軍関係の衣料品・嗜好品のアルコール（ジョニーウォーカーの赤・黒）・外国

煙草・コーヒー・外国石鹸・その他の購入等で、奄美大島の通貨が急激に沖縄に流出し始めた。奄美群島の通貨は、この時期から沖縄に吸収され、その結果、奄美経済を窮地に追い込み通貨の枯渇を招くことになる。

1949 年 1 月、琉球軍政本部は「新財政経済方針」を発表、琉球経済のインフレ抑制のために通貨の流通量抑制を目的にした統制経済にのりだした。推定約 6 億～ 7 億円の通貨流通量を 2 月以降半年で 3 億円になるまで吸収する、そのために補給物資（食糧、衣料等）を市価の 60% 値上げするというものだった。通貨の流通量が減ると市場の価格が下落し、それに応じて補給物資の価格を下げるとして、発令によって直ちに沖縄から実施に入った [18]。

沖縄の場合は基地経済の初期段階で、約 4 万人の軍労務者と開拓庁、貿易庁の復興予算や補助金等で年間 15 億円程度を保有、この値上げに対しても購買力もあるだろう。しかし、沖縄と奄美とでは、比較にならないほど財政面上では差があるにもかかわらず、沖縄に次いでこの価格引上げは奄美でも実施された。

2）奄美経済の転換

米軍統治下における奄美の行政機構は、1946 年 10 月 3 日～ 1950 年 11 月 24 日まで臨時政庁が存続したが、1950 年 11 月 25 日に奄美群島政府となった。

1948 年の琉球銀行設立および全琉球の通貨統一（B 軍票を法定貨幣に）を境に、奄美経済は大きく転換していく。通貨統一時点の奄美群島は、沖縄、宮古、八重山を含む全琉球の通貨の 38.4% 保有していたが、1949 年の沖縄、奄美間の渡航制限が緩和されると沖縄旅行とアメリカ製品の購入などで、奄美の通貨は急激に沖縄へ流出し始めた。

第二次通貨交換時の交換高 150,481,404B 円と比較すると、1949 年 9 月の 1 年間で 95,414,616B 円と通貨量は約 3 分の 2 に減少した。

『名瀬市誌』は次のように述べている。

「1950 年 11 月に発足した群島政府は、このような状態を救う一方策として、吸収された通貨を復興予算として還元させるため、予算獲得に努力

した。しかし、大島の復興予算は６ヵ年間でわずか２億７千万円にしかすぎず、（中略）沖縄は軍作業による労務者の賃金が年額40億と推定され、サービスの提供、その他ドル獲得10億、さらに琉球政府による財政支出が10億と見積られ、その金額は年間約60億で、両者間の経済の相違は雲泥の差があった。こういった経済不振・金融硬化のため、預金も52年４月以降半年間に約１億円も減少するという状態で、金融機関の貸付も漸次引締めの傾向をとった。そこで、52年４月以降は、貸付も毎月平均１千万円程度の収縮を見せ、同年９月には４月の３分の１に激減した。1952年７月、群島内琉球銀行各支店における貸付合計は約３千万円で、これを同年同月の琉球銀行の総貸付高２億３千８百万円と比較すると、わずかにその12.6%を占めているにすぎなかった。金融の逼迫は明白であった」[19]。

4節　米軍補給食糧価格３倍値上げ問題

1）北部南西諸島軍政府長官による食糧３倍値上げ声明

1949（昭和24）年４月29日、北部南西諸島軍政府は補給物資の３倍値上げを指令、４月１日にさかのぼって実施すると発表した。その上に配給基準量半減も発表している。軍政府長官は、現地生産物自由市場と米国生産物自由市場価格を対照して「これは米国における卸売値段であり、米国市民はこれらの品物に対してはるかに高い金額を支払っている」との声明を出した。米軍政府長官の声明の要約は次のようである[20]。

①３年間以上にわたり米国は琉球政府の費用の大部分を負担し、琉球諸島民を援助するために設立した米国軍政府の費用を支払ってきた。

②本来のドル価格より安い値段で、衣料、薬品、建築材料、沖縄向け食糧の半分を琉球諸島民に支給してきた。

③米国は日本・英国・仏国・伊太利及び西欧諸国又はその他の国々を援助してきた。

④各自が自給自足の態勢を整えて、1940年以来の直接の米国負担を軽減するように努力する必要がある。

⑤軍政府は出来る限りの援助をなしているにもかかわらず、不当な取扱いを受けるように感ずるのは、理解に苦しむ。琉球諸島民は莫大な軍隊を維持するため税金を納める必要がない。琉球諸島民が生活の全部とはいわなくとも大部分は自己の手で負担すべきであると考えるのは、合理的であり不当な点はない。

1949年５月１日に軍政府は補給食糧価格の３倍値上げを掲示、1950年１月11日に値上げが実施された 臨時政庁では、この指令に関して直ちに会議を開き、審議の結果、食糧３倍価は、財政・経済・生活・治安維持などの面から、受け入れ不可能と結論、軍政府に撤廃を申し入れたが、軍政府は、沖縄の軍政府長官イーグルス少将の命令だと拒否した[21]。

2）陳情書

３倍もの値上げは死活問題であると危機感を持った奄美群島では、全郡市町村長と経済復興委員会の合同会議、官公庁、各種団体が値上げ反対の沖縄派遣陳情団を結成して５月８日、渡沖した。沖縄では５月13日・17日の２回にわたり「値上げによる奄美の危機」を訴え、グリーン軍政府副長官と交渉し陳情書を手渡した[22]。

陳情書は和英両文で用意され、次のような要旨だった[23]。

1. 奄美は食糧３倍値上げ以前においてさえ、100%の増税により通貨量は恐るべき不均衡をみている。政庁はこの財政上の不均衡を是正するために約１億円の復興予算を要求したが、これも遺憾にして不成功に終わり、財政計画は暗礁に乗り上げている。
2. いわんや食糧３倍値上げによる通貨量の不均衡は絶望的に膨大となることが予想される。このことは奄美の自給経済の実現が不可能なることを立証してあまりあるものである。ここに何らかの方法によってこの不均衡が是正されない限り、政庁の一切の行政機能は停止しなければならなくなる。
3. 今や正に重大な事態に陥らんとする状態において、食糧の価格を引き上げるという問題は社会全般に恐慌を巻き起こす原因となることを知

るのである。われわれはこの場合如何なる困難を乗り越えても問題の原因を是正していただかねばならぬとお願いする次第である。

食糧価格３倍値上げ問題は、奄美群島としては、軍政下におかれて初めての大騒動になった。

７月５日、全郡組織に発展した全大島生活擁護協議会が発足、「民衆の団結によって目的を達成するための運動」をたちあげて、①食糧衣料値下げ運動、② 2,400cal 配給基準の確保、③非常用食糧の確保―というスローガンを決定した。７月８日には名瀬小校庭で郡民大会を開催、責任者の総退陣の要求もだされた。住民の動きに軍政府側は危機感をもち厳重な警戒体制をとった。『奄美復帰史』によると、軍政府のパトロールカーがピストルを擬装して町の警戒に当たり住民を威圧し、また、軍政府情報官（特定人物に委託して巷の情報を探らせた）は特に青年層の行動に敏感に注意を払い、活動的な大勢の青年達が布告違反者として検挙されている[24]。

陳情書に対するグリーン副長官の正式回答は７月にあり、５日臨時政庁から公表された。「食糧価格の値下げは妥当でなく、必要もない。通貨不足については既定の 668 万円の戦災復興予算を増額し、1,500 万円とすることを決定した。ただし、以下の条件がつけられる。①援助資金は戦災公共営造物の復興費に充当することとし、支出を島内生産資材及び労力費に限定すること、②非正規交易の取締まりに必要な措置を講ずること、③補給食糧、衣料、燃料、その他物資代として合衆国に支払うべき金額の半額に相当する輸出品を毎月生産し、かつ輸出すること。この条件を果たすならば、1950 年４月１日までの間に３回にわたり実情調査の上、必要ある場合には 1,500 万円の戦災復興費を更に追加する」となっていた[25]。

このころ、経済復興委員会は総辞職し、知事も辞表を軍政官に提出したが、軍政官は「貴下の辞職は大損失である。現地位にふみ留まって、努力を尽くすのが義務と徳義にかなうゆえんだ」と慰留した[26]。

他方、物資不足の中で日本本土との非正規交易が激増し、食品から生活必需品が闇価格で流通している。

5 節　段階配給制度

1）食糧通帳の自由移動

1950 年に入ると食糧配給行政の民移管指令により、７月に食糧局が発足し大島食糧会社の設立、食糧売店の誕生となった。これまでの配給指定区域も撤廃され、消費者は希望店へ食糧通帳を移動することが可能になり、配給制度も段階配給制に変わった。この配給方式は、生産者と非生産者、一般段階と生産者段階に区分し、生産反数段階と労働量によって職種、年齢区分を設けるものであった。

表４　段階別主食配給基準量及び受配人口

種別	段　階	主食配給基準量（kg)	現在受配人口
一般段階	0-5 歳	5, 800	5, 399
	6-17 歳	6, 000	7, 327
	18 歳以上	7, 000	8, 967
	軽労働	8, 800	5, 993
	重労働	10, 300	3, 182
	超重労働	12, 600	1, 229
	妊産婦	8, 800	606
	結核患者	13, 700	15
	小　　計		32, 718

「市勢要覧」をもとに著者作成

2）配給制度の実態

配給制度は、1942 年に衣料品点数切符制、1945 年に米配給年齢点数制、1946 年に割当制配給、1947 年に年齢別カロリー点数制、1950 年に段階配給制と、情勢につれて目まぐるしく揺れ動き変遷している。

配給制度はあっても食糧不足、物資不足は著しく、その上に食糧配給値

上げ問題、配給物資の横流し問題、不当価格、不当配給等の問題は絶えることなく、郡民は困窮した状況下で闇価格ながら闇商品を受け入れていた。

名瀬市の場合、食糧売店の配給残量が多く、月末までに受配しない分は自由販売としているが、この現象は食糧が充足しているのではなく購買力のなさと価格が一般市価との不均衡の現れであり、食糧事情は好転しているとは見られない状況であった。

表５　ガリオア食糧品種小売価格の推移

	1950年７月	1950年 12月		1951年３月		1951年７月		1951年 12月	
品種別	価格円	価格円	増加指数	価格円	増加指数	価格円	増加指数	価格円	増加指数
米	9.30	11.12	124	13.99	150	18.09	194	22.14	238
メリケン粉	8.80	13.37	152	20.24	220	19.31	219	19.31	219
豆類	8.80	9.47	107	17.89	203	24.97	283	17.00	193
油脂	15.20	26.55	174	48.80	321	75.45	496	59.61	292
ミルク	8.40	8.71	104	14.10	167	18.62	222	18.62	222

「市勢要覧」をもとに著者作成

注

1）村山『奄美復帰史』P78

2）牧野浩隆『戦後沖縄の通貨・上』ひるぎ社（1983）P55

3）「特別布告」と「財政命令」

①米国海軍軍政特別布告第７号

北緯 30 度以南に在る南西諸島及びその近海居住民に告ぐ。

本官、北緯 30 度以南にある南西諸島及びその近海軍政府長官米国海軍少将エリオット・バックマスターはここに左のごとく布告する。

第１条　紙幣　第１項（イ）1946 年４月 15 日より有効とし左の紙幣は北緯 30 以南に在る南西諸島及びその近海において法定貨幣とす（1）Ｂ印軍票紙幣（2）新発行日本銀行紙幣（3）日本の銀行にてそれに証紙を貼付して正当に効力を有せしめたる５円及びそれ以上の旧日本銀行券（ロ）第１項の（イ）に特定せる紙幣及び５円未満の各種の日本銀行旧紙幣並びに硬貨に限り、北緯 30 度以南に在る南西諸島及びその近海においてこれを法定貨幣として 1946 年４月 29 日より有効とす（ハ）如何なる者といえども支払高の如何を問わず該法定貨幣承認をまた拒否すべからず

第２項　1946 年４月 15 日より 1946 年４月 28 日までの期間内に５円及びそれ以上の各種のすべての日本銀行紙幣並びにその如何を問わずすべての朝鮮銀行、台湾銀行紙幣は本条第１項の（イ）及び（ロ）に指定せられたる法定貨幣と両替し、その交換は対等の両替率によるべし

第３項　特別の事情に基づき軍政府により認可せられたる場合を除くほか、1946 年４月 28 日以後は紙幣の両替を禁ず。南西諸島への帰還者はそれぞれ別個に軍政府の特定の認可により 1946 年４月 28 日以後も紙幣の両替を許可す。ただしその場合には該紙幣が適法に取得せられ、かつ 1946 年４月 29 日前に両替を行う機会なかりしことを明白に証明せられ得ざるべからず

第４項　闇相場の取引または他の違法の方法により取得せられたる紙幣は両替を行うことを得ず

第５項　如何なる性質の取引においても対等の両替率以外率によるべからず

第６項 すべての本条第１項において規定せられたる紙幣の両替には手数料を要せず

第２条　日本軍票、円紙幣、日本帝国政府又は日本陸軍より北緯 30 度以南に在る南

西諸島及びその近海において発行されたる軍票又は軍用円紙幣はここに不法貨幣として拒否す。如何なる者といえども支払高の如何を問わず、容認すべからず

第３条　金銭及び貨物輸出入禁止 米国軍政府の許可無くして如何なる紙幣及び貨幣といえどもこれを米国軍占領下の北緯30度以南に在る南西諸島及びその近海より輸出し又はこれを該区域に輸入する事、又は外国資金の取引及び外国貿易をなす事を禁ず

第４条　米国紙幣に関する規定　第１項 北緯30度以南に在る南西諸島及びその近海において（米国）の印を有する如何なる紙幣の所有及び授受といえどもこれを禁ず

第２項　爾今、米国軍の占領下の北緯30度以南に在る南西諸島及びその近海における法人、会社、商社、財政法人、組合その他のすべて紙幣の所有資格を有する者によって所有されたるすべての米国紙幣は、直ちに相当の請取証と引換の上、これを米国軍政府に預金として引渡すべし

第３項　第１条第１項及び第２項において規定されたる紙幣をもって法定貨幣とする地区に出張する場合を除くほか、該紙幣を米国占領下の北緯30度以南に在る南西諸島及びその近海より持参すべからず

第４項　如何なる者といえども米国軍占領下の北緯30度以南に在る南西諸島及びその近海より米国紙幣を持参せんとする者は、軍政府に届出て軍政府の両替率規定に従って第１条第１項及び第２項において規定されたる紙幣を米国紙幣と両替すべし

第５項　軍政府は軍事遂行上必要と認めたる場合、第４条第１項に対し適当なる除外例を設くることを得る

第５条　刑罰 如何なる者といえども本布告に違反したる者は特定軍事法廷において定罪の上その判決に従い罰金、禁錮、その両刑又は他の刑罰に処せらるべし

第６条　命令権 軍政府副長官は本布告の目的の為に必要と認むる命令又は規則を廃し、又時に応じこれを改訂することを得

第７条　以前の布告規定規則の廃止 両替、外国貿易及び金融取引を規定せる米国海軍軍政府布告第４号はここにこれを廃止し、かつ本布告に抵触する他のすべての規定規則もこれを廃止す。有効期日 本布告はその発布されたる日より有効とす

1946年3月25日

軍政府長官米国海軍少佐 イー・バックマスター

軍政府副長官米国海兵大佐 シ・アイ・ムレ

②米国海軍軍政府 財政布令第１号

沖縄群島を除く北緯30度以南にある南西諸島における資金の預入及び引出

第１項　通則 米国海軍軍政府特別布告第７号は紙幣、両替、外国貿易及び金銭取引に関し法規に制定せり。同布告第６条に軍政府副長官は右布告の目的を達する為必要と認むる命令規則を発布することを得と規定せり。本命令はその第１にして沖縄群島を除く北緯30度以南にある南西諸島に限りこれを通用するものなりとす。

第２項　資金の保留 特別布告第７号第１条に従い紙幣、両替をなす場合は総て左の規定に準ずべし。（イ）最初の紙幣に当たりては１人世帯を含む各世帯の世帯主は金百円及び家族１人増すごとに金百円宛を米国海軍軍政府特別布告第７号の第１条第１項（イ）及び（ロ）に特定せる法定貨幣にて保有する事を得。（ロ）その他すべての紙幣は左の規定に従い軍政府の許可をせる機関に預金することを要す、(1) １人世帯を含む各世帯の世帯主は５月より始めて毎月金300円及び家族１人増すごとに100円宛を引出し得るものとす (2) 各事業は５月より始めて毎月その賃銀俸給及びその他必要経費を払うに足りる紙幣を引出し得るものとす (3) 軍政府に申請しその承認を得たる時は特別の医療費及び運動資金、教育費その他特別の目的に応じるための一定額の引出は承認せらるべし (4) 政府預金は政府の経費を払うに必要なる範囲において軍政府の承認を得て引出し得るものとす (5) 上記の許可額を超えて引出を必要と認めらるる非常の際はその引出に当りてはそれぞれ北部南西諸島軍政官または南部南西諸島軍政官の特別許可を必要とす。ただしこの許可は万一その必要とする額が得られざるにおいては不当の支障を招くこと明らかなる場合に限り認めらるるものとす (6) 交換されたる紙幣及び預金として保留されたる紙幣されたる紙幣は無利子とす

軍政府副長官米国海兵大佐 シ・アイ・ムレ

4）村山『奄美復帰史』P69

5）前掲 P69

6）前掲 P72-73

7）『名瀬市誌・下』P144

8）村山『奄美復帰史』P171-174

9）村山『奄美復帰史』P170

10）本節で扱うのは、全琉で実施された「第二次通貨交換」であるが、奄美群島では1946年４月に実施された「第一次通貨交換」（本章２節参照）の７カ月後、独自の「通貨統一」措置がとられた経緯がある。46年11月に「旧日本銀行券の流通を禁止しＢ軍票と交換するように」との臨時政庁政令が出されたのだ。それについて、ここで触れておく（村山『奄美復帰史』P100-101参照）。

1946年７月15日、大島支庁は管内各市町村長、各金融機関宛に、日本銀行券と軍票紙幣を両替するよう通牒した。これは「交換によって流通紙幣の量を記録し貨幣の非正規輸入を防止して、インフレや物価の高騰を抑制するのを目的とする」と説明され、交換すべき日銀券とは新円、５円以上の証紙貼付旧円、50銭・１円の少額旧円を指した。しかし日本銀行券の流通を禁止して無効とするものではなかった。

だが、日本本土で９月11日に公貨としての効力が停止されていた旧日本紙幣が闇ルートによって大量に持ち込まれ、証紙添付紙幣が氾濫する事態が10月に発覚した。北部南西諸島軍政府長官クレア中佐は、この事態に証紙貼付旧日銀紙幣の流通禁止を指令し、これを受けて臨時政庁は、「11月１日からこの旧日銀紙幣の流通を禁止、同紙幣を所持するものは10月31日までに郵便局でＢ軍票と交換するように」という政庁令を出した。違反者は２年以下の懲役又は５千円以下の罰金との罰則も定めた。

クレア軍政府長官はこれと同時に黒糖の闇取引防止も指令、臨時政庁は10月10日、「北部南西諸島甘蔗及び甘蔗汁取締規則」を公布し、非正規交易の戦略品である黒糖の規制のために即日施行した。この通貨統一と黒糖統制は、いずれも非正規交易ルートの取り締まりを狙ったものだったといえよう。

しかし、物資不足の時期にこれらの措置は問題の解決を見出す事なく、非正規交易は、沖縄も交え増加の一途をたどった。軍政府にとって非正規交易は、日本経済との関わりが強まることが何よりも不安要素であったであろう。他方、奄美では闇取引によって地域社会に貧富の差が拡大していたことも事実である。

46年11月の紙幣両替は､10月の証紙貼付紙幣の不法流入発覚から軍政府の指令･政庁令の公布までに約１ヶ月かかった。この間に日本本土から証紙貼付紙幣が大量に流入して奄美のインフレ状態に拍車をかけた。その結果、奄美群島の社会不安は高まり、市場では安定に向かっていた物価も高騰傾向になり闇取引は止むことなく、Ｂ軍票への通貨統一は市民生活に大きな動揺をもたらすこととなった。

11）『名瀬市誌・下』P140

12）前掲 P140

13）村山『奄美復帰史』P165

14）同前

15）米国軍政府特別布告第30号「標準通貨の確立」

北緯30度以南の南西諸島及び近海住民に告ぐ

北緯30度以南の南西諸島及び近海軍政府長官、合衆国陸軍少将ウィリアム・Ｗ・イーグルスはここに左の布告をする。

第１条　通貨 1948年６月26日付米国軍政府特別布告第29号第１条に定めた交換期間満了と同時にＢ軍票をもって琉球諸島における唯一の法定貨幣と定める。

第２条　規定（禁止事項）本条の左の規定に違反する者は裁判の上１万円以下の罰金又は１年以下の禁固に処し、又はその両刑を併科する。

第１項　何人も債務の支払いについて軍政府の法定貨幣と定めた通貨を受け取る事を拒んではならない。第２項 何人も一件ごとに軍政府の許可証を

得るのでなければ法貨でない貨幣と法貨とを交換してはならない。第３項軍政府の許可なくして何国の貨幣もこれを南西諸島から輸出しもしくは輸入し又は外国と金銭上の取引もしくは貿易をしてはならない。第４項　何人も南西諸島において取引、取扱いその他の報酬にして定めた法貨以外の貨幣を受け取り支払い又は受け取り支払の契約をしてはならない。第５項 南西諸島において「アメリカ合衆国」の銘を有する貨幣を所持し、又は譲渡することを禁ずる。第６項 南西諸島において合衆国軍の支払い証票を所持し又は譲渡することを禁ずる。

第３条　法規の廃止 合衆国軍政府特別布告第11号はこれを廃止する。本布告の規定に抵触するところある財政命令もすべてこれを廃棄する。

第４条　本布告の英文と日本文その他として発表せられた条文との間に矛盾あいまいの点を生ずることある時は英文による。

第５条　本布告は1948年７月21日よりこれを施行する。

７月24日

琉球軍司令官、軍政府長官、合衆国陸軍少将 ウィリアム・Ｗ・イーグルス

16）皆村武一『戦後日本の形成と発展』日本経済評論社（1995）P342

17）前掲

18）村山『奄美復帰史』P175

19)『名瀬市誌・下』P139
20）前掲 P150、152
21）前掲 P152
22）村山『奄美復帰史』P178
23）前掲 P179
24）前掲 P181、182
25）前掲 P181
26）前掲 P182、183

参考文献

奄美群島政府『奄美大島関係条約及び法令集』鹿児島県（1954）
奄美群島政府『群政しおり 第３号』奄美群島政府（1951）
沖縄タイムス『沖縄大百科事典』沖縄大百科事典刊行事務局（1983）
沖縄県庁『沖縄県史』沖縄文化振興会、公文書管理部史料編集室（2005）
鹿児島県『奄美大島の現況』鹿児島県（1953）
鹿児島県地方自治研究所『奄美戦後史』南方新社（2005）
久場正彦『戦後沖縄経済の軌道』（1995）
塩田庄兵衛・長谷川正安・藤原彰『日本戦後史資料』新日本出版社（1995）
名瀬市誌編纂委員会『名瀬市誌・上・下』名瀬市 1973 年
那覇市『那覇市史・通史編３巻 現代史』改名『戦後をたどる』（2006）
平岡昭利『離島研究Ⅰ・Ⅱ』海青社（2003）
牧野浩隆『 戦後沖縄の通貨・上 . 』ひるぎ社（1983）
皆村武一『戦後日本の形成と発展 占領と改革の比較研究』日本経済評論社（1995）
三上絢子『米軍統治下の奄美経済』国学院大学大学院経済研究科（2003）
村山家国『奄美復帰史』南海日日新聞社（1971）
琉球銀行『戦後沖縄経済史』琉球銀行調査部（1984）
琉球銀行『琉球銀行 35 年史』凸版印刷（1985）

第４章　自立経済のための戦略商品 黒糖と大島紬

本章では、奄美の主要産品について、戦前から戦後にかけてその生産と商品価値の変遷について深め、特に行政分離下の困窮状態の中で非正規交易を支える原動力となった黒糖と大島紬について、その生産過程の形成を歴史的に明らかにする。

１節　奄美群島の主要産業の歴史的変遷

1）奄美群島の生産物

亜熱帯性気候に属する奄美群島は作物の生育に適し、その風土にかなった主な作物として砂糖黍、各種イモ類、米、麦、粟、豆類、青果類等を生産し、また東シナ海と太平洋に囲まれるように位置する群島は魚介類が豊富で、地理的に恵まれた環境に位置している。

地理的な条件を生かした特産品として、黒糖、大島紬、鰹節、百合根、蘇鉄葉、海人草、枕木、家畜等があり、歴史を省みると時代によって、そのいずれかが奄美群島の戦略商品として活用されるという特徴がみられる。

図１は、奄美の特産品の戦前・戦後の輸出実績比較で、グラフから戦後（1951 年）の流通の状況を確認してみることにする。

グラフは、戦前（1926-1938 年）を 100 として 1951 年との比率を示している。戦前に比べ最も減少率の低い２つを確認し個別の流通品について戦前の歴史も含めて比較する。

第１は、減少率が最も低いのは鉄道枕木であり、戦前は南満州鉄道建設用に搬出された。また 1951 年には、日本本土の戦後復興に奄美の山林の椎の木が移出されている。「枕木輸出高は、奄美群島の中で奄美大島と徳之島は島全体が平地より山岳面積が大きく、平地は全面積の 10% であ

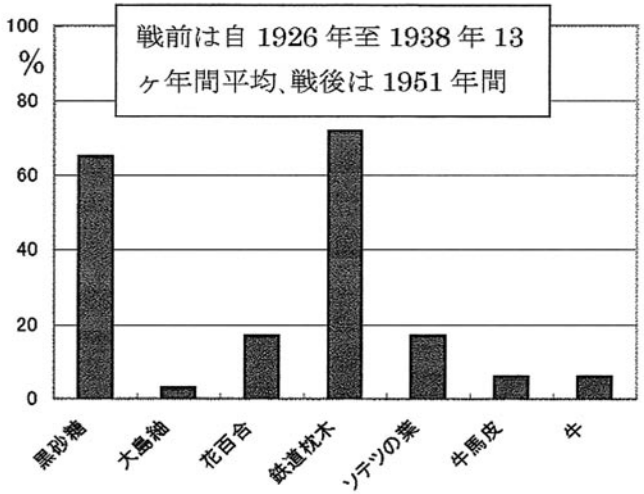

図１　奄美の特産品の流通実績比較　戦前を 100 とした
戦後の流通実績　出典「市勢要覧」（1952 版）

る為に林野が占める率が非常に高い」。『奄美群島の概況』1977（昭和 52）年度版によると、総面積 123,830 ヘクタール、田 1,846 ヘクタール、畑 14,917 ヘクタール、林野 83,442 ヘクタールで、陸地の 68% が林野で占められ、パルプ、チップ用等も移出されている。

奄美群島の山林の３分の１以上が椎の木で占められ多用途の樹木である。しかし枕木の輸出は、持続可能な戦略商品とはいえず資源としては消耗的である。伐採しすぎると自然のバランスを崩し、ひいては環境破壊にもつながる。

第２に減少率が低いのは黒糖で、奄美群島の重要産業であり、敗戦後の米軍統治下８年間には物資不足の日本本土で貴重品とされ、商品価値の高く需要が多い商品である。

グラフは黒糖の生産全体を反映してはいない。その理由は、非正規交易分がここには示されていないからである。

一方、第１に、減少率の著しく高い商品は大島紬である。1937 年の日中戦争を皮切りに国の生産規制を受けながらも、第二次世界大戦直前まで

は、生産品は最大消費地である本土との交流があり、また本土からの紬原料の入手も可能であった。だが戦災によって主な生産現場は消滅同然となり、さらに行政分離で、国境線が引かれて正規交易は断絶する。こうして基幹産業としての大島紬の生産率は、減少の一途をたどっている。

第２に、減少率の高い商品は畜産物である。だが戦災の激しかった沖縄への支援に、牛、豚、鶏など、奄美の市町村から手配した家畜が流通している。

グラフには出ていないが、第３は、奄美の特産物の一つである鰹節である。鰹漁業が産業として盛んになったのは、奄美群島が砂糖のモノカルチャー的な経済から移行した時期である。1897（明治 30）年に入ると大島紬と鰹節が主要商品として好調に生産が展開されていたのである。

2）重要産業の展開

1901 年以前の、それまでの黒糖を主体とする商品生産が、伝統加工食品の鰹節に移行して、日本本土の消費を目的として盛んに行われるようになる。奄美群島は四面を海に囲まれた自然条件が備わり、その海洋資源を活用して商業展開された。

奄美において鰹漁業が最初に展開された時期は、産業組合による平等主義的経営が支配的な時である。経営者と雇用人の関係ではなく、組合員はいずれも同等の権利義務を有するとされ、平等出資、平等就労、均等配分の３原則が鰹漁業の独自性であり発展の要因である。

また自然の好条件を持つ周辺の海には鰹の集まる曽根が多く、まき餌に使用するキビナゴが豊富なこともあって、鰹漁業の発展を支えている。

鹿児島県によって、黒糖、大島紬、鰹漁業・鰹節製造は重点産業として、発展に向けて保護育成されるようになった。1904（明治 37）年には鰹節製造開始から４年目にして高品質の「大島節」として、全国的に高い評価を得るまでになり、鹿児島県における鰹節全製造高の 36% を占める 66,000 貫の有力大産地として躍進している[1)]。

図２は戦前と軍政時代後期までの 20 年間の奄美群島の鰹漁業の推移である。

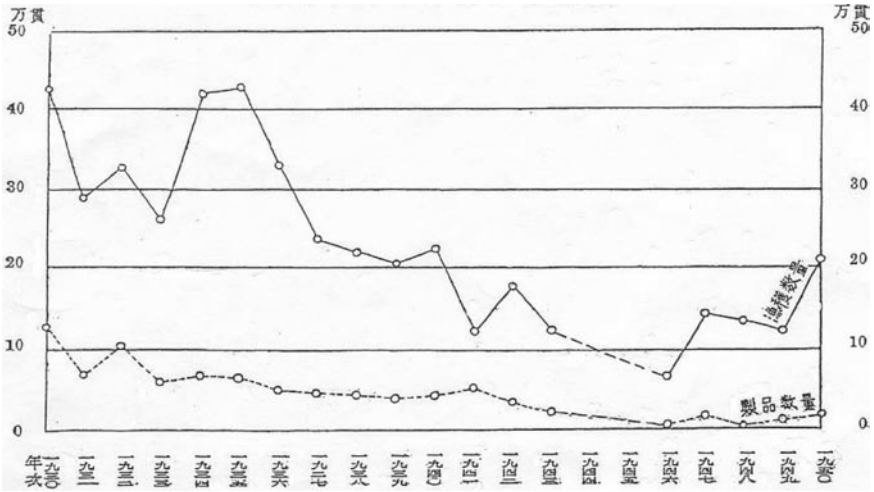

図２　20 年間（1930-50）の奄美群島の鰹漁業
―― は漁獲数量　..... は製品数量を表している。
資料・名瀬市「市勢要覧」（1952 版）

２節　戦略商品としての特産品黒糖

歴史的にも黒糖と大島紬は、奄美において最も重要な産物であり、この２つは時代の変遷によって、いずれかが主要産業となり、助け合うように奄美の経済を支えてきたのである。

1）黒糖にみる歴史

1605（慶長 10）年、奄美大島大和村の直川智（スナオ・カワチ）が、琉球に渡航の際に中国福建省まで漂流、そこで砂糖黍栽培と製糖法を習得し、帰国の際に糖黍の苗を持ち帰り大和村戸円で栽培している。それから５年後の 1610（慶長 15）年に黒糖の製造が行われている。

「砂糖は慶長年間大島大和村の産、直川智なるもの琉球に渡航中、偶々台風に遭い支那に漂流して、甘蔗栽培および製糖法を見習い、蔗苗を持帰り、これを郷里大和村に栽培し、黒糖を製造せしより始まり、（中略）旧

藩時代藩主島津氏は大いに我出産糖に望みを属し、其の増殖勧奨の法に至りて（中略）安永年中藩主は、出産糖の幾分を買上げ、其の他諸人勝手販売糖の分は薩摩国山川港において買上げの途を講じありしが、文政 12（1829）年以後は、総買上げとなせり、即ち砂糖収穫高全部を納めしめ、これより諸税糖を控除し、残余は余計糖と称し、これに対する丈け日用必要の品物を注文せしめ、藩庁においてこれを鹿児島若しくは大阪等より仕入れて、当地に送達し代官所において（中略）分配せり、これを配当と云う。天保８年よりこの上なお余計糖あるものに黍横目の名を以て、羽書と云える今日の手形如きものを出して、全島に通融せしめたり。其の期間は３月より７月迄３ヶ月とし、羽書差し出したるものは其の望みにより代官所より物品を渡して決算をなす」[2)]。

この記述に見られるように、藩政時代には黒糖は専売制となり、租税を米で納める代りに藩は黒糖を上納させ、その残った分を余計糖と称している。

その余計糖についても羽書と称する物品の注文書を貨幣の代りに使用し、３ヶ月間使用した分を計算するという方法を用いて、藩は強制的に黒糖と島民の生活品との不等価交換制度をとっている。

藩の提供する品物と黒糖との交換が強制され、提供される生活必需品は高く見積られ島民の生産する黒糖は低く見積るという、島民にとっては二重に不利な交換が行われている。藩の逼迫した財政建直政策の犠牲となって、島民は困窮を強いられたのである。

弓削政己によると[3)]、藩の最も厳しい施策であった第２次惣買入時期（1830= 天保１年から）には、上納砂糖以外の余った砂糖である余計糖で農民は藩のもたらした生活必需品と交換する。藩のもたらす価格は、大阪相場と比較すると、例えば酒は 24 倍前後、鰹節 73 倍から 90 倍、種油 11 倍前後、ロウソク 10 倍等の不等価交換である。従って、藩は惣買入とともに物品の不等価交換という形で二重の収奪であった。

また、第２次惣買入制時期には、砂糖の総額を決めた専売ではなく、黍の耕地面積を決めて強制栽培をさせ、また、羽書制度もあった。弓削は、逆に藩の必ずしも成功しなかった注目すべき事に風俗や儀式等の制限を挙

げている。また、砂糖黍モノカルチャー化の中での生産整備対策等で、台風や害虫等の災害時、飢饉救済の対応の遅れとなった事や藩による黒糖上納による、未納の農民は、島役人層の債務奴隷として家人（ヤンチュ）となる農民の階層分化をもたらした、と述べている。

等価交換とは、もともと原始的な物々交換時代の需要と供給が合致することが条件であり、貨幣換算が合致しなくとも成立することである。

しかし非市場経済においても等価性が含まれており、公正価格制度の基礎とされており、一方に利益をもたらすことがないように公正が挙げられる。等価性という点では、強制的に相手側に不利益を与え、一方の利益のための藩の制度は、明らかに商業における不等価交換である。

農家の黒糖生産においては、監察官のような役割をする黍横目を中心に津口横目と黍見廻りが配置されている。黍横目の役割は、黍の栽培および肥料を監督し、黍栽培地を人数に割当て黒糖管理をしている。農民は男性15歳～60歳まで、女性は13歳～50歳までとして、しかも女は半人の労働力と定めて作業夫としている。それぞれ耕地の割り当て分担を定めて、畑は稲作をさせず全て黍栽培を強要している。

黍見廻の役割として、甘蔗収穫時に刈根を高くしない事、粗悪製造の禁止、密売禁止、製糖が済むと直に藩の倉庫に納品させ、一斤たりとも自宅に蓄蔵することを許さず、などの厳法を設けている。製糖の時期を予定して成熟期が近づくと黍の検視を行い、製糖の際には煮汁検査をして、砂糖が予定高に達しない場合は、隠匿ではないかと厳しい監督が行われている。

津口横目の役割として、出入船舶の検査および砂糖密売を取締り、外国船および他藩船の漂着の場合等に黍種を持ち出されないように監視をしている[4)]。

こうした状況を、皆村は以下のように概括している。

「藩の収入は納米の場合よりも著しく大きなものであった。（中略）慶応元（1865）年から明治２（1869）年に至る５年間の年平均の砂糖生産額は1830万9647斤で、そのうち351万6076斤は納米１万2127石8737の換糖分で、それにその他諸税分を含めると約451万斤が上納されている。したがって1420万斤が余計糖で羽書による支払い、日用必需品と交換される。貢糖分の大阪相場（慶応元年、砂糖１斤=3匁175）での価額は、1428万8125匁になり、金にして23万8125両になる。余計糖の場合、4508万5000匁となり、金にして75万1417両の売り上げとなる。両者合わせて98万9542両となる。それから諸経費や島民へ支給される物品代を差し引いても、藩は砂糖による租税と専売制によって70万両は得ていたと思われる。明治２年の（中略）薩隅日の総入金の合計額は171万9750両、出金の合計額は108万8500両で、差し引き63万1250両となり、これは鹿児島藩の国益となる。入金のうち、砂糖販売額2292万３斤（うち大島郡1650万斤）の代金85万5000両で、総入金の約５割を占めている。藩財政にとって奄美の砂糖がいかに重要な財源になっていたかを示すものである。（中略）奄美の租税を納米ではなく、換糖上納制および惣買入制によって計算してみると、50万両以上の黒字であったと思われる」[5)]。

このように藩の重要な戦略商品として黒糖は藩に莫大な財をもたらしている。

表１　奄美の砂糖（斤）

1865（慶応元）年	16,078,044
1866（慶応２）年	18,068,207
1867（慶応３）年	18,031,535
1868（明治元）年	18,643,115
1869（明治２）年	20,727,338
1872（明治５）年	18,309,647

出典 大島支庁『奄美大島の砂糖』

薩摩藩の黒糖政策によって、奄美島民が長い間苦難を強いられた時代であった歴史にふれてみたが、「換糖上納制」という黒糖政策は、先人達に苦い体験の数々をもたらした。

2）黒糖と寄留商人

1875（明治８）年の維新政府の近代化政策によって、奄美は藩政の圧制拘束から解放される。

坂井によると、次のような経緯があった[6)]。「文政 12（1829）年以来、砂糖は藩主より総買上げをなし来りたるも明治 6（1873）年 3 月 30 日、大蔵省より勝手販売を許されたり其の達文左の如し。

第 46 号 別紙の通り鹿児島県へ相達候間各地方に於いて砂糖買受度望の者は勝手次第渡島交易可致旨為心得人民へ可触示事。

（別紙）其の県管下大島、徳之島、喜界島、沖永良部島、与論島等島々出産の砂糖従前勝手売買差止有之赴之処自今貢納定額の外島民所得の分勝手売買差許し内地商人共と互に往来致し広く営業為致可申事。

夫れ斯くの如く島民は始めて砂糖に於ける権利を与えられたりと雖も（中略）

鹿児島商人と一手販売の契約をなして他に販売することを禁じたり。これ県側の内訓に基けるものならん。而して本店を鹿児島に置き島人日用の需要物品は島吏を鹿児島に派して仕入れせしめ、物品到着の上各自の出産糖に超過せざる様これを配当すること、従前官買の時に於けるが如し。然るに他の商人等大いにこれに反対し、人民を扇動し、売買の自由を説きたるも、在番所厳しくこれを押え契約期間中はこれを履行せり。当時の民情上、在番所の干渉亦止む可らざるものありしなるべし」。

この記述に見られるように、大蔵省の通達によって藩政の圧制から解放されても自由取引がただちに実現したのではなかった。名目上、砂糖自由売買が島民に許されたとはいえ、県は鹿児島商人との一手売買という独占的な契約を島民との間で成立させた。

県の保護で設立した旧武士の救済的な専売制組織の「大島商社」を通して、島民の生産する黒糖は低い評価で、島民の生活必需品は高い評価という不等価交換を行い、結果として自由取引とはいえない藩政時代と変わらない不利な状況下に島民はおかれ続けたのである。

「大島商社」の独占権は 1877（明治 10）年までと定められ、その期限が切れる 1878（明治 11）年になると、黒糖利益を目指して他県からも商人達が奄美に押寄せてきて、各島に営業所を設置して活躍し始めた。鹿児島県とその商人達は黒糖の独占的な買入れを行い、他県の商人や島民との間で抗争も発生させている。

奄美においては、1910 年代から 1926 年は産糖業組合が国庫補助によって、生産農家を主体に黒糖生産の振興を促進している。その結果、黒糖の生産量が倍増した。図 3 をみてのとおり、大きく倍増した後の 1930 年代をみても生産量の伸びは続くが、1940 年代に入ると大きく低迷していく。

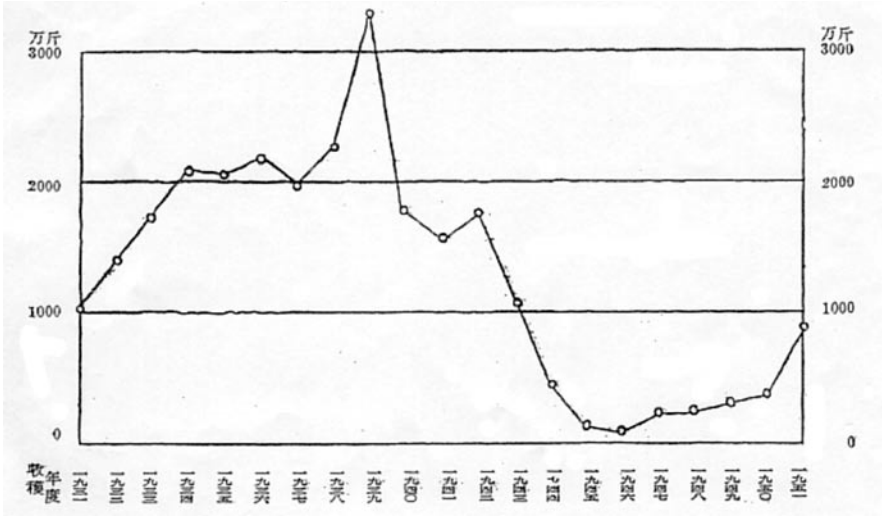

図３　20 年間（1931-1951）奄美群島の黒糖生産状況
名瀬市「市勢要覧」（1952 版）

黒糖、大島紬、鰹節などの基幹産業は多大な戦災を受け、さらに、日本本土との分離によって、経済再建は困難な状況になる。

それは、特に次のことが要因といえる。

1946 年　3 月　第一次通貨交換
1947 年　7 月　統制経済（低物価対策）の実施
1948 年　7 月　第二次通貨交換
1948 年 11 月　統制経済（低物価対策）の撤廃、自由経済への回復
1950 年　7 月　食糧行政の民への移管
1950 年 10 月　民間貿易再開、などである。

しかし、日本本土との間の国境線、29 度線によって唯一の海上交通が遮断され、交易、金融、原料の仕入れ、販路開発と多大な壁が支障となる。

その上に中央政府発足に伴う経済の中枢の沖縄移行は、奄美の金融枯渇と購買力低下につながり、中小商工業や農村などは危機感をいだいていたのである。

3）非正規交易の戦略品としての黒糖

戦前、奄美群島の黒糖は日本本土の消費を目的に生産され、生活必需品を日本本土から移入する構造によって奄美経済が維持された。また鹿児島、阪神地域から奄美特産の黒糖取引を目的に寄留商人が来島し、島民の生活必需品を一手に取扱い商業活動に従事していたが、第二次世界大戦が激しくなると寄留商人達は日本本土に撤退した。

敗戦後、日本ははからずも砂糖生産地であった台湾、固有の領土である沖縄、奄美、小笠原などの地域を、1946（昭和 21）年の日本本土からの行政分離によってすべて失う事になる。

奄美においては、日本本土の消費を目的に生産されていた黒糖が、販路を閉ざされ市場を失った。日本本土にも黒糖は必要であり、奄美には黒糖販売収入が重要だったが、それが崩壊した。

1947 年になると非正規商人の非正規交易が一段と盛んになり、30 度線上の口之島を拠点に非正規交易船が集結して取引が行われた。日本本土側の需要の高い貴重品の黒糖が非正規商人によって、非正規交易が盛んになると米軍政府の取締りも厳しくなり、米軍政府のトップ自ら摘発に乗り出している。

地元紙「奄美タイムス」の見出しにみられるように、軍政府は黒糖による非正規交易の摘発取締りに総力をあげている。

1946 年 2 月 25 日、黒糖の闇商人検挙さる・金十丸、木浦丸より 9 名 1300 斤押収
10 月 13 日、船員と一部市民間に砂糖の闇取引、軍政府ジャコブソン少尉に押える
10 月 17 日、砂糖の持ち出し禁止・海防艦対馬の船員 11 名・セントクレアが説諭

1949 年 8 月 13 日、日本への密航は直ちに捕まる・すでに 13 人、黒糖 34000 キロ押収、米軍政府長官竜郷湾急襲
9 月 24 日、日本との密貿易に警告・検挙された大島商人すでに 70 余名
1951 年 1 月 25 日、昨年度中の密航取締り 70 隻を検挙

これらは現実に行われた非正規交易のごく一部にすぎないと推定され、当時、奄美では相当量の黒糖が生産されて、持ち出されていたことは間違いない。

日本本土から分離されたことで特産品の販路を失うことになり、そのことは奄美経済の崩壊につながり、また生活必需品の日本本土からの輸入が閉ざされたということは、島民の日常生活に多大な支障をきたすことになる。

このような状況下において、自立経済を目指し特に若い世代によって、黒糖が米軍政府の監視の目をかい潜って非正規交易が取り引きされている。

以下に当時の様子について、聞取り調査の内容を示しておこう。

聞取り調査における実体験者　指宿健七氏の事例

「奄美大島を起点にして、口之島、沖縄へと品物を運んだ。闇商売をはじめたのは 23 歳。最初は闇商人から品物を買って、島内で売りさばいて小金をため資金にして友人と 2 人で、黒糖を積んで口之島経由で鹿児島へいった。本土の闇商人に黒糖を売り、また品物とバーター（交換）の場合もある。

黒糖はブローカー（仲買人）に頼んで集めてもらい、大島での価格は黒糖 B 円 20 円（公定レートでは日本円は 3 倍の 60 円）が口之島では 120 円、鹿児島まで行くと 300 円位、その資金で本土の日用品、瀬戸物、鍋、化粧品、学用品等、何でも買って大島に持ち帰ると 2 ～ 3 倍になった。鹿児島で集めた品を大島で売るか、または沖縄まで運んだ。ルートは奄美―口之島―鹿児島と奄美―沖縄である。

また、口之島に本土の密航船 30 隻位が取引に集結した時に、米軍政府

のFS（米軍の小型貨物船で200～300トン）が重機関銃を構えて乗り込んできた。海賊船のような速力の韓国の船が逃亡するのをFSから小型の大砲を打ち込んで捕らえるところも目撃した。この時奄美の人は北緯30度以南だから高みの見物だったが、本土の船は30度以北に逃亡したが捕まって、10隻位がロープで数珠繋ぎで名瀬に連行された。その途中の諏訪瀬島か宝島あたりでロープを切って逃亡したり、10隻の船はそれぞれ速力が違うので警備艇と一緒に走る船もあり、ついていけない船もあった。遅い船は回れ右して逃げ帰ったという状況だった[7)]」と語っている。

4）米軍政府の黒糖統制

米軍政府は、黒糖の統制に関する北部南西諸島軍政長官陸軍中佐、ロス・H・セイント・クレア軍政官指令を1946年10月8日付で、臨時北部南西諸島知事豊島至に発令した。

指令は、黒糖に関する１～５項目からなり、臨時北部南西諸島政庁は郡内の生産保有の甘蔗製品を統制すること、甘蔗製品の闇取引を禁止して北部南西諸島経済圏内に保有すること、許可なき黒糖の製造販売、貿易および物々交換その他の商取引の禁止、違反者は裁判により１万円以下の罰金または２年以下の禁固またはその両刑―となっている。

さらに臨時政庁は10月10日付で「北部南西諸島甘蔗及び甘蔗汁取締規則」を公布し即日実施した。取締規則は、第１条から第７条で構成され、これによって黒糖の売買は知事または知事の正式代理人の許可制になった[8)]。

軍政府長官は「黒糖の統制に関する指令」と「北部南西諸島甘蔗及び甘蔗汁取締規則」によって闇ルートの戦略商品である黒糖を統制しようとしたのである。しかし黒糖統制をしても、一方では日本本土も物資不足で、特に黒糖は貴重品で需要があるわけで、非正規交易者達は「それを使わない手はない」と自立経済を目指して、苦境を乗り切るための論理を成立させている。非正規交易が生活を支え、あるいは生活が非正規交易を成立させたといえるであろう。前述のK・I氏の談話に出てきた品目から推察できるように人々の日常生活にかかせない物資が非正規交易品である。

戦前は、制度はないけれど黒糖が日本本土へ持ち出され、第二次世界大

戦で本土商人が奄美から排除され、その隙間をぬうように島の商人達が命がけで封鎖された海上を越えて、自己責任で取引を行った。非正規交易者が入っていけるのは、そこに需要と供給があるからである。非正規交易摘発に追われていた米軍政府は、取り締まりだけでは問題を解決できないことを知り、ようやく正式な貿易の検討に入る。

3節　戦略商品としての大島紬

1　基幹産業の大島紬

1）大島紬の歴史

黒糖に次いで重要な奄美の産品は、大島紬である。先ず大島紬が薩摩藩の下で、どのように位置づけされていたかを述べる。

大島紬は、初期には、山蚕・からむし（麻）・木綿・芭蕉糸による手つむぎで、木綿、からむしを緯として山蚕を経にして織られたとみられる。

豊富でさまざまな草木（シイ・山桃）を染料に使用し、地場の手紬糸をいざりはたで織り、基本的には無地であった。

坂口徳太郎『奄美大島史』には、藩が1720（享保5）年、大島･喜界島･徳之島・沖永良部の四島に出した禁令文に「与人、横目、目指、筆子、掟までの役人には紬着用を許すが、下の者には紬着用一切許さず」と書かれていると「大島政典録」を引用している[9)]。さらに「享保14（1729）年の地租増課の時、桑・樹一株につき、夏綿（夏繭より取りし真綿をさす）三匁宛を課せられし事の旧記に存する」とあり[10)]、琉球国郷帳にも1609（慶長14）年、奄美が薩摩統治下の黒糖政策以前に桑樹・養蚕・染色が行われた記録がある。1829（文政12）年ごろから奄美大島の笠利・赤木名・龍郷地方において手くくりの絣文様が織られるようになり、それが大島紬の基本染織工法になったという[11)]。

また、奄美の特質をもつ泥染めの記録も薩摩藩士、名越左源太の『南島雑話』中に「田、又は溝河の土の腐りたるに漬け、何篇となく染る時は、鼠色に付く（中略）泥の腐りたるをニチャと云」と絵図付で記載されてい

る[12]など、大島紬の泥染めが奄美の特質を持つものとして記録されている。

奄美の田んぼに含まれる鉄分と植物のシャリンバイのタンニンが化合して、化学染料とは異なる独特のワビ、サビ、渋みと光沢を生み出す、泥染めの特質は気候風土にある。

大島紬の材料である生糸の生産について、奄美では養蚕は昔から行われていて、1908（明治 41）年には、繭生産額は生産数量 548 石、価格 15,735 円と『島治概要』（※注が必要）にある。明治時代に大島紬の価値が高く評価されるようになると、需要の伸びに対して地場産の繭だけでは応じることができなくなる。さらに、養蚕の労働力を紬製造に向けたために養蚕は衰退の一途をたどっている。後の紬産業に大きなマイナス面を招いたことになる。

明治の初期は自家用や上納用として生産されていたが、1877（明治 10）年に入り、大阪市場で商品として扱われるようになり、1889（明治 22）年、第 3 回国内勧業博覧会で高い評価を得て、本土移出の機会となっている。1883（明治 16）年には、大島紬の織機は、いざり機から能率的な高機へと改良され、手くくり絣染めや絣締法も開発されて効率的になった。手つむぎ糸では需要の高まりに供給できず、紬の原料糸は手引糸から玉糸に変え、精密で高度な技術を要する絣糸の大島紬の特徴を発揮した。

1891（明治 24）年ごろから奄美の主要産業の一つである黒糖の価格が下落をたどったが、入れ替わるように 1897（明治 30）年ごろには大島紬の価値が一般に浸透して需要は増加する。これまで黒糖生産に従事していた農家も大島紬生産に転業する者や副業とする者も多くなり、大島紬産業の躍進的な発展の基礎ができている。従来の家内工業から専業化、分業化して工場生産へと進み、産地基盤が形成される。

大正、昭和とたゆまぬ技術革新を行いつつ、奄美の基本産業として発展し、第二次大戦の直前まで大島紬は年間平均 27 ～ 8 万反生産されていた。

1901（明治 34）年には紬業組合の設立（現在の本場奄美大島紬協同組合）に伴い、高度な技術分野の研究も進められている。1907（明治 40）年、絣締機および 1908 年の交代締などの考案によって、絣加工は生産の効率化および技術の発展を遂げて、高度な精密経絣と緯絣による製織技術を確

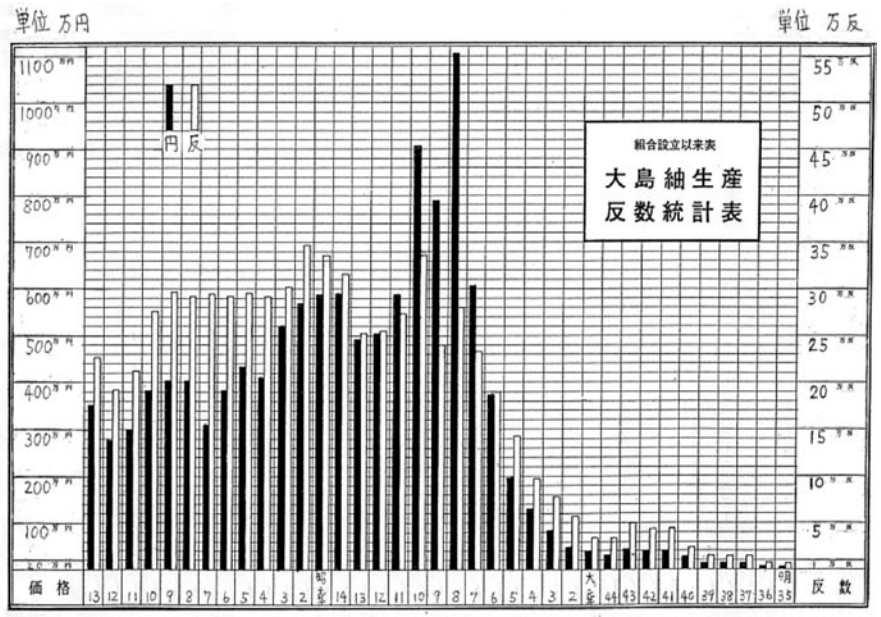

図４　明治 35 年～昭和 13 年までの大島紬生産単数及び価格
出典『本場奄美大島紬協同組合創立 80 周年記念誌』

立して、大島紬の各工程の分業工程が形成される。

1912（明治末期）年ごろには、家内工業として大島紬が織られるようになり、染色の分業化、締機の分業化によって手工業的工場生産（マニュファクチュア）への段階へと発展して、生産も軌道にのり従って需要も飛躍的に増大し、大島紬産業の諸条件が確立される。

大島紬の需要の増加を皮切りに農家の紬兼業が行われるようになった。農村においては、本業である農業生産は従来通り持続しながら、特に農閑期等を中心に家の中で副業的に行われた。

皆村は、「奄美大島紬業にあっては、1901（明治 34）年以降、ほんの一握りの工場でマニュファクチュア的生産が行われ、大部分の紬業は大正期の全盛期を経た後でも、依然として家内手工業的な農村の副業的産業としての域にとどまっていたのである」[13] と述べている。

1926 年には年々飛躍的に発展を遂げ、1927 年にかけて染色や図案の改

良や袋締めの考案等、技術革新など奄美の基本産業として商品価値の高評価を確立して発展をとげている。

2）平和産業の制限

大島紬は基本産業として、市場においても商品的に認識され、商品価値の評価が高まる。その中で、1937（昭和 12）年７月に日中戦争が勃発、戦争が拡大するにつれて、政府は日本全国の高級織物は平和産業であるとして生産禁止を発令、大島紬もこの中に含まれることになる。1940（昭和 15）年７月７日施行された商工省・農林省令第２号「奢侈品等製造販売制限規則」によって、軍事産業が最優先となり、特に高級織物産地はその制限を受けることになる。

ようやく築き上げた伝統産業の安定性が確立できた時だけに、この時点での生産禁止は死活問題であるという観点から、「既製品の処理期間の猶予と製造技能保存法についての陳情」を行い、奄美の特殊事情を訴えた。その結果、大島紬は住民の生活を維持する基本産業であること、また伝統工芸品としての特技を保存することなどから地方長官許可織物として、年間５貫目（18.75kg）以下の糸使用実績のある者に限り、製造を継続することが許可される。

さらに 1940 年 11 月には、企業整備令が発令され、高級織物の統合整理による転廃業の推進で生産、販売、価格、金融の経済統制の実施をする。奄美の紬産業においても、紬機械および撚糸機などの登録、生糸配給統制、奢侈品禁止製品規格の制定、価格統制、製品配給統制などが実施される[14)]。

『本場奄美大島紬協同組合創立 80 周年記念誌』によると「年間生産消費量５貫目（18.75kg）以下の業者のみを残存させ、５貫目以上消費する業者は資産評価をして転廃業資金の交付をする誓約のもとに、強制転廃業命令 991 業者、886,148 円（現在換算額にして、30 億円余）を出した」。

しかし転廃業資金は、未払いなまま終戦となっている。

第二次世界大戦の直前まで、大島紬は年間平均 27 ～ 28 万反生産されている。大島紬の戦前輸出額は、奄美群島の生産品輸出率の 56% を占めており、1926 年～ 1938 年には平均 28 万反に及ぶ輸出をしている。

4 節　米軍政府下における紬産業

1　軍政府に紬製造許可申請

1）生産減少の要因

軍政下での大島紬の生産再開は、1946 年４月 10 日にポーター軍政官に紬製造許可申請を提出したことから始まる。1946 年５月４日に許可され、戦災を免れた僅かではあるが貴重な原料糸による製造がスタートした。大島紬の生産は再開される。北緯 30 度線による交通遮断で、消費地の日本本土との間での生産、販売両面が阻害されているだけに終戦直後から、1950（昭和 25）年までの５年間の紬生産は 5,000 反に満たない生産高である。

戦後８年間 1946 年～ 1953 年の生産高は、10 万 8,000 反と年平均１万 3,500 反まで減少している。生産減少の要因は、第１は、加工生産現場の過半数が群島の中心的な地域によって占められていたために、戦災によりほぼ 90% が焼失したことである。戦後の８年間で再建できたのは約５分

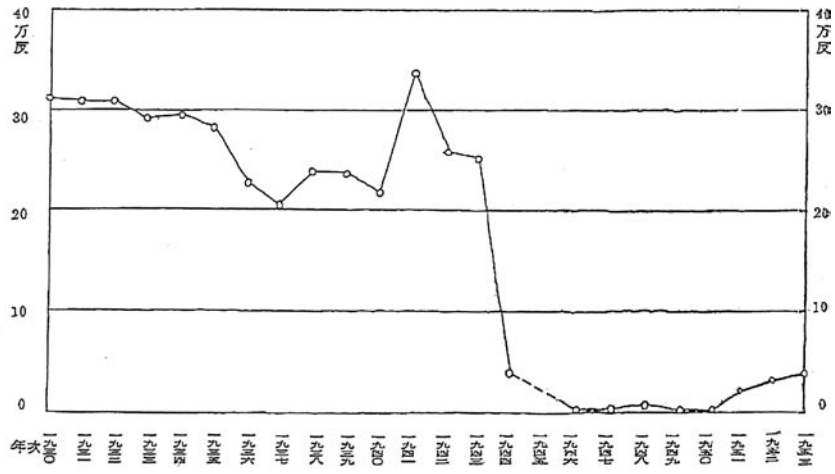

図５　20 年間の群島大島紬生産状況　奄美産大島紬生産状況をもとに 1952 ～ 1953 を補筆して著者が作成　　出典「市勢要覧」（1952 版）

の１程度にすぎず、しかもその 65% が名瀬市に集中している。転廃業の結果、技術者の修練不足など、また戦災による工場機材（はた機など）は焼失し、壊滅的な打撃を受け生産は破壊状況となった。

第２は、戦前の従事者の平均年齢が 21 歳であったのに比較して、戦後は平均 37 歳と高くなっている。年齢を問題にするのは、加工の過程で技術的に体力を要する部分が多いからである。さらに従事者数を戦前と比較すると、約７分の１に減少している。また、戦時中の企業整備や軍需工場への徴用および転業や廃業等によって、終戦直後の紬生産体制が解体的状況にあったことがあげられる。

第３は、日本本土から分離されたことで、大島紬が販路を失い、その間に紬生産の前途を案じた多くの熟練技術者達が、奄美から鹿児島へ移住したことである。移住者達は鹿児島で紬生産に着手したが、その後において奄美産大島紬と鹿児島産大島紬との競合関係になり、市場において消費者も戸惑う状況を展開させる結果となる。

このように奄美の重要産業である大島紬は、第二次世界大戦によって多方面から打撃を大きく受けている。

2）ガリオア資金

大島紬産業の生産体制復興には、再建資金の確保が重要課題であり、米軍政府に再三の陳情の結果、ようやく 1950（昭和 25）年度末に米軍政府による、ガリオア融資を受けた。また産業資金として奄美の他の産業、経済団体などもガリオア融資を活用している。この資金によって戦後第１回の原料糸の購入ができるようになり、1951 年には年間平均２万反を超える増産が行われるように前進した。しかし、大きな問題は販路が閉ざされていることであった。行政分離されている奄美にとって、消費地である日本本土との取り引きには、外国と位置づけられ隔てる壁がある。

『名瀬市誌・下巻』によれば、終戦の 1945 年から 1953 年までの９年間の生産反数をみると、1945 年（0 反）、1946 年（3,083 反）、1947 年（2,590 反）、1948 年（6,670 反）、1949 年（1,070 反）、1950 年（681 反）、1951 年（22,291 反）、1952 年（34,011 反）、1953 年（38,155 反）、ガリオア資金が投入された 1951 年からは、明らかに年々の生産上昇が示されている。この 1953 年までの数字が、奄美の日本復帰後に紬産業が日本本土の消費地をターゲットにした生産を開始するに向けての重要な期間であったといえる。

戦前と戦後の紬工場および機材台数を比較すると、戦前の紬工場 620 棟に対して戦後は 119 棟に大幅な減少、締機の 510 台に対して戦後は 191 台に大幅な減少、織機 19,800 台に対して戦後は 2,395 台と、紬生産工場および機材の壊滅的な減少が分かる[15)]。

従業者を見ると、戦前の締機従業者 510 名に対して、戦後は 191 名と大幅に激少、織機従業者 1,980 名に対して戦後は 981 名と大幅な激少、染色工従業者約 380 名に対して戦後は 74 名に激少している。戦前の原料加工従業者 690 名に対して戦後は 246 名に減少、紬産業に関わる各分野の合計は、戦前 21,380 名から戦後 2,905 名への大幅激少である。生産設備と生産人口の両面で、崩壊的な被害状況が分析できる。

なお 1953 年 12 月 25 日の日本復帰後、強制転廃業命令の対象業者が転廃業資金を日本政府に再三の請求をしたが、いまだに解決はなされていない。

5 節　自由貿易の道

1　民間貿易における紬業界の動向

1）「奄美大島に関する決議」

1952（昭和 27）年７月に東京において開催された日琉貿易会談において、これまでの管理貿易から自由貿易に移行する決定がされる。

奄美の紬業界は敏速に自由貿易に備えて、販路確立の計画を企て鹿児島に出張所を開設して、大島紬のストック２万反を販売している。

名瀬市役所が紬組合と共催して、販路拡張に乗り出し壮行会を催した際には、「特攻隊の気持ちで頑張ってほしい、重要産業として大島紬の販路拡張は奄美群島の生命の問題である」と励ましている。その結果、販路拡張は順調に展開されて、約１億２千万円（日本円）の売上げを記録した。

日本本土の消費を目的に生産された基幹産業の大島紬が、ようやく本土

市場に流通して販路を確立した。

さらに1952年12月には、日本本土における第15回特別国会で奄美群島の日本復帰実現を取り上げた「奄美大島に関する決議案」が提出される。

その際に趣旨説明した星島二郎代議士（与党・自由党）は、奄美の場合は日本本土との民間貿易が再開されても外国貿易扱いで、製品の輸出や原料の輸入においても厳しい状況下におかれていること、また基幹産業である大島紬が戦前には、年間28万反の生産高であったが米軍統治下においては、4万反という著しい減少であること、などを説明して奄美の実情について述べている[16)]。

軍政下の奄美群島のおかれた現状を知った衆議院は、「奄美の本土復帰を求める決議」を満場一致で可決した。

奄美では、基幹産業大島紬の動向を奄美経済を左右する死活問題として位置づけている状況が、ようやく国会でとりあげられたのである。

2）日本本土との間の商取引条件

自由貿易の道が開けたのを皮切りに、紬産業の販路確立の展開が活発に行われるが、しかし日本本土の和装繊維業界の流通制度では、商品代金は3ヶ月～7ヶ月間の日数を経て現金化される手形の取引慣行がある。そのため運転資金の余力が必要とされる。この時期における奄美の現状では、受取手形の銀行割引運用などによる運転資金の捻出もできず、生産者の大部分が資金難に追い込まれる狭間に立たされている。

米軍統治下では、生活物資から教育関係および進学やあらゆる日本本土の情報にいたるまで、米軍政府の法の網をかいくぐって非正規交易あるいは非正規渡航による以外に自立ができない状況にある。

「国境」を越える人々は、いずれのケースも戦略商品の大島紬、黒糖を換金用に持ち出している。特に大島紬は､1反当たりの重量450グラム（120匁）、幅348センチ～352センチで、持ち運ぶには容易であり、その上に単価が高額である。換金価値をもつ奄美の伝統的な大島紬および黒糖は、多難な歴史があり、その苦難を乗り越えて島民が産業として保持していたことによって、逆境におかれた人々を支える力となった。

1953（昭和28）年12月25日、奄美群島は祖国日本へ復帰する。経済復興に大きな戸惑いもあった中で、特質をもつ大島紬を復興・発展させることだと業界および住民は、大島紬のPR、情報収集、資金の融資、技術の改善、新製品の開発等の活動に奮闘を続けた。その結果、大島紬に対する消費者の高い評価を受け需要は増大した。

3）「伝統工芸品産業法」の制定

1974（昭和49）年5月25日､伝統工芸品産業の振興に関する法律（以下、伝産法）が制定され、1977年には、第1回伝統工芸品として11品目が指定され、本場奄美大島紬、村山、塩沢、信州紬が指定を受ける。

伝産法第1条

「一定の地域で主として伝統的な技術または技法等を用いて製造される伝統工芸品が、民衆の生活の中ではぐくまれ、受け継がれてきたこと、及び将来もそれが存在し続ける基盤があることにかんがみ、このような伝統的工芸品の産業の振興をはかり、もって国民の生活に豊かさと潤いを与えると共に、地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする」

伝統工芸品の伝産法の対象には、奄美の大島紬のほか、鹿児島、宮崎県の都城の紬も含まれ、3地域は各々に紬の歴史が異なり、製品もそれぞれの特質を持っている。

4）大島紬の韓国生産問題

1970（昭和45）年、大島紬生産の韓国流出問題が発生し、韓国紬による深刻な被害が奄美大島産地を揺るがした。また、商標法違反事件や関税法違反事件、韓国紬密輸入現行犯事件が続出した。

市場に大量に氾濫した紬は、大島紬反物・付属一式・加工代込の価格36万円で販売され、安価の3・6セールという宣伝広告を繰り広げた。この紬は、機械織りで化学染料による染色の上に、奄美大島紬の商標が貼付された大量生産品であった。

奄美大島産地の製品に認識のない消費者は､安価だという宣伝によって、

購入するケースの場合がほとんどであった。

国会でも日韓交渉対策、国内対策などについて、この問題を５回も取り上げ、日韓２国間における絹交渉が合意された。だが、その後も外国からの奄美大島紬の不正持ち込みが後をたたず、税関当局によって相次いで摘発されるなど、この問題が市場を混乱させて奄美大島産地の製品は一大危機に直面した。

5）大島紬産業の現状

1975（昭和 50）年代の高度成長期には、泥染め生産工場も 50 軒に増加し、分業と手作業の労働集約型で伝統的産業として地域社会の就業率を高めた。奄美の基幹産業であり奄美経済に重大な影響を及ぼすのである。1974（昭和 47）には年間生産量 29 万反を記録した。しかし、1984（昭和 59）年を除き前年度を下回る生産状況が続き、2001（平成 13）年は、全盛期の５分の１に低下している。生産額も 1980 年の 286 億円をピークに年々減少傾向をたどり、1999 年には 35 億円に落ち込んでいる。本場奄美大島紬協同組合の加盟者も、267 業者とピーク時の 10 分の１に減った。本場大島紬の生産額の９割は織賃に還元される。

需要の低迷や後継者不足、高齢化等により減産を余儀なくされ、そこへバブル崩壊の直撃が追い打ちをかけたのが最大の原因であろう。産地を取り巻く環境はさらに厳しい状況下に置かれ、大手問屋の倒産などによる流通の混乱が、産地の経営環境を困難な状況へと追い込んだ。

だが、大島紬の年間総額数十億円という産業は他に簡単に起こせるものではない。紬産業は、地域社会においてはなお重要な位置を占めているのである。以下では、大島紬の実際の生産工程の概況を示す。

6）　大島紬の生産工程

（1）奄美大島紬の特質

①着物に仕上げて、着れば着るほど泥染めの色合いが、微妙な渋さに変化し、しなやかさを増す。天然の泥染めの真価が示される。

②身に着けてしわになりにくい。

③着崩れしない、軽く立ち居振る舞いが楽である。

④生糸が平織で、織り目が詰まっているので、着物に仕立てたら冬は暖かい。

⑤保管管理がしやすい（まつわらない）。

⑥親が愛着した着物が、子孫へ受け継がれ親子三代愛用される。貴重な絆が伝承されている。

大島紬は、奄美の風土による天然の染色、精密な手仕事の技術によって製品化されている。大島紬の他に類をみない最大の特徴は、既に述べたように奄美の田んぼに含まれる鉄分と植物のシャリンバイのタンニンが化合して、化学染料にはみられない独特のワビ、サビ、渋みと光沢を生み出す泥染めにある。

奄美の泥田は、鉄分が多く南国の暑さが水分を程よく蒸発させるために、濃い鉄分を利用できる。一方、植物のシャリンバイ（奄美では普通「テーチ木」と呼ぶ。バラ科の常緑小高木で本州・四国・九州・奄美・沖縄に自生）の幹、皮などにはタンニンという褐色色素が含まれており、この煎じ汁で絹糸を染め、それを鉄分を含む泥田に浸して化合させる工程を繰り返すのが泥染めだ。煎じ汁で 20 ～ 30 回染め、田んぼの泥で５～６回染め上げる。

奄美の風土が生み出す泥染めは、化学染料ではつくりだせない色彩や光沢を生み出して、年月が経つにつれ風合いが醸し出されて、独自の品質の良さを生み出す。市場において、消費者自身が着用の上に高い評価を得て伝統産業が伝承され、大島紬がいつの時代も戦略商品になり得ている。

（2）奄美大島紬の工程

①地糸と絣筵（かすりむしろ）の泥染め

テーチ木煎じ汁で前後 80 回ないし 120 回（20 回×４～６）、泥田で４～６回もみ込むことを繰り返し、煎じ汁のタンニンが泥の鉄分と化合する。

②糊で固めた絣糸（12 本～ 16 本）を杼に巻き取り、棉糸で締めて、筵状にする。こうすると鉄分が結合して、堅牢でしかも独自の色彩を持つ染色が出来上がる。

図６　①泥染め

③絣加工をなすのに最も重要な技術であり、締機を用いる。ガス糸をサラ羽に引き込する。この作業は奄美産地独特の工程である。

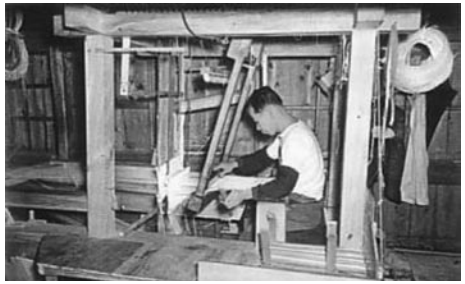

図７　②～③締機（しめばた）

④テーチ木の砕断と地糸染め シャリンバイ（テーチ木）の幹と根を小さく砕断して10時間余り煎じると茶褐色液汁となる。それに地糸や絣筵をもみ込んで染める。

図８　④テーチ木染め

⑤絣筵の部分解き

図柄によって着色をするため絣筵を丹念に部分解きする。

図９　⑤絣の部分解き

⑥織と調整

大島紬は７センチほど織って、経絣と緯絣を調整する。それによって鮮明な絣の合わさった構図が織られる。これを入念に繰返して行うことによって緻密な絣柄ができる。

図10　⑥自宅における紬織り

⑦製織工場（手織り）には、40～50台の織機が２列に並び、織り上がる速度は個人によって異なる。また紬の構図（柄）もそれぞれ異なる。

図11　⑦製織工場

大島紬の生産は28段階の工程があり、各工程が専業の熟練者によって行われ、製織工程以外はほとんど男性の労働力を必要とする。工程によっては、屋外作業のために天候にも左右され、労働集約型の精密で根気のいる作業が要求されるのである。

工程で手抜き作業をすると次の工程で不都合が生じるので、常に几帳面な作業が要求される。他の産地においては、機械織りといわれる生産方法で生産能率を高めているが、奄美のように伝統的な生産方法の手仕事を維持している地域はごくわずかである。

工程は大きく区分すると、②図案、②のり張り、③織り締め、④シャリンバイ染色、⑤泥染め、⑥製織、⑦製品検査―の段階を経る。

１段階　大島紬は、絣糸によって模様を構成する、先染め織り物である。織る前の段階で、図案に合わせて重要な部分を染める。また基本的な絣模様のために、締め工程において絣糸をつくる。方眼紙に一目一目描かれた細かな図案が必要で、これが絣糸によって模様として表現される。

２段階　のり張りでは、奄美特産の海草のイギスからつくった糊を糸につけて乾燥させる。糸の作業をスムーズにするための工程である。

３段階　織り締めは、奄美大島紬の独自の絣製法で、絣締めは経糸に木綿糸を使い、緯糸の絹糸をきつく締める。締めた部分に染料が染み込まないようにするため相当な力が必要である。締機で絣筵をつくる。絣織り締めの方法は、経絣、緯絣、柄模様の大小及び配置等により異なり、この技法の使い分けによって豊富な種類の製品が生産できる。

４段階　シャリンバイ染色は田んぼの泥につけこんで染める前の段階である。成育20～30年のシャリンバイ原木を皮ごと細かくチップ状に切断し、釜で約10時間煮て、数日放置して染色に用いる。

５段階　泥染め染色は糸を保護するために、網を張った箱状のふるいの中に糸を入れ、泥水でまんべんなく激しく振り続け、その糸を絞り、はたく作業を繰り返す。シャリンバイに含まれるタンニンと奄美の土壌に多く含まれる鉄分が、反応して濃褐色の糸は泥染め特有の黒色に変化してくる。

６段階　織物には基礎的に平織り、斜文織（綾織り）、繻子織りがあり、奄美の大島紬は平織りである。平織りは経緯の２本の糸で１組織が形成されているので組織が崩れにくい特徴をもち、衣服に最も多く使用されている。反物の構図によるが、織り上げるのに３ヶ月～１年以上の期間を要し、また織りながら絣調整が重要で、糸１本１本を針を使って丹念に縦横の絣を合わせる。丹精こめた精密な工程の最終段階である。

７段階　製品検査では、織り上げた反物を組合に持参して、検査規約をもとに下記に示されている条件によって、厳密な検査が行われる。

①生産者を表示する織口文字（本場奄美大島）を反物に織り込む。

②生産者の氏名と製織工の氏名を記入し反物に表示貼付する。

③奄美群島内において実際に生産している登録業者によって、絹100%を使用し伝統的先染めの平織による手織の技法であること。

④締機で手作業による経緯および緯絣を加工した織物。

⑤手機によって経絣および緯絣を図案の構図に絣合わせをして織り上げる。

⑥製品の長さ・織り幅・絣不揃い・色むら・織りキズ・量目不足等。

⑦本場奄美大島紬の規格は、1反は12.34メートル（3丈2尺6寸）。

⑧１疋（上下もの･着物と羽織）24.39メートル（6丈6尺4寸）。

⑨１反の重量450グラム（120匁）。

⑩反物の幅は女性用348センチ（9寸2分）。

⑪男性用352センチ（9寸3分）、特に近年は幅広も生産されている。

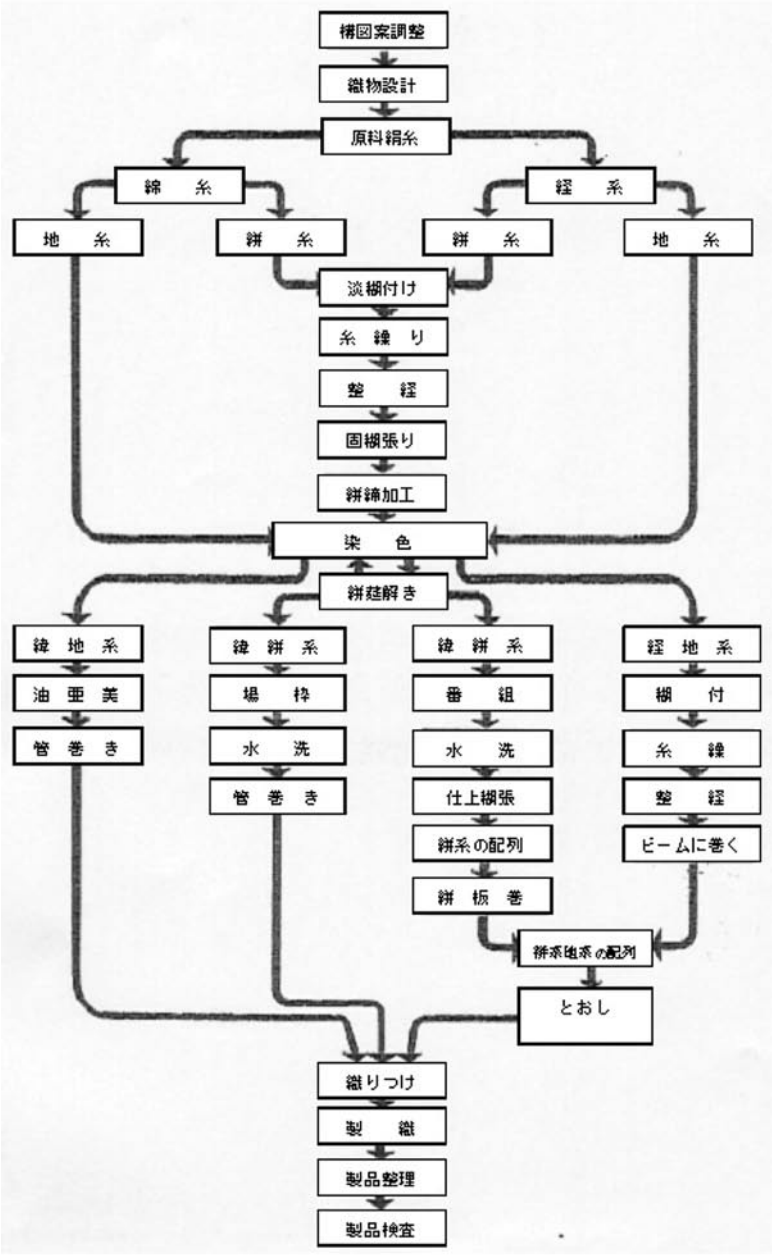

図 12　本場奄美大島紬の生産工程　　資料：本場奄美大島紬協同組合

以上の厳密な検査の結果、工程に合格した製品は特許庁登録の団体商標を貼付、「本場奄美大島紬」として市場にでる。打ち抜きの上に合格印、検査員印、定尺印が押される。

7）紬業界における雇用関係の推移

紬業界の雇用関係も大きな変化をみせている。その特徴は以下の４点にまとめることができる。

①従来の雇用関係からパート、臨時雇用に移行している。

②事業縮小によって家内従業者のみの形態に移行している。

③他産業（出稼ぎ等）へ移行している。

④需要の低迷や後継者不足、高齢化等により減産を余儀なくされ、産地を取り巻く環境も更に厳しい状況下にある。和装業界の厳しい状況の中で、生産の減少は依然歯止めがかからず、流通の混乱もなお引続き産地にとって大変困難な時期が続いている。

2000（平成 12）年の生産反数は男物が大幅に減少し、大手問屋の倒産等による流通の混乱は、相変わらず産地に厳しい経営環境をもたらした。

大島紬製造業は代表的な地場産業である。生産量の 50% が旧名瀬市に生産が集中し、45% が旧笠利町と龍郷町が占めている。

本場奄美大島紬協同組合の資料によると、生産反数は、生産額ピーク時の５分の１に減少している。労働集約型の産業だけに雇用面でも影響が大きく、打撃をうけている現状である。

注

1）吉野清勇・岩井茂日彦『奄美漁業誌』（2002）P207
2）坂井友直「徳之島小史」『奄美郷土史選集・第１巻』国書刊行会（1992）P94-95
3）『和菓子』特集号「近世奄美諸島の砂糖専売制の仕組みと島民の諸相」
虎屋文庫 06
4）坂井友直「徳之島小史」『奄美郷土史選集・第１巻』P85、P95-96
5）皆村武一『奄美近代経済社会論』P24-25
6）坂井友直「徳之島小史」『奄美郷土史選集・第１巻』P114-115
7）指宿健七氏からの聞取り
8）黒糖の統制に関する軍政官指令
北部南西諸島軍政長官 陸軍中佐ロス・H・セイント・クレア
1946 年 10 月 8 日 臨時北部南西諸島知事　豊島 至殿
黒糖に関する件
1　本指令受領と同時に臨時北部南西諸島政庁は、郡内において生産保有せらるる甘蔗製品を統制すべし。
2　本指令の目的は甘蔗並びに甘蔗製品を闇取引の対象たらしめず、これを生産者に対しては公正にして（暴利にわたらず）、かつ郡経済に即せる最高価格を与えつつこれを北部南西諸島経済圏内に保有するにあり。
3　個人、組合、または会社その他何たるを問わず、臨時北部南西諸島政庁またはその正式代人の許可なくして黒糖の製造販売、貿易、物物交換その他の商取引をなすは不法なり。
4　本令に違反する者は裁判所の命ずる処により１万円以下の罰金又は２年以下の　禁固又はその両刑に処せられるべし。
5　政庁知事又はその正式代理人が家庭用又は個人用として特に許可せるものは政　令の適用を受けず。

さらに政庁は 46 年 10 月 10 日付で「北部南西諸島甘蔗及び甘蔗汁取締規則」を公布し、取締りが即日実施された。これによって黒糖の売買は知事又知事の正式代理人の許可制になった。

北部南西諸島甘蔗及び甘藷汁取締規則
第１条　甘蔗及び甘蔗汁の加工売買消費については日本側の定める所による。
第２条　本則において甘蔗と称するは北部南西諸島内において生産せられたる甘蔗をいい、甘蔗汁は甘蔗及び甘蔗を搾穀を圧搾して得たる液汁をいう。

第３条　甘蔗及び甘蔗汁は左に掲げる場合を除く外これを売買又は譲渡することを得ず。
1　北部南西諸島内において黒糖（白下糖を含む）の製造を目的とする場合。
2　１日正味１貫以内にして生食用に供する場合。
3　特別の事由により知事の許可を受けた場合。
第４条　甘蔗汁はこれを黒糖（白下糖を含む）製造以外の加工に供することを得ず。
第５条　知事において本則に違反の事実ありと認める時は関係官吏又は吏員をして必要なる場所に監検せしめることを得。
第６条　左の各号の一に該当する者は裁判所の命ずる所により２年以下の懲役禁固もしくは１万円以下の罰金又はその両刑に処す。
1　第３条及び第４条の規定に違反したる者
2　第５条の規定により臨検を拒み又は忌避したる者
第７条　本則による義務者はその代理人もしくは家族同居人傭員その他従業員が本則の規定に違反したる場合といえども「自己の指揮に出でざる故」をもって処罰を免れることを得ず。ただしその者が法人なるときはその代理者に、行為者が未成年者なるときはその法定代理人にこれを適用する。
付則　本則は公布の日よりこれを施行する。

9）坂口徳太郎『奄美大島史（復刻版）』丸山学芸図書（1984）P282、464
10）同前 P474
11）※著作者『本場奄美大島紬協同組合創立 80 周年記念誌』※発行年
12）名越左源太『南島雑話１（東洋文庫版）』平凡社（1984）P194
13）皆村武一『奄美近代経済社会論』P194
14）『本場奄美大島紬協同組合創立 80 周年記念誌』
15）『名瀬市誌・下巻』P274
16）村山家国『奄美復帰史』P429

参考文献

赤塚嘉寛『本場奄美大島紬―技術ノート』（1996）
大井浩太郎・恵原義盛 共著『沖縄・奄美の生業 農林業』（1979）
鹿児島県地方自治研究所『奄美戦後史』南方新社（2005）
鹿児島県立短期大学地域研究所編『奄美群島の経済社会の変容』

鹿児島県立短期大学地域研究所（1999）
金原達夫『大島紬織物業の研究』（1985）
坂井友直『奄美郷土史選集・第１巻・２巻』（1992）
塩田庄兵衛・長谷川正安・藤原彰『日本戦後史資料』（株）新日本出版社（1995）
茂野幽考『奄美染織史』（1973）
茂野幽考『大島紬の歴史』（1965）
当山昌直『奄美・沖縄環境史資料集成』南方新社（2011）
名越左源太『南島雑話』国分直一・恵良宏・校注 平凡社（1984）
名瀬市『市勢要覧』名瀬市役所（1952）
名瀬市『名瀬市誌・下』名瀬市誌編纂委員会（1973）
昇曙夢『大奄美史』（1948）
蓮見音日彦・戸田修『奄美農村の構造と変動』（1981）
樋口弘『日本糖業史』（1935）
平岡昭利『離島研究Ⅰ・Ⅱ』海青社（2003）
本場奄美大島紬協同組合『本場奄美大島紬協同組合創立 80 周年記念誌』（1981）
松田清『古代中世奄美史料』（1981）
皆村武一『奄美近代経済社会論』（1988）
三上絢子『戦後米国統治下の奄美経済』国学院大学大学院経済学研究科（2003）
三上絢子拙稿『三州倶楽部会報』114 号
三上絢子「研究ノート」
村山家国『奄美復帰史』南海日日新聞社（1971）
山本弘文『南島経済史の研究』（1999）
吉野清勇・岩井茂日彦 編著『奄美漁業誌』（2002）

第２部
米軍統治下における非正規交易の形成過程

―米軍統治下の非正規交易の形成過程と実態像―

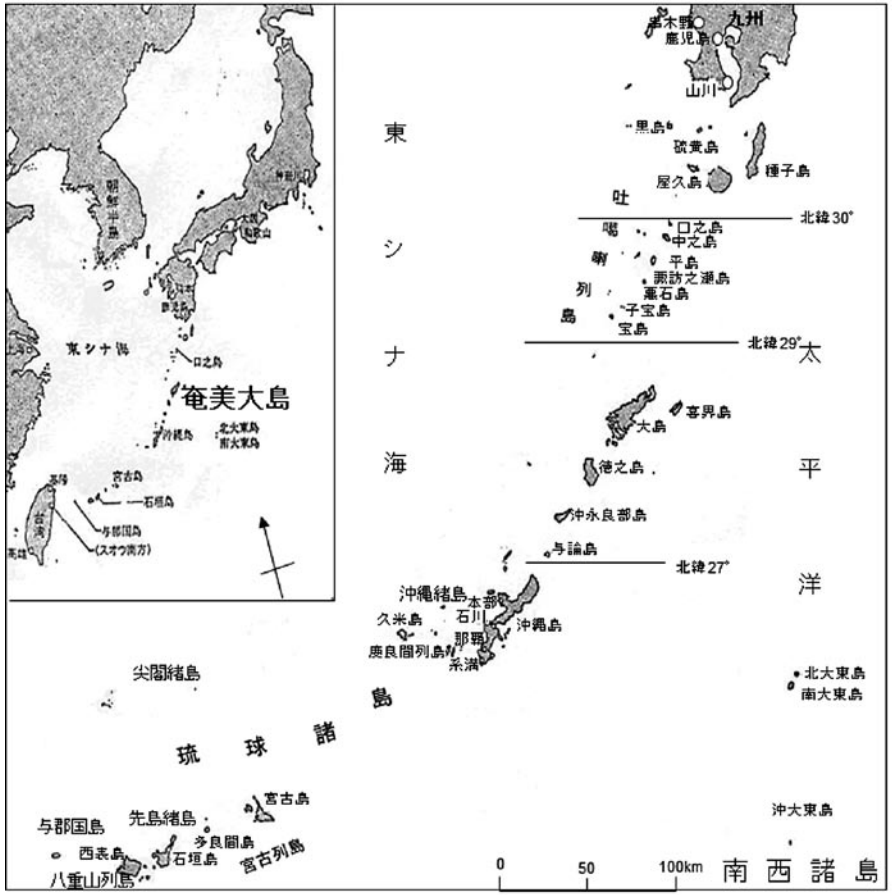

図１　行政分離地域

第５章　口之島における非正規交易組織

１節　奄美群島と日本本土との間の地域間交易

すでに見てきたように、1946 年 2 月 2 日、北緯 30 度以南のトカラ列島、奄美群島、沖縄諸島は、日本政府から行政分離され、米国軍政府に移管されることになった。行政分離により、島々の経済の基盤である唯一の航路が、人為的国境線によって「海上封鎖」され自由渡航は停止された。

海上封鎖が解禁され自由渡航が実現したのは、日本国とアメリカ合衆国との間で、締結が発効したことによって、1952 年 2 月 10 日にまずトカラ列島が、続いて 1953 年 12 月 25 日に奄美群島が、そして最後に 1972 年 5 月 15 日、沖縄が日本に返還されたことによってである。

本章では、主に奄美群島が行政分離されていた期間、奄美群島と日本本土との非正規交易の重要な拠点であった口之島を対象に、その非正規交易の実態を通して、奄美群島と日本本土との間の越境貿易による、人および物資の地域間交易関係の仕組みを明らかにする。

1）道の島ルート

鹿児島南端から台湾までの 1,200km におよぶ洋上に点在する島々、大隅諸島（種子島・屋久島）、トカラ列島（口之島～横当島）、奄美群島（奄美大島～与論島）、沖縄諸島、宮古列島、八重山列島で構成される島々が南西諸島と総称されている。この島々が点在するルートは、古来の外国交易船が季節風に乗って往来し文化や宗教を運び、また 1609（慶長 14）年の薩摩藩の琉球侵攻におけるルートでもあった。藩政時代には、奄美から年貢の黒糖運搬に藩船舶が薩摩半島の山川港と奄美間を往来し、薩摩からは穀物（米・大豆）、素麺、昆布、生活物資（日用雑貨）などが運び込まれていている。

琉球は薩摩侵攻以前から明と朝貢貿易を行っており、薩摩商人が琉球

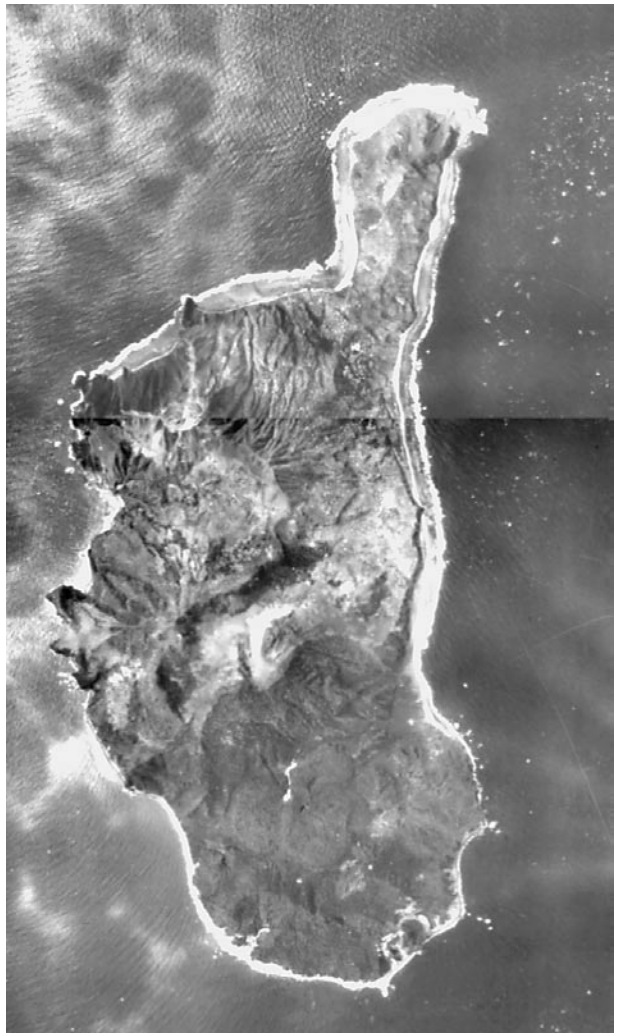

図２　口之島・空中写真
撮影計画期間・米極東空軍・撮影 1948 年 4 月 22 日
資料提供：財団法人日本地図センター

との間で、薩摩半島南端の坊津を拠点に交易を行っていた。この坊津は博多津、安濃津（伊勢）と並ぶ貿易港として、1639（寛永 16）年徳川幕府鎖国令が発効されるまでは琉球を含む外国の交易で繁栄したが、海外貿易が長崎出島に定められて以降、それらの港町は衰退の一途をたどった。

2）奄美群島およびトカラ列島ルートの重要性

また、鎖国令によりトカラ列島の口之島、中之島、宝島は共に異国船番所が置かれ不審船監視の役割を担った地域であった。鎖国令以降においても坊津は薩摩藩の密貿易拠点として、海外取引を行っていたが、享保年間の密貿易取締りによって終止している。[1)]

第二次世界大戦中には、奄美群島およびトカラ列島の海域は日本の南方方面の輸送ルートで、この南西諸島の島々が点在する弧状のルートは、時代の変容に従うように重要な海上航路として、人と物の流れには欠かす事のできない歴史的なルートになっている。

2 節　国境線上の口之島

1）北緯 30 度～ 29 度間のトカラ列島

トカラ列島は、鹿児島と奄美大島の間に点在し、北から口之島、中之島、平島、諏訪之瀬島、悪石島、小宝島、宝島の有人 7 島と小臥蛇島、臥蛇島、小島、上根島、横当島の無人 5 島の島々で、日本一縦に長い市町村として構成されている。

北緯 30 度～ 29 度の間がトカラ列島、29 度～ 27 度の間が奄美群島、27 度以南が琉球諸島で日本本土から行政分離された島々である。

奄美大島から鹿児島までの各島間の距離は、奄美大島から宝島まで 90km、宝島から小宝島まで 14.8km、小宝島から悪石島まで 35km、悪石島から諏訪之瀬島まで 20km、諏訪之瀬島から平島まで 20km、平島から中之島まで 30km、中之島から口之島まで 18.5km、口之島から鹿児島まで 204km。唯一の交通機関は海路である。

第二次世界大戦前（以下、戦前）には北緯 30 度以北の竹島、黒島、硫

黄島の上三島と北緯 30 度以南のトカラ列島の下七島を合わせて、十島村を構成していた。

2）三島村と十島村

十島村は、1885（明治 18）年奄美群島（郡役所の改めにより、金久支庁、さらに明治 19 年に改め大島島庁）が行政管轄となる [2)]。1884 年以降に奄美大島笠利地域の諏訪之瀬島開拓団が移住した経緯があり、トカラ列島には奄美出身者が多く移住した歴史がある。

第二次世界大戦終結後の米国統治下における行政分離によって、日本本土との間に国境がひかれたことによって、十島村の中で北の竹島、黒島、硫黄島は三島村（みしまむら）になり、南の島は十島村（としまむら）となった。

3）口之島の特質

口之島は、トカラ列島の中では中之島、諏訪之瀬島についで大きい島で、面積 13.3km^2、周囲（海岸線）は 20.38km、複数の火山体の集合からなる。

古い火山体は、南端部に分布するタナギ岳火山体および北端部のフリイ岳火山体で、溶岩ドームからなる火山体が形成されている。

口之島南西部ではセランマ温泉が自然湧出しており、泉温は約 70℃、保養施設として利用されている。口之島では、かつて硫黄の採掘が行われており燃岳溶岩ドーム山頂の北斜面付近で採掘されたらしいが詳細は不明である。

島は大小の岳が連なり、最高峰は標高 628.3m の前岳で、平地はわずかで、山の斜面を農耕に利用している。集落は海風を防ぐように山間に寄り添うように民家が疎らに位置して、集落の道は山に沿って坂の上り下りが多く、直線道路はおおよそないに等しい。

集落の中心部には湧水の泉があり共同の水源として、かつては、飲料水、農作物の洗い場などと区分され、夏に子供達の水遊び場として利用されており、コミュニティの場でもあり、ここを中心に祭りなども執り行なわれている。

西之浜は、島の海上交通の拠点で曲線状の入江に沿って自然のリーフが

図３　船上からみた口之島　　撮影 著者 2009・7

あり、陸地との間の砂浜が船の泊まりに適し、海上との作業の利便性によって漁具小屋が設置されている。

島の産業は、主に漁業（カツオ、トビウオ）、農業で、島の東側に畠や棚田などの土地活用している。また、口之島固有植物タモトユリ、野生の口之島牛とトカラヤギが棲息している [3)]。

トカラ列島の人口推移は、1940 年国勢調査 3,564 人（三島村を含む、1940 年国勢調査では各島別のデータなし）、1950 年国勢調査、2,938 人（三島村を除く、内・口之島人口・720 人、戸数・146 戸）、（1945 年のデータなし）、1952 年口之島の人口 605 人、戸数 112 戸と減少している。

戦前には若い女性は、紡績工場からの誘いで現金収入を得るために本土に移動している。

口之島小中学校生徒数推移は、1946 年　小学生 17 人、1948 年 小中学生 91 人（内・中学生 32 人）、1952 年 小中学生 39 人（内・中学生 20 人）。

図４　国境線上の口之島

口之島本集落の主な施設は、1945 年共同店１件、1946 年米軍物資配給区長宅、1946 年小学校、1947 年派出所（勤務１人）、1948 年小中学校、1949 年電信局があり、米軍配給物資や公的関係は、奄美径由で中之島を中継する行政的システムがとられている。

島の周囲は岩礁や海岸から険しく切り立つ崖が多く、西之浜南西のグノメ岬の洞窟は、非正規交易船が警備船から逃れる避難場所として利用され、西之浜漁港が非正規交易の拠点となっている。

行政分離によって、海上封鎖された南の島々では、正規の交易が断絶したため物資不足に陥ったが、一方で盛んに不法越境による、非正規交易が行われ、南西諸島の人々の生活を支える重要な役割を果たした。

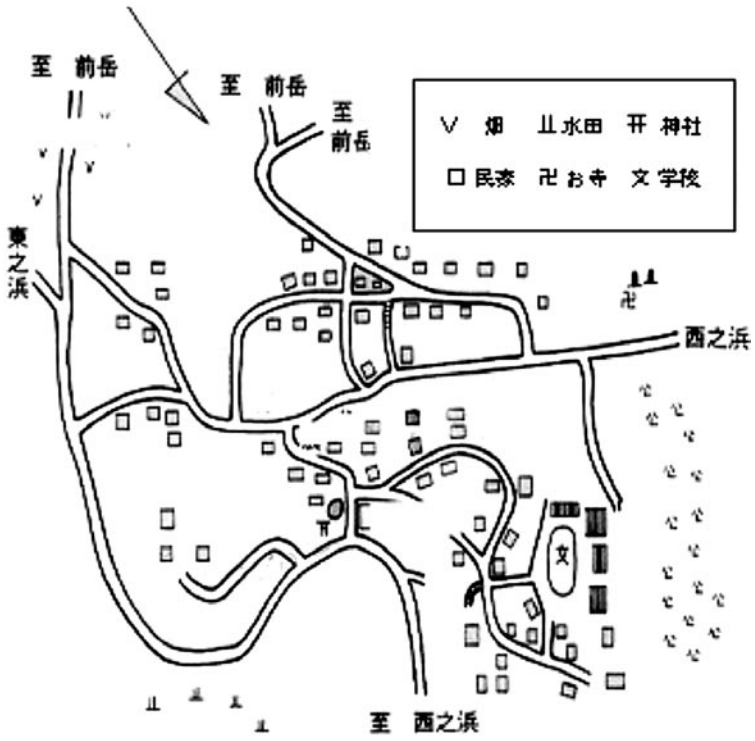

図５　口之島本集落　資料・口之島小中学校　　著者 修正加筆

３節　国境線北緯 30 度

1）日本国と外国との間の国境線

国境線は、北緯 30 度以南の口之島を起点に、日本本土から分離される地域に定められる。

口之島は、トカラ列島北端の東経 129 度 55 分、北緯 29 度 58 分に位置し、米軍統治下時代には、北緯 30 度の国境線が、最北端の陸上の一部に引かれている。海上交通の中心地である西之浜船着場から、北へ約 1km のところに日本政府と米軍政府の境界線が東西に延びる特異な地域である。

2）GPS 実測標記モニュメント

国境線北緯 30 度標記は、鹿児島群十島村口之島字西之浜に日本測地系・GPS 実測、緯度：30 度 00 分 00.0 秒、経度：129 度 54 分 49.94.93 秒、2009 年 3 月に設立される。

北緯 30 度線が鮮やかなオレンジ色で、50cm 幅で戦後初めて引かれており、当時の歴史的記憶をとどめている[4)]。

図６　国境線北緯 30 度標記のモニュメント　　著者撮影 2009・7

4 節　不法越境による非正規交易が展開された背景

1）非正規交易の拠点の島

行政的封鎖は、同時に経済的封鎖ともなり島々の経済は崩壊状態となる。海上封鎖によって、従来維持されていた島々の産物と日本本土の生活必需品との交換は市場を失い、極度の物資不足の状況下に陥り、生活の手段を確保するため海上封鎖を乗り越えて、自己責任において非正規交易が行われるようになる。

終戦後は、日本本土においても甘味資源不足で黒糖は貴重品で入手し難

い状況下にあり、需要の高い奄美の黒糖が非正規交易品として歓迎され、日本本土側からの交換品としては、生活必需品の鍋、食器、針、糸、釘などを入手している。

日本本土との間の国境線上に位置する日本国に近い口之島が、物資不足のトカラ列島、奄美、沖縄の島民の生活を支える役割の非正規交易の拠点の島となっていた[5)]。

2）島内のセリイ岬と赤瀬地域は日本

西之浜から北へ約 1km の地続きに位置するセリイ岬や赤瀬は、浜や港はないが日本になる。この地域は、日本側の船舶が近寄っても違法ではないことになる地理的に特異な地域である。

国境線の引かれた口之島には、それまでの島の歴史に見られない交易の場として、盛んに日本、南西諸島、台湾などの地域から大小の船舶が浜の沖合に停泊し、絶えず自己責任の下に物資が流通していた。

5 節　非正規交易の仕組み

1 非正規交易船のシステム

1）チャーター船とグループ化

奄美における非正規交易船に利用された船は、各島々の漁船 4 ～ 6 トンのポンポン船と呼ばれる焼玉エンジン船から、島間の貨物や客船に運用されていた 20 トンクラスの船などで、商人達がチャーターして運用している。また船主自身が、非正規交易品を運び出す役割で運航していたケースもある。

出航地は、主に黒糖生産地集落の浜がほとんどを占め、警備の目を逃がれるために悪天候の夜を選んで出航している。

船賃は、当初は交易品によるバーターで行われていたが次第に現金支払いとなり、船賃の計算方法は積荷の割合で算出されている。さらに後半には前金支払のケースもあり、情勢によって支払い方は著しく変動している。

非正規交易船は、集落の漁船の船主がチャーター主の荷を口之島まで運ぶケースや、小グループ、友人同士が漁船や 20 トンクラスをチャーターしたり、20 トンクラスの船主による乗合組み合わせケースなど、様々な形態がある。

整理すると非正規交易船の仕組みには、表のシステム１からシステム４までの４つの異なったパターンがある[6)]。

2）非正規交易船システムのパターン

a）非正規交易船・システム１

荷主が船を貸切り、船主が荷を口之島まで輸送するケースで、４～６トンの漁船が使われる。船長の妻と機関士の妻は姉妹で親戚関係、機関士と助手は友人、親しい関係者の組み合わせによるもので、口之島では荷主が賃借した小屋があり、荷受人が待機している。奄美からの積荷は、主に黒糖、本土側の積荷は、生活必需品の鍋、釜、茶碗、衣類日用雑貨である。

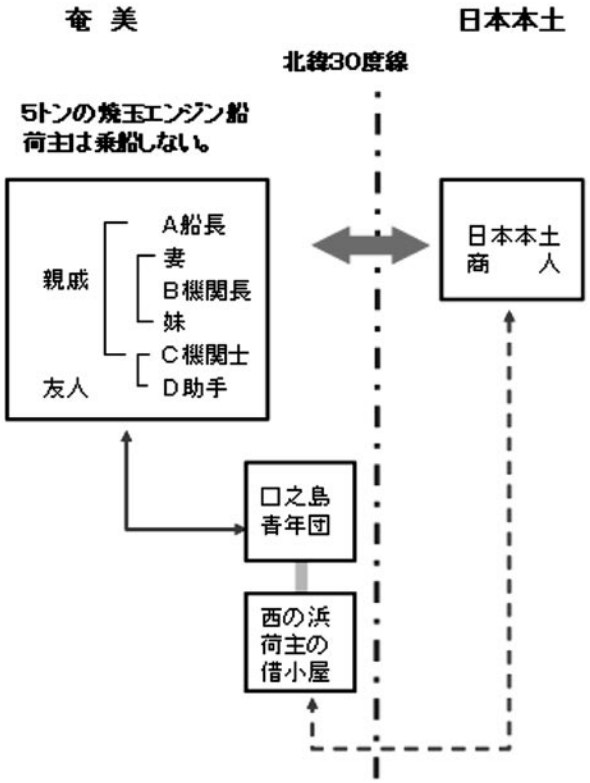

図７　国境貿易船・システム１　　著者作成

b）非正規交易船・システム２

戦前の寄留商人の従業員達で、従兄弟同士の組み合わせによるグループである。20 トンクラスの船をチャーター、奄美からの積荷は、主に黒糖、米軍放出物資、奄美経由の沖縄からの積荷は、医療薬品、嗜好品（タバコ・コーヒー類）で、日本本土側の積荷は、生活必需品の鍋、釜、茶碗類、衣類、日用雑貨、建築資材、食品などである。口之島には本土側商人の倉庫

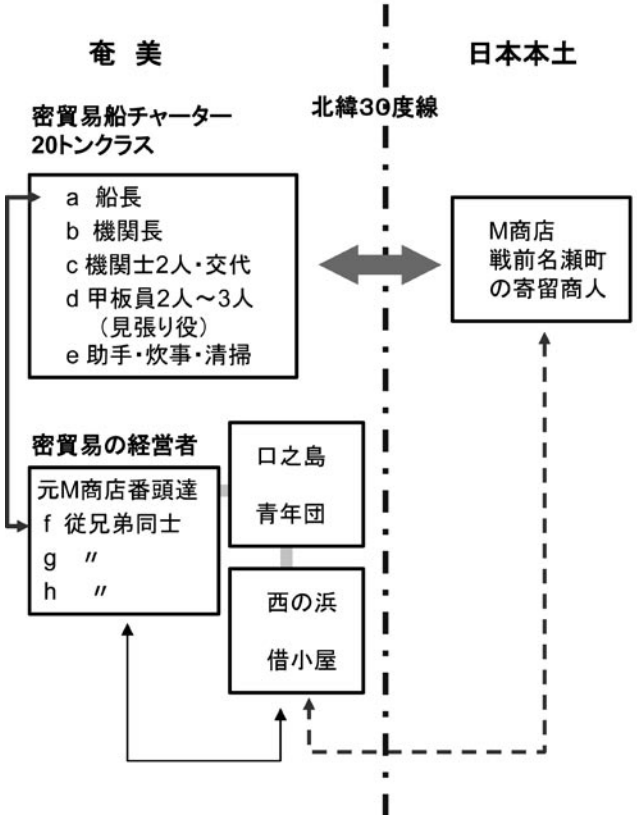

図８　国境貿易船・システム２　　著者作成

兼住居兼店舗の借用小屋がある。

c）非正規交易船・システム３

日本本土在住と奄美在住の兄弟を中心に、複数の親しい商人による、20トンクラスチャーターのケースである。

Ｈ旅館の奄美側の商人と本土側のＨ旅館は、兄弟である。口之島に日本本土側の弟が、倉庫兼住居兼店舗を借用して日本本土と往来している。

奄美からの積荷は、主に黒糖、米軍放出物資など、沖縄からの積荷は、医療薬品、タバコ、嗜好品である。日本本土からの積荷は、生活必需品の鍋、釜、茶碗類、衣類、日用雑貨、建築資材、食品などである。

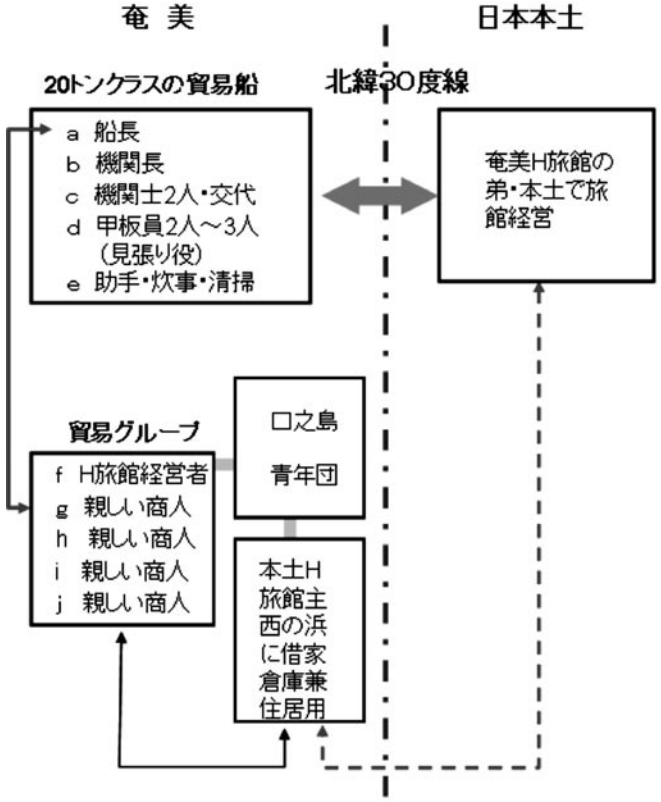

図９　国境貿易船・システム３　　著者作成

d）非正規交易船・システム４

戦前の寄留商人関係者と奄美側商人兄弟および親友達の組み合わせというグループによる、20トンクラスチャーターのケースである。日本本土商人が、西之浜に倉庫兼住居兼店舗を賃借して、商人たちを受け入れている。

非正規交易品としては、奄美からの積荷は、黒糖、米軍配給物資類、沖縄からの積荷は、外国製品の医療薬品、嗜好品（タバコ、ウイスキーなど）、日本本土からの積荷は、生活必需品、食品（リンゴ、米、昆布など）、建築資材などである。

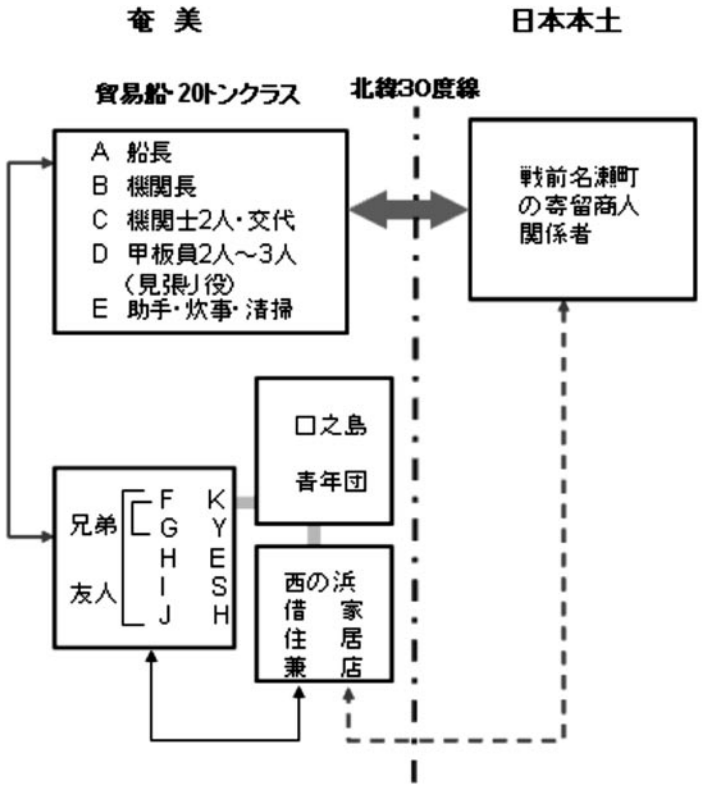

図 10　国境貿易船・システム４　　著者作成

3）非正規交易船の出港地とルート

奄美における非正規交易船の出港地は、奄美大島の宇検村、大和村、瀬戸内町、名瀬（中心から離れた民家のない浜）、大熊、龍郷村、笠利村、喜界島、徳之島、沖永良部、与論島などの警備を避けた集落の浜である。

非正規交易船のルートは、①から⑤のコースがある。⑤は、トカラ列島と奄美群島が日本返還後に最北端の口之島から最南端の与論島に拠点が移動して、沖縄との間の非正規交易が行われている。

① 黒島、竹島、硫黄島を中継する場合。
② 口之島、屋久島を経由して鹿児島に上陸する場合。
③ 口之島、種子島を経由して鹿児島、宮崎に上陸する場合。
④ 徳之島、口之島、鹿児島、枕崎、桜島、天草の場合。
⑤ 沖縄、与論島、奄美、日本本土の場合のコースがあり、警備状況によって変更されている。

6 節　口之島青年団組織

1　口之島青年団組織と役割

1）組織の結成

口之島では、青年団組織がルールを規定していて、本土、奄美、沖縄の商人達とのパイプ役として関わり、交易の一旦を担って非正規交易成立を可能にしている。

青年団組織の役割は、船頭、沖仲仕、荷役仲仕 、連絡役、見張り役、家屋建設、浜集落整備などである。

組織は、壮年団は 50 ～ 70 歳、青年団は 15 ～ 50 歳、母子家庭の場合は母親が参加している。壮年団は相談役的立場にあり、統括団長のもとに壮年団および各団長による幹部会が組織されている。

幹部会は会計担当部でもあり、荷主との賃金交渉や作業の手配を担い、統括団長のもとに３班に分けられ、各班に団長（団長任期は２年）が配置

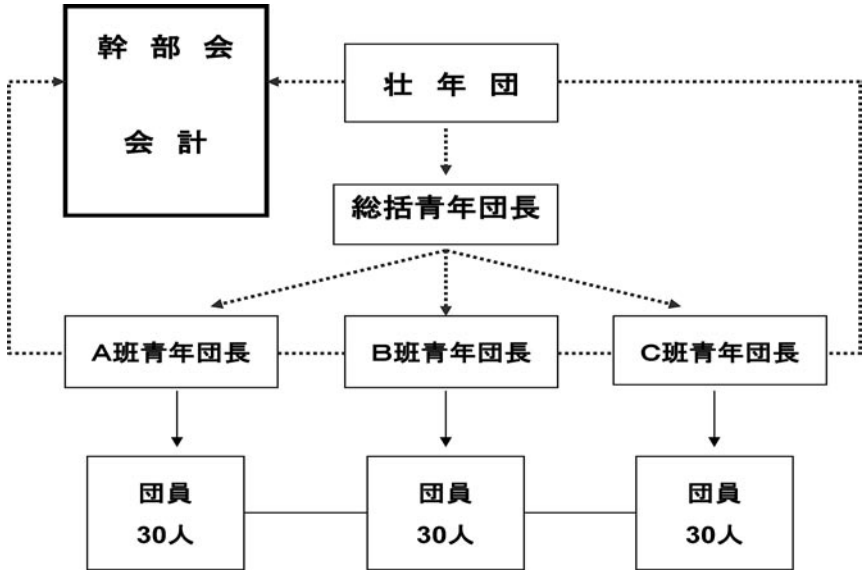

図 11　口之島青年団組織　　著者作成

されている。

各班の団員は 30 人前後で、非正規交易商人に関わる作業は、団長の指示で行動するように組織化されていて、各団の作業は交易船の先着順に決められる。

団員の配当は通常は月１回、配当の多い月は２回などが組織の総会で検討される [7]。

2）組織の規約

交易商人から青年団への報酬は、当初はバーター方式で現物の黒糖で支払われた。青年団組織は、黒糖を本土側商人との間で日本商品とバーター取引していたが、次第に支払方法も現金支払いに移行して、交易商人からはＢ軍票で支払われるようになる。

小屋の賃貸料の基準は、青年団、商人、荷主との間で決定され、賃貸料は荷主が決済するシステムがとられている。

7節　非正規交易船からの荷の移動

1）青年団組織による荷役作業

交易船は毎日入出航していて、4～6トンクラスが多数を占め、昼間はグノメ岬の洞窟や崖下に待機した。大型船は、沖に停泊して灯りで陸に合図を送る仕組みがとられ、大型船が多い日には1日10隻以上が入航する。沖で待機している大型船からは、青年丸（帆船の2倍位・櫓で漕ぐ）に荷を積み替えて西之浜へ運んでいる。

図12　非正規交易船とおびただしい黒糖が荷揚げされた西之浜
資料写真提供・南日本新聞社

青年団の作業は、警備船を避けて夜中に行われるために時間的に制限があり、多数の入航船の場合は全団員が関わる。また、沖取引（荷を陸に上げない）による船同士で取引する場合もあり、両船との間の荷の移動は、青年丸が沖に出向き荷役仲仕が作業する。

さらに、日本本土側の交易船が警備船を警戒して、日本国の領域により近い北緯30度線の島の最北端に位置する赤瀬地域に入航する場合もあり、いずれも青年団組織との連絡を取合っている。

2）青年丸による物資の仕分け

図12の写真では、西之浜には大型船の接岸できる港がなく、引き潮時にイノーの先端まで来た本船から青年丸に荷を積替え、イノーの間をぬうように荷役が1箱約50kgを肩に担ぐ重労働によって浜に運ばれ、荷主別に仕分けられて積まれる。

奄美から流通した黒糖の荷役中の様子が見られ、沖には大型船数隻が停泊して順番待ちしている。奄美の黒糖は従来から樽詰めであったが、日本本土の商人による注文で、取扱い上の不便さや非正規交易品であることから、奄美特産の特徴の無い方が取扱いに都合もいいからであろうか、日本本土から奄美に流通した物資の空箱を再利用している。形状は大小まちまちである。

おびただしい黒糖の箱が荷役仲仕よって浜に運ばれ、箱に記されている文字の記号で青年団組織が荷主ごとに判別し、区分して積まれている[8)]。

浜の左側に崖が位置し、小型船の一時的な停泊場所として毎日数10隻が待機している。大型交易船は、日本本土側からに限らず、北緯29度以南の奄美や沖縄あるいは外国から北緯30度線上の口之島に集結している。

3）西之浜における物資の流通段階

第１段階

日本側や奄美、沖縄、他の国からの非正規交易船が沖合に停泊すると、本船から青年団組織の青年丸に移され、荷役が積荷を浜まで移動する。

第２段階

日本側交易船に黒糖を積込む作業、および奄美、沖縄、他の国の非正規交易船に日本側からの物資を積込む作業。

荷揚げされた物資を西之浜集落のそれぞれの荷受人小屋まで移動、さらに見返り物資を本船へ移動するのも青年団組織の荷役作業による。

第３段階

非正規交易船の往路・復路の積荷は、荷主別に的確に仕分けがされ、青年団組織は、警備船の状況などを綿密に検討して行動を開始する。

第４段階

青年団組織は、物資庫の管理も荷主から依頼され夜営も請負、また商人同士の取引の仲介役も担っている[9)]。

第５段階

青年団組織は、各団長の作業分担の指示に従い敏速に行動するので、作業中のトラブルは一切なく、商人の信頼を全面的に得て双方の連携によって成立している。

第６段階

非正規交易船の沖泊から、取引にいたる過程まで青年団組織が関わって、非正規交易は構築されている。

8節　西之浜集落の形成

1 本集落と西之浜集落

1）青年団組織による小屋建造

口之島の集落は、四方を海に囲まれ海風を受ける地形のため、風を避けるように山間に本集落が位置している。山を下った西之浜周囲に漁場を控えており、戦前は漁業を行うための漁具小屋があった程度の西之浜だった。

日本本土との間に境界線が引かれると、口之島は北緯30度以南の地域から物資不足を補完する目的によって、非正規交易の拠点となり、商人達が来島して急速に西之浜に集落が形成されている。

カツオやトビウオ漁具小屋を、商人達の多くが住居や倉庫として賃借し

図 13　建造中の西之浜集落　　資料写真提供・南日本新聞社

たために、小屋はたちまち不足して、急きょ商人の依頼で青年団組織は小屋の建造に関わっている。

日本本土から運ばれた建築資材を用いて、砂浜と狭い陸地にひしめくように簡素な小屋が建造された。小屋の屋根は、竹カヤ葺き（自生の琉球竹）で10畳ほどの広さの仮小屋で、住居兼倉庫50軒程が建造されている[10)]。

2）「浜街繁華街」

浜には、日本本土から運んだ建築資材を使用したトタン屋根の共同の商店街が建造される。

商店は30軒以上、飲食店、小料理屋、食堂、現金が行き交うゲーム店、宿泊所、豆腐屋、ウドン屋、衣料品店、食料品店、生活必需品を扱う店などが運営されている。

飲食店に従事する女性達も日本本土から来島して、賑やいだ雰囲気の「浜街繁華街」が形成されている[11)]。

これまで島には存在しなかった商店街は、口之島集落の島民も利用するようになり、男性は飲食店の利用、女性は主に洋服店や食堂を利用している。

図 14　非正規交易によって形成された西之浜集落
資料写真提供・南日本新聞社

島全体が非正規交易に関わって、大部分の人が高収入を得られるようになった。急激にモノとカネが溢れるようになっている。

島の収支は非正規交易が黒字を支え、集落民の生活も活性化して、屋根も壁も日本本土からの資材を用いて、自宅住居の建造も盛んに行われている[12)]。

口之島本集落の島民は、非正規交易商人を「商人さん」と呼び、非正規交易拠点の西之浜地域を「浜集落」と呼んでいる。島民は非正規交易に密接に関わり、口之島に二つ目の集落が急激に形成されている[13)]。

図 14 の中央に位置しているＬ字型部分の白っぽいトタン屋根の建造物

が「浜街繁華街」である。浜集落では青年団組織のルールによって建築費および土地賃借費用が支払われ、管理されている。

1945 年～ 1949 年の 5 年間の人口は不明であるが、この時期は非正規交易関係者の居住が多く、また子供連れの商人が学校へ通学させている例もあり、島の人口は 1950 年の 720 人（国勢調査）プラス 100 人以上と推定されている[14)]。

口之島は、分離下の 7 年間は島の中に国境線が引かれ、日本政府と米国軍政府の統治領が存在する地理的、政治的に特異な地域であり、さらに非正規交易の拠点として、二重構造の経済が構築された地域である。

3）日本返還後の西之浜集落

1952 年にトカラ列島が日本返還、1953 年に奄美群島が日本返還すると、貨幣や物資の集散地として人と物が交差していた集落は取り残されている。

交易と共に来島した女性の中には、現地の青年と結婚して島の生活に溶け込んだ事例もあるが、現地の労働力である青年たちは本土へ職域を求め

図 15　日本返還後の西之浜集落　　資料写真提供・南日本新聞社

図 16　西之浜港　　撮影 著者 2009・7

離島している。

非正規交易時代の白い砂浜と小屋の並ぶ西之浜集落は、現在は大型船「フェリーとしま」も入出航する西之浜港に変貌している。

9 節　まとめ

非正規交易が発生した背景として、戦後行政分離された北緯 30 度以南の島々では、海上封鎖によって従来の生活必需品が入手できず物資不足に陥っている。

一方、日本本土においては、主要な黒糖生産地であった台湾の領有権を失い、さらに奄美が行政分離されたため、黒糖が入手困難となっている。

そこで、必然的に編出されたのが、国境線を挟んだ双方の商人達によって、日本本土側は貴重品の黒糖を入手し、30 度以南側は生活必需品を入手する非正規交易という方法である。

非正規交易が成立した要因として、第１には、奄美群島では黒糖が供給できたこと。第２には、運搬手段として奄美の各地域に漁船（4 ～ 6 トン）が数多くあり容易に活用できたこと。第３には、奄美各地から口之島までの４つのパターンの事例に見出されたように、非正規交易の必要条件である人的ネットワークが構築できたこと。第４には、口之島の存在である。日本本土との境界線北緯 30 度の最北端に位置し、島の周囲は岩礁や険しい切り立つ崖が多く、交易船が警備船を避ける場所も備えている。第５には、口之島青年団組織が労働力として、組織的に分担作業を担い、漁具小屋が交換品の保管場所として、また宿泊場所として機能出来たことなどが上げられる。

以上見てきたように、人為的な国境である北緯 30 度線上の口之島において展開した、奄美群島と日本本土との間の非正規交易による人および物資の地域間交易の仕組みから、島の地理的、人的関係を巧みに生かした戦略的互恵関係の構築が明らかになった。

注

1）www.page.sannet.ne.jp/ytsubu/satumaji3.htm
古代には、遣唐使船の寄港地でもあった坊津は、大陸交易の玄関口としてあり、琉球、南方貿易の拠点でもあった。幕末期には、薩摩藩が琉球と中国との間の貿易を盛んに行い、坊津も舞台として繁栄した。鹿児島県南さつま市坊津町には現在密貿易屋敷跡が保存されている。

2）鹿児島県十島村は、東シナ海上のトカラ列島各島を行政区とする日本一長い村である。

3）口之島名産品としてトビウオの加工品は戦前戦後と奄美に移出されている。貴重な口之島固有植物のタモトユリは、商人達によって根こそぎ持ち出されてしまい、2009 年現在、島では復活を目指して努力中である。野生の口之島牛とトカラヤギは、かつて飼育していた牛とヤギが放置され野生化したもの。現在群れを成して棲息している。

4）「国境北緯 30 度標記」は 2009 年 7 月に著者が口之島調査の際に撮影したが、7 月調査の際は、国境線もオレンジ色が鮮やかに引かれ標記も真新しかった。西之浜からの道路は工事中であったが、島の方々の協力によって戦後の国境線の現地を確認することができた。

5）唯一船が交通手段で島の生命線である。現在は村営の「フエリーとしま」が、鹿児島港を出航して口之島まで 6 時間 15 分で到着する。鹿児島発 23 時 50 分、この夜半の出港は早朝に口之島港着を想定している。口之島から中之島、平島、諏訪之瀬島、悪石島、子宝島、宝島、トカラ列島の各島々を経由して奄美名瀬港着 16 時 24 分と運行している。
島には、民宿が 3 軒あり、釣りのメッカということで、常連の釣り人が多い。

6）表システムは、実体験者のＫ・I、Ｙ・I、Ｕ・Ｔ氏の聞取り調査により、作成した。

7）口之島青年団は、第二次世界大戦中に日本軍の教官任務を担っていたという口之島出身のＮ氏が組織化に関わり、団員の結束を固めた。2009 年 7 月口之島において、Ｎ氏は戦後初めて当時の様子について委細を語るのだと実に慎重で明確に毅然とした態度で対談に応じてくれた。数少ない体験者は 90 歳代となり、当時のことについては語りたがらない。

8）藩政時代から奄美の黒糖は木製の樽詰であったが、取引側の要望によって箱詰めにしている。ソーメンや乾物類の空き箱を再利用したために、箱の型は不揃いであった。

9）日本本土からの非正規交易船は、天候や警備状況によって入航が不定期なために、奄美の取引商人は待機する状態が発生する。待機中の商人がギターをつま弾いたことから、本土側商人から音の出る楽器類はギターの持ち主Ｉ氏に取引が行われ、自転車はＵ氏、お茶類は A1 氏、衣料品は KI 氏と言うように、茶碗類、履物、乾物、食品、化粧品･小間物などと、自然発生的に取引形態が仕分けられるようになった。この結果、奄美の名瀬や古仁屋の商店街において、専門店的な商業が形成されている。
口之島において双方の商人たちの入航待ちという偶発的な事態が、よろず屋的な商店の商品揃えから専門店化につながり、生活者にとっても活用しやすくなった。商店街の構築におよぼした影響は大きい。

10）浜集落の小屋の建造費や借地代は青年団組織に支払われ、ルールによって管理されている。本集落の住民は男女を問わず浜集落の作業に関わっている。

11）非正規交易商人の中には、指導的立場の女性が日本本土との間で大規模な交易を行い、奄美返還後、日本本土でタクシー会社経営など事業家としても活躍しているケースがある。また、交易商人として来島した中には、現地の人と結婚して永住しているケースもある。

12）島の経済は、非正規交易に関わって急激に生活も豊かになり、各々が従来の住居から日本本土の様式の家屋に建て替えるようになっている。

13）本集落の住民は、浜集落の商人たちと交流し「浜町商店街」の飲食店や衣類店、食料店など、男女問わず利用している。

14）浜集落は商人たちが家事のために女性も同行しているケースもあり、また、日本本土からは飲食業専門分野の女性が複数滞在するなど、島の人口は増加をたどっている。

参考文献

指宿良彦『大人青年（ふちゅねせ)』セントラル楽器店（2004）
指宿家の回想録『ともしび』(1986)
鹿児島県『奄美大島の現況』鹿児島県（1953）
鹿児島県地方自治研究所『戦後奄美史』南方新社（2005）
塩田庄兵衛・長谷川正安・藤原彰『日本戦後史資料』新日本出版社（1995）
十島村『十島村誌』十島村誌編纂委員会（1995）
下野敏見『南日本の民俗文化史 3 トカラ列島』南方新社（2009）
玉野井芳郎『経済学の遺産』学陽書房（1990）

当山昌直『奄美・沖縄環境史資料集成』南方新社（2011）
南海日日新聞『南海日日新聞五十年史』南海日日新聞五十年史編纂委員会（1997）
平岡昭利『離島研究Ⅰ・Ⅱ』海青社（2003）
前橋松造『金十丸、奄美の英雄出説』南方新社（2004）
三上絢子『戦後米国統治下の奄美経済』国学院大学大学院経済学研究科（2003）
三上絢子『経済論集 第33号』国学院大学大学院経済学研究科（2005）
三上絢子 論文『米軍統治下の口之島における非正規交易組織』（2008）
三島村村誌編纂委員会『三島村誌』朝日印刷（1990）

第６章　米軍統治下における奄美と沖縄との間の非正規交易

―与論島と国頭村奥集落を中心として―

１節　奄美群島与論島と沖縄島国頭村奥集落の流通

1）研究の背景

奄美群島の与論島から沖縄島最北端の国頭村奥集落までは28kmの距離で、互いに両島が望める位置にある。戦前まで双方共にサバニーで往来し、物や情報の交流をした島々であった関わりから、戦後の極度の物資不足の沖縄へ、芋・蘇鉄実などの食料、子豚・子牛・鶏・山羊などの家畜、生活必需品などが移出されている。

海上封鎖が解禁され自由渡航が実現したのは、日本国とアメリカ合衆国との間で、日本返還の締結が発効したことによって、1952年2月10日にトカラ列島が[1)]、1953年12月25日に奄美群島が[2)]、1972年5月15日に沖縄が日本に返還されたことによってである[3)]。

1946年2月2日の行政分離によって、外国となった日本本土との取引には「輸入と輸出」で正規の外貨割当てによってのみ認められることとなるが、戦後間もない物資不足の不安定な状況下において、必然的に困窮した住民は、物資不足を補う手段として、非正規交易を盛んに行うようになる。

1946年に入ると沖縄、奄美群島では奄美大島、離島の与論島、徳之島、喜界島、沖永良部島も独自に生活物資を入手するために非正規交易に参入し、トカラ列島の口之島を拠点に小型運搬船や漁船で黒糖を運び出した。

日本本土から運び込まれた生活必需品との交換によって、物資不足のトカラ列島、奄美、沖縄の島民の生活は支えられていた。

1946年10月25日、4諸島を管理する米軍政府直轄の機構として、琉球列島貿易庁（1949年9月「琉球貿易庁」改称）が設立された。さらに1948（昭和23）年11月1日付で軍政府は、特別布告第三十三号「自由企

業令」によって奄美、沖縄、宮古、八重山の封鎖されていた群島間の交易を、企業免許制[4]によって許可した。但し食糧品、家畜（牛・豚・山羊・鶏）等の重要物資を除く島内生産品が対象で、軍政府下の民間交易が開始されることになる。

1950年には、外国貿易（行政分離下では日本本土との貿易は外国扱いである）における自由貿易が開始される。実際に動き出すのは1951年に入ってからで、日本本土への貿易が認可され、信用状取引による契約が可能になる。

ところが、参入した商人達は電信照会でLC開設[5]をするのだが、様々なトラブルに巻き込まれるケースが続発する。例えば、第一には手数料や不慣れな手続など、第二には輸出代金をすぐに受取る事が出来ないための

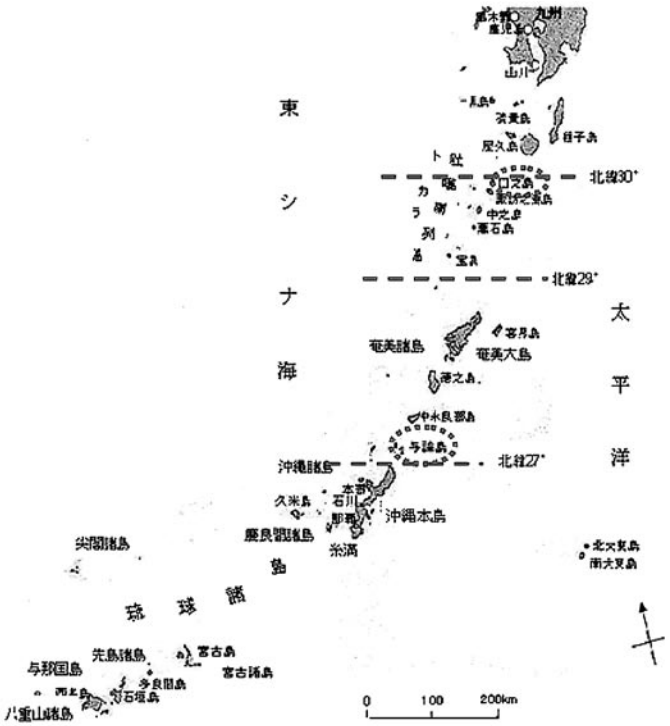

図１　南西諸島における米軍統治下の北緯30度・29度・27度境界線　　著者作成

資金難、第三には流通コストが高い、第四には見本と入荷品との相違や納期変更、第五として分割船積み等のルール違反で損害を被ったことなどで、倒産する商人が続出した。

その結果、LCに制限されない非正規交易に戻るケースがみられ、1950年から51年にかけて非正規交易が増加傾向になった。また奄美の商人達の中では従業員を伴い奄美を撤収して、沖縄本島の那覇市やコザ市（現、沖縄市）の市場空間に参入するケースが続出した時期でもある。

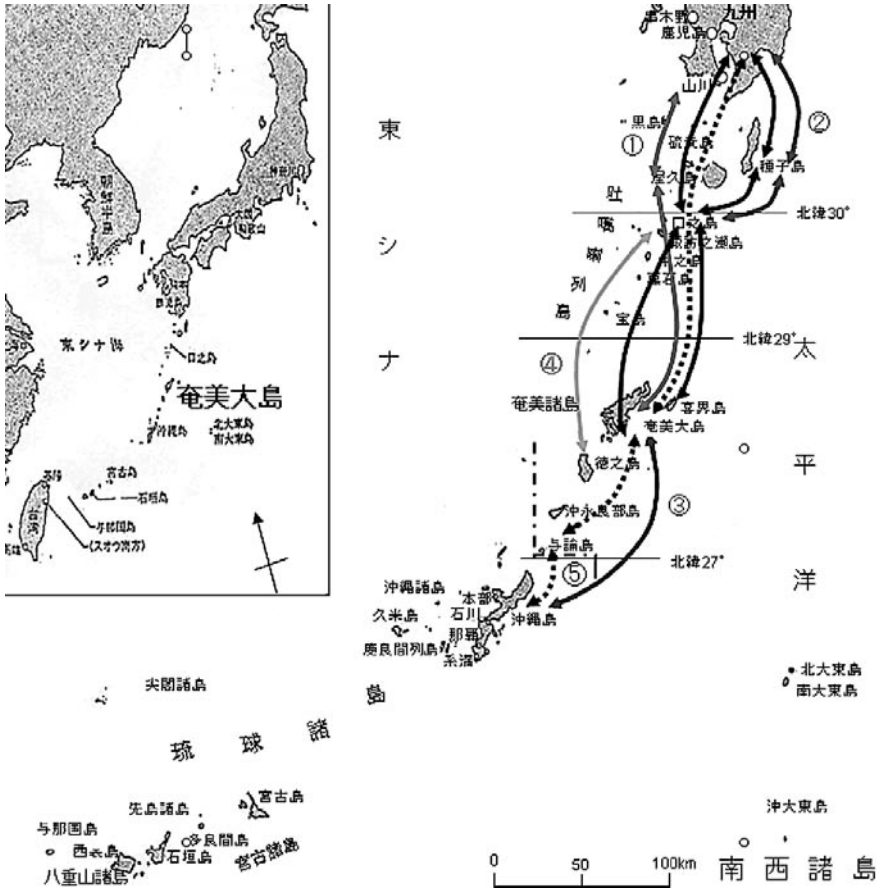

図２　奄美に関わる非正規交易ルート　　著者作成

奄美群島は東経 128 度～ 29 度、北緯 27 度～ 29 度に位置し、鹿児島から台湾までおよそ 1,200km におよぶ南西諸島のうち、沖縄島の北東部に広大な東シナ海と太平洋に挟まれるように点在する島々である。

奄美群島が日本の施政から分離され、海上封鎖によって奄美は生活物資不足に見舞われた[8)]。そこで、北緯 30 度線の洋上や口之島を拠点に、日本本土の商人との間で非正規交易が行われることになった。

図２に示したように、奄美に関わる非正規交易のコースは５つあり、その中で奄美群島が日本返還後、沖縄との間で行われた越境交易の拠点は、奄美群島では与論島である。

2）研究目的

第二次世界大戦後の南西諸島において、米軍統治下地域と米軍統治下以外の地域とは正規の交易が断絶していたことから、人々の生活を支えたのは非正規交易である。また米軍統治下の中でも、島嶼間において非正規交易が行われていた。米軍統治下という特異な政治・社会・生活空間で繰り広げられた非正規交易は、交易ルート、交易の仕組み、交易物資などにおいて正規の交易とは必然的に異なっている。

南西諸島の中で最初に米軍統治下を離れ日本に復帰したトカラ列島と最後に日本に復帰した沖縄との間に位置する奄美群島では両地域に対して非正規交易が行われている。

本研究は、米軍統治下における奄美群島とトカラ列島との間、奄美群島と沖縄との間の非正規交易をとりあげ、非正規交易の特性を地域的視点から明らかにすることを目的としたものである。なお著者はすでに奄美群島と北緯 30 度線で分離されたトカラ列島の口之島における非正規交易の拠点の地域特性について明らかにした（三上、2008）。

そこで、本章は奄美群島と沖縄との間の非正規交易をとりあげるものであるが、とくに初期の段階における米軍統治下の奄美群島の与論島と沖縄国頭村奥集落との間の非正規交易をとりあげる。ちなみに、1953 年 12 月 25 日以降は与論島と沖縄島中心部周辺との間に交易拠点が移動したが、このことについても考察する。非正規交易の構造を地域との関わりから明らかにすることを研究目的とする。

3）研究方法

研究対象地域としては、奄美群島最南端における非正規交易の拠点となった与論島と沖縄島最北端の国頭村奥集落を中心にとりあげた。さらに沖縄島の中心部における非正規交易について、数度にわたる現地調査を行なった。現地調査の中では、主に数少ない体験者からの聞取りに重点をおき、戦前の与論島と沖縄との交易との比較を交えながら、非正規交易の構造を考察する。

2 節　奄美群島最南端地域と沖縄島最北端地域の交流

1）奄美群島最南端与論島の経済圏

与論島は、奄美群島の最南端に位置し、南西諸島のほぼ中央の北緯 27 度 55 秒― 27 度 3 分 55 秒・東経 128 度 23 分― 128 度 28 分に位置する[6)]。

鹿児島から 563km、奄美大島の名瀬から 205km、沖縄島最北端の国頭村辺戸岬北方約 23km の距離、北側に沖永良部島･徳之島、南側に沖縄島、南西側に伊平屋島が位置している。

南北約 5km、東西 6km、周囲 21.9km、総面積 20.82km^2 の低平で河川や山岳がない地形で、水源は溜池を活用して総面積の約 50% が耕地として利用されている１島１町の島である。与論島の前浜から沖縄島最北端の国頭村奥までは、28km の距離である。

近世から戦前まで「山原船」が、国頭村奥の港から出航して、物資や文化を運び、山原船の海上交通の４大ルートが形成されていた。その中の一つが北の与論島や沖永良部島へ航行するルートであった。また与論と沖縄は、昭和初期の頃までピャンダブニ（平安座舟）によるものであった。

与論島から畜産類、沖縄から建材（木材・瓦・セメント）、藍などの交易が盛んに行われている。

与論町は交易港を控えた茶花地区に人口が集中し、その利便性から寄留商人達を中心に商店街が形成され、商業地域となった。

図３　与論島の字・浜・海岸　　著者作成

戦後には、与論郵便局、朝戸駐在所、茶花派出所（1948 年に与論警察署となる）、茶花消防団、町立与論診療所、琉球政府与論登記所などの施設が存在した。

2）沖縄島の国頭村奥集落の経済圏

国頭村奥集落は、沖縄島最北端に位置し、那覇から約 130km、名護から 70km、奥集落から与論島の前浜までは 28km に位置している。

集落は太平洋に注ぐ奥川河口左よりの岸に位置し、南東西の三方が山に囲まれ、盆地状の地形となっており、北の海上に奄美群島与論島が望める。沖縄島の北部国頭村地域は山原（ヤンバル）と呼ばれ、この地域の沿岸を航海する船が前述の山原船と呼ばれた由縁である。近世から明治、大正、昭和初期まで、沿岸の物資輸送を山原船が担っていた。戦前から山林の豊富な木材を移出し集落の家屋用の赤瓦を移入していた影響で、集落の建造

物には経済的な豊かさが伺える。

昭和初期に奥集落では、豊富な木材を積み出す目的で、1906（明治 39）年に共同店所有で３隻の山原船を購入、奄美群島の与論島、沖永良部島と盛んに交易を行っていた。

また戦前から奥集落と与論島間は、この地域の伝統的な船舶であるサバニーによって海上交易が展開された重要な北の航路であった。戦時中に「伊福丸」を戦災で焼失するが、1948 年地元の木材を活用し「おく丸」を建造した[7]。

奥集落における戦前の産業は、主に林産業（山仕事）が主体であり、木材、薪、木炭、製茶などであった。沖縄島中央部、山林のない与論島、沖永良部島などに、建材、日常生活用の薪、木炭、舟の櫂用木材などが移出されていた。

1953 年、これまで主に海路による交通手段しかなかったが、陸路の開通によって、組合所有のトラックで自由に那覇との間を往来できるようになり、さらに 1963 年には、路線バスの運行も行われるようになり、1981

図４　沖縄島北部国頭村 奥集落の位置　　奥民具資料館提供

年には、国道として舗装道路に整備された。奥川の河口近くに架かる橋が、沖縄中心地の那覇市まで延びる国道 58 号線の起点である。

1945 年の戦災によって、共同店、学校、診療所、区事務所、製茶工場、精米所、木炭倉庫などが焼失したが、学校は終戦後間もなく開設され、1946 年には売店、診療所が設置される。1947 年～ 1955 年にわたって、奥集落独自のユイマール化によって、製茶工場、生産組合、発電所、区事業所、精米所郵便局、共同店の設置・再興を果たしている。

3 節 第二次世界大戦前の奄美と沖縄との間の物流

1）与論島における戦前の寄留商人による商業地域の展開

与論島においては、1910 年代前後頃から黒糖取引を目的に寄留商人が来島し、個人商店を営んでいた。

1920 年代に入ると鹿児島出身の寄留商人の下で奉公した与論出身者が、自立を果たし、商店主として加わるようになり、また沖縄からの商人も参入して、商業活動に従事するようになった。

戦前には、中心地の茶花地区の商店街は、33 軒の商店と、放射状の路面に沿った大小の 50 軒程の商店があり、さらに朝戸や東区、西区周辺にも商店が存在していた（図 5）。戦時下に寄留商人たちは撤退し、さらに

表１　1933 年の主な移出品

品　目	数　量	価　格（円）
黒　糖	1,109,064 斤	99,816
百合球根	240,000 球	9,600
畳　表	35,000 枚	10,500
牛・豚	1,120 頭	37,605
鶏	120 羽	96

『与論町誌』をもとに著者作成

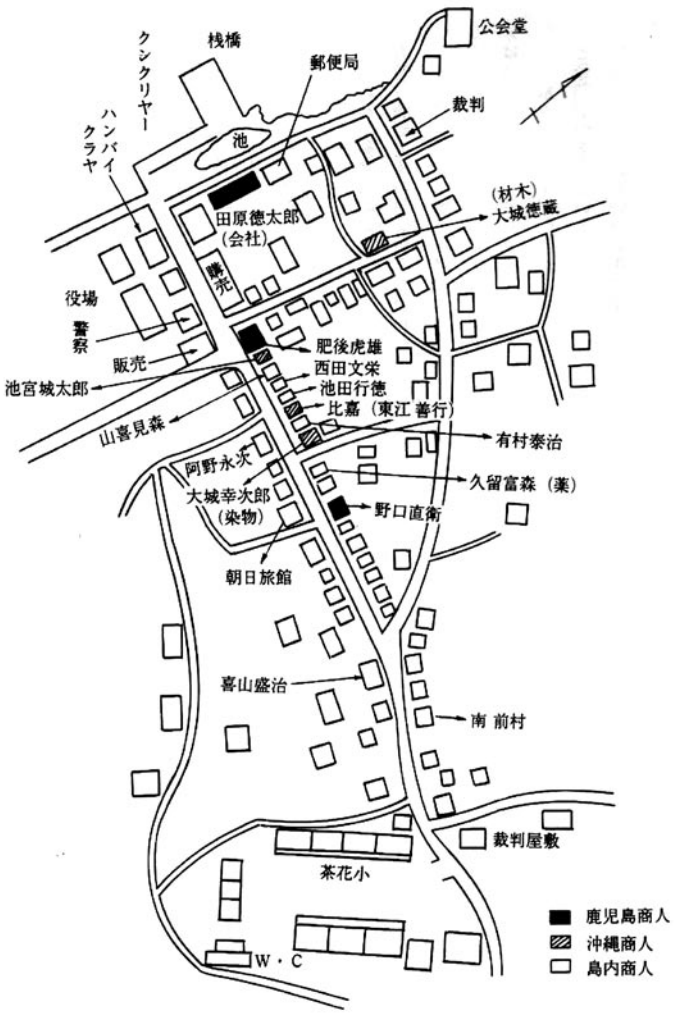

図５　第二次世界大戦空襲直前の茶花商店街　『与論町誌』より

戦火で商店街は消滅した。

1933（昭和 8）年の与論島における移出入の状況は、表１のとおりである。黒糖を中心に百合球根、畳表、畜産（牛・豚・鶏）、貝殻、海人草、鶏卵等の農畜水産物、大島紬などである。

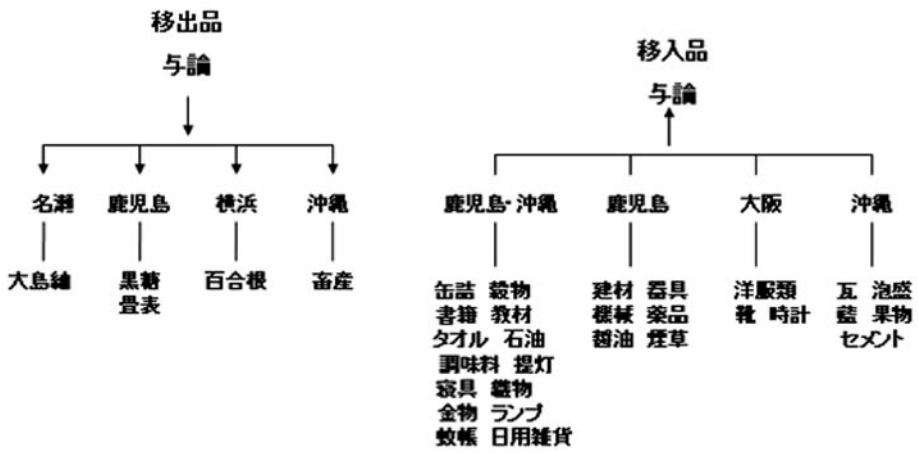

図６　戦前の与論島の移出入先と物資　　出典：与論町誌をもとに著者作成

移出先は主に鹿児島に黒糖、畳表など、横浜（海外輸出用）に百合根、沖縄に水産・畜産物、名瀬に大島紬が移出されている[8)]。

図６に示したように移入は、沖縄、鹿児島、大阪から生活必需品や建材などで、移入の主な品目を見ると、食料品（穀物（米・麦・大豆）・素麺・昆布・調味料・果物他）、建材（材木・トタン・瓦・板他）、器具（金物・指物他）、衣料品（綿織物・ネル・洋服他）、日用雑貨品などである。

鹿児島、沖縄、大阪などからの移入状況から島内の生活必需品は移入で占められ、寄留商人による商業活動の影響が反映されている事が見られる。

2）奥集落における経済的な核としての共同店

奥集落は沖縄の共同店発祥の地で、1906（明治 39）年集落民の出資によって初の共同店を設立して、日用品、農産物の集荷販売、製茶業や育英事業など多角的に運営している。

出資者への利益配分は、独自の地域通貨である「切符」を発行し、この「切符」は集落内においては現金同様に流通するシステムがとられ、ユイマールの強い絆で運営されていた[9)]。

奥地域では、住民全員参加型の集落常会があり[10)]、会の規約に従って

集落の和が保たれ、中でも重要な林産業の木材取引について取締り協定が取り決められた。

違反者は調査費用および採根１本に付き、１金５円以上の違約金が徴収され、相対的な責任は区とされていた。

また 1906（明治 39）年、青年会は国頭村青年会奥支部として発足したのが最初で、1920（大正 9）年に向上会と呼称変更する。向上会は男子 40 歳迄、女子 16 ～ 40 歳迄で組織され、向上会から独立して 1945 年青年会（16 歳～ 25 歳の男女・但し女子は未婚者）が結成された。

1942（昭和 17）年２月、奥共同店理事会の事項では、諸山工値上げ品目と価格が定められ、各自の持込んだ木材は共同店で記載されて、個人の木材も全て共同店を中心に運営されている[11)]。

同年の５月６日開催の理事会の事項には、「伊福丸与論行の件 アブシバレー遊ヲ利用、与論観光団組織シ五月八日ヨリ一泊ノ予定ヲ以テ与論行ヲ決定ス。（但シ経費ノ都合、予定人員ニ達セザル場合ハ又ハ悪天候ノ際ハ取止メスル事ヲ得）」また「1、与論山工視察ノ件 与論山工（主ニ伊集山工）視察ノ為理事照喜名井亨及ビ秀夫二人ヲ出張セシムル事ニ決定ス」[12)]

表２　戦前の奥集落常会組織

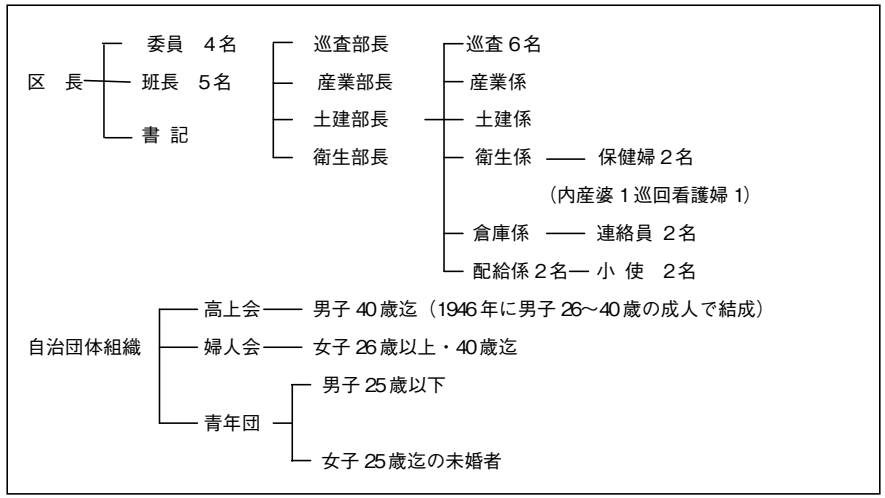

奥部落常会議事録から著者作成

表３　山工品目および価格表

品　目	価　格	品　目	価　格
大又柱	80 銭	伊集１丈木	１円 75 銭
中又柱	50 銭	伊集　八尺	１円 20 銭
小又柱	25 銭	伊集丸太木	70 銭
１丈木	１円 25 銭	中　松　良	１円 20 銭
八　尺	90 銭	樫　板　木	１円 80 銭
五尺枕木	60 銭	同　１丈　木	１円 80 銭

『奥のあゆみ』を参考に著者作成

と記述があり、与論島と奥との間では自由な物流と親交があったことが伺える。

奥集落では、戦前に奄美群島の沖永良部島や与論島へ、団体で観光旅行や商取引などで往来していた。与論島を団体観光旅行地に選択した理由として、第一に、与論島には寄留商人の形成した商店街があり、本土商人の運んだ生活物資が豊富に揃っていること。第二に、従来から交易が盛んに行われていたことがあり、第三に、沖縄島の那覇や糸満へ行くより地理的に近い点などがあり、農閑期の１泊旅行に最適であったことなどが考えられる。

４節　第二次世界大戦後の奄美群島与論島と沖縄島国頭村奥集落の交易の構造

1）与論島と奥集落との間の交易

与論島と奥集落との間で、交易が盛んに行われた大正の頃には、奥集落では耕作や運搬用として与論牛を移入し、他の地域に移出も行っていた。

与論島と奥集落は両地域共に海を隔てて望める近い位置にあり、戦前から物と情報の流通のためにサバニーで往来していた。交通手段として個人的にサバニー所有者が多かった。サバニーで往来し互いの自宅に宿泊する信頼関係が保たれていた。その関係の中で交易も盛んに行われていた。

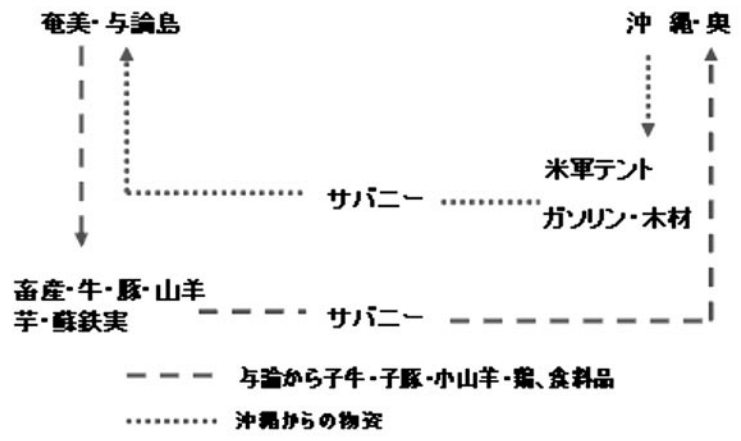

図７　与論島と沖縄国頭村奥の交易　　聞取り調査により著者作成

行政分離後に、戦前の経済構造は崩壊し、物資不足の困窮した中で、奄美群島からの物資なども与論島を経由して、サバニーによって沖縄に供給されていた。

与論島においては、戦時中から飛行機襲来の合間をぬって農作業に従事していたために、多少の農作物は確保でき、終戦間もない頃から収穫した芋や蘇鉄の実などの食料、家畜等を奥集落に供給していた。また、与論島には、食糧不足の沖縄各地域から商人が食料買付けに集中的に来島し、子牛・豚・山羊・鶏などの家畜類、芋・蘇鉄の実などの主食となる食料が集荷されカマスに入れて運び出された。

1946 年、与論島から妊娠した豚を 800B 円で導入し、出産した５頭の子豚の内１頭は種雄豚と交換し、４頭は他の地域に一頭当たり 180 ～ 200B 円で売却したという。1950 年には奥集落の飼育豚は 500 頭以上に達していた[13)]。

初期の段階では、沖縄側の商人によって、軍の払下品であるテント、ガソリン、サバニーの櫂になる木、木炭などが取引対象品として流通しており、商人は島民から次回の必需品を受注して供給するシステムが取られ需要と供給のバランスが保たれていた。

奥集落の米軍物資配給は辺土名役場が取扱い、メリケン粉･ヤシ油･ジャム・バター・クラッカー・牛缶・豆とジャガイモ缶、衣料品としてドイツ製コート・HBT などであった。後半は米（トーハク）などであったが、食生活を支える量には足りず、与論島から運び込まれる食料で補給していた。

与論島の米軍物資配給は、区長が配給責任者となり、分配には番号付のクジ引制がとられ、毛布・バター・アスパラ缶などが配給されたが、生活必需品は不足しており沖縄から持込まれた米軍の払下品テントを染色して、衣類や多様な生活品に加工して活用していた。

2）奥集落における経済構造の構築

1945 年 2 月、空襲が激しくなると国頭村長より各字区長に疎開者割当の通知があり、那覇、読谷山、勝連の市町村から国頭村に総計約 18,000 人の転入が決まった。

受入先の各集落に人員配置が割当てられ、奥集落には勝連、大里、那覇、浦添方面から疎開者が流入してきた[14]。終戦時の混乱期で奥集落の人口は、資料上からの数量的な把握は困難である。

奥集落における教育機関は、1895（明治 28）年、辺戸尋常初等学校奥

表 4 奥集落の人口推移

年　　度	世帯数	人　口
1903（明治 36）	156	886
1949（昭和 24）	234	1, 283
1950（昭和 25）	254	1, 254
1955（昭和 30）	202	1, 040
1960（昭和 35）	172	859
1965（昭和 40）	146	764

『奥のあゆみ』を基に著者作成

分教場設置が始まりで､1910（明治 43）年に独立して奥尋常小学校となる。

1945 年の戦災で学校は焼失したが、集落民の共同作業によって学校建設が着手され、1946 年 7 月には仮校舎が建造される[15]。なお戦後の混乱期の 1945 年～ 1949 年の間は、人口動態、学校在籍数は資料が不足し、把握が困難である。

1945（昭和 20）年 10 月の終戦間もなく、奥常会では区長改選が行われ、

表 5　奥小中学校在籍数

卒　業	小 学 校	中 学 校	小 中
年　度	計	計	計
1946 年	301		
1948 年		96	
1950 年	225	94	319
1954 年	158	100	258
1958 年	195	73	268
1962 年	180	89	269

『奥のあゆみ』を基に著者作成

同月 17 日常会の協議事項の中で造林木対策が検討された。

重要な産業である山林資源に重きをおき「山取締上必要ナルニ付キ、係リヲ置キ取締リヲ認ム。」[16] として、山林部長および係を追加決定し、造林木（県有を含む）を勝手に取ることの禁止を掲げた。

常会の造林木対策協議事項は、第二次世界大戦で焦土となり建材不足の状況下で、再建のために戦前から林産業地の奥地域に着目して、非正規交易船が往来するようになったことへの防備策であった。

1945 年の常会は、林産業の管理運営の厳重な対策の検討に入り、戦前まで日常的に交易のあった与論島に関しても、取引に関わる厳重な次の協定事項を掲げている。

「与論･山工（林産物）外オシヤゲ（公）□用ノ特殊山工モ区ト立会ノ上。口銭ヲ納メテ持タスコト、口銭ハ取引値段ノ割トス」。さらに山取引にお

表６　戦後に編成された奥区常会組織

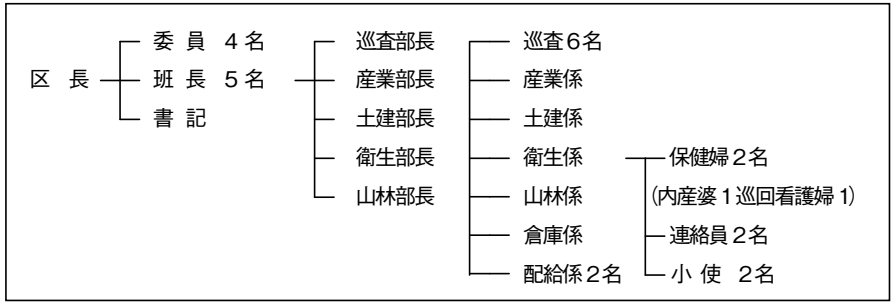

奥部落常会議事録から著者作成

ける違反者に対する処分として、「同人ハ造林材（イク、チヤギ）ヲ切リ取リタル上、センダン、油桐ヲ乱採セル三重ノ違反ヲ犯タルニ付、出材木ヲ没収ノ上金50円也違約金ヲ徴収トス」として個人的取引を取締る協定事項を掲げた。

山取引規約では「今後違反者ニ対シテハ出材木ヲ没収シ札ヲ渡ス。札賃ハ日10銭也トス。但シ、悪質ノ違反ヲナスモノニ対シテハ札ヲ渡シタ上、時ノ協議ニ依リ違約（処分）スルモノトス。個人取引有ル場合モ又同ジ。区注文以外ノ取引ハ絶対ニ行ワザルコト。現在個人注文ノ分、区ガ引取ルコト」と厳重な規約によって、個人的な取引を阻止している。

さらに「与論人ノ宿泊セル家庭ハ出舟ノ時ハ字区通知スルコト」とある、戦前から奥集落には、奄美組と呼ばれる双方に利益をもたらす常連の商人が滞在しており、親交の深い知人・友人が互いに宿泊していた。常会では集落の住民に対して、届出を要請して出入港の際のチェック体制を強めた。

また与論島と奥集落は、戦後は特にバーターで取引しており、常会の協議規定には、従来からの取引品の酒についても禁止とし、それ以外の物資との交換は許可し、但し個人取引であろうと区が介入して、価格や取引条件など商取引に関わる一切の交渉は区にて取仕切るとなっている。

「与論酒取引・酒以外ノ物資ノ交換ヲ条件トシテ利用セシメルコト。但シ、区経由ニテ値段其ノ他ハ区ニテ交渉セシメルコト」。この文言からして、奥集落においても物資不足の中で、交換品は補充の為の食料や畜産などで

ある事が示されている。

さらに「出材ノ場合ハ区ト連絡ノ上行フコト。売買値段ノ１割ノ口銭ヲ納メルコト」。[17] この文言では、木材の持出しは区に連絡を入れ、取引価格の１割の手数料を納める事となっている。

厳しい協定事項は違反者が多く、相当量の林産物が運び出されていることを意味していたと考えられる。

以上の協議決定事項は、戦前においては友好的な交易が行われていた与論島が、終戦後も従来通りに取引を行ったことに対して、与論山工及び買入物資は区一手取引と決定され、常会の規約によって従来とは異なる対応が行われるようになったことを示している。

3）奥集落の物流の仕組み

1946（昭和21）年の２月の常会においては、与論島、伊平屋島の取引について「現在ノ取引事情及ビ物価ノ面ヨリシテ、今後絶対ニ取引セザル事トス」[18] と決議事項では、取引価格面などを理由として与論島、伊平屋島の取引を絶対に行わないと決議した。

さらに同年３月の常会において、奄美大島、与論島方面からの渡航者の受け入れを厳禁と決議した。その理由として、同島には天然痘が発生しているために防衛上のこととし決定事項に掲げた。

ところが同年９月の役員会において「与論島取引ニ関スル件、状況視察ノ必要アルニ付キ同件ハ当分見合スコトトス。若シ、取引出来タル場合ハ区ニテ角材ハ取扱ウ、但シ、角材以外ノ木材ニ対シテハ口銭ダケ納メサセ物トノ交換ヲナスコトヲ得ル。」[19] と決議し、与論島との取引については検討の必要性があるとしている。

個人的に取引がある場合は、区において角材は取扱い、角材以外の木材については個人的に扱ってもいいが、口銭は区に納めさせる事としてバーターを許可するとしている。

戦後の復興期に必然的に需要の高い、集落の重要な林産物が無制限に流出する事を防備するための決議事項であった。

特に与論島対策の厳重さによって、これまで与論島から流入していた物

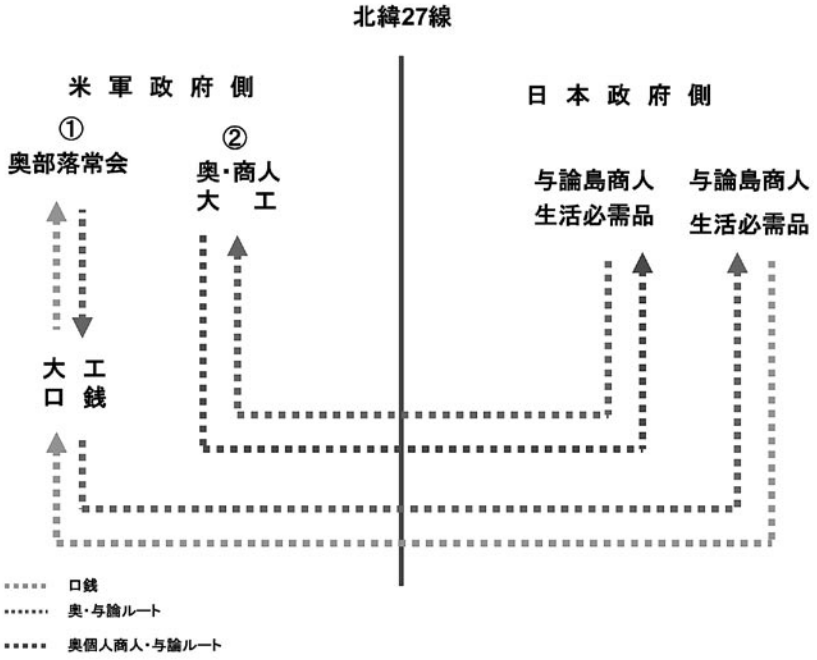

図８　奄美群島の本土復帰後における奄美と沖縄の交易ルート
①は奥部落常会扱いの場合、②は個人的に取り扱った場合
聞取り調査により著者作成

資である食料および日本本土の日用雑貨の鍋・釜・茶碗類の一切が、停止する状況になった。即ち決議事項の「状況視察ノ必要アルニ付キ」に奥集落のジレンマが表れている。このバーターの許可事項は、1950 年に入るとバーターを行っている山工は、時価相場の２割の口銭を取ることとされている。

さらに個人的な山工と山羊とのバーターは禁止し、豚も含めて生産部を経て組合に取引が移管する事となった。一方において個人的な非正規交易はやむことなく、物資不足を補う与論島との個人的な取引が行われていた。

1948（昭和 23）年奥集落では、建造した海上輸送船「おく丸」によって、那覇方面で需要の高い林産物を移出し、集落民の生活必需品を移入してい

表７　沖縄島国頭村奥区における林産物年間生産額

年　度	材木・薪・その他	木　炭
1950 年	108, 936B 円	B 円
1951 年	205, 568	13, 083
1952 年	167, 770	52, 844
1953 年	154, 890	81, 056
1954 年	217, 727	117, 650
1955 年	237, 840	171, 650
1956 年	95, 540	171, 010
1957 年	130, 868	172, 050
1958 年	270, 300	212, 130
1959 年	1, 602＄	3, 912＄
	（192, 240）B 円	（469, 440）B 円

林産物年間生産額は、１＄=120B 円 =360 円
『奥のあゆみ』より

た。1953 年には、さらに船体規模の大きな「昭栄丸」が就航するまでになった[20]。

奥区は、従来から個人企業の存在はなく、共同店が集落全体の生活防衛の役割を果たした。全ての事業は区全体の共同事業として共同店に統合して運営され、集落の自立経済を構築していた。

また海上輸送船「おく丸」建造によって、沖縄島地域と交易が行われるようになると、与論島との間における交易は常会決議事項によって、一変して厳しい状況に陥った。

1952 年頃～ 1955 年頃には、輸送船「おく丸」によって基地建設用の木材が大量に移出された[21]。表７のように 1960（昭和 35）年頃まで、薪が燃料の主役でプロパンガスに代わるまでは、薪と木炭出荷は、多額の現金収入源であった。

4）非正規交易の拠点となった与論島における交易の構造

与論島の人口は、1950 年の 8,283 人が最高で 1945 年の戦時中と比較すると 370 人の増加、世帯数 45 の増加がみられ、世帯と人口ともに増加している。

表８　与論町の人口と世帯推移

年　度	世帯数	人口数
1940 年	1, 731	7, 889
1945 年	1, 647	7, 913
1950 年	1, 692	8, 283
1955 年	1, 640	7, 851

与論町役場資料より著者作成

要因としては、戦後の復員人口や行政分離による帰郷者などによるものと推定される。一方、沖縄や奄美群島、日本本土からの商人の滞在数も増加していた混乱期であるだけに、さらに増加していた可能性がある。

与論島の小学校生徒数は、1945 年の 1,105 人と 1950 年の小中学校生徒数 1,112 人を比較すると 1950 年に 7 人の増加で、1945 年から 1950 年の与論町の人口増加率と比較すると島内の年少者比率では減少している。

与論町における 1945 年～ 1953 年の各学校での生徒数の推移は、小学校が茶花・那間・与論の 3 校と 1948 年に与論中学校が創立されて以降を表 9 に示した。

なお 1935 年～ 1947 年の中学校創立までは義務制の青年学校であった。与論島と奥集落では、戦前からの馴染みの深い友人、知人との間の交易に往来したサバニーを、海上交通用･漁用として多くの個人が所有していた。

与論島で個人所有 70 隻、奥集落で個人所有 70 隻のサバニーが、北緯 27 度の境界線によって国境が閉ざされた海上を、物資の供給のために盛んに往来した。奥集落の林産物と与論島の食料、畜産および生活用品と交換し、双方共に必要品を取揃えて互恵関係が保たれていたのである。

表９　戦後８年間の小中学校生徒数の推移

年　度	茶花小学校	那間小学校	与論小学校	与論中学校
1945 年	317 人	354 人	434 人	
1946 年	350 人	359 人	458 人	
1947 年	374 人	326 人	458 人	創　立
1948 年	363 人	327 人	472 人	367 人
1949 年	357 人	319 人	454 人	402 人
1950 年	341 人	327 人	424 人	439 人
1951 年	344 人	300 人	427 人	464 人
1952 年	357 人	276 人	406 人	493 人
1953 年	312 人	273 人	379 人	521 人

「与論町教育委員会」資料より著者作成

サバニー 1 隻に 2 名～ 5 名の組合せグループが 30 グループ以上あり、双方で 300 名以上の人が非正規交易に関わっていたと推定される[22]。集落においての販売方法は、隠し売りと呼ばれて秘かに取引され、島民の生活を補う役割を果たしていた。

次の①から④は、1945 年～ 1960 年の間に交易を行った実体験者で、与論島、奄美大島、沖縄島国頭村奥集落に在住の方々からの聞取り実態調査（2009 ～ 2010 年）によるものである。

奥集落には、地域の人から奄美組と呼ばれる奄美群島出身の商人 15 人が、戦 前から戦後に至っても在住していた（著者の聞取り調査による）。

① E・S（1925 生・奥在住）2010 年 10 月聞取り。「1948 年頃までは、奥と与論を月 5 回は往復していた。自分のエンジン付半トン（0.5 ～ 0.8）サバニーで与論島の赤崎海岸や前浜を利用した。与論島では戦前からの友人達が物資を揃えてくれた。奥の移出品は資材（山工の竹・イク木（サバニーのカイ用））であった。与論島からの移入物資である日本製の農機具（鋤）・食料品（黒糖・その他）などと交換した。与論島の航海は楽しみであった」[23]

② M・I（1926 生・奥在住）2010 年 10 月聞取り。「終戦後に奥から与論島への移出は木材・薪・木炭など。エンジン付サバニーの両側に木材を結んで（特にマキ（チャー木･床柱としての銘木）は１本でも高級品）運んだ。与論島には戦前からの友人・知人がいた。与論島の交換物資は畜産、黒糖、日本製品などであった」[24)]

③指宿良彦氏（1925 生・奄美市在住）2009 年聞取り。「1946 年前半頃から奄美大島のＹ・Ｉ兄弟グループの商人達は、物資不足の中でも特に生活用品（鍋・釜・茶碗・釘・糸・針）などと、奄美の黒糖と交換するためにトカラ列島の口之島を拠点に日本側商人と取引していた。

同時に物資不足の沖縄の知人から女性用の下着を大量に揃えて欲しいとの連絡を受けた。事情を把握して日本本土商人に下着用の白ブロード布地を手配した。名瀬市で大勢の女性達による徹夜の協力を得て数百枚を加工した。与論島経由で那覇壷屋地域の知人宅に運んだ。大量の加工品は大騒ぎの奪い合いで完売した。沖縄の女性用下着の縫製品など、沖縄との交易は、奄美群島が日本返還後も継続した」[25)]

④ E・K（1932 生・与論在住）2010 年 7 月聞取り。「1946 年後半頃には与論と奥集落を往来する商人が、数十人におよび、需要と供給のバランスが崩れたことと、さらに戦前から取引のあった木材の持出しに付いて、奥部落常会の決議事項によって様々な規制がされたことなどで、これまでの取引とは状況が一変したために与論島の商人側は取引地域を変更した。1946 ～ 1947 年前半までは、リーダー兄（19 歳）、弟（13 歳）、友人（19 歳）で、全長 7m のサバニーに帆とカイで図①ルートを運航し、1947 年後半頃にはアメリカ製の 12 馬力エンジンを取付けた。取引条件の厳しくなった奥集落を避け、図②ルートで国頭村東側の孤立状態で物資不足の安田（アダ）に取引地域を変更した。安田は奥集落より２割高で取引できた。復路は辺戸名から貴重品のドラム缶入り石油を購入して帰島した。石油は与論島では貴重品で需要が高い物資であった」[26)]

与論島の出入航地は、前浜の利用率が大部分を占めていたが、K グループの場合は、赤崎海岸と大金海岸に挟まれたラーセー浜を出入航地にしたケースである。浜は珊瑚礁の浅瀬で形成されており、船着場として船をつなぐことができず、到着後は、毎回使用した舟を４人で担ぎ、エンジンは２人で担いで陸にあげた。与論島の船のほとんどが、半トン位を占めている理由は、台風の時にも４人で担ぎ移動ができるという自然への対応でもあった。

与論島を拠点とした物流は、日本本土から生活必需品、奄美から芋・食料品や家畜類、沖縄から軍関係物資などで、軍関係物資は日本本土や奄美大島龍郷村や喜界島に運ばれ、与論島を交易拠点に需要と供給が構築されていた。

5）戦前と戦後の正規交易の動向

1946 年 10 月 25 日、4 諸島間の貿易の実施を目的に各諸島の代表によって、米軍政府直轄組織である琉球列島貿易庁（1949 年 9 月「琉球貿易庁」改称）が開設される。

当時の貿易に関わる新聞記事には、奄美から沖縄・日本本土へ次の様な

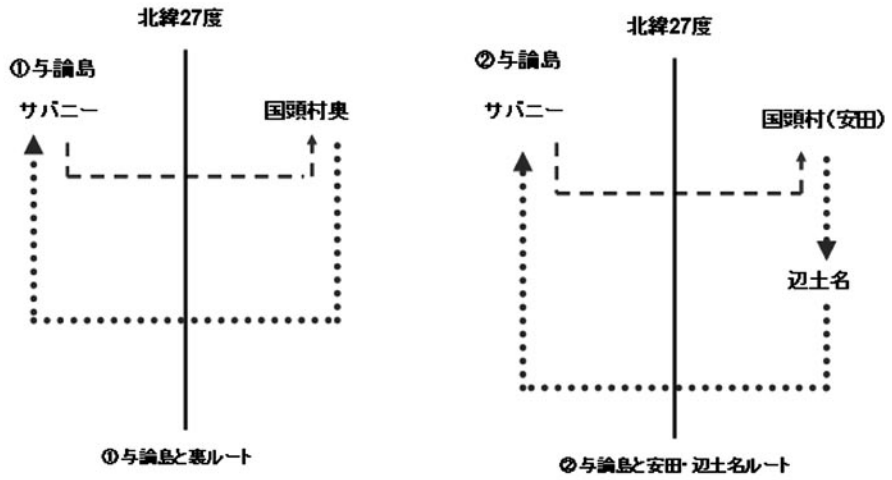

図９　1947 年頃の流通ルートの変容 E・K グループの事例
聞取り調査（2010 年）により著者作成

物産が輸出されている事が報じられている。

1947 年 5 月 20 日付、奄美タイムスの記事「沖縄へ馬の輸出、馬 4、仔馬 2、沖縄は家畜が乏しいということは沖縄を見てきた人々の語るところであるが、この程沖縄民政府畜産課長から馬の注文があったので、政庁畜産課長が喜界へ出張して交渉した結果、馬 4 頭、仔馬 2 頭、価格にして合計 4 万 1 千円（沖縄の時価）で話が決まり、近く沖縄向け輸出する予定になっている」。

1947 年 5 月 20 日付、奄美タイムスの記事「黒糖輸出成績、沖縄で喜ばれる、黒糖の輸出状況は、輸出計画数量 533,365 斤に対して 5 月 17 日現在まで 494,163 斤に達し 92.6% が既に輸出完了になっている。この調子で行ったら今月中で計画高は突破するものと見られているが、聞くところに依ればこの良好なる輸出成績に対し沖縄軍政本部でも喜んでいる模様で、これは農家の黒糖供出えの理解と協力のお蔭だと政庁当局では感謝している」。

1947 年 5 月 20 日付、奄美タイムスの記事「甘藷苗更に 10 万本、知名町農業会から日本へ輸出」「既報の通り日本向け輸出として甘藷苗 10 万本が和泊町農業会から送られることになったが、今回更に知名町農業会からも甘藷苗 10 万本が送られることになり、同会から政庁宛の電報によると日本から直接運搬船 LCT 号が出向き一昨 18 日積み込んだとのことである」。

1947 年 6 月 14 日付、南海日日新聞記事「紬 5 百反沖縄へ、大島紬が沖縄貿易庁へ送られ輸出品としての大島紬の前途に明るい希望をもたらした」。

奄美大島は地上戦がなかったために沖縄と比較すると農産物や海産物もあり、物資不足の厳しい状況下の沖縄の再建にとって必要な家畜や重要物資を輸出している。また、終戦から再建へ向かっている日本本土へも、食糧生産用の甘藷苗等も輸出されている事が報道記事から読み取れる。

1948 年 11 月 1 日付で軍政府は、特別布告第三十三号「自由企業令」を施行し、奄美、沖縄、宮古、八重山の 4 群島の封鎖されていた群島間の貿易を許可する。但し企業免許制を設け食糧品、家畜等の重要物資を除くと

し、島内生産品を対象に交易が開始されることになった。

1951 年に入って、日本本土への民間貿易が認可され、信用状取引による契約が可能になり、外国貿易による自由貿易が開始されたが、LC 開設をするにあたり手数料や不慣れな手続等に困惑するケースがあった。外国貿易に不慣れな上、高額な海上輸送費支払、通信取引による不安など、外国としての日本市場での取引経験の浅い状況下では、なかなか困難であった。また自由貿易の参入には、相手側の情報も不足している状況下で、戸惑いが多々あり一部の事業者以外は積極的ではなかった。

5 節 奄美群島の日本返還後における交易の構造

1 交易の変遷

1）北緯 27 度の境界線における交易

1953 年 12 月 25 日、奄美群島の日本返還後は沖縄との関係も外国扱いとなり、非正規交易はこれまでとは異なる厳しい状況になった。沖縄との交換物資は、日本本土の主に生活必需品で、沖縄からは米軍関係の真鋳、銅、鉛、嗜好品、食料品、貴金属、医薬品、日用雑貨品などの物資であった。

非正規交易の拠点の島となった与論島は、アジア系、日本系、沖縄系の商人が交わる商業空間になった。

与論島から海上の航路も沖縄島中心部周辺に移動して、東ルートで与論→奥→久慈→比嘉→糸満→与論と取引地域が変容した（図 10）。取扱われる物資として、往路は日本本土からの生活必需品を移出、復路は米軍関係の物資が移入されるケースがとられていた。

事例として E・K のケースの場合、糸満で真鋳、銅、鉛などの工業用的な物資を入手、与論島滞在の仲介役割の商人が引き取るシステムが取られていた。

取引価格は沖縄で 1kg 当り B 円 30 円が、与論島では 1kg 当り B 円 100 円で買取られた。日本本土側商人と沖縄側商人の仲介的な立場で取引するグループも滞在して、複雑な取引ルートが存在していた。日本側商人との

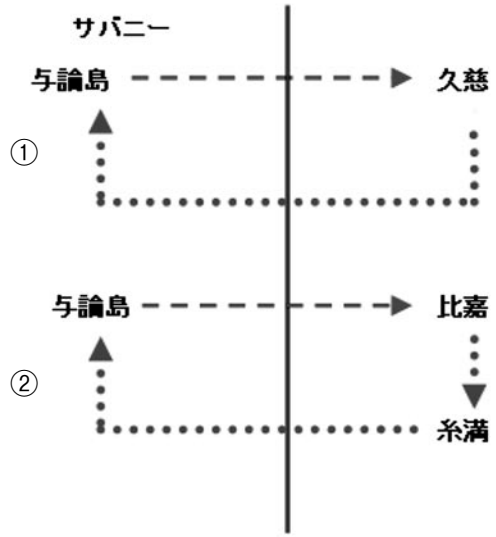

図 10　与論島と沖縄との間の非正規交易　①は与論から久慈コース、②は久慈を中継せず比嘉から糸満を経由するコース
聞取り調査（2010 年）により著者作成

取引は日本円、沖縄側商人との取引はドル、日本円、ドル共に、1 対 3（360 円）の換算であった[27]。

那覇においては、国際大通りや平和通り周辺に通貨交換の商人のグループが多数存在しており、主に女性 5 人が 1 グループになり通貨の交換業に関わっていた。

特に夏休みは学生が何百人も往来して交換し、その時期は換算レートの変動が激しく 370 円に上昇した。国際大通りや平和通り、壷屋周辺は、通貨から米軍関係物資が集散される市場が構築されていた[28]。

与論島においては、海岸線が珊瑚礁の浅瀬のため船は接岸が不可能で、日本本土の 50 トンクラスの貨物船は、積荷の資材を海中に投下し、サバニーで集荷して陸揚げする方法が取られ、積荷はサバニーで届ける手法が取られた[29]。

赤崎海岸に 1,000 トンクラスの大型船が暗礁して、船の関係グループが 5 ～ 6 年にわたって滞在して解体作業に関わり、切断した鉄はスクラップ

屋や韓国船なども関わって全て運び出すケースも発生している。

2）交易地域の変容と地域構造

与論島では、日本返還が予期されると、事前に沖縄から物資を大量に仕入れて倉庫に保管する方法が取られ、日本返還後は米軍関係物資の価格は 5 倍～ 10 倍に上昇した。

郵便規制が緩和され、国内は 6kg 以内の小包郵送と書留が可能になり、沖縄から仕入れたアメリカ製品の発送に利用された。個数制限はないが、多く発送する場合は発送者名を幾通りにも変えて発送するといった方法がとられた。

当時の様子にくわしい与論島郵便局勤務、永野展秀氏（1940 生・与論在住）は「税関や警察が介入しようとしたが、郵便規約に通信の秘密・検閲の禁止が掲げられ、立入ることはできず税関関係者はテンマ舟に乗り込んで、小包の宛名をメモして、大阪や神戸に先に連絡していた。また発送品の代金は、通常は書留で送金されるが、多額の代金の場合は書留小包で送られていた。与論島からの発送先は阪神地方に多く、1 日 100 ～ 150 個が発送されていた」と語っている。

与論島からの小包の内容はコーヒー、ガム、紅茶、コーラーの粉末、アメリカ製カミソリなどであった。

1953 年の頃は日本本土において、舶来品としてアメリカ製品は需要が高く、日本本土の知人からの依頼によって、一般の住民が商人化して、郵送を利用した商いに参入する現象が多発した時期であった。

奄美群島の返還後は、自由渡航が可能となり与論島発・鹿児島行き航路で日本本土への渡航者が激増している。

事例として、与論在住の女性（当時 35 歳）の場合「与論発の鹿児島行き航路船で、日本本土で需要があり高価なアメリカ製コーヒー 30 個入の箱 5 個を持ち込んだ。乗船者の 50 ～ 60 名位がアメリカ製品のさまざまな物資を持ち込んでいた。航海中に全員が荷物検査と簡単な質問を受け、持主の照合が行われ 1 人で個数の多い場合は、荷の内容についても質問がおよぶので、沈黙して持主不明で没収されたケースなどもあった[30]」

国内が自由渡航になると、商人ではない一般住民によって本土での需要の高いアメリカ製の嗜好品や日用雑貨品、高級時計など、鹿児島や阪神地域に郵送や船便を利用した取引が行われている。また分離後から沖縄や日本本土から移住して、専業的に交易に従事した商人達は、大型船を活用した米軍関係の物資取引をするようになった。

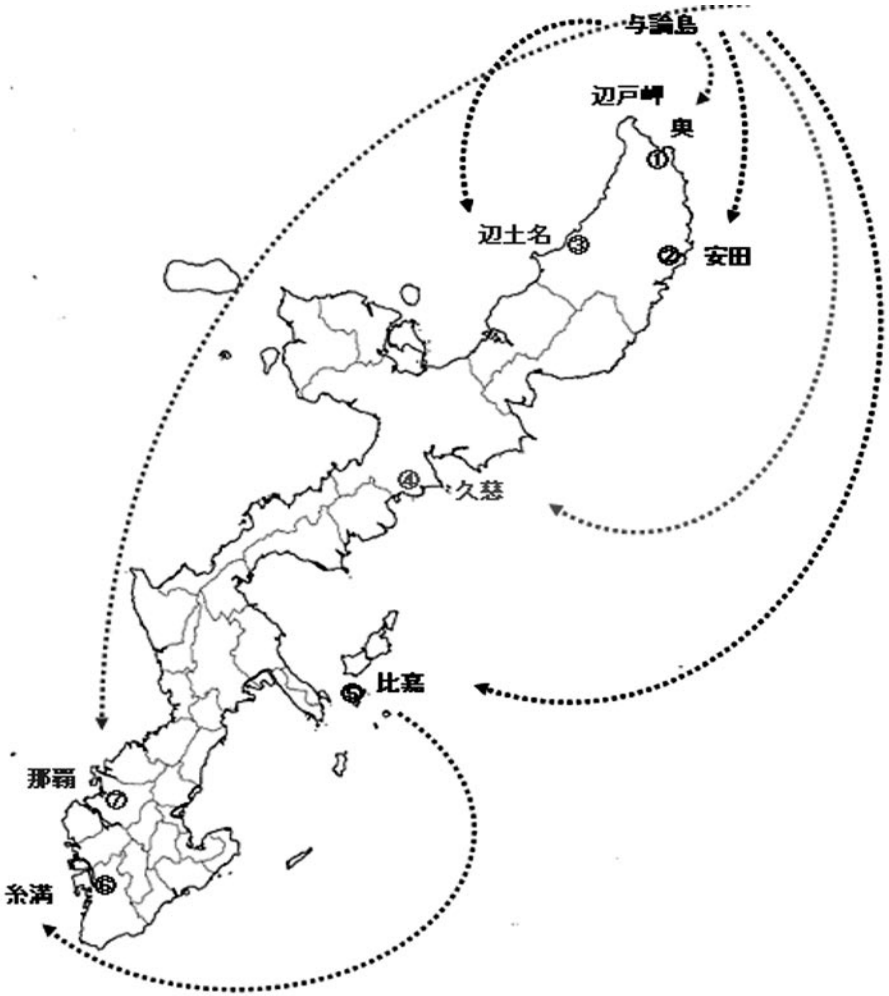

図 11　与論島を拠点とした沖縄交易ルート
聞取り調査により著者作成

非正規交易による移出入品の変容は、1946 年沖縄への移出品は主に食料品、畜産類であったものが、1947 年からは日本本土の生活必需品（鍋・茶碗などの生活品から衣類・雑貨品）になり、1948 年になると日本食材、日本製化粧品と変容していった。

沖縄からの移入品の変容は、1946 年には山林物資、米軍テント、1947 年にはシート類、ガソリンなどであり、1948 年以降は、主に米軍関係の工業品的金属物資、米軍関係の嗜好品類となった。さらに 1953 年以降は、沖縄からの物資も香水、ペン、貴金属、嗜好品と様変わりしている。

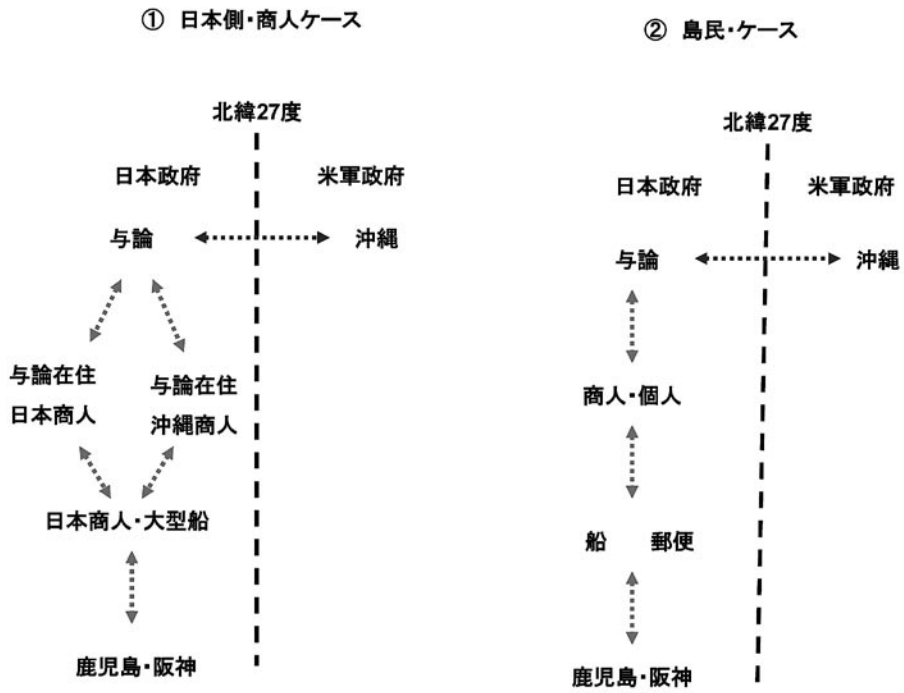

図 12　1953 年以降の非正規交易拠点の与論島
①は商人の場合、②は住民による商取引のケース
聞取り調査（2010 年）により著者作成

6 節　まとめ

1946 年～ 1972 年までの米軍統治下において、北緯 27 度線を挟んで行われた奄美と沖縄との非正規交易の構造を、地域との関わりの観点から調査・考察した結果、次のことが明らかになった。

図 13　与論島を拠点の交易ルート
聞取り調査（2010 年）により著者作成

1）交易拠点地域の変遷

戦後間もなく、奄美群島の与論島と沖縄国頭村奥集落との非正規交易は、地理的に 28km という近い距離にあり、戦前の交流と同様に盛んに行われている。

奥集落は共同店を核として、部落常会という組織的な決議の場によってユイマール化され、常会の物資持出し禁止の決議事項に対して商人達は対応策が見出せず、沖縄側の交易拠点は次第に他の集落に移動する結果となっている。

1953 年 12 月 25 日に奄美群島の日本返還によって、奄美では与論島が交易拠点の島となり、沖縄側では次第に沖縄島中心部の周辺地域に非正規交易の拠点が拡大している。

2）人的ネットワーク

戦前から与論島には日本本土、奄美、沖縄の寄留商人が商業に従事しており、戦時中に撤退した商人達との人的ネットワークが残存し、大きな影響力を及ぼしている。

3）交易物資の変容

(1) 運搬手段は、個人所有のサバニーであったが、これにアメリカ製の 12 馬力エンジンを装備して、従来より機能的になり、遠方の沖縄島中心部周辺との海上航路も活動し易くなった。

(2) 交易物資についてみると、戦後間もなくは奄美から沖縄への交換物資は主に食料であったが、その後、黒糖、日本本土の建築資材、生活用品に変わり、沖縄からは、ガソリン・米軍テント・真鋳・銅・鉛・嗜好品のタバコ・アルコール類・コーヒーなどの米軍物資が交換品となっている。

注

1）日本国とアメリカ合衆国との間の協定及び関係文書・御署名原本によって、米軍統治下に置かれていたトカラ列島は、1952（昭和 27）年 2 月 10 日に日本に返還された。

2）「公文書資料」「奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定及び関係文書・御署名原本昭和 28 年・条約第三十三号」国立公文書館 奄美返還は、1953 年 12 月 25 日条約第三十三号によって実現した。条約は一条から九条と附属書「北緯 29 度、南方北緯 27 度、西方東経 128 度 18 分、東経 130 度 13 分の境界線内にあるすべての島、小島、環礁及び岩礁をいう」から作成されている。

3）「公文書資料」「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定・御署名原本・昭和 47 年・第 13 巻・条約第二号」国立公文書館 沖縄は、1972 年 5 月 15 日、日本国に返還された。

4）琉球列島内の自由交易に関する合衆国軍政府特別布告第三十三号、一切の事業は企業免許を必要とし、4 列島間の貿易も許可を受けて交換することができるが、重要物資を交易することは出来ない。

5）LC は Letter of Credit の略で、輸入業者の取引銀行が輸出者に代金の支払いを確約する保証状のことをいう。

6）堂前亮平（1980）与論・国頭―その地理的概況による。

7）戦災で伊福丸を失い、集落自力で船を建造する。船大工は高知県出身の伊是名村在住の人と集落の大工の共同作業で、3 カ月の月日をかけて 20 トンのおく丸を建造する。

8）『与論町誌』P649 移出入調べ、1933 年の与論島の移出合計は 178,854 円、移入合計は 157,246 円、差し引き 21,608 円移出増である。

9）1906 年 4 月 1 日に山原地域の奥区に、初めて共同店が創立され、辺境地域の集落民の生活防衛に共同出資による、奥区所有の共同財産として管理運営された。

10）部落常会は、道路整備、衛生面、共同店、金融、作付、賃金･物価、小作料、イノー･クチ海所有権、配給、取引関係、水稲関係、水見当たり、用材許可関係、教育職員関係、家畜関係、医療関係、生産物関係、食糧調整関係、警察関係、山林保護関係など、各分野の役割分担にて協議し、協議事項として実施する地域住民の生活に直結した組織で、ユイマール化されている。

11）『奥のあゆみ』P105、1942（昭和 17）年議事録

12）山林木の種類は、イチヅウギー（1 丈木・角材）、イタギ（板材）、ダビ（竹）、マルボー（加工前の木材）

13）『奥のあゆみ』P171 当時の子豚は 1 斤当り 180B 円～ 200B 円であった。

14）『奥のあゆみ』P405 空襲が激しくなり 1945 年 2 月、国頭村に総計 18,000 人の転入が決まった。転入者の出身市町村と受入集落は、那覇から約 3,760 人が浜から奥までの各集落、読谷山から約 2,800 人が伊地から辺戸までの集落、勝連から約 2,010 人が奥、楚州西部集落、与那城から約 2,930 人が楚州、安田、安波の 3 集落へ割当てられた。

15）『奥のあゆみ』P200 ～ 218 により奥小学校の在籍数を参考に表を作成した。

16）戦後の復興に建築資材の需要が高まることを踏まえて、役員の補充で山林部長及び係りを追加決定して、造林木を勝手に取ることの禁止を掲げた。

17）部落常会の協議決定事項は実行要目とされた。

18）常会の決議事項で、取引価格面などの点で与論、伊平屋との取引を絶対に行わないと一方的に決議し商人の往来を停止した。すると与論の商人達は地域を変更して、東回りの安田、逆の辺戸名で取引を開始した。

19）一方的な決議から半年して与論島との取引については、当分検討の必要性があるとし、バーターも許可すると先の決議を撤回した。一方的な決議の後に外からの物資は途絶え、林産物の移出にも影響を及ぼした。

20）『奥のあゆみ』P98「おく丸」は伊計島へ売却、大阪方面の非交易船が没収され競売にかけられた船昭栄丸を奥区が 6 万円で落札して購入した。

21）『奥のあゆみ』P179 1952 年頃～ 1955 年頃に基地建設用の木材が、大量に移出されたが、記録が不充分で詳細な推移は困難である。

22）サバニーは与論島で個人所有 70 隻、奥集落で個人所有 70 隻が戦前から、両島を往来して物資の交換がされていた。1945 年の終戦間もない頃から与論から食料や生活用品を奥集落へ、交換の林産物が与論へ運ばれていた。

23）E・S は、奥在住 2010 年 10 月に現地調査において、体験談の聞取りを行った。

24）M・I は、奥在住 2010 年 10 月に現地調査において、体験談の聞取りを行った。

25）指宿良彦氏は､奄美大島奄美市在住。現地調査において､体験談の聞取りを行った。

26）E・K は、与論島在住。2010 年 7 月現地において、体験談の聞取りを行った。

27）E・K は「与論島では、真ちゅう・銅・鉛などの物資を、外国商人に仲介する日本本土商人が存在して、高値で取引をした」と語っている。

28）E・K は、「外部で現金使用が禁止規則の軍の兵隊が、煙草などを持出し平和通りで現金と交換するなど、国際大通りや平和通り周辺では、通貨交換商人の多数グループがいて、主に女性 5 人が 1 グループになり交換業に関わっていた」と商人が行き交う空間であったと話している。

29）与論島は浅瀬で接岸できる港がないために、日本本土からの大型船が沖合の海に建築資材を投げ出しサバニーで回収していた。

30）T・K（当時 35 歳・女性）「私の場合鹿児島への航海は、幼子を鹿児島の病院へ連れて行くのが第一の目的であった。船中で荷物検査が厳しそうな時には、自分の荷物だが沈黙して持主不明で没収されたこともあった。30 個入りのコーヒーの箱を 5 ケース持ち込んだ、荷物の受取人名は架空名に書いておいた。」

参考文献

天城町役場『天城町誌』天城町誌編纂委員会（1978）

奄美群島政府知事中江実孝『奄美群島要覧』奄美群島政府（1951）

奄美地方庁『運輸省の要求による調査報告』（1953）

伊仙町『伊仙町誌』伊仙町誌編纂委員会（1978）

石原昌家『空白の沖縄社会史』晩聲社（2000）

指宿良彦『大人青年（ふちゅねせ)』セントラル楽器店（2004）

指宿家の回想録『ともしび』（1986）

奥のあゆみ刊行会『字誌・奥のあゆみ』奥のあゆみ刊行委員会（1986）

奥小学校創立編纂委員会『奥小学校創立九十周年記念誌 . 国頭村立奥小中学校』奥小学校創立九十周年記念事業期成会記念誌編纂委員会（2003）

奥共同店実行委員会『創立 100 周年記念誌・共同店 . 国頭村奥』奥共同店 100 周年記念事業実行委員会（2008）

沖縄県庁『沖縄県史』財団法人沖縄文化振興会、公文書管理部史料編集室（2005）

沖縄タイムス『沖縄大百科事典』沖縄大百科事典刊行事務局（1983）

鹿児島県『奄美大島関係条約及び法令集』鹿児島県庁（1954）

鹿児島県地方自治研究所『奄美戦後史』南方新社（2005）

喜界町『喜界町誌』喜界町誌編纂委員会（2000）

塩田庄兵衛・長谷川正安・藤原彰『日本戦後史資料』新日本出版社（1995）

瀬戸内町『瀬戸内町誌 歴史編』瀬戸内町歴史編編纂委員会（2007）

知名町役場『知名町誌』知名町誌編纂委員会（1982）

当山昌直『奄美・沖縄環境史資料集成』南方新社（2011）

堂前亮平『与論・国頭―その地理的概況』与論・国頭調査報告書地域研究シリーズ No1. 沖縄国際大学南島文化研究所（1980）

徳之島町『徳之島町誌』徳之島町役場（1970）

名瀬市『名瀬市勢要覧』名瀬市役所（1952）

名瀬市『名瀬市誌・下巻』名瀬市誌編纂委員会（1972）

那覇市『那覇市史・通史編 3 巻 現代史』改名『戦後をたどる』（2006）

平岡昭利『離島研究Ⅰ・Ⅱ』海青社（2003）

皆村武一『奄美近代経済社会論』晃洋書房（1988）

皆村武一『戦後日本の形成と発展 占領と改革の比較研究』日本経済評論社（1995）

三上絢子『戦後米国統治下の奄美経済』国学院大学大学院経済学研究科（2003）

三上絢子『経済論集』第 33 号『戦後米軍統治下の奄美経済「自立経済の展開」とその背景』國学院大學大学院経済研究科（2005）

三上絢子 論文『米軍統治下における奄美と沖縄との間の非正規交易―与論島と国頭村奥を中心として―』（2010）

村山家国『奄美復帰史』南海日日新聞社（1971）

与論町教育委員会『与論町誌』与論町誌編纂委員会（1988）

臨時北部南西諸島知事中江実考『公報 15 ～ 30 号』臨時北部南西諸島政庁（1948）（復刻　1994 鹿児島県立図書館奄美分館）

琉球銀行『戦後沖縄経済史』琉球銀行調査部（1984）

ロバート・D・エルドリッヂ『奄美返還と日米関係』南方新社（2005）

和泊町教育委員会『和泊町誌・歴史編』和泊町誌編纂委員会（1985）

第７章　米軍統治下の奄美における正規交易に対する非正規交易の補完関係

これまでの章において、米国軍政下の中で奄美・沖縄の地域経済を支えたものとしての非正規交易の実態について明らかにしてきた。しかし、部分的には扱ってはいたものの、正規交易と非正規交易の関係については十分考察してこなかった。本章においては、その点を重点的に整理する。

1）概況および本章の目的

1946 年 2 月 2 日、北緯 30 度線以南のトカラ列島、奄美群島、沖縄諸島、宮古諸島、八重島諸島は、日本政府から政治上・行政上、分離されてアメリカ海軍軍政府の支配下におかれることになった[1)]。

沖縄、宮古、八重山、奄美の 4 群島は、各群島別に分割統治されることになった。鹿児島と奄美群島の海上が境界線で閉ざされ、「海上封鎖」で自由渡航も禁止、沖縄および奄美と日本本土との貿易は断絶した。

海上封鎖が解禁され自由渡航および貿易が実現したのは、日本国とアメリカ合衆国との間で、日本返還の締結が発効したことによって、1952 年 2 月 10 日にトカラ列島が、1953 年 12 月 25 日に奄美群島が 1972 年 5 月 15 日に沖縄が日本に返還されたことによる[2)]。

米軍統治下における非正規交易について、著者は奄美群島（以下奄美）における戦後米軍統治下の奄美経済（三上、2005）の実態を地域的視点から考察し、奄美群島での交易船の出入りに関わる地域的特質とトカラ列島の口之島における非正規交易の拠点の特質について（三上、2008）、また、米軍統治下における奄美と沖縄との非正規交易の地域的展開について（三上、2011）明らかにした。

しかし、米軍統治下の正規交易と非正規交易の関係については、課題として残されていた。

本研究の目的は、米軍統治下における正規交易と非正規交易の関係を明らかにすることである。

2）先行研究

米国軍政下の中で地域経済を支えたものが非正規交易であった。石原（2000）は、琉球列島最西端の与那国島を中継地として行われていた台湾との密貿易、あるいは沖縄と日本などとの密貿易の実態を社会学的視点から明らかにした[3)]。

しかし、それは、日本本土との非正規交易についても沖縄との関係からみたものであり、奄美における非正規交易をとりあげたものではない。

第二次世界大戦後（以下、戦後）の米国軍政下に置かれた奄美を考察するにあたって、皆村武一『奄美近代経済社会論』は、その歴史的背景を明らかにする論考を展開している。

さらに皆村（1988）「独立予算制度と奄美経済」においては、近代期における奄美と日本本土との経済的関係を分析した。それは 1890 年（明治 21）年の大島郡予算の分離独立について論究[4)]している。さらに奄美経済は藩政時代以来、黒糖モノカルチュア経済であったと指摘し、黒糖を島外に移出し食糧品・生活必需品とを移入する構造であったとする。奄美経済の貿易依存度の高さに触れて、貿易は利益をもたらす反面、不利益な点もあると具体的問題点を掲げ、藩政時代以来より続いてきた貿易の不利益を解消する方策を確立すべきだと論じている[5)]。

三上（2008）は、奄美での交易船の出入りに関わる地域的特質とトカラ列島口之島を拠点とする「非正規交易」、および奄美群島与論島を拠点として国頭村奥集落を経て沖縄中心地域に展開する「非正規交易」について明らかにした[6)]。

一方、米軍統治下という異民族支配下に置かれた地域住民の生活レベルの視点からは、非正規貿易の体験談記述として各市町村誌[7) 8) 9) 10) 11) 12) 13) 14) 15) 16) 17) 18) 19)]の中で、非正規交易に関わる記述が見られるものの、戦後米軍統治下におかれた諸島の物資不足の中で行われた「非正規交易」という事実は、総体的には看過されてきた。

3）研究対象地域

研究対象地域としては、北緯 30 度の口之島を拠点とした非正規交易と、北緯 27 度の与論島を拠点とした正規交易を中心に取上げ、少ない資料およびそれぞれの地域において数度にわたる実態調査を行なった。

実態調査の中では、主に数少ない体験者の聞取りに重点をおき、非正規交易の構造を考察した。

戦前の奄美には、鹿児島、阪神地域から、奄美特産の黒糖の取引を目的に寄留商人が来島し、さらに島民の生活必需品を一手に取扱う商業活動に従事したが、第二次世界大戦が激しくなると寄留商人達は日本本土や沖縄に撤退した。戦前、黒糖は日本本土の消費を目的に生産され、生活必需品を日本本土から移入する構造によって、奄美経済は維持されていた。

戦後の行政分離によって自由渡航が停止され､正規の交易は断絶したが、一方盛んに非正規交易が行われた。その拠点となったのが、日本本土との境界線北緯 30 度に位置するトカラ列島の口之島であった。

非正規交易によって、トカラ列島、奄美、沖縄の物資不足は補われた。1953 年奄美群島の日本復帰後は、奄美群島最南端の北緯 27 度線に最も近い与論島が口之島と入れ替わるように、非正規交易の拠点となった。

また、戦後間もなく北緯 27 度の境界線に最も近い位置にある沖縄最北端の国頭村奥集落と与論島との間で非正規交易が開始され、次第に沖縄島の都市部周辺へと非正規交易が展開された。本章では、日本本土、トカラ列島の口之島、与論島および沖縄を地域対象としている。

1 節　米軍統治下における正規交易政策

1）米軍政府による直轄組織機構

1945 年『布告第一号 A』公布に引き『米国海軍軍政府北部南西諸島命令第一号』によって、北部南西諸島（鳥島ならびに口之島を含むトカラ群島、奄美群島の全島嶼を指す）の行政は、沖縄およびその南部にある島嶼の行政とは分離して行なわれるようになった。

沖縄、八重山、宮古、奄美の 4 群島の行政も分離され、各群島間の自由な往来も禁止されたが、1946 年 10 月 25 日、4 群島の管理貿易の実施を目的に、各群島の代表によって米軍政府直轄組織の 4 群島を管理する機構である琉球列島貿易庁（1949 年 9 月「琉球貿易庁」改称）が開設される。

奄美群島においても､これに対応して政庁内に貿易庁貿易課が設置され、管理貿易が展開されることになった。

2）正規交易の発展段階

1948 年 11 月 1 日付で軍政府は特別布告第三十三号「自由企業令」を施行した。これによって奄美、沖縄、宮古、八重山の 4 群島間の貿易が許可される。企業免許制を設けて、食料品、家畜等の重要物資を除く、島内生産品を対象に軍政府下の民間貿易が開始されることになる。

「自由企業令」の要点は、

①一切の事業は今後企業免許を必要とする。

②島内生産品及び特殊労務においては価格の統制を外した。

③琉球諸島内の取引およびその他の地区との貿易は免許を必要とする。

④重要物資を交易する事はできない。但し重要物資でも余剰ある場合はこの限りではない。

⑤補給物資についてある程度（生産品の時価相応に）その価格が上がる、などからなる。

この布告第三十三号「自由企業令」を、奄美の人々は自由経済への体制転換と捉え、日本本土との自由交易が実施されるのではと期待したが、現実には南西諸島間の交易であり、落胆している。

さらに 1949 年、政府直属の管理貿易を目的として、群島の輸出品を買い上げ日本へ輸出する琉球貿易庁が開設される[20)]。

奄美においては民間貿易を推進するため、1949 年 8 月 24 日、「北部南西諸島貿易協会」を設立して対応した。交易品には、主力であった食糧品はほとんど見られず、輸出品は大島紬、黒糖、貝殻、海人草、材木、外国向けの蘇鉄葉、百合根等で、輸入品は機械類、肥料等である。同年 12 月には、奄美から沖縄に向けて、黒糖（17 万斤）、牛（11 頭）、釣竿（1 万 5

千本）等が輸出されている。

3）LC（Letter of Credit）・民間交易の展開

1950 年に入ると、待ち望んだ民間貿易が認可され、民間による日本本土への貿易の道が開け、これによって奄美群島の業者と日本の商社間の信用状取引による契約が実現可能になった。また、これまではドル換算率も不安定な状況であったが、同年の７月以来、日琉貿易の換算は１ドル 120 円となり（日本は１ドル 360 円、日本円対Ｂ円の比率は３対１の比率となる）民間貿易を開始する体制ができた。

同年４月、阪神、奄美、沖縄間の定期航路が復活し、大阪商船の若草丸（1,222 トン）、貨客船の長津丸、久津丸（900 トン）、三井船舶の十勝山丸（2,000 トン）の４隻がダイヤ形成される。

表１　米軍政下における正規貿易の展開

年　代	機　関	内　訳	移　出　品
1946年	琉球列島貿易庁	４諸島の官営貿易	奄美から沖縄へ、親馬・子馬・黒糖
1947年	奄美政庁貿易課設置	４諸島の官営貿易	奄美から沖縄へ、大島紬。奄美から日本本土向けとして、甘藷苗
1948年	軍政府布告第三十三号	自由企業令企業免許制	奄美から沖縄へ、食料品・家畜の重要物資を除く
1948年	琉球列島貿易庁	政府直属管理貿易	琉球貿易庁買上げ 日本へ輸出
1949年	琉球貿易庁	奄美では民間貿易推進に「北部南西諸島貿易協会」設立	沖縄向け、黒糖・牛・釣竿。日本向け、大島紬・黒糖・貝殻・海人草。外国向け、蘇鉄葉・百合根
1950年	民間貿易認可	日本本土との LC 開設、日本との定期航路	大島紬・蘇鉄葉・百合根
1951 年	民間貿易認可	日本本土との LC開設	日本向け、黒糖・枕木・大島紬。外国向け、蘇鉄葉・百合根

著者作成

奄美においても LC（Letter of Credit・商業信用状）貿易に参入することになるが、日本政府の貿易対応は、他の諸外国と変わりなく厳しく、輸入制限品目に大島紬・宮古上布・黒糖等があった。特に大島紬は日本政府が贅沢品の対象扱いとし、100% という高率関税をかけたため、奄美は重

要産業品なだけに打撃をうけた。奄美では期待が大きかっただけに戸惑いが見られた。

奄美においては、高率関税の打開策として、連合国軍最高司令官マッカーサーに、南西諸島の苦しい状況の理解を求める嘆願書を提出している。その結果、1950 年２月 28 日、大島紬および宮古上布の輸入税を免除する法律案が、日本政府の衆議院を通過し、５月 20 日に紬の輸入税を免除する法律案が参議院で採決された。成立した「紬等に関する免税法律案」は、1951 年 12 月 31 日までの短期間の時限法で、全面撤廃は 1952 年である。

奄美で自由貿易が開始されると、日本本土からの輸入によって街には活性化がもたらされた。しかし 5% の自己資金によって LC 開設が可能になると、輸入業者が増加し同一品種が大量に輸入された結果、値崩れが発生して経営不振におちいる業者も続出した。

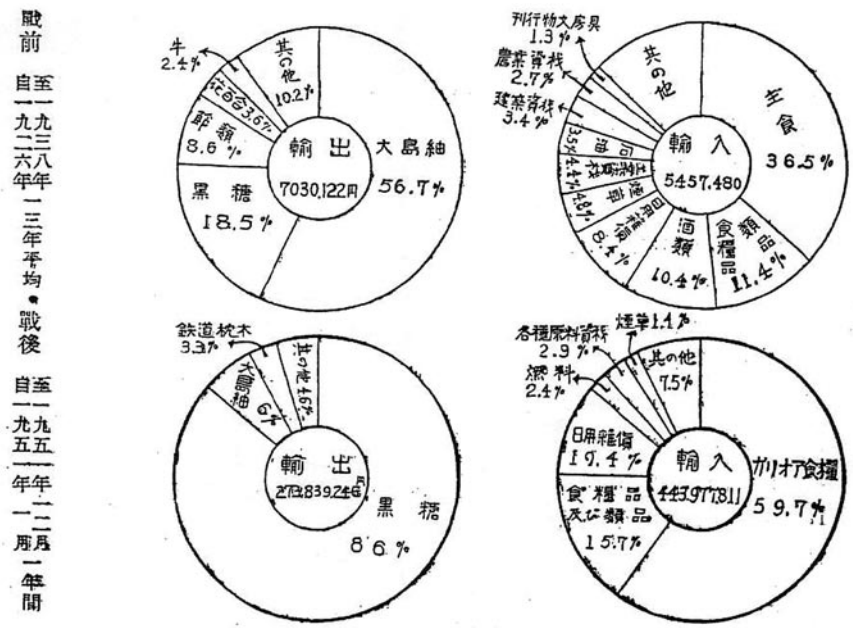

図１　戦前戦後の輸出入実績

出典「市勢要覧」名瀬市役所（1952 年刊行）

正式取引には、LC 貿易に関する商業知識や、相手業者の信用調査など、取引上の充分な情報等が必要であった。貿易取引を開始する正式な売買契約書等を交す必要もあった。

1951 年 8 月には、琉球銀行大島支店で LC が開設され、為替取引契約も成立した。1951 年現在で、奄美における正式ルートによる貿易の参入状況をみると、合計 700 件の貿易会社および貿易商人による企業免許局への登録が記録されている。1952 年には日琉郵便為替ルートも実現し、為替送金も可能になっている。

他方、LC 開設には手数料と不慣れな手続などの事務的な面、輸出代金がすぐ受けとれないので資金確保が必要なこと、また流通コストが高いことなどの問題が生じた。その影響を受けて価格が不安定化し、消費者も困惑し、また、農産物の原価割れも生じ、地元市場は対応の困難さが浮上している。

奄美においては、従来、島々間の移動は、船舶による海上交通が唯一の手段であった。1953 年 8 月現在、奄美群島全市町村において、総トン数 5.61 ～ 78.34 トン、乗組人員 2 人～ 11 人、定期航路免許をもつ島々の定期船

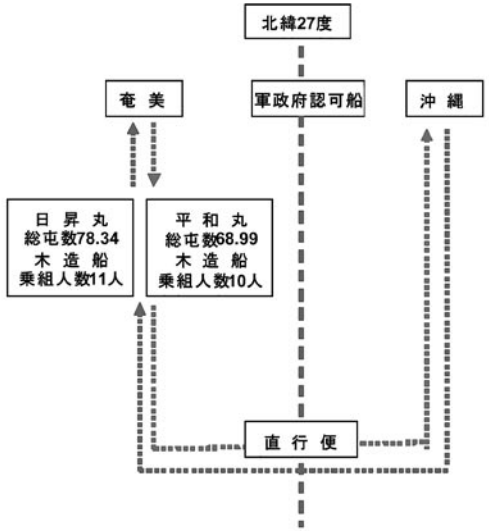

図２　軍政府認可登録船舶・奄美と沖縄航路　　著者作成

は 125 隻であった。その内の 10 隻は定期航路免許と航路補助免許のある船であった [21]。

沖縄と奄美の航路船でも軍政府が認可した登録船舶は、日昇丸と平和丸の 2 隻であった。それらの船の詳細は、平和丸（登録番号 255、船種･汽船、総屯数 68.99、船籍港・名瀬市、船質・木造、乗組人員・10 人）。日昇丸（登録番号 257、船種・汽船、総屯数 78.34、船籍港・名瀬市、船質・木造、乗組人員・11 人）[22] である（図 2）。

定期航路免許をもたない船が免許船と同数はあるだろうと推定され、それらの船の多くが闇船として非正規航路に活用されていた。4 ～ 6 人乗船で焼玉エンジンの小型船で、通称ポンポン船と呼ばれている。

2 節　正規交易を補完する非正規交易の展開

1）軍政府の闇船取締の適用範囲

1946 年 6 月～ 7 月には、神戸、大阪、鹿児島方面から、笠利、鎮西、徳之島、沖永良部方面に黒糖を目的にやって来た闇船 8 隻が摘発される [23]。非正規交易商人が、引揚船の船員に成り代るなど巧妙な手口であった。これに対し軍政府の取締りは一段と厳しくなり、引揚船の船員に対して上陸の禁止を発令している。さらに違反者は軍事裁判において重労働 2 カ年の実刑を科すとした。しかし、非正規交易商人は日本本土からの引揚者輸送の航路復活に便乗して、日本本土、奄美、沖縄の三角ルートで活動を拡大していた。

軍政府は、非正規交易の取締り方針を住民にも厳しく通達した。この時期、複数の特定の住民から軍政府が情報提供を受けていると噂が流布し、巷では住民同士が警戒する異様な場面も見られた。

1947 年 2 月 3 日に軍政府から発令された取締令は密航船について規定しているが、それによると許可なく北緯 27 度 20 分より北緯 30 度に至る間の水域を出入りする船舶は非正規船とみなすとされている。

軍政府は、非正規渡航船の取締り対象と適用範囲を次のように規定している。

1. 北緯 27 度 20 分より北緯 30 度に至る水域を出入りする船舶、ただし、次に掲げるものはこの限りにあらず。（イ）北部南西諸島を管轄する軍政官の渡航許可証を有する者。（ロ）日本本土、沖縄および台湾、その他にある進駐軍渡航許可を有する者。
2. 前（イ）特別の渡航許可証を有する者といえども、許可以外の人及び物を積載している時は、これを密航船とみなす。
3. 漂流及び遭難船は、一応密航船に準じこれをとり扱う。（3 の規定は漂流船を装って逃れようとする者がいたために規定された）

非正規交易の統制は、一段と厳しくなり、また、非正規交易船に加え、爆発物を使用した密漁や、配給ルートの不正も続発し、取締りに追われる軍政府は地元青年団に協力要請を行っている。非正規交易船取締りは軍政府開庁以来のことで、検挙者には積載品と船体を没収の上、懲役の厳罰を科している。

軍政府では、群民の手によりこれを防止し得ない場合は、米国海軍をして沿岸警備を行う方針を明らかにした。なお、非正規交易船を黙認した場合は「米国軍軍政布告第二号戦時刑法第三条第四十二号」により「違反行為、共謀助言または援助」の罪で重罪に処せられ、最悪の場合は関係集落全体におよぼすこともあると注意を促した。一方、爆発物を所持する者は同「戦時刑法第一条第十一号」により軍事法廷において重罪に処せられるとしている。

一方、正規交易における問題点として、奄美の商人たちは電信照会による LC 開設で事業を展開したが、その結果、見本と入荷品の相違や期間変更、または分割船積による損害等を被り、トラブルを調停する機関も奄美には存在しなかった。また損失を被り泣き寝入りするという損害業者も続出し、LC に不慣れな奄美の商人たちの多くが市場競争の厳しさも受けて、多くの業者が倒産した時期でもある。

また、日本本土市場の価格変動によって、利益を得る業者や損失する業者などがでた。さらに、LC 貿易による不安定な現象が発生したために、再び非正規交易に逆戻りした現象が見られた時期である。

2）正規交易を補完する非正規交易の発展段階

奄美群島は、日本本土からの行政分離によって、本土の消費を目的に生産されていた黒糖の販路を閉ざされ市場を失い、また、生活必需品全般を本土からの移入に頼っていたために極度の物資不足に陥った。日本本土も奄美群島が分離されたために入手ができず、黒糖は貴重品となり、砂糖の変わりにサッカリンを使用する状態であった。そこで発生したのが非正規交易である。需要と供給の原則に従い黒糖、大島紬を商人は戦略商品として運用し、生活必需品の瀬戸物、鍋、化粧品、学用品、日用雑貨品などを、本土商人とバーター取引で入手している。

非正規交易では、黒糖だけではなく、貨幣もその対象となっている。この時点で奄美では、米軍Ｂ軍票・新日本銀行紙幣・旧日本銀行紙幣（証紙貼付）と、3 種類の貨幣を併用している。一方、日本本土で、政令によって効力が停止されていた旧日本銀行紙幣（証紙貼付）が、北緯 30 度線の国境線を越えて闇ルートによって奄美群島に大量に持ち込まれ、インフレを発生させたというケースもある。貨幣が非正規交易の対象になり、社会を混乱させることとなった。

この予期せぬ事態発生に狼狽した奄美のクレア軍政官は、即座に証紙貼付の旧日本銀行券の流通禁止指令を出し、通貨切替えを実施した。通貨交換により、正確な流通通貨量の把握と貨幣の密輸入防止を最大の目的とした対策である。さらに、流通通貨量の把握だけでは非正規交易は防止できないと気がついたクレア軍政官は、日本本土で需要の高い黒糖の統制に着手し、1946 年 10 月 8 日、「黒糖の統制に関する指令」を知事に送付している。

指令の「黒糖に関する件」は、臨時北部南西諸島政庁はただちに郡内で生産保有されている黒糖を統制し、北部南西諸島経済圏内に保有すること、許可なくして黒糖の製造販売、貿易・物物交換、その他の商取引は不法であること、違反者は、1 万円以下の罰金又は 2 年以下の禁固または、その両刑に処せられることなどの内容からなる厳しい指令である。

更に政庁も 10 月 10 日付で「北部南西諸島甘蔗及び甘蔗汁取締規則」を公布、即日実施し、この日以降、黒糖の売買は知事又はその正式代理人に

よる許可制になる。この「黒糖の統制に関する指令」と「北部南西諸島甘蔗及び甘蔗汁取締規則」は、黒糖の闇ルートの封鎖を目的としたのもであるが、軍の後追い政策は充分な効力を発揮しなかった。黒糖の統制を強化することで非正規交易を抑え込もとしたが、一方では日本本土も物資不足で特に黒糖は貴重品で需要があった。非正規交易者達は、苦境を乗り切り自立経済を目指すために黒糖の交易は不可欠だ、という論理を成立させている。

戦前には制度はないけれども黒糖が本土へ持ち出され、戦後寄留商人が排除されると、その隙間をぬうように島の商人達が自らの責任で命がけで封鎖された海上を越えてつなぐ役目を引き受け、取引が行われている。

非正規交易者が入っていけるのは、そこには需要と供給があるからである。これらの指令と取締規則の公布は、米軍が正規交易の裏側に相当数の非正規交易があると推測したからであろう。軍政府は非正規交易への警告と黒糖の厳重な統制対策を備え、取締りに総力をあげるとともに、軍のトップ自ら摘発に乗り出している。

3節　拠点としての口之島

1）ブラックマーケット化した拠点の島

非正規交易が口之島を拠点にした要因として、第１に行政分離されている島の中で地理的に日本本土により近い距離に位置していること、第２に1948年軍政府は管理貿易であった４列島間（八重山、宮古、沖縄、奄美）の自由貿易を認めたことである。

商人達は口之島へ水揚げを成功させると、非正規交易ではなく琉球諸島間の貿易であるという意識だと語る者もいる。

日本本土では1946年２月17日、悪性インフレ対策に金融緊急措置令が公布され、預金の仮払禁止、新券との切換えが行われている。ところが奄美ではＢ軍票と旧日本円が併用して使用されていたために、日本本土との国境線北緯30度線の口之島を拠点にした闇商人達によって旧券が持ち込まれ、インフレを発生させたのである。大島警察署は金十丸・木浦丸の

闇商人グループを検挙して、黒糖1,300斤を押収、非正規交易への取締り対策を強めた。

1947年頃には非正規交易船による闇商人の非正規交易が一段と頻繁になる。奄美からの非正規交易船は、ポンポン船と呼ばれる５～６トンの焼玉エンジンの小型船で、厳重な警備艇の巡視を逃れるために海の荒れた夜を選んで出航している。

七島灘は高度な操縦技術と航海経験が必要な海の難所で、この波濤を越えて行った（図3）。北緯30度線上のトカラ列島の口之島に闇船が集結して取引が行われ、あるいは、口之島や種子島を経由して鹿児島や宮崎に上陸する等、取締りをかいくぐって取引が盛んに行われている。

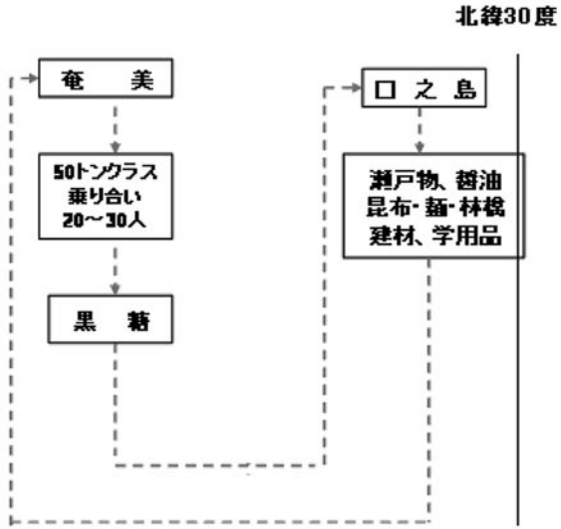

図３　非正規交易ルート　非正規交易の当初は口之島で本土商人と取引
聞取り調査より著者作成

船賃は積み荷による支払い方式がとられ、奄美からは日本本土側の需要の多い黒糖や大島紬を交換商品として、日本本土側から生活必需品の学用品、日用品、瀬戸物、鍋釜、化粧品等を入手して、物資不足のトカラ・奄美・沖縄の島民の生活を支えている（図4）。戦前に奄美の人々は「内地

行きの船」、「内地の品物」、「商売人」と呼んでいたが、行政分離後は非正規交易船を「ヤミブネ」、「タカラブネ」と呼び、非正規交易は「ヤミトリヒキ」、「ヤミ商売」、「物々交換」と呼んでいる。

非正規交易はルートや取引ケースで４つに区分できる。①トカラ列島の復帰前の北緯 30 度線が国境の時期は、日本本土側の種子島―屋久島―口永良部島の海上で、非正規交易の取引が盛んに行われるケースがあった。②鹿児島と奄美間の海上で台湾・沖縄・朝鮮の 50 ～ 60 トンの大型船が日本商人と海上での沖取引をしている。③奄美を中継した沖縄と日本本土を結ぶ非正規交易で、商人達は沖縄からはアメリカ製品の煙草・衣料品・薬品等、日本本土からは生活必需品・木材や建築資材・食品類を入手している。④口之島を拠点としたケースである。

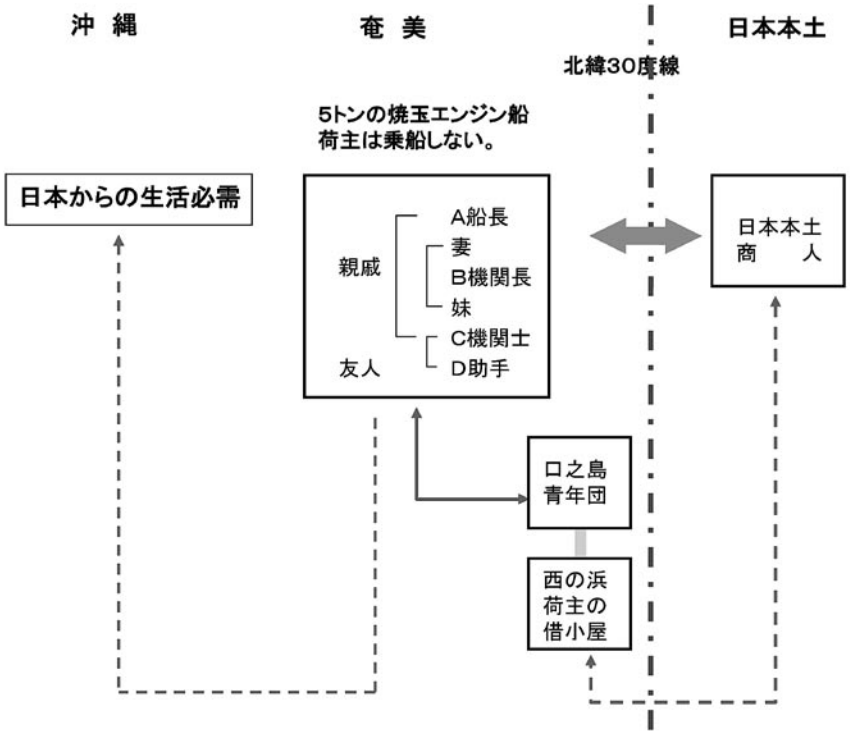

図４　沖縄・奄美・口之島の非正規交易船ルート　日本本土の物資は奄美を中継して沖縄商人と取引され、沖縄へ流通　　著者作成

指宿健七氏との対談を以下に採録する。

「1947 年、北緯 27 度～北緯 30 度間の島々の往来ができ、口之島に水揚げした物は非正規交易品ではないという考えで、非正規交易ではなく列島間貿易という意識でしたね。リンゴ・米など口之島産でなくとも、水揚げされた物はとがめられなかった。口之島や鹿児島に向けて名瀬を出航する際は、20 人～ 30 人位の商人がそれぞれ黒糖を積んで乗合いました。当時の奄美産の黒糖は、一般的に樽詰めであったために本土商人は、奄美産と判別出来ないようにソーメン箱などの 50 斤入る箱で 50 × 30 × 30 センチ位の箱入りの注文で、取引価格は 50 斤箱で 1,000 円（B 円）でした。

奄美での黒糖の仕入れ値は軍票（B 円）で 1 斤 20 円、日本円で 60 円、運賃は荷 1 カ口で 100 円、人の運賃は 1 人 300 円でした。口之島で日本本土商人との取引は、黒糖の価格は日本円で倍の 120 円から 150 円位になり、取引はバーター（物物交換）や或は現金の売買でした。　交換品は醤油、学用品、化粧品、瀬戸物、材木などの生活必需品でした[24]」

『いきずく人間の記録』によると、「1949 年 9 月 8 日に、旧日本軍の元陸軍伍長佐々木健次郎（30 歳）他 5 人が、密輸取締り警察本部の警備艇を乗員ごとピストル武装で奪って逃亡すると言う事件が発生している。非正規交易船は本土から釘と昆布を積んで、奄美群島の喜界島で黒糖と交換する目的であった[25]」。

『名瀬市誌』には「1949 年 8 月 8 日、軍政府は『日本への密航者はただちに捕らえる』と指令をだし―中略― 海上警備の警察官には、乗船に際し各班ごとに拳銃と小銃を携帯させて警戒にあたらせた。時には武装した闇船と戦闘を演じたり、―略―」と記述されている。

非正規交易船は北緯 30 度線を越えて日本本土からも押し寄せて来て、軍政府が刑罰をたてに非正規交易を押さえ込もうとしても減少を見ることはなかった。

2）奄美における非正規取締件数と検挙者数

1946 年～ 1947 年の 1 年間の密航船検挙数は 55 隻、1949 年度は 70 隻で

この船舶は後に返還または競売に出された。検挙されるのは全体のごく一部に過ぎず正確な数字はつかめないが、非正規交易船も厳重な取締りの隙間をぬう巧妙な方策をとっていた[26)]。

軍政府の闇船取締りで摘発された闇船は神戸、大阪、鹿児島方面からのもので、黒糖を目的に黒糖産地の笠利、鎮西、徳之島、沖永良部を目指していた[27)]。

表２に見られるように、軍政府没収船舶および没収品は政庁によって競売にかけられている。

表２　軍政府から船舶の運営管理を任された政庁の競売広告

１　軍政府没収船舶競売
（1）競売物件
高業丸　漁船型　６屯　15馬力　焼玉式
幸徳丸　漁船型　９屯　40馬力　焼玉式
1950年３月24日、臨時北部南西諸島政庁知事　中江実孝

２　軍政府没収品競売
（1）競売物件　　陶器類・醤油・その他雑貨類
1950年７月７日、臨時北部南西諸島政庁知事　中江実孝

資料『名瀬市誌』をもとに作成

４節　非正規交易拠点の与論島

1）拠点の島が入れ替わる

５章でみたように、1953年12月に奄美群島が日本返還後は、奄美群島の最南端に位置する与論島が、口之島と入れ替わるように、外国となった沖縄との間の非正規交易の拠点の島となり、日本側と沖縄側の商人たちが仲介役として、与論島に滞在して非正規交易品の交換が行われ交易市場が

展開された。

戦前から奄美と沖縄は歴史的にもつながりが深く、奄美群島南端に位置する与論島と沖縄島国頭村奥集落とは海上28kmと近い位置にあり、サバニーで往来し交易も盛んに行われていた。

与論島では、戦時中の飛行機襲来の合間をぬって島民が農作業に従事していたために農作物が確保でき、食糧不足の沖縄へ収穫した芋や蘇鉄実などの食料、家畜等をサバニーで供給していた。

一方、沖縄各地域から商人が食料買付けに来島し、子牛・豚・山羊・鶏などの家畜類、芋・蘇鉄実などの主食となる食料を買付け、さらに日本本土製品の茶碗類、日用雑貨品なども買付けている。

沖縄からは、主に軍の払下品テント、ガソリン、奥集落から木材（松の木）・

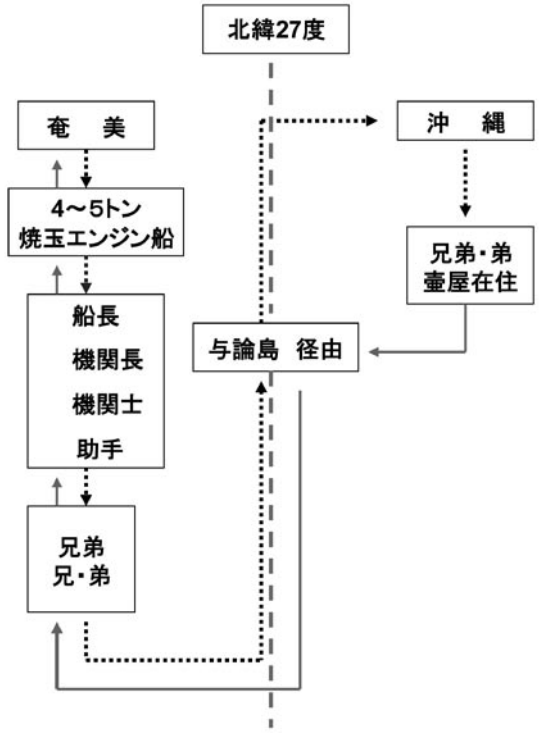

図５　1948年当事における交易ルート　日本本土の物資は、奄美、中継地の与論から沖縄へ流通　　聞取り調査により著者作成

カイ・キネなどになる木材が取引品として流通しており、沖縄の商人は島民から次回の注文を受けて、供給する方法が取られ盛んに往来していた（図5）。

2）非正規交易品の価格設定と交換品

取引商品の価格の設定は、双方間の取引状況で差異が見られ、移出する黒糖はブローカー（仲買人）が集積の役割をしていた。瀬戸物、鍋、化粧品、学用品、建築資材などを本土から入手し、その商品が島では２～３倍になり、さらに沖縄へ移出すると奄美の倍の価格になった。

移出入商品は、地域的な特質が見られ、日本本土側の移入品は、黒糖、放出物資、医薬品、金属品、貴金属品など、南西諸島側の主な移入品は、

表３　非正規交易移入品

日本	黒糖、大島紬、米軍オーバーコート、放出物資の缶詰類、物資の羅紗生地、硫安、アルミ鉄屑、銅屑、亜鉛、医薬品（ペニシリン、ダイヤジン、クロロマイセチン、ストレプマイシン）ドル、ダイナマイト、米軍兵のＨＢＴ、砲金の金属品、ガソリン、自動車、外国缶詰、チョコレート、コーヒーココア、ウイスキー、タバコ、化粧品、香水、外国製ペン灯油、男女腕時計、貴金属、台湾茶、ビーフン、干肉、造花、大島紬
奄美	資材（建築用釘・道具）、瀬戸物（湯のみ・食器類）、鍋釜、化粧品、衣料品、日用雑貨品（マッチ・糸・針・染料）、食品（ソーメン・昆布・菜種油・醤油・）学用品教科書、教材、音響類、生地、ミシン、履物
沖縄	木材、資材（建築用釘・道具）、瀬戸物（湯のみ・茶わん）、鍋釜、化粧品、衣料品、日用雑貨品（マッチ・糸・針・染料）、食品（ソーメン・昆布・菜種油・醤油・缶詰類）

表４　非正規交易移出品

日本	木材、資材（建築用釘・道具）、瀬戸物（湯のみ・食器類）、鍋釜、化粧品、衣料類、日用雑貨品（マッチ・糸・染料）食品（ソーメン・昆布・菜種油・醤油・缶詰類）学用品、教科書、教材、生地、ミシン、履物、音響類
奄美	黒糖、大島紬、放出物資オーバーコート放出物資の缶詰・羅紗生地、硫安、亜鉛アルミ鉄屑、銅屑、米軍兵のＨＢＴ
沖縄	ダイヤジン、ペニシリン、クロロマイセチンストレプマイシン、ドル、ＨＢＴダイナマイト、砲金の金属品、銅線、化粧品類、石鹸、ガソリン、自動車、米国缶詰、チョコレート、コーヒー、灯油ウイスキー、タバコ、外国製ペン、黒糖女腕時計、貴金属、台湾製（茶、ビーフン、干肉、造花、更紗生地）

聞取り調査により著者作成

表５　奄美と沖縄との間の移出入品

奄美～沖縄	穀物、甘著、家畜、野菜、甘著苗男女下着、日本の生活物資、味噌大島紬、竹製品（籠など）、島蜜柑
沖縄～奄美	ココア、コーヒー、ウイスキー、灯油、タバコ、台湾茶、ビーフン、造花、ダイナマイト、更紗生地、薬品

聞取り調査により著者作成

生活物資、日本食品、教育用品（教科書・教材）、建築資材などであった。

沖縄の場合は、鍋、化粧品、学用品を移入、その商品が２～３倍になった。さらに日本本土から60トン船で木材など建築資材が沖縄へ移入された。

沖縄からの物資は、新薬、食料品、銅線、自動車、ガソリン等で、これらの米軍関係の品々は戦果品と呼ばれ、引取価格はダイアジン１瓶３万Ｂ円、クロロマイセチン１粒600Ｂ円、ストレプトマイシン１瓶2500Ｂ円～3000Ｂ円で、この価格が日本本土においては、ダイアジン１瓶80万円位の高価でも需要が高かったといわれている。アメリカ食料品のコーヒー引取価格1500円が本土価格１万5000円となった。また、徳之島から沖縄への商品は米であった。

非正規交易によって経済が左右される例として、徳之島の物価は、非正規交易船の入港状況によって大きく変動した[28]。徳之島は奄美群島の中でも特に豊かな耕地があり、黒糖や米の生産が盛んであることに加えて、非正規交易に好都合な地理的条件をもっていた。

5節　まとめ

1946年の４諸島の官営貿易開始から1950年の日本本土とのLC開設に至って、正規交易は全面的にはスムースに運ばれたとは言えないだろう。それは形式的な正規貿易の展開に過ぎず、地域社会における生活者の現状は把握されていなかった。

米軍統治下の正規交易の特質として、奄美の場合は戦前の寄留商人を中心とする商取引が通常であり、日本本土との間のLCに関する商業知識や取引上の情報などの不足から、損害を被った業者も多く見られた。さらに奄美には調停機関がなく損害を被っても如何ともしがたかった。一方では利益を得た業者も出たが、再び非正規交易に逆戻りする業者が続出しており、LC開設についての取り引き知識などの説明機関の不充分さが問題点として考えられる。

また、非正規交易の特質として、日本本土の消費を目的に黒糖が生産され、それとの交換によって日本本土から生活必需品を移入していた。しかし、行政分離により販路が閉ざされ市場を失った。そこで国境線を越えて奄美側と日本本土側の双方によって生活上必要なものを補う手段として、非正規交易が生成されている。

非正規交易が行われるのは需要と供給があるからで、奄美の人々は自らの責任でつなぐ役割を担い、取引が行われている。

人的ネットワークから見た口之島と与論島の特徴として、非正規交易の拠点となった口之島は、奄美関係者が移住している地域でもあり、人的に馴染みがあり、また、戦時中に奄美を撤退した寄留商人達が日本本土から転入して、非正規交易に関わっている。

与論島は、奄美群島最南端に位置し距離的に沖縄に最も近く、戦前から沖縄との間に交易があり、また、1953年の奄美が日本返還後は沖縄との間の非正規交易の拠点の島として、つなぐ役割を果たしている。

非正規交易の条件として、奄美の島々は、船舶による海上交通が主力で、各地域に船が所有されており活用できたこと、交換品の黒糖の生産地であったこと、撤退した寄留商人によって維持されてきた販路と市場が、戦時中の彼らの撤退後も販路と市場が機能したこと、戦前から生活必需品は日本本土から移入していたことなどが、非正規交易を可能にしている。これらの諸条件によって、すでにみてきたように正規交易では十分かつ安定的な交易関係が形成できなかったことから、いわば必然的に非正規交易（従来から行われてきたもの）が展開したものと考えられるのである。この点については次の第８章以降でも詳しくみていく。

注

1）1946年２月４日、鹿児島地区米進駐軍政官パーリー少佐、沖縄軍政本部コードウェル少佐と龍野鹿児島県知事との個別会談後の発表による、本土、奄美間の「海上封鎖」指令で、３項目からなる。１本土奄美間の一般旅行は、この指令の日から禁止する。２本土奄美間を渡航しようとする者は、永住の目的を持つ者に限って許可する。３渡航を許可された者は、計画輸送に従うこと。

2）日本国とアメリカ合衆国との間の協定及び関係文書・御署名原本によって、米軍統治下におかれていたトカラ列島は、1952（昭和27）年２月10日に日本に返還された。

「公文書資料」「奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定及び関係文書・御署名原本昭和28年・条約第三十三号」国立公文書館。奄美返還は、1953年12月25日条約第三十三号によって実現した。条約は一条から九条と附属書「北緯29度、南方北緯27度、西方東経128度18分、東経130度13分の境界線内にあるすべての島、小島、環礁及び岩礁をいう」から作成されている。

「公文書資料」「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定・御署名原本・昭和47年・第13巻・条約二号」国立公文書館。

3）石原昌家『空白の沖縄社会史』

4）皆村武一（1988）大島郡の独立予算について・P32

5）前掲『奄美近代経済社会論』は奄美経済の貿易依存度の高さに触れて、貿易は利益をもたらす反面、不利益な点を掲げ、藩政時代以来より奄美を不利益であった。貿易の不利益を解消する方策を確立すべきだと論じている。

6）『米軍統治下の口之島における密貿易組織』三上（2008）

7）『名瀬市誌下巻』P277大島を仲介に沖縄と本土と密貿易があり管理貿易や民間貿易では補えない事情。

8）『瀬戸内町誌・歴史編』P564密貿易による闇物資が人々の生活を支える大きなものになっていた。

9）『喜界町誌』P539闇商人達の本土製やアメリカ製は、日々の食事に追われている人には手が届かない。

10）『知名町誌』P455黒糖を本土へ運び建材を購入密貿易がなかったら経済界は混乱したと思うとある。

11）『徳之島町誌』P361大島を中継し、琉球のグリーン丸40トンが新薬・ガソリン・銅線の戦利品を運ぶ。

12）『天城町誌』P908口之島を拠点の闇物資がでまわる。逮捕され重労働や罰金に処

され、住民は同情。

13)『伊仙町誌』P288 ～ 220 本土から生活物資を積んだ闇船が、島の黒糖と交換を目的に来島した。

14)『和泊町誌・歴史編』P842 北緯 30 度の国境で闇商人が跋扈し、旧券が氾濫して密輸は堰をきった。

15)『与論町誌』P424「ヤミ市時代」で、沖縄からオイル、タバコなどを入手する者、ヤミはあたりまえになっていた。東京地裁の山口良忠判事が配給のみの食事による栄養失調死したのは、1947 年 10 月 11 日である。

16)『大和村誌』P451 大和村の浦内の港が闇船の出入地、闇船の物資で家族を養った人もいたことだろう。

17)『笠利町誌』P451 闇貿易を計画、司直の手にかかり没落した者、渡縄して軍労務者になった者もいた。

18)『龍郷町誌』P408 密貿易品の利用があり、戦後の物資不足の一面が記述されている。

19)『沖縄喜界郷友会記念誌・創立 35 周年』1953 年奄美復帰と同時に外交人登録（2 年更新）が必要になった。

20）布告第三十三号「自由企業令」は自由経済への体制転換のきざしかと考え、奄美の人々は日本本土との自由交易が実施されるのではと、期待で動きに注目したが、現実には琉球列島間の交易であった。

21)『運輸省の要求による調査報告』による奄美の船舶。

22）冶谷文夫談（2010)、1952 年に渡航して現在も沖縄で永住している。当時は人も家畜類も区別なく看板は、混乱した状態であった。

23）三上絢子論文・『米軍統治下の口之島における密貿易組織』

24）指宿健七氏と三上絢子との対談から「昭和 22 年軍政府は『列島間の貿易は自由である、北緯 30 度以南の北部南西諸島の島々間の交易は自由である』。北緯 27 度～北緯 30 度間の島々の交易は密航ではないというのが軍政府の考えでしたから、一旦口之島に水揚げした物はもはや密貿易品ではないということになりますね、ですから密貿易でなく列島間貿易という意識ですね、リンゴ・米等、口之島で収穫されるはずのない品でも一旦水揚げされた物はとがめられなかった。名瀬から口之島や鹿児島にむけて、出航をする時は 20 人～ 30 人位の商人がそれぞれ黒糖を積んで乗りあいました。当時の奄美の黒糖は樽詰めのために、本土商人は奄美産と判明するのでソーメン箱などの箱入りをほしがった。50 斤入る箱で 50 × 30 × 30cm 位でした。黒糖の仕入れ値は軍票（B 円）で 1 斤 20 円、日本円で 60 円でした。50 斤箱で 1 千円（B 円）ですよ、荷 1 カ口の運賃は 100 円、人の運賃は 1 人 300 円でした。

口之島で本土商人と取引をする。その黒糖の値段は日本円で倍の 120 円から 150 円位になりました。取引はバーター（物物交換）したり現金売買したりです。材木、醤油、学用品、化粧品、瀬戸物でそれは奄美で 5 倍になった。B 円 20 円で仕入れた黒糖が 100 円の値打ちになったわけです。その後 1952 年 2 月 4 日（昭和 27 年）に北緯 29 度線以北の十島村は日本に返還したので、私は昭和 27 年には LC（Letter of Credit・商業信用状）信用取引で正式な貿易をしました。」

25)『いきずく人間の記録』P150

26）指宿健七氏の場合

「奄美大島を起点にして、口之島・沖縄へと品物を運んだ。闇商売をはじめたのは 23 歳、最初は闇商人から品物を買って、島内で売りさばいて小金をため、それを資金にして友人と 2 人で黒糖を積んで口之島経由で鹿児島へいった。本土の闇商人に黒糖を売る、また品物とバーター（交換）の場合もある。

黒糖はブローカー（仲買人）に頼んで集めてもらい、大島で黒糖 B 円 20 円で買って、（日本円は 3 倍の 60 円）それが口之島では 120 円、鹿児島まで行くと 300 円位、その資金で本土の日用品、瀬戸物、鍋、化粧品、学用品等、何でも買って大島に持ち帰ると 2 ～ 3 倍になった。鹿児島で集めた品を大島で売るか、または沖縄まで運んだ。ルートは奄美・口之島・鹿児島と奄美・沖縄である。また、口之島に本土の密航船 30 隻位が取引に集結した時に、軍政府の FS（米軍の小型貨物船で 200 ～ 300 トン）が重機関銃を構えて乗り込んできた。海賊船のような速力の韓国の船が逃亡するのを FS から小型の大砲を打ち込んで捕らえた現場にも出合った。この時奄美の人は北緯 30 度以南ですから高みの見物でしたが、本土の船は 30 度以北に逃亡したが捕まって、10 隻位がロープで数珠繋ぎで名瀬に連行された。その途中の諏訪瀬島か宝島あたりでロープを切って逃亡したり、10 隻の船はそれぞれ速力が違うので警備艇と一緒に走る船もあり、ついていけない船もあった遅い船は回れ右して逃げ帰ったという状態だった」

27）1946 年 8 月 19 日付『南日本新聞』は、「大島署では軍政府の闇船取締に関する方針から 6 月下旬から 7 月末までに闇船 8 隻を摘発した。すなわちこれらの闇船は神戸、大阪、鹿児島方面からのもので、例にもれず黒糖を狙って忍びこんできたものである。その目的地はほとんど笠利、鎮西、徳之島、沖永良部方面である」

28)『徳之島町誌』徳之島の物価は非正規交易船の入港状況によって、市場の価格変動が左右された。

参考文献

奄美群島政府『群政しおり』奄美群島政府（1951）
天城町役場『天城町誌』天城町誌編纂委員会（1978）
奄美地方庁『運輸省の要求による調査報告』（1953）
奄美群島政府『奄美大島関係条約及び法令集』鹿児島県（1954）
石原昌家『大密貿易の時代』（1982）
伊仙町『伊仙町誌』伊仙町誌編纂委員会（1978）
石原昌家『空白の沖縄社会史』晩聲社（2000）
沖縄喜界郷友会『創立 35 周年記念誌 郷友会員の想い出』沖縄喜界郷友会編纂委員会（1999）
沖縄県庁『沖縄県史』財団法人沖縄文化振興会、公文書管理部史料編集室（2005）
沖縄タイムス『沖縄大百科事典』沖縄大百科事典刊行事務局（1983）
鹿児島県『奄美大島の概要』（1953）
鹿児島県地方自治研究所『奄美戦後史』南方新社（2005）
鹿児島県『奄美大島の現況』鹿児島県（1953）
喜界町『喜界町誌』喜界町誌編纂委員会（2000）
重村三雄『燻し銀の世界』（2001）
塩田庄兵衛・長谷川正安・藤原彰『日本戦後史資料』新日本出版社（1995）
瀬戸内町『瀬戸内町誌 歴史篇』瀬戸内町歴史編纂委員会（2007）
関直熊『いきずく人間の記録』（1969）
玉野井芳郎『経済学の遺産』学陽書房（1990）
龍郷町教育委員会『龍郷町誌』龍郷町誌歴史編さん委員会（1988）
知名町役場『知名町誌』知名町誌編纂委員会（1982）
徳之島町役場『徳之島町誌』徳之島町誌編纂委員会（1970）
当山昌直『奄美・沖縄環境史資料集成』南方新社（2011）
轟楠男『鹿児島事件外史』（1962）
名瀬市『名瀬市誌・下』（1973）
名瀬市役所『名瀬市誌・下巻』名瀬市誌編纂委員会（1972）
名瀬市役所『市勢要覧』名瀬市誌編纂委員会（1952）
那覇市『那覇市史・通史編３巻 現代史』改名『戦後をたどる』（2006）
南海日日新聞『南海日日新聞五十年史』南海日日新聞五十年史編纂委員会（1997）
平岡昭利『離島研究Ⅰ・Ⅱ』海青社（2003）
深佐源三『うらみの 30 度線』アメリカ軍政下の苦難の奄美（1992）
松田清『徳之島先駆者の記録』徳之島の先人を偲ぶ会発行（1999）
皆村武一『奄美近代経済社会論』晃洋書房（1988）
皆村武一『戦後日本の形成と発展 占領と改革の比較研究』日本経済評論社（1995）
皆村武一『奄美近代経済社会論 開発と自立のジレンマ』日本経済評論社（2003）
三上絢子『戦後米国統治下の奄美経済』国学院大学大学院経済学研究科（2003）
三上絢子『戦後米軍統治下の奄美経済―「自立経済の展開」とその背景―』
國学院大學大学院『経済論集』第 33 号国学院大学大学院経済学研究科（2005）
三上絢子 論文『米軍統治下の口之島における密貿易組織』（2008）
三上絢子『米軍統治下における奄美と沖縄との非正規交易の地域的展開』沖縄国際大学南島文化研究所 第 33 号（2011）
村山家国『奄美復帰史』南海日日新聞社（1971）
与論町教育委員会『与論町誌』与論町誌編纂委員会（1988）
琉球銀行『戦後沖縄経済史』琉球銀行調査部（1984）
和泊町教育委員会『和泊町誌・歴史編』和泊町誌編纂委員会（1985）

第３部

商業圏の形成と展開

第8章　豊かさの原点を「市場（いちば）」経済にみる

本章では、米軍政下の食料不足の時期、奄美・名瀬町における「市場」の形成過程について深める。

「市場」は単独で存在しているように見えるが、実は「市場」は単独の存在だったのではなく、同市場が形成された同時期に永田橋を挟んだ左右の通りや銀座橋や栄橋を挟んだ川の向通りに「市場」を囲むように商業圏が拡大されている。そこに参加した人々の証言によって、どのように関わったか、その実態について詳細に明らかにする。

そもそも、生命を維持する「食」は人間のくらしの軸であり、食材の集散地としての「市場」は、必然的に地域の人々のくらしを支えるために形成されている。

「市場」には、いずこも共通する特徴として、人々の活力が満ち各々の地域の独自性をもつ食の場として機能している点があげられ、日常の食材を媒体にしたコミュニティが保たれている。

地域社会においては、その地域の台所として特色をもった食生活を支えており、四季の旬の食材が揃う店先からは、暦が見えるといわれたものである。

交通機関の発達にともなう流通の変化などにより、現在では国内外の食材が四季を通して消費できるようになり、いつでも、どこでも、なんでも必要な時に手に入るようになっている。

だが「市場」は、そこに存在したコミュニケ―ションの紐帯の機能を持つ地域社会の伝統的な祭りや行事とも密接な関係をもち、多大な影響をおよぼしていた。現在もその片鱗が残っている。

奄美において、歴史的にみると住民による主体的な「市場」が形成されたのは、戦後の米軍統治下においてである。つまりカツギ屋と呼ばれる露天商をルーツにもつ闇市から形成されたのである。「市場」には、物資不足の時期に生活者が生活者のために立ち上げたという歴史から、連帯感と

ぬくもりがある。「市場」経済には、豊かさがみえる。活力と熱気が満ちた歴史がある。

１節　「市場（いちば）」は豊かさの原点

1）青空市場の形成

終戦間もなく、焦土と化した名瀬町の永田橋周辺に露天商が出現して、日に日にその数が増加して青空市場が形成された。名瀬町の永田橋通りに架かる永田橋は、奄美大島の北部と南部の交通路の交差する位置にある。

外部世界とは海上利用しか手段のない住民にとって、名瀬町の船着き場は人と物の玄関口でもあった。永田橋周辺は、船着場にも接続する利便性の良い位置にある。

青空市の発祥は、カツギ屋と呼ばれた人々によって、近郊農家から食材が持ち込まれ、食糧不足を補完したのが発端である。

路上で商うのは、大人のカツギ屋だけではなく、複数の子供たちが野山の野イチゴや椎の実を採集して大人に交じって商っていた。青空市で最初に商いをはじめた高橋さんによると、

「永田橋周辺の空間だけは、自然発生的に展開された露天市によって、活力が満ち食料を求める人々の熱気で溢れていた。闇市のルーツは、こうした担ぎ屋の人々がはじめた露天商達による青空市場である。戦前には、この永田橋通りに数軒の商店が並んでいたが、戦災で焼失し再興はされなかったものの、土地の地権者は存在する。露天商達はそこを避けるように公共の永田橋を中心として、その周辺や永田川沿いの路上を商いの場所にしていた。自然発生的に露天商の数も日に日に激増して、青空市が形成されていった[1]。」

2）米軍政府の食糧対策

米軍政府は政策の最初に、「北部南西諸島軍政府布告第一号」を発し、まず食糧問題を取り上げている。この布告は３項目からなり、内容は北部南西諸島米国海軍軍政府奄美大島名瀬本部内の大島郡食糧需給調整委員会に食料統制を委任するとあり、しかし、食料を持ち出す際は許可を必要とし、北部南西諸島米国海軍軍政官の同意なくして認可することはできない、とするものである[2]。

この布告によって、郡内食糧調整を目的に軍政官の直属機関として大島郡食糧需給調整委員会を設置し食料統制を開始している。

４月29日からポター軍政官の下で支庁は物価安定を目指して、「大島郡生鮮食料品販売取締規則」を定めた。物資不足で高騰している食料品の販売価格を定めたのである。これによって物価政策は順調にスタートしたようにみえたのであるが、現実には食料不足で闇価格を生じさせるという逆効果もあった。

軍政府にとっては、物価の上昇は政治的にも経済的にも得策でない。

1947年に入ると、米軍政府の物価統制の方針で「低物価」政策が打ち出され食料品や衣料、労賃にいたるまで軍政管理下におかれて、違反者には配給が停止される罰則が科せられることになる。

1947年６月３日に北部南西諸島軍政府命令第７号を発令した。内容は、①物品の売買価格調節が必要と認める「最高価格表」に掲げられたる物を超過しない価格で売買すること、②交換売買する物品は一品毎に正札をつけ物価政策の徹底をし、③違反した者は定罰の上25,000円以下の罰金、其の物の公布最高価格と売買価格の差額の５倍以下の罰金、５年以下の懲役、又は即刑、若は裁判所の定める他の刑罰に処せられる[3]、という３項目からなる。

このような米軍政府の低物価政策は、物価の極端な抑えすぎによって、農家の生産意欲を低下させた。その結果、生産物の供給が減退して逆に一層厳しい食糧不足に陥った。「市場」では、闇取引が盛んに横行する状況となり、物価高騰という悪循環を引き起こした。

この低物価政策の失敗を認めた軍政府は政策を廃止したが、軍政府の政策に対して島民の不安を増強する結果を招いた。食糧問題は占領初期から基本政策としてあり、幾度も新たな政策が打ち出されたが、物価が安定することはなかった。

統制経済下の食糧配給に依存するかぎり安定した生活はできないと、

人々は絶えず動揺と混乱の中にいた。こうした不安定な状況下で、人々は闇市を食糧交換の場として、或いは情報収集の場として依存するようになり、社会の情勢に関する露天商発信の情報に、信頼をもつようになっていった。露天商は、米軍政府の経済対策の動きなどを的確に捉えて情報を発信し、不安定な社会情勢に対応しながら人々と共存していたのである。

２節　「永田橋市場（いちば）と栄橋市場（いちば）」の形成過程

1）二つの「市場（いちば）」

露天商は、米軍政府の路上での商い禁止令によって、撤去命令がだされたのを期に公共の河川である永田橋を起点に、川にせり出す格好で有り合わせの材料を使って一間程の間口のバラック小屋を個々に建て、商いを始めている。

３メートル弱の道路を隔て、川にせりだす店構えに向き合う民家も、たちまち巻き込まれるように店舗に早変わりした。また、次第に商う人々が思い思いに川の下流に沿って、急ごしらえの店舗を設営している。その軒

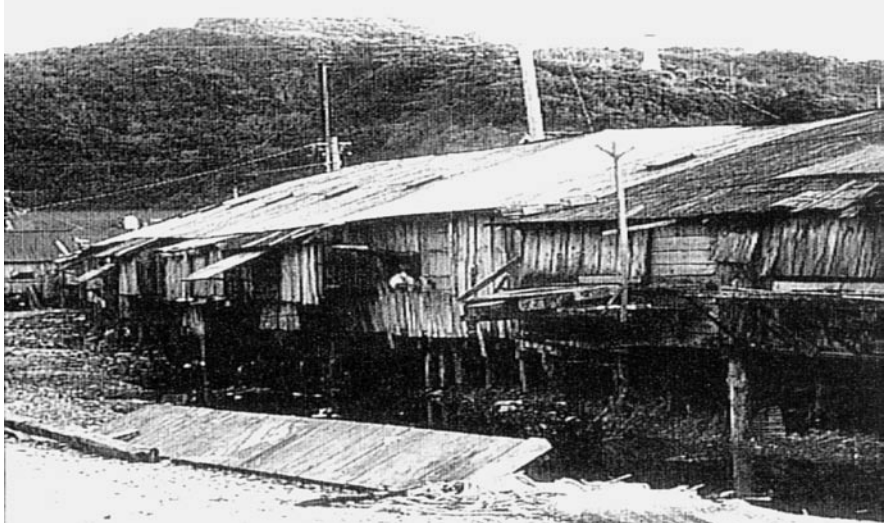

図１　初期の頃の「永田橋市場」　　撮影・越間 誠

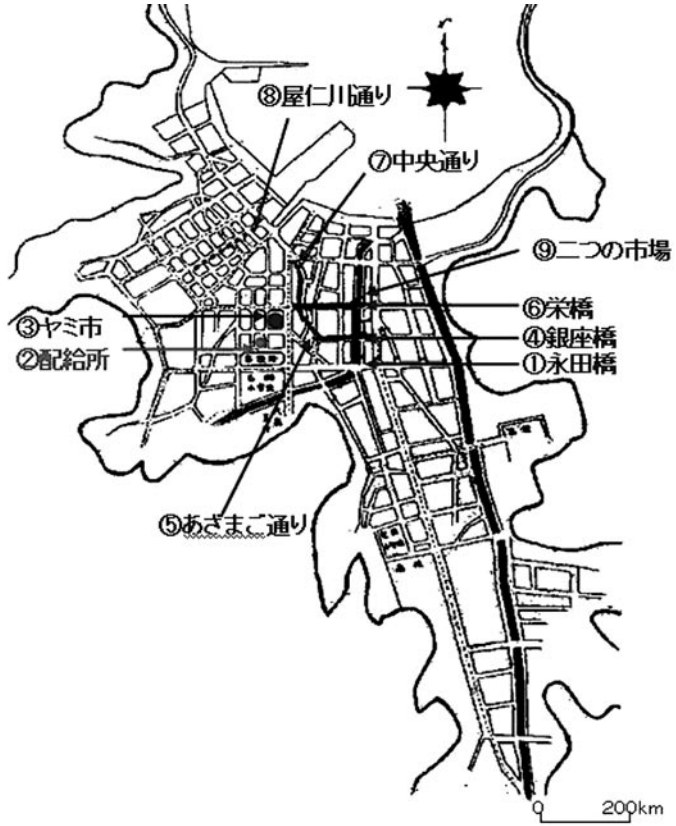

図２　名瀬町における闇市位置

注：永田橋、銀座橋、栄橋、二つの市場、あざまご通り、配給所。ヤミ市は自然発生的に展開された。ベースマップ作成には名瀬町図を適宜利用し戦後の闇市を配置した。

数は急速に増加し永田橋を起点に銀座橋まで延び、さらに銀座橋から下流の栄橋に至るまで、ひしめくようにバラック小屋が構築された。また、自然発生的に各橋の上や通り周辺に店舗が拡大して展開され、三つの橋を接点にして二つの「市場」が商業地として形成されたのである[4)]。

名瀬町は需要と供給の拠点地として、大島と離島の農産物や家畜類が集散され、また、放出食料と地産農産物とのバーターの場として、島民の生活を支える役割を果たしていた。

図３ 「永田橋市場」と「栄橋市場」　聞取り調査により著者作成

町村からも消費の中心地に移住する者が増加した。それぞれが出身地とタイアップして産物を取り寄せ、闇取引に参入するヤミ商人となり、その数は急増した。

露天商から形成された「市場」を人々は永田橋から銀座橋までを「永田橋市場」と呼び、銀座橋から下流の栄橋までを「栄橋市場」と呼んでいる。

「市場」に店舗をかまえた商人達は、様々な業種の商人達の組合わせによって独自の運営方法で特色をだし、全体を活性化していた。

また、近郊から農産物を荷車で持ち込んで引き売りする行商も営まれた。この商人達も、営利的に利潤の追求だけを目的としたのではなく、自らも生きるために原始的な交換から、社会の情勢に歩調を合わせながら試行錯誤を繰り返しつつ行われていた[5)]。

米軍政府の初期における放出食糧は、メリケン粉、干し肉、乾燥卵、粉ミルク、缶詰（グリーンピース、ホワイトアスパラガス、アイスクリーム粉末、マヨネーズ、ラード、乾燥ドライ･スライスポテト、ベーコン、ポーク、ボイルしたきざみキャベツなど）で、米軍の野戦食糧といわれる食品などである。生活者達は放出食材をどのように調理していいのかレシピもなく、缶詰類は薄色モスグリーンの大きな缶で、表示がなく開けるまで中身は分からない状態であった。

米軍の放出食料は、それまで奄美では食したことのない食材で、戸惑いを伝えるエピソードが数多くある。

事例として、

①ホワイトアスパラガスの場合、白く柔らかくボイルした食材を味噌汁の具にして失敗した。

②アイスクリーム粉末を入れたお茶わんにお湯を注ぎ、かき回して箸で食べた。

③マヨネーズは、さほど失敗なく利用されて、芋につけて食べる、お茶うけのお味噌に混ぜた、お味噌汁に入れた。

これら事例は、一部である。野戦食糧は戦場で調理に時間をかけずに食することができるように工夫されている。だが、初めて手にする生活者が困惑することなどは、軍政府にとって、おかまいなしだったのだろう。

放出配給物資が「市場」や農村地域で他の食物と交換されている。交換の理由として挙げられるのが次のようである。

①病人や高齢者の居る家庭は慣れない食生活への違和感。

②育ち盛りの子供や家族の多い世帯は量の問題。

③現金が必要。

④放出食料がどうしても食べられない場合などがあげられる。

交換の方法は、①物物交換、②換金、③持参した物品の委託の場合などがあり、対価は買手市場で不等価交換ではあったが、売手のほとんどが納得して交渉は成立している。買手の物品は、非正規交易商人に引き取られ日本本土へ非正規交易品として移出されていた[6)]。

2)「市場（いちば）」は情報、消費、物流の拠点

「市場」で扱われる商品は、地場の生産物が主であるが、本土の食料品を密かに扱う店もあり、島民が戦前に馴染んだ商品である昆布、ソーメン、菜種油などが扱われていた。奄美本島の近隣農家や離島の喜界島、沖永良

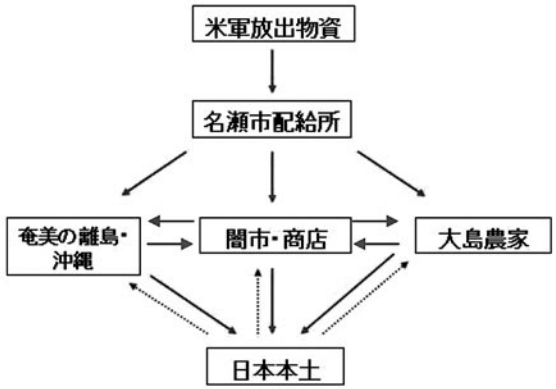

→ は流出（軍放出物資等）日本本土へは黒糖。

⇢ は流入（地場生産、食料品等）但し日本本土からは食料品は

図４　物流経路　　筆者作成

部島、徳之島やトカラの島々の産物がここで集散されている。

近隣農家や各離島から、行商人あるいは生産者自らによって、農産物や畜産類などが運ばれ、非正規交易で運ばれた生活必需品（鍋、釜、茶わん、糸、針、釘、学用品、衣類）と交換する仕組みがとられている。

こうして闇市的な「市場」は、独自の循環システムによって、地域社会の台所として、また情報発信地として、さらにコミュニケーションの場として機能し、島民も「市場」を軸にした連帯感によって、特質のある空間が形成されていた。

戦前は特に名瀬町の中心地に進出して商業を営む事は困難であった。しかし、戦後の混乱期は社会的にルールの無い環境下だけに、永田橋周辺の露店市は、他所者も違和感なく参入できる地域として商業圏が形成されていった。

経営経験を全くもたない数多くの人達が参入しているために、混乱した状況であったが、次第に経営感覚が備わるようになった。

さまざまな人々の組み合わせによって、自立を目指し互助の関係によって、成立しているのが「永田橋市場」と「栄橋市場」である。

3 節　産業の勃興

物資不足の時代に、食品加工や生活物資を製造するローカル産業が勃興した時期でもあった。地域の産物や特質を活かし、またモノの再利用など、自然との共生の中から手づくり、物つくりなど様々な組み合わせによって自立を目指している。いくつかの事例をみていこう。

1. 製造所や商店を自力で立ち上げた事例

1）配給品メリケン粉活用の製品化

事例 1

(1)　多くのベーカリーが創業したのもこの時期の特徴である。戦後間もなく特に名瀬にパン屋の数は多く、日本本土からの引き揚げ

者や製造技術を保有した者達が製造所を立上げている。初期の頃は販売と同時に配給のメリケン粉とパンとの交換をしている。

(2) 主食用のメリケン粉利用による、うどんつくりは一家の主婦の仕事であったが、うどん製造業が加工を受注するようになり、メリケン粉を製造所に持参する家庭が増加している。

(3) ドーナツやフクラカン（カステラの類）と呼ばれる菓子類が、地場産の黒糖と組合わせて、盛んに造られて「市場」にも並ぶようになる。

(4) 揚げ物（魚や野菜の天ぷら）屋の増加。

2）地域産物の活用による諸産業の勃興

事例２

(1) 徳之島から移動してきた一家６人は、出身地域の黒糖に着目して、住居を俄か作業場に仕立て、黒糖を活用した黒糖飴つくりの製造業を立上げている。両親の造る製品を姉妹が永田橋周辺で立ち売りの露天商を行い、兄弟は出身地域の一族が生産する黒糖集荷の役割を担っている。

(2) 喜界島から移住した一家は、モヤシ製造に着手、出身地域の特産品大豆を利用して、新鮮な加工食品を供給して自立している。

(3) 出身地域の大豆を活用し豆腐屋を立上げ、貴重な加工食品を供給している。

(4) 魚類の加工品（つきあげ、蒲鉾、魚の揚げ物）は、主に沖縄出身者が係わっている。

(5) 地場独自の醤油製造の立上げ。奄美の醤油はこの地域の食文化に合う独自の調味料としての特徴を持っている（醤油の甘みが強い）。

(6) ナリ味噌の製造。材料はナリ（蘇鉄の実）を利用する。蘇鉄は食糧不足時には貴重な食材として様々な利用がされ、島民を救済してきた素材である。

(7) ミキの製造（米の粉を発酵させた白色の液体）。伝統的に地域社会で伝承されてきた。年中行事には欠かせない滋養飲料品として各家庭で作られていたが、当時は交換品として「市場」に並ぶようになる。

(9) 焼酎製造（材料は芋、黒糖など）。自家用から交換品まで、製造が盛んに行われている。

3）米軍政府の配給物資によるリサイクル

事例３

(1) 米軍政府配給品の HBT（米軍兵のモスグリーン色の上下の作業着）を、様々な衣服にリホームする洋装店が数多く、また、奄美において洋裁専門学校が創設したのもこの時期である。

(2) 配給品缶詰の空き缶活用による、バケツ、洗面器などの製品化。

4）コモンズの活用による商品化

事例４

(1) 自生している野イチゴは奄美独自のもので、特に当時は市場で見られイチゴの葉に一合単位で包まれて販売されている。

(2) 海の資源利用。イノーの食材として海草のアオサ、イギス、フノリ類。アオサは生や乾燥品として、イギスの味噌漬け、フノリ等、各家庭で加工されていた自然食品が、交換品として「市場」で取扱われている。

(3) ワラビ（亜熱帯林に自生している）を用いて収納籠等を創る。当時の大衆風呂屋の脱衣籠や一般家庭の多様な物入れとして、高温多湿の風土に適した備品として広く利用されている。

(4) 竹利用による製品作り。伝統的な日常生活用品のテル（物の運搬用）、サンバラ（食品を広げる、食品の乾燥などに用いる）、ザル、食品籠、鳥篭、外用の箒、箸、漁具（魚など入れる）、釣竿、スダレなどの竹製品の商品化。

(5) 木工製品では下駄、まな板、タバコ盆、木製火鉢、木炭等は交換品の中でも、従来から生活必需品として用いられた歴史がある。

（6）亜熱帯植物のアダンの葉を乾燥させて編んだ帽子、敷物等の製作。

5）循環型自立

事例５

（1）戦後は、専門職の大工は需要が激増、その上に高賃金でもあった。人々は住居の簡単な造作は身辺の材料を生かして自らこなした。
（2）畳等は何度も表裏を張り替え、使用が不可能になると農業用肥料にする。
（3）障子や襖等は在り合わせの材料で自分達で張り替える。
（4）釜戸も石や粘土を組合わせて強度なものを造っている。
（5）鍋、釜、傘等も修理専門の職業が成り立っている。
（6）農作業に必要な道具や家畜の馬蹄等を造る鍛冶屋の数が多く活躍、また、鍋、釜等を造る鋳物屋が生活用品を製品化している[7]。

奄美には自然や農林漁業といった住民の生命維持に必要な環境が備わっている。地域の住民はイノーでの食材採集等でアオノリや貝類等を「コモンズ」として利用し、また、島々を覆う亜熱帯林からの恵みも人々は多くを受けて、物資不足を補完している。

玉野井芳郎は「ゲゼルシャフト（近代的市場社会）化からはみだしている非市場経済の領域内に、実は低エントロピーの（生命系）または（生命維持系）をコアとする解放定常系が位置している[8]」と述べている。

この時期は逆境の中で人々が助け合って立ち上がり、結いの精神で地域社会の人間関係も深まっている。

食品加工から地場の生活用品の製造及び日常生活に必要なモノとサービスの地域自給率も高まり、地域的な循環システムが生み出されている。

このように各地域の産物や特質を活かし、またモノの再利用等、自然との共生の中から手づくり、物つくり等、様々な組み合わせによって自分たちの力で経済を立ち上げ、ローカル産業が勃興した時期である。

4節「公設永田橋市場（いちば）」

1）公認された需要と供給の場

「市場」は生活者の食料補完に中心的な役割を果たし、連日賑わう生活者にとって欠くことのできない重要な場となっていた。

1948年、名瀬市によって、闇市的な急ごしらえのバラック小屋の「永田橋市場」は、建て替えることが決定される。川にせり出しているバラック小屋は撤去されて、店舗主たちは、新築「市場」に移転することに決定した。

新築の建物は「市場」としての体裁も整い、需要と供給の場に相応しい環境が整備される。さらに名瀬市によって「公設永田橋市場」と公認の正式名称が付けられた。

店舗は、一間の間口を２店舗で使用と定められ、１軒に付き月30円の

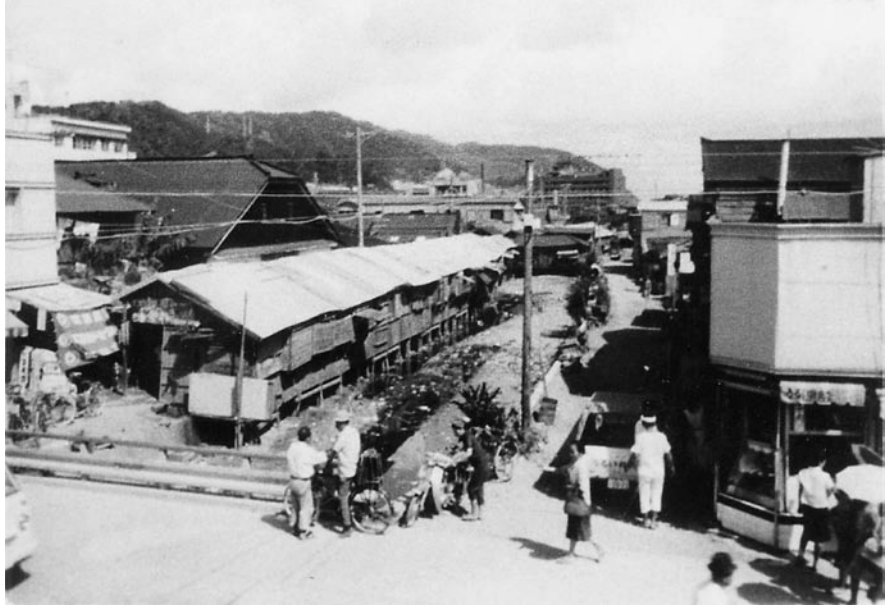

図５　「公設永田橋市場」　　著者所蔵

テナント料を名瀬市が徴収している。

新「市場」の店舗は商店らしく整い、それまでの空箱の上に板を渡して物品をのせるなどの闇市的な状態から大きく姿を変えた。

新「市場」には、地方からも観光客の如く人々が集まり、戦後唯一の明るい場として集客率は増加を続け、活力に満ちていた。

「市場」の営業時間は、早朝から夜９時頃までは普通で、店によっては９時以降も営業をしていた。人ごみで買い物ができない生活者のニーズに対応した延長時間であった。年末ともなれば一晩中営業しても、充分に対応できない程の客で溢れかえっていた。

このような状況に対して、名瀬市から第１、第２日曜日は休業をするように達しが出た。この第１、第２日曜日の休業はその後も引き継がれている[9)]。

「市場」の取扱品は、主に地場産の食材が占め、野菜類を中心に芋、果物、穀物、竹の子類、根菜類、加工食品、鰹節類、味噌類、塩辛類、漬物類、

図６　栄橋市場の入口あたり精肉店、資料提供 南海日日新聞

揚物類、飲料類、餅菓子類（行事用・日常用）、薬膳類、畜産物、鮮魚類、海産物、加工食品、黒糖、飲料類などである。

専門店化している業種は、鮮魚、精肉、海産物等で、多種類を取扱う店は、黒糖、穀物、加工食品、野菜類、果物、飲料類などあらゆるものを揃えて、小さな店の商品台の上に米・ピーナツ・黒砂糖・フキ、冬瓜（しぶり）カボチャ、イモ類が無造作に山盛りに置かれ、軒や柱には島バナナがつるされているなど地域色が豊かである。

販売方法は大形の野菜類や精肉、鮮魚等は消費者の予算や献立の要望に応じて便宜をはかっている。予算に応じて購入できる商品を選別するとか、或いは大幅な値引きをするなどの消費者の立場で商いをしている。野菜類も予算や家族構成に合わせて冬瓜（シブリ）や大型のカボチャなども注文に応じてカットして販売される。

精肉は斤で測って売られ、特大の塊から要望の料理に合わせて、その部分を切って注文に対応する。鮮魚屋は目の前で要望によって素早く調理する。この対応のあり方にも地域の特質がみられる。

鮮魚屋の台の上には大型から小型の魚、エビ、コブシュム（甲羅をもつ大型イカ）、近海でとれた魚類が並び、客の目の前で要望によって素早く解体するなどである。

2）特徴的な商品構成

他方、放出物資の缶詰類やアメリカ製コーヒー、チョコレート、タバコ類、ウイスキーなど、また貨幣（B軍票を含む）が商品として、扱われている点が統治下における混然とした「市場」の様相を示していた。

「市場」は食料を通して立ち上げられ、地域経済の出発点であり、戦後の物資不足の時期には、農業の生産力を高めたといえる。「市場」には、人々が自らの力で作った、地場の素材を生かした様々な食品や加工品が持ち込まれている。

このような「市場」は、地域社会の台所として、情報発信地として、またコミュニケーションの場として機能している。

「市場」の特質

①統制下の物資不足の時期でありながらも、地場産の商品が各地から集散されている。

②地域の食文化にかなった食材で、地域色豊かな特質を持つ食生活を支えている。

③食料供給を通して、伝統文化の伝承の場ともなっている。

④奄美は祭りや伝統行事の多い島々で、各種の伝統行事の時期になると「市場」は商う側と消費者とで、早朝から夕方遅くまで裸電球の下で賑わっている。

以上のように「市場」は食料供給を通じて、食文化をはじめとする伝統文化の伝承の場ともなり、地場産業の発展にも多大な影響を与えている。

例えば、四季それぞれの旬の素材が並ぶ店先からは、暦がみえるといわれたものである。年中行事の中でも特にハレの日が近づくと、各地域より行事用の食材が、「市場」の店先に出揃っていた[10)]。

伝統行事の食材は各々の地域の生産物を用いるが、名瀬の「市場」の場合は近隣生産地や離島から食材が集散されている。「市場」は伝統的な素材を揃えて、供給するという伝統行事の持続可能な継承の役割も果たしている。

坂井友直は「地域で住居新築の場合に経済的な負担を相互扶助の講という組合組織を形成して、建築材料や労働力を提供し、また食糧の米、大豆、味噌その他の酒肴にいたるまで組合組織が経済負担し、個々に分担する方法をとっている。また、新築竣工には、家には神主ありて祭りをする[11)]」と述べている。地域社会における伝統的な新築の祝宴を行うなど、また落成式には屋内に第一に納める物として味噌壷、米俵であるなど、祭事を通して食糧の占める重要点に重きをおいている点や、労働力の提供等で助け合うという経済的な負担を分担していることを指摘し、地域主義的な源流が伝統行事には内包されて共同体が構築されていることを述べている。

古い祭りや伝統行事には地域によって特質があり、その外観的な様式は多少異なるが、万物に神が宿ると畏敬をもって執り行なうのは共通している。古い祭りや伝統行事を通して共同体の絆が保たれて、連帯感を強めて安定した環境が維持できている。

戦後に形成された「市場」は、食料供給を通して伝統文化の伝承も一役果たしていたといえるだろう。

「公設永田橋市場」と「栄橋市場」は、高齢化や世代交代で、当時を知る人は僅かである。その中で当時活躍した幸商店、橋口商店、芳商店（当時は浜口海産物店）や新川鮮魚店の方々、「市場」を利用した多くの消費者の協力によって、２つの「市場」を構築した商店主名と取扱い商品の当時の姿を、先に記した図３のように復元することができた。

「市場」で商う者たちは、自然発生的に集まってきた奄美の全地域出身者によって構成されていたことも特徴的で、その効果が品揃えの豊富さにも現れていた。また、商店名または、氏名を明らかにする看板もなく、消費者は言語・アクセントで、徳之島の人の店、或いは喜界島の人の店という呼称によって、店の区別をしていた。

５節　自立経済

１）女性達の役割

戦後間もなくからカツギ屋、露天商、闇市時代にわたって永田橋川沿いの「市場」で活躍し、その後「公設永田橋市場」で商った「市場」の形成過程におけるパイオニア的な女性３人の事例について、以下に示す。

２）事例１

橋口たけぐりさんは、戦後当初の商いについて聞取り調査に次のように語っている。

「戦後間もない頃から、片道３時間かけ獣みちを山越えして、アッタ（有良）やアシケブ（芦花部）に芋の買付けに１人で毎日早朝にでかけ、テル（背中にせおう竹製の籠）に50キロ以上をしょって通いました。

露天商の初めの頃は、１山ずつ地べたに芋を並べる側からすぐ売り切れました。買付け価格はお互いに話しあってきめ、売値は自分の所の芋は美

味しいので、10倍でも売れたもので、自分が売りたい価格で売れました。

お客さんが自分を囲んで品物を並べるのを待っていて、何でもすぐ売れました。農家へは、戦災を免れた着物類や配給物資なども運んだものです。沖縄へも食料をだしていましたよ」と語っている。

物資不足の時期だけに、商う側は生産者側の希望卸売価格で仕入れ、販売過程においては市場の情勢によって、自分で今日の相場だよと定めていたと話している。即ち需要と供給によって闇市販売価格が設定される仕組みがとられていた。

このように商品の価格は商う側によっても格差が大きく、消費者は「市場」の両側に並ぶ数件の店を回り、比較して交渉の上に購入している。ここには米軍統治下の暗く重い空気はなく、人々の熱気と活力に満ちていて、たくましく生きる姿勢がみなぎっていた[12)]。

3）事例２

幸シズ子さんは、戦後から永田橋市場で運営をしている。次のように語っている。

「私は主に卵や昆布やソーメン、野菜等を売ってました。何でも揃えたら幾らでもすぐ売れ、とても毎日が忙しく目まぐるしい日々でしたよ。皆が欲しがる物はいい値段をつけましたよ。しばらく手に入りそうでない物は高い値段を付けても、すぐ売れました。黒糖は小宿（近郊農家）から持ち込まれていました。自分の所はほとんど生産者が運びこんでいたので、買付けにはまわらなかったですね。時たま軍の手入れがあるらしいと、情報がはいってくると品物は急いでかたづけた。私のところは軍の手入れはそれ程厳しくはなかった」

幸シズ子さんは、非正規交易で運ばれた主に日本本土の昆布やソーメン類を取扱っている。奄美では昆布は採れず貴重品、ソーメン類は藩政時代から藩が黒糖との交換品として持込んで以来、奄美の人々には馴染まれた食品である[13)]。

4）事例３

親川さんは、戦後間もなくから鮮魚を取扱っている。

「当時は各地方から早朝に漁船が港に着くと、海の荒れない限り毎日買付けにでかけました。山盛りの桶を頭の上にのせて、家々を回って行商をしましたよ。お客さんはイキのいい私の掛け声を待っていました。お客さんの勝手口ですぐ調理ができるように手早くさばいて上げるので、近所の皆さんが何人も集まってきました。早朝の行商は、家々の朝食に間に合うように時間との戦いでもありました。

また、船が夜にも港に着くので、魚は鮮度が大事ですから永田橋の橋周辺で船の到着時間によって、夜９時から11時頃まで売りました。買付け価格はその日によって船が決めるので、小売価格は加減して自分で決めました。よく売れましたよ」と語っている[14)]。

当時は漁をする船も専門的に区分されていて、例えば、カツオ漁、カジキ漁などが多く区分されていて、それによって船の入港時間が異なった。また、魚のさばき方も魚の種類によって、また料理によって異なるので、経験と知識がないとこの業界ではやっていけない。経験がない者には参入しにくい職域である。

ここに掲げた事例の３人は女性であるが、特に女性を人選したわけではないが、食品を商う業種の前面で活躍するほとんどを女性が占めているのも特徴的である。

魚介類や畜産類は技術的な理由で男性が営んでいるが、知識を持たない者でも食品関係はわりと参入し易いだけに、米軍統治下の初期の頃は、永田橋や川沿いに女性の露天商人が何十人も出現している。

現在（2000年）、露天商時代から一筋に商いを継続しているのは、橋口商店、幸商店、親川鮮魚店の３件のみで店主達は高齢に達している。

5）「市場」の発展過程

以上みてきたように「市場」は活気に満ちた展開をみせている。その発展について、以下の４点にまとめることができる。

①各地域から商う人々が参入して、モノとサービスによって利益を分かち合いながら、様々な商品の組合わせによって自立経済を目指している。
②食品類の加工産業や日用品および衣料品等のリサイクルが、自活に向けて自給率を高めている。
③初期の露天商の頃に見られた店によって異なる価格設定が、やがて価格が大きくぶれないように安定している。
④価格とサービスという業者の商品に対する競争力も倍増して、「市場」として落ち着いた機能をもつまでに発展している。

また、米軍政府下における「市場」が地域社会におよぼした過程、「市場」の特徴についても、以下の５点にまとめることができる。

第１に、　戦後、露天商から立ち上げられ闇市といわれた「市場」には、食糧不足の時期にもかかわらず食材が豊富に揃っている。
第２に、　地域の農産業物が集散されている。
第３に、　四方を海に囲まれた地理的な好条件で、海産資源利用の生鮮食品が日常の人々の食生活を支えている。
第４に、　年中行事や伝統の食文化を継承している。このような「市場」の活性化が復興への大きな原動力となっている。
第５に、　露天商から立ち上げた「市場」は自然発生的に物流、情報流、商流の機能を備えて、内発的に自立を目指して展開し、地域主義的な豊かさの原点が「市場」経済にはみえる。

このように、「市場」の展開は地域の人々の暮らしに密接につながった重要な役割をはたしてきたのである。玉野井芳郎は「地域主義」について「いきなり中央へつながる効率本位の従来の市場経済ではない、地域の住民の自発性と実行力によって、地方の個性を生かしきる産業と文化を内発的につくりあげ、下から上への方向を打ち出していく」点が大切であると述べている。これは、まさに永田橋市場の形成と発展に当てはまると言ってよいであろう[15]。

6）日本返還に賑わう「市場」

1953（昭和28）年12月25日、奄美群島は８年の年月を経て島民の悲願、日本復帰が達成されたハレの日となった。人々と共生共存し親しまれた「市場」の門前には人の列ができ、場内には「完全日本復帰・祝賀・永田橋公設市場」の日の丸付祝賀が急きょ掲げられた。

図７　1953年12月25日、奄美群島が日本復帰祝賀の「永田橋市場」
撮影・越間 誠　提供・楠田豊春

この「市場」の特異性は、両側の店舗の中ほどに大衆風呂屋があり、夜ともなると買い物客とお風呂屋の利用者が交差して、祭りのような活気に包まれる点であった。

12月25日は、季節的には冬であるが温暖な気候の奄美では、夏の服装で過ごせる様子が写真に見える。

6 節「市場」の変遷

1)「市場」の移転問題

1957 年（昭和 33）年、河川にせりだした「市場」は、不法建築物として行政から撤去を求められる。河川法では、一級河川は国が管理、二級河川は県が管理、準用河川は市管理、河川法の適用を受けない普通河川と管轄が定められており、奄美が日本返還後に奄美市条例が制定され、永田川は準用河川として奄美市が管理することになる[16)]。商店主達は協同組合を設立して、移転に備えて積み立てをはじめた。

図８　「市場」移転による撤去作業　　著者所蔵

「市場」は、お風呂屋と並ぶ横の位置に移転することに決まり、関係者が集って地鎮祭が執り行なわれている。

図９　「市場」建築予定地おける地鎮祭　　著者所蔵

図 10　新「永田橋市場」オープン　　撮影 著者

注：右手前の花を取扱っている幸商店、その隣が高橋商店

1967（昭和 42）年に総工費 1,200 万円の予算によって、建設工事は着工した。完成した「新永田橋市場」は、以前よりは小規模ではあるが、室内は明るく清潔感に満ちていた。次に「新市場」についての聞取り調査をまとめておこう。

2)「新永田橋市場」

「新市場」について聞取り調査

幸商店は、従来から専門的に取り扱った食材から花屋に商品構成を切り替えている。このように「市場」で花専門店を運営するのは、幸さんが初めてのケースである。

幸さんは、「米軍統治下の食料不足時代には、私のところに見えるお客様に不自由を掛けないために、食材を揃えるのに神経を使いました。私のところは卵と黒糖以外は日本本土の食材を扱ってましたから、非正規交易

品ですので仕入れ先にも、軍の立ち入りにも気を使いました。明るく豊かな心がもてる業種と、考えて花屋に切り替えました」と語った。

橋口さんの場合は、戦後８年間、「カツギ屋」、「青空市場」、「永田橋市場」、「公設永田橋市場」、「新公設永田橋市場」と、一筋に食料に関わる商いの場所を幾度も移転を繰返してきた。

橋口さんは、「私は戦前に大島紬を織っていたが、主人は戦争で亡くなり、戦後は食料の調達をするので必死でした。自家用に最初に買付に行ったのが、アッタ地域で、それが縁でカツギ屋を始め、毎日アッタ集落に通いました」

「米軍統治下時代から、落着いて商う間がないほど、軍、市、県の場所移動の通達に慌ただしかった年月でした。私には戦争の続きのようなものです。鮮度に気を使う生ものは気の休まる間がないので、生ものを取り扱うのは止めました。「新市場」になってからは、買付けには行かず商品の餅、漬物、乾物類は卸業者が納入してくれますので、穏やかな商売ですよ」と語っている。

幸さん、橋口さんたちの米軍統治下時代からの「市場」運営には、食料

図 11　橋口商店 奄美の加工品を扱っている　　撮影 著者

図 12　親川鮮魚店　　撮影 著者
写真の手前がグルクン（赤うるめ）のまるあげ

不足、物価高騰、軍の手入れ、低物価政策、度重なる商い場所の移動などと多難を乗り越えてきたことが明らかにされた。

親川鮮魚店は、戦後から銀座橋のたもとに位置している鮮魚専門店だが、魚のまるあげ、お吸い物用白身魚のかくあげ、蒲鉾、モズク、などを取り扱い、生活者が利用しやすい様に切り替えて消費者から好評である。

ところが、その後の時代の変化のなかで、日本本土の資本による大型店の進出が、中心地の「市場」へ通じるエリアに相次いでいる。名瀬市の「大型店舗法」に基づく大型店は 14 店舗が進出しており、内訳は、第１種の２店舗（ダイエー）を除いて他は第２種である。

「市場」を囲むように事業展開した大型店やスーパーは、日本本土のあらゆる生活用品から、四季を通して何時でも手に入る食材を豊富に取り揃え、大量仕入れ、大量販売による低価格を設定している。

これを皮切りに、消費者は利便さに直結した都市型食生活へと激変して、従来の「市場」は、一店、また一店と閉店に追い込まれ、かつての熱気と足の踏み場のない程の賑わいは置き忘れられたように、衰退の一途をたどっている。

3）米軍統治下の食糧不足を補完した「市場」の衰退要因

以下に、衰退の一途をたどった「市場」の経緯と要因についてまとめておこう。

第１に、本土資本の大型店舗の進出。

第２は、外食の増大、基幹産業である大島紬の消費が低迷。住民が多忙化し便利な食品のあるスーパー利用。

第３は、 人口のドーナツ化現象（市外へ）。

第４は、 家族構成の変化、若者の都市への移動による。

第５は、 食生活の変化、スーパーや島外からの移住者の影響を受けて、都市型食生活への変容。

第６は、店主の高齢化。

第７は、農産業の自給率の低下。

以上のことが、奄美の「市場」の衰退の要因であると考えられる。

しかしながら、奄美独自の伝統的食文化継承の上においても、何よりも奄美の食材は薬膳と言われるほど風土にかなった自然食であり、地場の農業の維持からも「市場」の存在は貴重である。

また、奄美のアンテナショップとしても、「市場」の存続は重要な課題である。

7節　まとめ

戦後間もなくから、「だれも助けてはくれない、自分の力で起き上がるんだ」と伝統的食文化や物づくり、食品加工や生活用品製造、リサイクルなど、ローカル諸産業が盛んに興ってきた。島々の各地域から商う人々が参入して、モノとサービスによって利益を分かち合いながら様々な商品の組合わせによって「市場」が形成された。

地域主義的な自然な発想で人々が、同じ目的に向かって形成されたのが「永田橋と栄橋市場」で、この「市場」は食糧の供給だけではなく、地域の人々と共生共存してきたという特質があり、復興への大きな活力となってきた。

露天商から立ち上げられた「市場」は、米軍統治下の統制経済にもかかわらず、自然発生的に生産地と消費者との間に物流、情報流、商流の機能を備えてきた。手探りでつくり上げられた「市場」は、人々が必要とし、利用し共生している場であり、それまで人間関係を持たない者達によって、同じ目的に向かって形成されてきたことが、この「市場」の独自性を形成している。

米軍統治下の物資不足の時期でありながらも「市場」には地場産の商品が揃い、取扱商品の中心は地域の食文化にかなった食材で、地域色豊かな食生活を支えている。食料供給を通して伝統食文化の伝承の場ともなり、相乗効果で「市場」は地場産業の発展にも多大な影響をおよぼしている。

例えば、年中行事の一つの祭りが近づいたことを知らせるような品々が並び、また、四季それぞれの旬の素材が並ぶ店先からは、暦がみえるといわれたものである。

米軍統治下の８年間は、布告、布令、指令、規則、通達などの発令によって、制度改革が米軍政府の権威によって実施されてきた。他方では、奄美の商業界は明治以来、日本本土商人が占めていたが、彼らは戦時中本土に撤退した。この時期に奄美の商業圏は奄美の人々自らによる運営へと歴史的な変容を遂げて、これまで不可能であった経済圏の構築を可能にした。

だが、現在では流通制度の変化などで、消費者、生活者の食生活が変容し、国内外の食材が四季を通して消費できるようになり、いつでも、どこでも、必要な時に入手が可能になっている。

そのような時代の変遷は、地域社会の伝統的な祭りや行事にも多大な影響をおよぼしている。

歴史的にみると、奄美において、「二つの市場」が形成されたのは、第二次世界大戦後の米軍統治下においてであり、カツギ屋がルーツの闇市から形成された「市場」には、物資不足の時期に人々と共生したという特別な歴史がある。

全体を通してみると、この米軍統治下の８年間は、奄美において自立経済が初めて形成された点で意義深い年月であったといえる。

奄美の復帰当時の新聞は、「空白の７年 11 カ月、双方にマイナスだった」

との見出しで、奄美の復帰運動の父と呼ばれた、泉芳郎氏の談話を次のように載せている。

「奄美群島のアメリカの支配は出先機関が軍人であった事は失敗であろう。軍人は何処の国でも狭い視野しかもっていない。形式上の民主主義は与えてくれたが、最後の壁は戦勝国が敗戦国に対する勇者の支配、それは、軍政の原則である精神的なものを否定できぬ。島民の感情が心から軍への協力体制になれなかった点でアメリカの奄美群島統治は赤字であった」と掲載している。

このように、米軍統治が島にとってマイナスだったという見方は強いが、これまで見てきたように、二つの「市場」を中心とした自立経済の興隆が奄美の経済と暮らしに及ぼしたプラスの側面を見逃すわけにはいかない。この時期に「市場」を通して人々が活力に満ちていたことが、奄美経済の足元を固めることとなっている。このような経過を経て、８年間の日本本土との隔たりの後に奄美群島は祖国日本へ復帰する。

本来、経済は社会的生産による人と人の関わりであり、生産過程が持続的に行なわれていない経済は成立しないであろう。

二つの「市場」が構築された背景には、人々の無意識下に自立という目的があり、この点で実に意義深い。地域主義的な豊かさの原点である「市場」の経済を、ここにみることができる。

注

1)『戦後米国統治下の奄美経済』第４章自立経済の展開・商業地域の形成・１節二つの「市場」P91 ～ 108

2) 1946 年３月 14 日「北部南西諸島米国海軍軍政本部」が置かれた。以後ここを拠点に特別布告、命令が公布された。これが奄美の軍政府時代の幕開けである。

軍政府は政策の手始めに、「北部南西諸島軍政府布告第１号」を布令し、まず食糧問題を取り上げた。

1、大島郡に於いて現在保有生産し、又は将来生産せられるべき食料統制は、北部南西諸島米国海軍軍政府奄美大島名瀬本部内、大島郡食糧需給調整委員会に委任せり

2、大島郡より食糧を搬出持去せむとする者は、上記統制委員会に予め書簡を以って申請し、その許可を受くべし

3、大島郡食糧需給調整委員会は、予め北部南西諸島米国海軍軍政官の同意なくして、大島郡より食糧の搬出持去を認可する事を得ず。以命通謀す。

この公布によって、郡内食糧調整を目的に軍政官の直属機関として大島郡食糧需給調整委員会を設置し食料統制を開始した。

3) 軍政府は 1947 年６月３日に次の北部南西諸島軍政府命令第７号を発令している。

「北部南西諸島住民に告ぐ」物品の売買価格調節の必要を認むる故に茲に左の命令をなす

1、軍政長官の随時発する「最高価格表」に掲げられたる物は、凡て物価表記載の価格を超過せざる範囲において、之を売買の委託をなすべし。

2、凡て物を交換売買をなさんとする物品は一品毎に正札を附し、物価政策の撤低を期す

3、物の売買に当たり軍政府長官の公布せる最高価格を超えて之を要求し提供し受領し若しくは支払いたる者は何人たるを問わず軍事裁判所又は裁判所において定罰の上 25 千円以下の罰金も若は其の物の公布最高価格と売買価格の差額の５倍以下の罰金５年以下の懲役又は、即刑若は裁判所の定むる他の刑罰に処せられるべし。

1947 年６月３日

北部南西諸島軍政府長官 工兵少佐フレッド・M・ラブリー

4)『経済論集』33 号 自立経済の展開の中で、p40 ～ 53 二つの市場の形成と展開について、詳細を明らかにしている。

5) 近郊の農家から牛や馬に添え付の荷車で、新鮮な農作物を名瀬市内に運び、主要

道路に一時駐車して商っていた。今日でいう産地直売である。市場調査など無視した価格設定であったが、食料不足の時期だけに価格には不満でも消費者は利用して、行商は完売していた。

6）著者の実家でのホワイトアスパラ失敗談である。白いアスパラがボイルされた食材の存在を認識した時であった。周囲の人々も放出食品の調理方法などの情報収集をして食文化の違いに戸惑っていた。

7）『米国統治下の奄美経済』p91 ～ 108 自立経済の展開･商業地域の形成の二つの「市場」の中における製造所や商店を自力で立ち上げた事例を掲げてある。

8）玉野井芳郎著作品集第３巻

9）三上絢子研究ノート

奄美における年中行事（地域によっても祭の様式が多少異なる場合がある）。

1 月 1 日、元旦、暁明には若水と称し初水を汲み祖先の仏前に捧げ、子供は若水にて書初めをして、これを吉書として仏前に捧げる。お正月の清福祈願をなす。

2 日、 新築祝、金山祝（鍛冶屋祝）、細工祝（大工祝）、船祝等がある。

7 日、ナンカンジョセ（七草粥）、当年七歳の子供の無病息災と成長祈願で隣家七軒の親類知己をまわり、豚骨を頂くのである。

14 日、14 日正月、桃や榎の小枝に指頭大の三色の赤、白、緑の餅をつけ、家の中や墓前に供え、家族の安泰や祖先供養し又五穀豊穣を予祝する。

16 日、祖先正月、墓参をして、墓前にて酒肴を持参して酒宴を開く。

3 月 3 日、 節句（桃の節句）、蓬餅を作り祖先に供え親族知己へ贈る、家の軒端に　蓬を挿し魔よけとする。

4 月　　虫けらし、稲につく害虫払い。

5 月 5 日、 節句（端午の節句）、軒端に菖蒲や蓬を挿し悪魔を払う。

7 月 7 日、七夕祭、朝露で墨をすり、5 色の短冊に和歌や訓言を書き青竹につけ学童の上達を願う。

7 月、　　浜下り､｢ツチノト｣の日「カノエ（庚）」の日に 33 年忌以上の高祖祭。並びに当年誕生の子供の成長祈願である。浜にて酒肴を持参して酒宴を開く、闘牛、相撲、手踊り等が行われる。

7 月（旧 13 日～ 15 日）お盆、祖霊の慰霊祭、精進料理は十二支にない肉類の豚、魚類を使用。

8 月 15 日　15 夜、正月や浜下りと並んで盛大に行われ、酒宴の傍ら闘牛、相撲手　踊等が行われる。

8 月、　　三八月（ミハチグワツ）、8 月第 1 の丙の日を「アラセツ」（収穫感謝の豊年祭と来年の豊作祈願）､これより中 7 日目の甲子（キノエネ）を｢シバサシ｣、この後の甲子日を「ドンガ」（先祖祭）と称し、先祖へお膳を供え、先祖崇拝で墓参をする。

9 月 9 日　　古人は衣替えの節句とした。

12 月、　　大晦日、力飯と称して硬飯を炊いて椎の木製の大箸を以って一同会食　する。年重ね餅を御前に供えてこれを親族知己へ贈る。

このほかに各種祝時に生産祝、婚礼祝、新築祝、年の祝、船出三日祝等があり、娯楽行事として、闘牛、相撲、八月踊り等がある。

① 1 月 1 日 元旦

お神酒

三献

サンゴンは元旦の重要な儀式である。用意された山海の素材を使用し三種 （フル）のお吸物が 1 椀づつ 3 度にわけて運ばれる。

1 の椀、白身の魚（マツ）やエビ、蒲鉾

2 の椀、卵、ささみ、ネギ

3 の椀、お餅、自然芋、椎茸、ニンニク葉

祝膳

地場産の蕗や竹の子は煮物の素材として多く使用され、豚類は塩漬けにしたものを何度も茹でこぼして塩分と油分を抜いた後独自の方法で調理される。

1、お刺身（クロマツ、アカマツ）

2、煮物（豚肉の厚切り、ダイコン、ふき、竹の子）

3、酢の物（ニンジン、ダイコン）

4、煮魚（タイやブリ等）

5、揚物（魚や野菜）もち米のてんぷら

6、厚焼玉子、かまぼこ（白身魚）

7、豆類（小豆や茹でた落花生）

8、紅白の自然イモの白と紫（こしゃまん）

②７月
浜下り
地域の年中行事として高祖祭（祖先）と其の年に誕生した子供の成長祈願である。お盆や正月と並んで盛大に行われる。重箱料理を準備して地域の浜辺に下りお祝いの宴を開くのである。誕生した幼子が初めて海水に足を浸して成長祈願をして祝福をうける。

重箱料理 一の重
1、魚のから揚げ（赤ウルメ、白ウルメ）
2、卵（厚焼き）
3、肉の煮付け（豚三枚肉、黒糖）
4、魚介類塩茹（貝、エビ）
5、てんぷら（魚、ニンジン、落花生）

重箱料理 二の重
1、煮物（豚肉、ダイコン、蕗、ニンジン、竹子）
2、昆布巻き（魚、豚肉、昆布）
3、豚煮（豚かく煮、しょうが、ねぎ）
4、赤飯（島小豆、米）
5、味噌漬（魚、イカ、落花生、イギス）

重箱料理 三の重
1、餅菓子類　焼酎

この事例に見られる様に魚を素材にした献立が祭りにも多く用いられる。地理的に東シナ海と太平洋に囲まれる奄美群島は新鮮な魚（ブギン）のよさを生かして、魚を干した加工品の利用はほとんどしないのである。

「市場」で取扱っている、地場産物の区分
黒糖類　　徳之島黒砂糖、喜界黒糖、かさん黒糖
果物類　　島バナナ、島ミカン（改良種のタンカン、ポンカン、ケラマミカン）、トケイソウ、パイナップル、マンゴー、スモモ、バンシロ（グワバー）、野生の野イチゴ、レットドラゴン、スイカ、パパイヤ、クワの実、ほうとう、いちじく、しいくわ
野菜類　　ハンダマ、フダンソウ、小松菜、大根葉、タカナ、シロナ、キャベツ、ミスナ、ハクサイ、シュンギク、ほうれん草、ミエンドウ、サヤエンドウ、インゲンマメ、エダマメ、ホロマメ、ササゲ、ニガウリ、島ウリ、ヘチマ、カボチャ、ダイコン、冬瓜、ナス、ニンジン、ピーマン、オクラ、トマト、ネギ（センモト、ワケギ）、ニラ、ツワブキ、ムキ芋ツル、セリ、ムキクワイ、ブロッコリー、カリフラアー、レタス、シソ、せんなり、ヨモギ、きくらげ、マコモ、ハトウサ、生姜、パパイヤ、ミョウガ、ウコン、タピオカ、椎茸
イモ類　　甘藷、里芋、オヤ芋、小芋、タイモ、じねんいも、じゃがいも
竹の子類　キンチョウダケ・８月頃、コサンダケ・８月頃、マーデ・４月頃、コサンダケ・３月頃
根菜類　　ニンニク、ラッキョ、ユリ根
穀類　　米、麦（小麦、裸麦）、島小豆、落花生、椎の実、ゴマ、ソラマメ、トウモロコシ、蘇鉄の実、粟、大豆
畜産類　　豚、牛、鶏、猪、ヤギ

海産類種類別区分、魚介類①②③④⑤⑥⑦は各種の魚、⑧貝類、⑨食用海藻類
①タイ（マダイ、イズミダイ、アマダイ、赤万ダイ、イズミタイ、黒万タイ、シロタイ、チダイ、マツダイ、コロダイ、キンメダイ）
②マツ（クロ松、アカマツ、シロマツ、ギン松、青マツ、サオマツ、シーマツ、ドンコ松）
③ エビ（赤エビ、アヲエビ、セデエビ、赤テゴサ（エビ）、シニエビ、川エビ）
④カジキ（黒皮カジキ、メカジキ、マカジキ、バショウ）
アカメ、イトヨリ、
⑤イカ（水イカ、トビイカ、コウイカ、スルメカ）
⑥カニ（アサヒガニ）
⑦アラ、イナゴ、オボソ、アジ、赤ムロ、アラボ、エラ、アイ、赤魚、赤仁、キホタ、アカズ（アカウルメの大）、ウニ、ハガツオ、ウナギ（海）、オモナガ、カマス、アヤビキ、アラカブ、カツオ、カタヤス、ガラ、ガブ（クチナギの事）、コデ、コーメ、コーグル、カワハギ、カサベラ、シチ、コースク、グルクマ、シビ、カマジ、キビナゴ、カブクヤ、キスビ、キハダ、ソージ、サワラ、スボタ、サンバラ、シジ、シガリ、サバ、ススキ、スケソ、キメジ、トカキン、タバ、タマミ、タチウオ、

トビウオ、タコ、トビウオ、シロホタ、ツノマル、チヌ、タマガシラ、トンボ、イシガキ、ネバリ、ホタ、ヒキ、フグ、ヒラ、キメジ、ハネグロ（ネバリの一種）、ボラ、イガ、アイザメ、フカヒラメ、カンパチ、スビ、マシン、モテナ、マコブ（エラブチ）、マンダ、ムチ、マグロ、メチカ、ブリ、キハダ、ハマチ、シロムロ、ブラ、バチ、ズーズル（ヒキの大）、サバ、スワシン（ネバリの一種）、チビキ、シイラ、メバル、タルメ（マツの一種）、セイカ、コメジ。

貝類　⑧夜光貝、サザエ、アワビ、テラジャ（トビンニャ）、タカセ貝、マンネン貝アジゲ、 広瀬貝、玉貝

海草類　⑨モズク、スノリ、フノリ、イギス、青さ、海人草

※漁業の方法として、カツオ１本釣、瀬物１本釣、定置網、ホコツキ、シンカイタテナワ、アミギョギョウ等である。

加工食品 島醤油、ジマメ豆腐、島味噌、塩豚、島塩、砂糖酢

鰹節類　鰹節、カツオ生節、削り節、カツオ味噌節

味噌類　イギス味噌漬、なり味噌、ジマメ味噌、豚味噌

塩辛類　キビナゴ塩辛、ウニ塩辛、カツオ塩辛、シュクガラス、イカ塩辛

漬物類　パパイヤ、ニンニク、ラッキョウ

揚物類　かまぼこ、つきあげ、魚あげ物、あげ餅、アンダーギー

飲料類　みき、焼酎、ハブ酒、豆乳

餅菓子類

（行事用）じょうひ餅、ヨモギ餅、紅白餅、カサ餅、つきがん、いり粉餅、かん、型菓子、麦のしき、チマキ

（日常用）アクマキ、ふくらかん、いんぐめ、もち米のこうしん、がじゃまめ、ひきゃげ、椎の実餅

薬膳類　クビの木、ダラの木、ばんしろの葉、ウコン、ニガナ、海人草、蘇鉄の実、ヨモギ、ニンニク、アロエ

以上のように「市場」には、奄美の自然が生み出した自然食、薬膳などの食材も集散されている。

10）『戦後米国統治下の奄美経済』第４章自立経済の展開・商業地域の形成・１節二つの「市場」P91 ～ 108

11）『奄美郷土史選集』第１巻、徳之島小史 P185 ～ 188

12）高橋商店主からの聞取り調査による。高橋たけぐりさんは、カツギ屋の発祥の時期に最初にアッタ・アシケブ集落に買付に毎日通って、50 キロのイモや野菜などをしょって、青空市場で商っている。闇市のルーツについて詳細に語ってくれた。青空市場、河川の上のバラック市場、公設永田橋市場、日本返還後に河川法違反による移転した市場と４回も移転を繰り返している。４回目の市場では、めっきり集客率の低迷した市場で、米軍統治下の多忙だった頃を懐かしんでいた。戦後の「市場」の立役者的な存在で、食料不足時代に生活者に食料供給をしたプラス側面を見逃すことはできない。

13）幸商店主からの聞取り調査による。幸さんの場合は、河川の上のバラック市場時代から「永田橋市場」に関わっている。買付には出かけることはなく近郊農家から野菜や卵、黒糖が持ち込まれている。また日本本土の非正規交易による食品が持ち込まれていて、生活者から注文も多かったと語っている。日本返還後に河川法違反による移転した市場と３回の移転を繰り返している。３回目の「市場」では生花店を営んでいる。

14）新川鮮魚店女性主人からの聞取り調査による。河川の上のバラック市場時代から現在も銀座橋周辺で、鮮魚店を運営している。

15）『等身大の生活世界』玉野井芳郎著作集４、P163

16）河川法の旧法は 1897（明治 29）年制定、新法は 1964（昭和 39）年７月 10 日に制定されている。

参考文献

奄美群島政府『奄美大島関係条約及び法令集』鹿児島県（1954）
奄美郷土史研究会編『群政下の奄美』奄美郷土史研究会編（1983）
指宿良彦『大人青年（ふちゅねせ）』セントラル楽器店（2004）
指宿家の回想録『ともしび』（1986）
沖縄県庁『沖縄県史』財団法人沖縄文化振興会、公文書管理部史料編集室（2005）
沖縄タイムス『沖縄大百科事典』沖縄大百科事典刊行事務局（1983）
鹿児島県地方自治研究所『奄美戦後史』南方新社（2005）
K・ポランニー『人間の経済学・I』岩波書店（1998）
K・ポランニー『人間の経済学・II』岩波書店（1998）
国民生活センター『地域自給と農の論理』国民生活センター（1987）
坂井友直編『坂井友直奄美郷土史選集』第全巻 国書刊行（1992）
大熊青年団『大熊誌』名瀬市大熊青年団（1964）

塩田庄兵衛・長谷川正安・藤原彰『日本戦後史資料』新日本出版社（1995）
玉野井芳郎著作品集第１巻『経済学の遺産』学陽書房（1990）
玉野井芳郎著作品集第２巻『生命系の経済に向けて』学陽書房（1990）
玉野井芳郎著作品集第３巻『地域主義からの出発』学陽書房（1990）
玉野井芳郎著作集４『等身大の生活世界』学陽書房（1990）
多辺田正弘『コモンズの経済学』（1990）
堂前亮平『沖縄の都市空間』古今書院（1997）
轟楠男『鹿児島事件外史』鹿児島新報社（1962）
名瀬市『名瀬市誌・下巻』名瀬市役所（1972）
南海日日新聞社『南海日日新聞五十年史』南海日日新聞社（1997）
名瀬市『名瀬市誌・中巻』名瀬市役所（1973）
名瀬市『名瀬市要覧』名瀬市役所（1952）
名瀬市『名瀬市誌・下巻』（1973）
那覇市『那覇市史・通史編３巻 現代史』改名『戦後をたどる』（2006）
農林省統計調査「『作物作付面積反収及び生産高調査表』」名瀬出張所（1953）
平岡昭利『離島研究Ⅰ・Ⅱ』海青社（2003）
松尾恒一『琉球弧』国立歴史民俗博物館 岩田書院（2012）
松下志朗『近代奄美の支配と社会』（1983）
三上絢子 論文『市場の変遷』（2001）
三上絢子『戦後米国統治下の奄美経済』国学院大学大学院経済学研究科（2003）
三上絢子『経済論集』33 号 国学院大学大学院経済学研究科（2005）
三上絢子 論文『商店街の形成過程』（2008）
三島村村編纂委員会『三島村誌』朝日印刷（1990）
村山家国『奄美復帰史』南海日日新聞社（1957）
琉球銀行『戦後沖縄経済史』琉球銀行調査部（1984）
琉球銀行『琉球銀行 35 年史』凸版印刷（1985）

第９章　米軍統治下における商業空間

前章では、主に米軍政下の奄美・名瀬町における「市場」の形成過程を取扱い、そこに関わり、参加した人々の証言から明らかにした。本章では、さらに踏み込み、奄美における商業が歴史的・経済的視点から、どのように変遷してきたかをみていこう。また、米軍政下に形成されたこの商業圏は、奄美において有史以来、はじめて奄美出身者によって形成されたものである。その実態について詳細に明らかにする。

１節　奄美における商業圏の形成過程

１）歴史にみる奄美の商業圏

1613（慶長 18）年以来、1875（明治８）年に至るまでの 260 年間の奄美は、薩摩藩の支配下で過酷な圧制下におかれていたのである。明治維新政府の近代化政策による廃藩置県の令により、奄美群島は藩政の圧制束縛から解放され、人権と自由の回復をしている。

当時の状況について、以下に『奄美郷土史選集』第１巻・徳之島小史から引用する。

「1829（文政 12）年以来、砂糖は藩主より総買上げをなし来りたるも、1873（明治６）年３月 30 日、大蔵省より勝手販売を許されたり其の達文左の如し。

第 46 号　　府県

別紙の通り鹿児島県へ送達候間各地方に於いて砂糖買受度望の者は勝手次第渡島交易可致旨為心得人民へ可触示事。

（別紙）　　鹿児島県

其の県管下大島、徳之島、喜界島、沖永良部島、与論島等島々出産の砂糖従前勝手販売差止有之掛之処自今貢納定額の外島民所得の分勝手売買差許し内地商人共と互に往来致し広く営業為致可申事。

夫れ斯くの如く島民は始めて砂糖に於ける権利を与えられたりと雖も当時の在番及び島史等は未だ取引に慣れざる島民をして、俄かに勝手販売を許さば奸商の奸策に陥るの慮ありあとなし、５カ年間の期限を以って鹿児島商人と一手販売の契約をなして他に販売する事を禁じたり。これ県側の内訓に基けるものならん而して本店を鹿児島に置き島人日用の需要物品は島史を鹿児島に派して仕入れせしめ、物品到着の上各自の出産糖に超過せざる様これを配当する事を従前官買の時に於けるが如し、然るに他の商人等大いにこれに反対し人民を扇動し売買の自由を説きたるも在番所厳しくこれを押さえ契約期間中はこれを覇行せり当時の民情上在番所の干渉亦止む可らざるものありしなるべし[1]。」

大蔵省の通達によって、島民は藩政の圧制から解放されても自由取引がただちに実施されることはなかった。砂糖勝手売買が島民に許されたとはいえ、県は島民が商取引に不慣れであると言う理由によって、５年間の時限付きによる鹿児島商人との一手売買という契約を成立させ「大島商社」を設立している。この「大島商社」を通して、島民との間で官営的な事業が展開されたが、その結果は島民にとって、藩政時代と変わらない状況であったのである。

島民は、自分達の生産する黒糖は低く評価され、交換物資は高い価格で設定されるといった二重の不等価交換が強制されている。

2）黒糖自由取引

1878（明治 11）年に入って、ようやく奄美の島民による自由取引が実施されるようになったが、今度は鹿児島や大阪の商業に精通した商人が、競って奄美に押し寄せて黒糖生産者との交渉をしている。

「鹿児島、大阪等の商人争い来りて、甘言以って島民に接し剰え素麺や焼酎を与え糖業者を懐け、各自出産糖に不相応の金品を貸付けしを来て、―中略―当時の計算法は、砂糖百斤の債務にして春季に至り返却できざる場合は、砂糖一斤に付其の年の秋米六合五勺に換算し即ち砂糖百斤の証書を同年秋米六斗五升の証書と引換、若し同年秋に至り米の返却なし得ざれば、米三合を砂糖一斤に換算し砂糖二百十六斤六合六勺の砂糖証書を取入れ、実に一年の間に倍以上の高利に及べり。これは内地商人のみならず本島一般の貸借方法となりし[2]。」

黒糖生産者達は商業に精通した商人達から接待や物品の贈与などを受け商談を成立させるケース等が見られている。また、島民はその前払金を受けて商人のペースで契約を結んでいる。だが経済感覚も商業知識も充分に持ち合わせていない生産者は、台風災害などにより、砂糖黍が被害を受けると負債は増大して、結果的に家屋や土地を抵当に差し入れて困窮に陥る。

このような結果が発生した理由は、黒糖自由取引が実施されたにも関わらず、歴史から伺い知ることができるように、島民が商人達と対等な立場で商取引の経験を持っていなかったことにある。つまり商業的な知識等の取引に対する不慣れが原因といえる。旧藩政時代における薩摩藩の二重の不等利益を確保する独占的な取引が、実質的には本土商人に継承され、黒糖生産者達は窮地に追い込まれる。

明治維新政府による近代化政策の一環である地租改正によって、土地の私有権が認められると、土地が商品として売買されるようになった。本土商人たちは、そこに着目し資金融資の担保に債務者である生産農家の牛、馬、田、畑、宅地等を差し入れさせている。その結果、負債生産農家はしばしば所有地を失い、貧富の差が拡大している。

奄美にとって藩支配からの解放は、近代化日本の目指した資本主義社会への参入であり、いわば本土商人に翻弄される時代となったのである。

地租改正実施と同時に、鹿児島の商人および大阪等の商人が競って、黒糖取引に来島して奄美各島に組織的に出張店を展開している。

商人達は島民との間で生活必需品と黒糖を交換して、島外へ持ち出して利潤を確保しているが、逆に奄美経済は負債が増加して苦境に追い込まれ、明治末には負債総額が増大したと推定されている。

2 節　商社の形成過程

1）第 1 期商社の事業展開

奄美における商品価値の高い黒糖をめぐる黒糖商人達の展開をみておこ

う。1878（明治11）年、奄美群島の奄美大島、徳之島、沖永良部島の各地域の専売商社「大島商社」が解体されると、鹿児島、大阪、他から大手商社と一部小規模商社が来島して関わっている。

黒糖交易を目的に進出した商社設立の資本金は、金額順に運輸関係商社の100,000円・1社、80,000円・1社、50,000円・2社、30,000円・1社、25,000円・2社、9,000円・1社、9,000円未満・3社である。

商社の創立年度は、1879年に3社、1880年に3社、1881年に1社、1882年に1社、1885年に1社、1886年以降に2社である。

商社は、鹿児島の士族授産事業と関わりのある商社、鹿児島系商社、大阪系商社であり、多くを鹿児島系商社が占めている。

これらの商社が黒糖買付事業を展開した時期が、第1期商社時代である[3)]。

第1期商社

1、大島商社（解体した商社とは別である）
　鹿児島汐見町に大島産糖交易を目的に1879（明治12）年1月設立、資本金5万円。

2、運輸関係商社、商通社
　1879（明治12）年、士族授産会社の承恵会社を再興改称、本社は鹿児島生産町、資本金10万円。創立者、社員ともに士族、本業は貸付業、大島産糖その他の物資の運輸。

3、康泰社
　鹿児島六日町に徳之島産糖交易を目的に1879（明治12）年12月設立、資本金2万3,000円。

4、南島社
　鹿児島生産町に沖縄、大島等産糖交易を目的に1880（明治13）年11月設立、資本金8万円。

5、商南会社
　鹿児島堀江町に徳之島産糖交易を目的に1880（明治13）年4月設立、資本金5万円、8百株。

6、供志社
　南大島の古仁屋村に大島砂糖交易を目的に1880（明治13）年11月設立、資本金9,000円、360株。

7、大一組便利社
　各島物産運漕を目的に1881（明治14）年6月鹿児島に設立、資本金3万円、600株。

8、物巻会社、
　鹿児島士族山田海三等が1882（明治15）年3月鹿児島汐見町に創設、
　　業務は物貨の保険を本業とし、貸金業を兼ねる。
　預かる物貨は砂糖、米。

9、明行社
　鹿児島住吉町に沖永良部島産糖交易を目的に1885（明治18）年2月設立、資本金2万5,000円、5百株。

10、士族の結社で商人と運営した小規模商社として、三島社、鹿島社、鹿大社、西竹社、東社、安田組、来蘇社。

11、大阪系として
　松野松右ヱ門、松江政助、川井田半左ヱ門、富和組、三島組、渋谷組。[4)]

以上の第1期商社は、1878（明治11）年に専売商社（大島商社）が解体されると、その後に次々と進出して砂糖の買付けと生活必需品の販売に従事、島民達の生産する黒糖のほとんどを買占めている。1883（明治16）年から1885（明治18）年に至る松方財政によるデフレーションで農産価格が暴落すると破壊的打撃を受けて、鹿児島の士族授産事業は没落した。

第1期商社の中では、大阪系の川井田半左ヱ門を除いた他の商社は、松方デフレの影響を受けて奄美から撤退している。

2）第2期商社の事業展開

第2期商社は、1885（明治18）年以降に鹿児島、大阪、大分、佐賀地域の寄留商人が個人的商店の形態で、奄美の黒糖買付けを目的に進出している。

表１　第２期商社

商　社　名	出身地	取　扱　商　品
ならや この店では数多く奄美出身者が番頭で働いている。	阪神地域	黒糖商
山下商店名瀬支店 支店長川井田半左ヱ門	鹿児島	味噌、醤油、呉服、その他全般
鹿児島竹之内商店名瀬分店	大　阪	黒糖買付、食糧雑貨、陶器ハカリ、他全般
白石格太郎商店	大　分	黒糖買付　食糧雑貨、呉服その他全般
池畑運送店名瀬支店	鹿児島	船舶運輸業
緒方辰四郎商店	佐　賀	醤油製造業
新納勇造商店（ならやで働く）	奄　美	砂糖買付、紬糸、紬取り扱い
泉坊ンデ商店（ならやで働く）	奄　美	砂糖買付
松本赤坊商店	奄　美	紬工場
池田嘉次郎商店	奄　美	食糧雑貨、醤油醸造業
久保兄弟商会薬局	奄　美	薬品
秋貫一商店	奄　美	全　般

出典『名瀬市誌・下巻』をもとに著者作成

黒糖買付けと同時に本土から食品関係、生活用品、雑貨品、呉服などの取扱商品を流通をさせることで、効率的な利潤の追求をしている。

大規模な商社は、雇用人の中に奄美出身者も採用するようになり、中には寄留商人のもとで従事した奄美出身者が事業運営のノウハウを身につけて、本格的に経営者として独立し商業界に参入している。奄美において地元出身者が、小規模ながら商人として地位を確立した時期である[5)]。

奄美の主要産物の一つである黒糖価格の下落の一方で、1897 年頃になると入れ替わるように大島紬の価値が一般に評価されて需要が高まり、地元出身商人の一部は大島紬関係の事業の運営に乗り出している。

3 節　商業圏の拡大

1）奄美商人と寄留商人による商業圏

1932 年になると、多くの県から来島した寄留商人達が資本や商業規模も拡大していて、利潤追求のために確実性の高い業種を独占している。商業に精通した寄留商人達は組織的に安定した経営方法によって、本土とのネットワークを活用し、専門店化した運営方針で豊富な商品を取扱うことができている。

例えば、履物業を取上げると、広いスペースの店内には普段履下駄が男女用から子供用の各種、下駄の付属品の鮮やかな綿や別珍の鼻緒、草履、足袋、子供の祝儀用の赤や黒塗りのぽっくり、傘など、これまでの奄美では見られなかった豊富な品揃えで、集客を企てた店舗構成である。

この時期になると奄美出身の商人が多数を占めるようになり、名瀬においても自立を目指して多業種が開業している。だが、商人の大部分は自営業的な小規模な自宅兼店舗という程度であり、本土商人との競争力は比較するにはおよばない状態である。

地元商人の業種としては、大島紬生産に関わる業種、生鮮食品関係、交通・運送業、従来から地域において生活と関わりの深い業種（理容業・風呂屋業・嗜好品・畳商など）、中でも旅館は、本土からの商人の来島が頻繁になるにつれて増加している。また商談の場として、接待を中心とした料亭や飲食業は需要の増加によって繁栄している。

2）第３期商社の展開

奄美に進出している業者の件数について、県別、業種の区分などを以下に示す。

奄美 153 件

魚商業、旅館業、料理屋業、飲食業、米穀業、精肉業、製氷業、印刷業、薬業、理髪業、紬関係業、土地建物仲介業、雑貨業、金融業、茶商業、

洋服商、タバコ業、写真業、材木業、染色業、海産物商、風呂屋業、自動車関係、運送業、履物業、酒造業、文具業、菓子業、小間物商、畳商、呉服商等

鹿児島県 93 件
船具業、指物業、洋服業、新聞取次ぎ業、畳業、履物業、時計商、茶商業、呉服業、金融業、自動車業、果物商、風呂屋、雑貨商、醤油製造業、米穀業、荒物業、金物業、書籍業、文具業、材木業、請負業、鮮魚商、製氷業、運送業、旅館業、質屋業、菓子業、建設業、素麺製造業、料理屋業、小間物業、紬商等

静岡県 1 件 茶商

兵庫県 2 件 木炭業

岐阜県 1 件 糸商

宮崎県 6 件 米穀雑貨業

佐賀県 9 件 メガネ商、機業、醤油製造、用品小物業、鉄鋼業、製材業、瓦製造業

熊本県 5 件 履物業、文具雑貨業、薬種業、小間物雑貨業

大分県 8 件 海産物業、紬業

沖縄県 8 件 酒造業、雑貨商、ロクロ細工業、焼酎製造業、旅館業

神奈川県 1 件 小間物商

高知県 2 件 洋品、小間物業

大阪府 2 件 海産物業、紬業

名古屋（愛知県）1 件 糸商[6)]

奄美に 14 県から来島した寄留商人は、商業地域として名瀬の中心地という立地条件の良好な地域を確保し事業を展開、合理的な経営方針で中央通り商店街を形成して繁栄している。

だが、戦争が激しくなると、地元出身の店の従業員に留守を頼んで一時的に引き揚げたり、完全に整理して日本本土へ撤退する寄留商人も出現している。

日本本土に一時引き揚げた商人達は、奄美が「日本の領域」に関する指令により、日本本土から分離される事を知ると、旅行用パスポートで来島して戦前の店の番頭や使用人達に土地を売却し資産の整理をしている。

奄美出身者の土地購入資金は、非正規交易によるもので、多数の商人達が本土商人の勢力圏であった中心的な商業地域を確保している。

第二次世界大戦の終戦は、奄美の商人達が中心地の商業圏での事業運営を可能にした歴史的転期となる。当時の名瀬の商業圏の様子は、図１のとおりである。

3）奄美大島の法人企業

1950 年、奄美と日本本土との正式貿易の道が開けると、69 商社の民間貿易が認可されて正式な LC が開設される。

貿易商社には、輸出専門企業、輸入専門企業のように専門的に運営している場合と、輸出入を兼ねて展開している企業や沖縄に支店を設置している企業もある。この時期には、法人企業として株式会社、合資会社や商会、商事、商店名、屋号などの名で LC が開設されている。

LC による輸入品目は、米軍統治下の物資不足の時期だけに、食料品、生活用品などの雑貨、建築資材、呉服・衣類などであり、それらを供給す

図１　1935（昭和 10）年の名瀬の商業圏　　資料提供 指宿良彦

る以下の商社が多数を占めている。

輸出品目は、日本本土において需要の高い奄美特産の黒糖を扱う商社が圧倒的数を占め、戦前から輸出品であった装飾用材料としての貝殻、蘇鉄葉などを扱う商社が数社で、本場奄美大島紬は戦時中の工場焼失と材料不足によって、米軍統治下での生産は低下をたどり、一部の生産者による生産品と戦災を免れた製品を扱う次の商社と少数である。以下に取扱品目と社数を示す。

輸入取扱品目

食料品 25 社、雑貨 15 社、木材 5 社、呉服 5 社、衣料品 4 社、化粧品 4 社、文房具 3 社、履物 3 社、電気器具 3 社、薬品 2 社、タバコ 2 社、茶 2 社、海産物 2 社、自転車 2 社、家具 1 社、楽器・レコード 1 社、農機具 1 社、畳類 1 社、写真機材 1 社、製菓原料 1 社、書籍･新聞 1 社、陶磁器類 1 社、旅行用具 1 社、乾物・種子類 1 社。

輸出取扱品目

黒糖 15 社、貝殻 4 社、蘇鉄葉 3 社、本場奄美大島紬 2 社、枕木 1 社、乾燥ハブ 1 社、百合根 1 社、海人草 1 社、スクラップ 1 社。

4 節　奄美における企業の展開

奄美地方庁貿易関係統計資料（1953 年・奄美地方庁）によると、1950 年に 69 社の民間貿易が認可されて、日本本土との貿易の道が開けて、正式貿易を開始している。沖縄に支店を設置している商社もあり、輸出専門商社や輸入専門商社と専門的に取引している場合と輸出入を兼ねて展開している商社もある。

次の一覧は、第 4 期商社の時期において 1953 年 9 月 10 日現在の奄美大島における貿易状況および取扱品目である。

1）第４期商社の展開

商社名	輸入取扱品目	輸出取扱品目
有村商事株式会社	木材、食料品、タバコ	黒糖、蘇鉄葉、本場奄美大島紬
秋丸商店名瀬支店	衣料品、食良品、雑貨	黒糖
新垣兄弟商会	化粧品、家具	
三洋薬品株式会社	薬品、医療器具	
東京堂	文房具、雑貨	
ナショナル堂	電気器具、雑貨	
指宿兄弟商会	衣料品、化粧品、雑貨	
セントラル楽器店	楽器、レコード	
合資会社池田商店	履物	
大島食糧株式会社	食糧	
内山自転車商会	自転車	
大島農業協同組合連合会	農機具、食品、酒類	黒糖
押川薬品株式会社	医薬用品	
大久保勇商店	畳類	
大野商会	食料品一切	
奥田電気商会	ラジオ、電気資材	
十字屋	茶、トタン、釘、雑貨	
川畑呉服店	呉服	
川三商店	化粧品、雑貨	
丹羽写真機店	写真機材	
川元自転車商会	自転車	
笠井貿易株式会社	食料品、木材、酒類	黒糖、貝殻、乾燥ハブ

商社名	輸入取扱品目	輸出取扱品目
正豊商会	食料品、衣料品	
金森商店	食料品、雑貨	
5 商会	食料品	黒糖、蘇鉄葉、スクラップ
久保井産業商事株式会社	食料品	黒糖
株式会社大島組	食料品	黒糖
久保兄弟商会	薬品	
奄美薬品株式会社	薬品、医療器具	
坂本材木店	木材	
城山呉服店	呉服	
師玉商店	化粧品、雑貨	
須部製材	木材	
十字屋製菓店	製菓原料、機具	
コーラル商会	呉服	
二見屋	呉服類	
竹山商店	食料品、海産物	
丸親貿易商会（株）	食良品、雑貨	黒糖
武商店（合）	食料品、海産物	
明治貿易（株）	食料品	黒糖、貝殻、海人草
本場奄美大島紬組合	本場奄美大島紬	
徳山商店	食料品	
富乃屋（合）	呉服、	
万年堂	文房具、雑貨	
中村商会	食料品一切	
奄美企業（株）	食料品	
ライジングサン商会	食料品	黒糖、貝殻
久井貿易（株）	ビール、食料品	黒糖

商社名	輸入取扱品目	輸出取扱品目
銀座屋	履物	
宅の屋	食料品	
林商事	木材	黒糖
名瀬市書籍商組合	書籍、新聞	
堀口商会	茶、乾物、種子類	
丸山商店	食料品	
たから屋	家具類	
松本ラジオ電気商会	ラジオ、電気器具	
松澤商店	ガラス、雑貨	
薩南産業（株）	衣料品、雑貨	黒糖
丸尾商店	食料品、雑貨	百合根、貝殻、蘇鉄葉
美野煙草店	煙草	
名瀬市商工協同組合	雑輸入	
やまと屋（合）	陶磁器類	
村上商店	食料品	
元野履物店	履物	
岩崎産業（株）	枕木	
大島貿易（株）	食料品	黒糖
米山商店	文房具、雑貨	
吉田商事（合）	旅行用具	
寿島商店		黒糖[7]

以上の商社の中で、有村商事株式会社、新垣兄弟商会、笠井貿易株式会社は、沖縄にも支店を置く発展した企業である。正式な貿易実施によって、日本本土とのルートが開けると、輸入品が同一品に偏り、市場では価格の不統一がみられる場面も生じている。

５節　三つの商店街の構築

1）商店街の形成

終戦間もなく形成した商業圏は、永田橋市場と栄橋市場だけでなく、三つの商店街を含んでいる。この二つの「市場」を軸にそこから派生するように、銀座橋から延びる「銀座通り商店街」が形成され、さらに、それから延びる小規模な「あざまご通り商店街」を経て「中央通り商店街」につながる。

一方、「栄橋市場」から延びた「天文館通り商店街」は「中央通り商店街」につながっている。こうして急速に比較的規模の大きい三つの商店街が交わり商業圏が形成されている。初期の商店街は、仮建屋の前に梱包荷の空箱を利用して、間隔を置いて２個並べて板などを載せ工夫した商品台の店構えである。

図２　銀座橋からみた初期の頃の銀座通り商店街　　資料 南海日日新聞社

営業後は、商品を自宅に持ち帰る作業をするなど労力を費やしている。この時期、物資不足は非正規交易の流通によって補完され、主に生活必需品が供給されている。また、生活者から戦災を免れた衣類などが、本土か

らの生活必需品とバーターするために持ちこまれるなど、多品種の品揃えによって、需要と供給のバランスが保たれている。

次の事例は、指宿健七氏の非正規交易業者になるまでの過程についての聞取りである。

「密貿易は、1947（昭和 22）年頃より行われていたと思う。小生がはじめたのは 1949（昭和 24）年の８月頃、屋仁川通りで小売店を経営していた時である。

軍政府から密輸入品を販売しているという理由で、突然に自分の店も含めて市内の大型店 11 店が全商品没収となった。

私はこの全商品没収で打撃を受け、その後商売を続ける事が出来ず密輸商売の道を選んだ。密航の方法と取扱い商品は多様多種で、例えば、沖縄で HBT の米軍のズボン上下、医薬品のダイヤジン、ペニシリン、ドル等入手、または、奄美の黒糖を持って名瀬と鹿児島の中間に位置する口之島まで運び取引した。

一方、鹿児島より持込まれる日用雑貨、食料品等と物々交換を行い、名瀬へ持帰り売りさばく、さらに、その商品を沖縄まで運び売りさばく方法やいろんな方法があった。

一獲千金の夢とその反面、命がけで勘と決断力を必要とする商売でもあった。約２年の間に遭難２回、それに近い事は何回も経験した。それもそのはず終戦後のあの時代には、廃船同様の３トン～ 20 トン級の何時米軍の没収になってもいいような船を使用したのである[8)]」と語っている。

さらに「非正規交易の初期の頃は、深夜に名瀬市内から離れた集落の浜に船を着けると一気に自宅に運び込み、待っていた仕入れの人々が箱の中身も確認しないで、１箱で幾らと値をつけると敏速に運び出し、何事も無かったように朝を迎え、例え、捜査があっても何一つ残ってないといった敏速な作業であった」と連携プレーで成立していたと語っている。

以上、指宿健七氏の場合は、米軍政府の抜打ち摘発を受けて倒産に追い込まれ、再起を図るために自らが非正規業者になったケースである。

2）三つの商店街の構築

天文館通りおよび銀座通り商店街は、主に衣料品や女性向きの小間物、嗜好品（お茶）などが扱われており、生鮮食料品の購入に永田橋と栄橋市場を利用する女性層の往来が互恵的な影響をおよぼして展開され、銀座通りと天文館通り商店街は、自然発生的に中心的な中央通り商店街に交わり名瀬の商業圏を構築している。

図３　二つの「市場」と三つの「商店街」配置地図　　著者作成

名瀬における中央通り、天文館通り、銀座通りに関する「商店街診断勧告書」資料は、1957（昭和 32）年の調査に基づくもので、本章が対象とする米軍統治下の８年間より後のことであるが差は３年余であり、本章にとって無意味ではないだろう。この資料は、業種別構成、開業年次別店舗調べ、資本金別店舗数（法人のみ）、業態別店舗調べ、従業員数別店舗数、店舗坪数の調査項目を扱っている[9]。

商店街は、戦後間もない頃の万屋的な取引から、次第に専門店化している。店舗の取扱い商品は、例えば、化粧品、衣料品、呉服、履物、音響、日用雑貨、自転車、書籍、一般食品、菓子関係などである。商店街の発展に伴って飲食店や娯楽場なども数多く展開して、街全体の経済圏は拡大している（図３参照）。

表２は、中央通り、天文館通り、銀座通り商店街の業種別構成表である。

表２　商店街の業種別構成

	中央通り		天文館通り		銀座通り	
衣　料　品	5店	16.2%	10店	17.9%	31店	44.9%
身辺　細貨	8店	21.6%	5店	8.9%	5店	7.2%
文　化　品	8店	21.6%	8店	14.3%	7店	10.1%
日用　雑貨	3店	8.0%	4店	7.0%	4店	5.8%
生鮮　食品	1店	2.7%	3店	5.4%	7店	10.1%
一般　食品	1店	2.7%	1店	1.8%	3店	4.3%
菓　　子	2店	5.5%	4店	7.0%	0店	0%
嗜　好　品	2店	5.5%	2店	3.6%	4店	5.8%
合　　計	30店	83.8%	37店	65.9%	61店	88.2%
そ　の　他	5店		13店		6店	

資料「商店街診断勧告書」をもとに著者作成

戦前には、本土商人が占めていた中央通り商店街は名瀬の商業圏の顔ともいわれ、海上交通の拠点である港から名瀬の流入口に位置し、まさに名瀬の中心的な位置にある。

海岸通りから山手の方向には花柳界通り（別名、ヤンゴ通り）があり、

明治の頃からの料亭や遊郭、旅館が集中した地域であった。

他方、前にも触れているが、1878（明治 11）年に黒糖の自由取引が実施されるようになると、鹿児島や大阪などから黒糖交易を目的に複数の商社が設立されており、また、1885（明治 18）年には、黒糖買付商人が、鹿児島、大阪、大分、佐賀地域から来島して商店を運営し、これらの商業の発展とともに花柳界も繁栄していた。

また、第二次世界大戦の直前まで大島紬は、奄美群島の生産品輸出率の 56% を占め、年間生産量は 1926 年～ 1938 年には平均 28 万反におよんでいる。黒糖と入れ替わるように、基幹産業となった本場奄美大島紬の取引に来島した本土商人は、黒糖交易時代と同様に花柳界地域を商談の場として、また社交の場として盛んに利用し、活力に満ちた人とモノが交差する奄美の経済圏を構築していた。

1949 年、国際連合は人身売買と売春の禁止を採択した。これに伴い日本でも売春防止法が 1956 年に制定され、1958 年には赤線[10]が廃止される。名瀬の花柳界地域のカフエーなどは廃業して、店舗はバー、スナックなどの飲食業に転向している。

大宅荘一氏は、「本土の戦災都市において復興の早いので目につくのは銀行だが、ここには鹿児島銀行支店がただ一つあるだけである。もっとも目ざましい復興ぶりを示しているのは、旅館と料理屋で、どこも超満員である。料理屋はおでん屋風のものを含めて総数 250 軒もあって、この小さな町にひしめきあっている。別にダンスホールが三つあり、これは占領下の名残である」[11] と述べている。

中央通り商店街は、名瀬周辺の各集落からの陸路利用にも利便性があり、立地的に好条件である。問屋街の性格も備えていて、それが更に集客率を高めることに繋がっている。

名瀬の中心的中央通り商店街は、道路幅 6m、長さ 182m、左右に 38 店舗が並び、卸し兼小売店の特色を持っている。また、永田橋市場と栄橋市場から接続する天文館通り商店街と銀座通り商店街がジョイントして、商業圏を構築している。

日本返還間もなく、いち早く日本本土の娯楽が取り入れられ、パチンコ

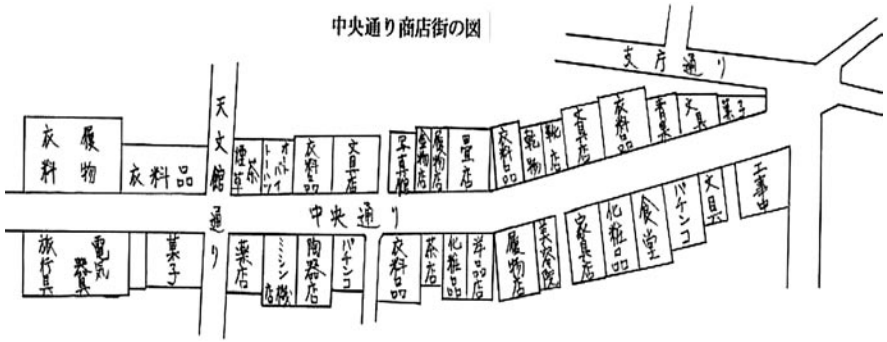

図４　中央通り商店街　　資料「商店街診断勧告書」より作成

屋２軒やオートバイ店、ミシン機店など日本本土の事業者が参入している。細かく見ると、文具４店舗、履物関係４店舗、化粧品１店舗、衣料６店舗、洋品１店舗、家具１店舗、陶器１店舗、薬局１店舗、お茶２店舗、靴専門１店舗、美容院１店舗、写真館１店舗、電気１店舗、菓子２店舗、青果１店舗、呉服１店舗、旅行具１店舗、乾物１店舗、食品１店舗、食堂１店舗、工事中１店舗などである。

この図３の原本となった「商店街診断勧告書」の作成後、商店街の中心地に、奄美第一号のデパートが開店している。

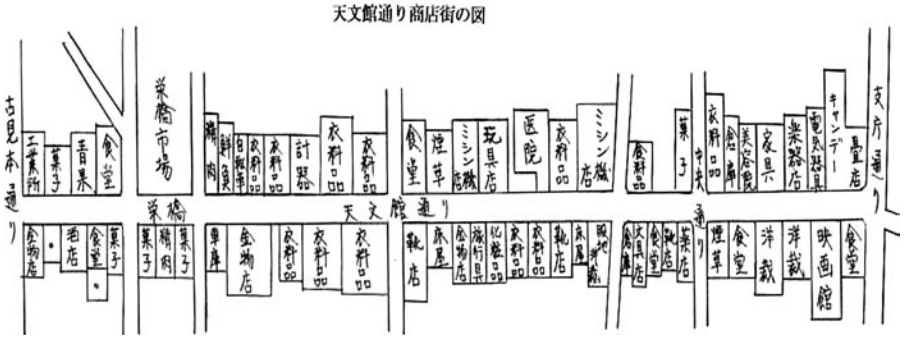

図５　天文館通り商店街　　資料「商店街診断勧書」より作成

天文館通り商店街は、道路幅 5m 商店街の長さ 252m、左右の店舗数 63 店舗の栄橋市場と栄橋の交差する位置から延びて、中央通り商店街にジョ

イントしている。衣料品を中心とした店舗が多い銀座通り商店街や専門店化した中央通り商店街と比較すると、生活に欠くことの出来ない業種が、調和している特質ある商店街である。

具体的に見て行くと、天文館通り商店街には５軒の食堂があり、映画館・1、医院・1、楽器店・1、アイスキャンデー屋・1、美容院・1、洋裁店・1、衣料品・10、金物店・2、食堂・5、生鮮食料品・3、食料品・1、靴店・1、タバコ・2、薬局・1、菓子・2、酒・1、畳・1、ミシン・1、他となっている。

楽器店経営の指宿良彦氏は「天文館通り商店街で楽器店を経営するようになったのは、非正規交易時代に口之島で取引先の船の到着待ちが幾日も続いたので、退屈まぎれにギターをつま弾いていた。それがきっかけになって、取引相手から音響関係は自然に私の所に話が持ち込まれるようになり、楽器専門になったのです」[12)]。他に自転車業など、興味を示していた商品を本土側商人が運んでくるようになり、専門店になったケースがある。

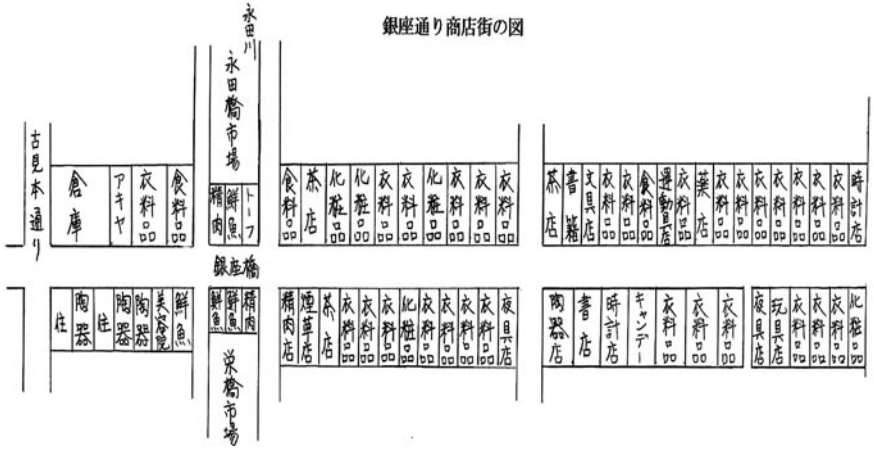

図６　銀座通り商店街　　資料「商店街診断勧書」をもとに著者作成

銀座通り商店街は、道路幅 5m、商店街の長さ 168m、左右の店舗数 70 店舗、永田橋市場と銀座橋の交差する位置から、延びている商店街である。内訳は、時計２店舗、衣料品 29 店舗、薬１店舗、化粧品３店舗、運動具１店舗、食料品３店舗、文具１店舗、書籍１店舗、茶３店舗、陶器４店舗、

美容院1店舗、生鮮7店舗、トーフ1店舗、夜具2店舗、キャンデー1店舗70店舗が運営している。

銀座通り商店街は、三つの商店街の衣料品店46店舗の内、29店舗を占め、さらに化粧品店5店舗が見られることから、「市場」を利用する女性をターゲットに発展している商店街である。

三つの商店街は合計171店舗あり、内訳は中央通通り38店舗、天文館通り63店舗、銀座通り70店舗（銀座橋上の店舗を含む）である。

商店街の中で取扱っている業種の店舗合計で高率順にみると、①衣料品46店、②文化品23店、③身辺細貨18店、④嗜好品8店、⑤日用品11店、⑤生鮮食品11店、⑥お菓子6店である。

業種全体の中で衣料品が圧倒的な高率を占めている。米軍統治下時代は物資不足で、特に食糧補給に追われて身に着ける物には構っておれなかった。その反動が日本返還後、特に女性に現れたと言えるだろう。

商店街は、米軍統治下時代から祭りの様な人の賑わいで、日本本土の商品が鮮やかな豊かさを醸しだしていた。例えば、お茶碗の柄の構図や、履物店の下駄の様々なデザインと絵柄、鼻緒の彩を眺めるだけで、日本本土を身近に感じたという人々が、まるで観光客のようににぎやかな熱気に包まれた空間であったのである[13]。

3）自立経済

米軍統治下において形成された三つの商店街の特色は、30歳以下という若い経営者達が商業の中心的存在にあったことである。

商人の中には、命がけの非正規交易によって蓄積した資金によって、中央通り商店街の土地を購入した者もいる。戦前に本土商人が独占的に店舗を運営していた中心地を奄美出身者が入手した歴史的な転換期である。

指宿健七氏によると、「米軍統治下は、何もかも不自由で、また物資不足の中で奄美経済は崩壊状態でした。そこで奄美経済は自分たちが担うんだとの気持ちで、友人たちと口之島や沖縄へと生活必需品を移動させながら、命がけで海を乗り越えました。

1949（昭和24）年12月、中央通りに土地25坪、建物20坪、電話付き店舗を13万円で購入した。密航商売中は浮き沈みが多く、諺のとうり七転び八起きだった。1951（昭和26）年、正式に貿易が開始されると、ただちに渡航許可を取り、奄美で第一陣の貿易人として、私を入れて3名が当時の十勝丸で横浜に上陸し、正式貿易の取引ですので密航商売の頃と違って、安心して商取引ができました。大阪でも取引先を決め、奄美で必要な物資を仕入れて帰島しました。自分でも驚くほど日の出の勢いで、仕入れた物は全て飛ぶように売れました。入荷すると全群島から小売店の人々が仕入れに来られ、列ができる状態で順番を待ちきれず、小売店の人が自分たちで荷を解く有様だった[14]」と語っている。

中央通り、天文館通り、銀座通りの三つの商店街は、非正規交易によって自立を目指した商人達によって形成され、当時の奄美経済発展の足掛かりとなっている。

名瀬市誌は「名瀬の商店街は、明治入り、本土商人が勢力をふるい、大島商人は小商人的存在でしかなかった。第二次世界大戦中に疎開、日本本土からの分離で、ほとんどの本土商人は撤退し、その後を受けて、ヤミ商売で資金を貯えた大島商人によって商店街が形成された。結果的にみて、もしこのような事態がなかったとしたならば、恐らく今日の名瀬の様相はもっと変わっていたであろう[15]」と記述している。

商店街は終戦後のなんでも屋的な商法から、次第に専門店的運営に移行し、取扱う商品が仕入関係や、消費者の買廻品は中央通り商店街、日用品的な商品や一般雑貨的な品は天文館通り商店街、衣料品は銀座通り商店街に区分されている。

これまで見てきた様に、大戦後の物資不足を補完するための非正規交易によって市場経済圏が構築されると、その影響を受けて商業圏が形成され、次いで飲食店など多様な業種が展開している。

三つの商店街は、米軍統治下の厳しい規制の中において、自立した地域経済を目指して、生活必需品を補完し合い生活を支える中心的な空間として発展している。奄美群島が日本本土から分離された8年間を顧みると、米軍統治下の厳しい規制の中にありながらも、奄美の商人達が自らの力で商業圏を立ち上げた貴重な時期であったと言えるだろう。

6 節 商店街組織

１）開業年次別店舗

中央通り商店街、天文館通り商店街、銀座通り商店会、これら三つの商店街の内訳を見る。表３開業別店舗調べ（創業よりの営業年数）、表４

資本金別店舗数（法人のみ）、表５業態別店舗数、表６従業員数別店舗数、表７店舗坪数、などを区分して、1956 年当時の調査に対応した店舗の詳細である[16)]。

表３を見ると、1957 年の調査であるから、戦後分離下に商店街に参入した数は 58.3% で、事業を開業した数は 77 軒を占めていて、戦前から継続したとみられる数は 15 軒である。

表３　開業年次別店舗調べ（創業よりの営業年数）

		１年未満	３年未満	５年未満	８年未満	10年未満	30年未満	50年未満	計
	中央　通り		1		1	2	1		5
衣　料　品	天文館通り			5	5	1	2		13
	銀座　通り	4	9	4	9	4			30
	中央　通り	1			2	3	1	1	8
身辺　細貨	天文館通り	1	3			2			6
	銀座　通り		2	1	2				5
	中央　通り	3			1	1	2	1	8
文　化　品	天文館通り		2	1	1	3	1		8
	銀座　通り		1	2	3		1		7
	中央　通り		1		1		1		3
日用　雑貨	天文館通り			2	2				4
	銀座　通り		2		1		1		4
	中央　通り				1				1
生鮮　食品	天文館通り	3							3
	銀座　通り	1	2	1	2	1			7
	中央　通り				1				1
一般　食品	天文館通り								1
	銀座　通り				1	1	1	1	3
	中央　通り					2			2
嗜　好　品	天文館通り			2	1				3
	銀座　通り			1	3				4
	中央　通り		1						2
菓　　子	天文館通り	1	2		1			1	4
	銀座　通り								
計		14	26	19	38	20	11	4	

資料「商店街診断勧告書」をもとに著者作成

1953 年 12 月 25 日の日本復帰後に商店街に参入した店数は、全体の 30% 弱であると推定される。また、衣料品・身辺細貨・文化品等の経営者の年齢 40 歳以下が、全体の 50% を占めて、特に中央通り商店街の 30 歳未満が 23.3% である。

開業年次別店舗は、戦前、米軍統治下、日本返還後と３区分で比較すると、米軍統治下の時期が開業店舗の率が高い。要因としては、奄美出身者の事業主が出現したことにあると言えるだろう。

２）資本金別店舗数

表４、中央通り商店街では本格的な法人組織の店舗が 13% を占め、全体では資本金が百万円以内６店舗、参百万円以内が７店舗である。

この資本金は当時としては比較的大資本であり、87% が個人商店の経

表４　資本金別店舗数（法人のみ）

		30万円以内	50万円以内	100万円以内	300万円以内
	中央　通り			2	1
衣　料　品	天文館通り			1	
	銀座　通り			1	
	中央　通り	1		1	3
身辺　細貨	天文館通り				
	銀座　通り				1
	中央　通り				2
文　化　品	天文館通り				
	銀座　通り				
	中央　通り			1	
日用　雑貨	天文館通り		1		
	銀座　通り	1			
	中央　通り				
生鮮　食品	天文館通り				
	銀座　通り				
	中央　通り				
一般　食品	天文館通り				
	銀座　通り				
	中央　通り				
嗜　好　品	天文館通り				
	銀座　通り				
	中央　通り	1		4	6
計	天文館通り		1	1	
	銀座　通り	1		1	1

資料「商店街診断勧告書」をもとに著者作成

営者である。

①資本金が百万円～参百万円以内は、中央通り商店街の衣料品および身辺細貨、文化品が６件を占め、銀座通り商店街に各１件。

②天文館通り商店街、銀座通り商店街に百万円以内が各１件。

③五拾万円以内が、天文館通り商店街に日用雑貨を扱う１件。

④参拾万円以内、中央通り商店街に身辺細貨１件、銀座通り商店街に日用雑貨１件。

⑤生鮮食品、一般食品、嗜好品などは、資本金が０円で組織的とは言えず、大部分が家族を中心に運営されている場合である。

３）業態別店舗数

表５、三つの商店街の総店舗数 142 店舗の内訳、小売を行っている店がほとんどである。小売のみは 69.7%、卸兼小売店 24.6% で、卸業の大部分が中央通り商店街に集中している。

①衣料品、身辺細貨、文化品、嗜好品、菓子などの卸業は、中央通り商店街が多数を占め、次に銀座通り商店街に卸兼小売店がある。

②生鮮食品は、三つの商店街に 11 件の小売店がある。

③製造小売店は、身辺細貨が中央通り商店街、天文館通り商店街に計２件ある。

④一般食品の製造小売店が中央通り商店街に１件ある。

⑤文化品の修理および小売店は、５件が三つの商店街にある。

⑥衣料品は、銀座通り商店街に集中している。

⑦天文館通り商店街には、衣料品身辺細貨、生鮮食品、一般食品、嗜好品、　菓子などの各店舗がある。

表５　業態別店舗数

		小　売	卸・小売	製造小売	修理小売
衣　料　品	中央　通り	2	3		
	天文館通り	12	1		
	銀座　通り	28	2		
身辺　細貨	中央　通り		7	1	
	天文館通り	3	2	1	
	銀座　通り	5			
文　化　品	中央　通り	3	4		1
	天文館通り	3	3		2
	銀座　通り	4	1		2
日用　雑貨	中央　通り	1	2		
	天文館通り	2	2		
	銀座　通り	3	1		
生鮮　食品	中央　通り	1			
	天文館通り	3			
	銀座　通り	7			
一般　食品	中央　通り			1	
	天文館通り	1			
	銀座　通り		2		
嗜　好　品	中央　通り		2		
	天文館通り	3			
	銀座　通り				
菓　　子	中央　通り	1	1		
	天文館通り	4			
	銀座　通り	2	2		
計		99	35	3	5

資料「商店街診断勧告書」をもとに著者作成

表６　従業員数別店舗数

		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7 ～ 20人	20 人以上	計
衣　料　品	中央　通り		2	2				1		21
	天文館通り	3	3	2		1	1			26
	銀座　通り	25	4		1					38
身辺　細貨	中央　通り	1	1		1			5		66
	天文館通り	2	2				1	1		25
	銀座　通り	4	1							6
文　化　品	中央　通り	1	1		1	1		2	1	59
	天文館通り	2	2	2				2		29
	銀座　通り	6	1					1		8
日用　雑貨	中央　通り		2					1		11
	天文館通り	2	1							12
	銀座　通り	2	1		1					7
生鮮　食品	中央　通り		1							2
	天文館通り		1							2
	銀座　通り	4	1	2						12
一般　食品	中央　通り		1							2
	天文館通り	1								1
	銀座　通り		1	1		1				10
嗜　好　品	中央　通り							1		8
	天文館通り	1								1
	銀座　通り	3	1							5
菓　　子	中央　通り							1		7
	天文館通り									
	銀座　通り									
計		57	27	9	4	3	2	15	1	

資料「商店街診断勧告書」をもとに著者作成

４）従業員数別店舗数

表 6、卸兼小売店は、店舗規模も大きく顧客や仕入れ関係業者の出入りが多く、従業員数 7 ～ 20 人以上の企業体制を整えている。

① 20 人以上の従業員店舗 1 件、中央通り商店街（文化品）。

② 7 ～ 20 人の従業員店舗 15 件、中央通り商店街（衣料品、身辺細貨、文化品、嗜好品、菓子）、天文館通り商店街（身辺細貨、文化品）、銀座通り商店街（文化品）。

③ 2 人の従業員店舗 27 件、各商店街（菓子以外の商品）。

④ 1 人の従業員店舗 57 件、銀座通り商店街および天文館通り商店街が、小規模店舗を占めている。

総体的には、小規模店舗が大多数を占め雇用数 111 人、三つの商店街の雇用数は、概算で 350 人程である。

５）店舗坪数

表 7、10 ～ 50 坪以下は、全体の 30% 以下を占め、10 坪以下が全体の 70%（3 ～ 4 坪以下を含む）を占めている。

①50 坪以下の店舗 5 件、内訳は中央通り商店街 3 店舗（衣料品、身辺細貨、文化品）、天文館通り商店街 2 店舗（文化品、日用雑貨）。

② 30 坪以下の店舗 10 件、内訳は中央通り商店街 7 店舗（身辺細貨 5、文化品、日用雑貨）。天文館通り商店街 2 店舗（衣料品、身辺細貨）。銀座通り商店街 1 店舗（衣料品）。

③ 20 坪以下の店舗 25 件、内訳は中央通り商店街 12 店舗（衣料品 4、身辺細貨 1、文化品 3、日用雑貨 2、嗜好品 1、菓子 1）。天文館通り商店街 8 店舗（衣料品 4、身辺細貨 1、文化品 3、）。銀座通り商店街 5 店舗（衣料品 1、文化品 1、日用雑貨 2、一般食品 1）。

④ 10 坪以下の店舗 92 件、内訳は中央通り商店街 8 店舗。天文館通り商店街 30 店舗。銀座通り商店街 54 店舗。

表７　店舗坪数

		10坪以下	20坪以下	30坪以下	50坪以下
衣料品	中央　通り		4		1
	天文館通り	8	4	1	
	銀座　通り	28	1	1	
身辺　細貨	中央　通り	1	1	5	1
	天文館通り	4	1	1	
	銀座　通り	5			
文化品	中央　通り	3	3	1	1
	天文館通り	4	3		1
	銀座　通り	6	1		
日用　雑貨	中央　通り		2	1	
	天文館通り	3			1
	銀座　通り	2	2		
生鮮　食品	中央　通り	1			
	天文館通り	3			
	銀座　通り	7			
一般　食品	中央　通り	1			
	天文館通り	1			
	銀座　通り	2	1		
嗜好品	中央　通り	1	1		
	天文館通り	3			
	銀座　通り	4			
菓子	中央　通り	1	1		
	天文館通り	4			
	銀座　通り				
計		92	25	10	5

資料「商店街診断勧告書」をもとに著者作成

7 節　勃興期

奄美経済の発展期

米軍統治下における苦難の試行錯誤の経済から、1953 年 12 月に日本復帰して 3 年が経過する中で、日本経済の中にどのように組込まれ、奄美経済の体制が整備されたかを、商工業の展開から明らかにする。

1）1956 年の奄美における商工業の展開

奄美経済を担う商工業の展開について、以下の 8 つほどの経緯を特徴としてまとめることができる。

①産業分野では主力産業である大島紬関係事業の複数の製造・染色工場

の再起に向けての体制が整う。

②食品関係では各種製造業者の圧倒的な増加および水産関係による生鮮食品などの増加。

③運輸･交通関係では､海路･陸路の交通機関による人と物の流れの確保。

④金融関係による、銀行・信用金庫の複数の確立によって経済システムが向上する。

⑤自由業に分類される病院など、医療関係の増加および弁護、行政、司法書士、税理士の増加は、経済社会において必須である。

⑥土木建築関係の製材・建築用材・土木工事なども再建に必須の事業である。

⑦サービス業関係は、理髪、パーマネント、映画館、浴場業が著しい増加を示している点から、生活にゆとりがうかがえる傾向がある。

⑧飲食店、パチンコ業の増加。

以上は、日本返還から３年経過における日本経済の影響が、復興に向かっている奄美経済の商工業に反映された部分であると､とらえることができる。

2）商工業の分類および業種

日本返還後から約３年後の 1956 年、名瀬市おける商工業の分類および業種、件数と業種の区分別を仕分けして作成した。

①大島紬関係事業（44）

製造工場 29、染色工場 10、製造組合 2、取引所 2、織具製作 1。

②日用雑貨関係（96）

時計・ネガネ 10、楽器 1、荒物雑貨 26、履物・靴 26、医薬 13、化粧品 13、旅行具 2、百貨店 5。

③衣料雑貨関係（102）

衣類品（製造 2、卸小売 10、小売 44)、夜具（小売 1)、中古衣料 2、帽子 2、洋服店 20、洋裁店 11、テント 1、打綿 5、編物・洋裁専門学校 4。

④食品関係（399）

酒 10（製造 8、卸 2)、味噌 3（製造 2、卸 1)、主食配給 31、醤油 3（製造 2、卸小売 1)、一般食料店 165（製造 1、卸 19、小売 145)、菓子 85（製造 17、卸小売 3、小売 65)、氷 1、豆腐 25、精肉 23、茶 9、黒糖 5、牛乳 3、　青果 28、精米・製粉 8。

⑤鉄工、金物関係（79）

自転車 11、農機具 2、金物 17、クズ鉄 3、鍛冶 5、電力 1、鉄工場 6、板金加工・トタン 8、鋳物・溶接 3、配管 3、ミシン 2、車両整備 5、電力工事 8、ラジオ 4、鉄砲・火薬 1。

⑥土木建築関係（49）

製材 12、建築用材 4、土木工事 16、塗装 7、石灰 1、畳 8、墓石 1。

⑦木工竹材関係（29）

建具 3、ガラス建具 2、表具 1、家具 19、ロクロ 1、古道具 2、製縄 1。

⑧印刷書籍関係（46）

文房具 19、書籍 10、新聞・販売 7（発行 2、店 5)、印刷 4、印半 5、タイピスト学校 1。

⑨ 金融関係（27）

銀行 2、信用金庫 1、金融 2、質屋 12、保険 10。

⑩農業関係（13）

養鶏 1、種子 1、生花 1、飼料 3、肥料 1、亜熱帯植物 6。

⑪水産関係（24）

鮮魚 17、魚肉加工 5、漁具 1、製氷 1。

⑫運輸・交通関係（19）

バス 2、タクシー 4、運送 4、海運 9。

⑬燃料関係（7 件）

石油 3、木炭 4。

⑭サービス業関係（180）

理髪 43､パーマネント 24､クリーニング 15､京染 1､飲食店 33､映画 3、写真 8、浴場 13、旅館 26、易断 2、あんま・はり 3、葬儀 1、パチンコ 5、宣伝放送・親子ラジオ 3。

⑮自由業関係（49）

病院16、歯科8、助産婦25。

⑯その他の自由業関係（19）

弁護士4、税理2、行政・司法書士10、茶・華道3[17]。

内訳（①から⑯）

①大島紬関係事業は、基幹産業の復興事業として展開したが、他方、技術者が米軍統治下時代に奄美から鹿児島や宮崎に移動して、移動先で事業を展開していたために、大島紬と名の付く商品が市場で混乱を招いた時期があった。

②日用雑貨関係では、奄美で初めて屋上にアドバルーンが空高く揺れて、華やいだ日本本土式のデパートが誕生した。

生活を補完する諸々の物品によって、生活の安定化が見られるようになる。前述の指宿健七氏は、いち早く中央通り商店街にデパートを立ち上げている。

③衣料雑貨関係は、衣類関係が豊富に揃い、また、洋裁店オープンや洋裁学校の創設で、急激に洋装化へ転換した時期でもある。

④食品関係は、地場産の食品加工業者および販売店の増加によって、食生活の補完をしている。

⑤鉄工、金物関係は、金物、電力、鉄工関係の増加による安定化。

⑥土木建築関係は、復興事業による土木工事の増加、また、製材所、建築資材関係業者が急激に増加。

⑦木工竹材関係は、住居の建具、特に家具関係業者が激増。

⑧印刷書籍関係は、文具や印刷関係が、生活文化の向上を目指すのに大きな役割を果たしている。また、この時期から行政や会社などでは、ガリ版からタイプに移行している。

⑨金融関係は、金融機関の安定、保険関係の急激な普及の時期。

⑩農業関係は、気候風土に適した輸出用の亜熱帯植物農家が増加。

⑪水産関係は、鮮魚店および鮮魚加工品所の増加。

⑫運輸・交通関係は、海運関係の増加、陸上ではタクシーの増加。

⑬燃料関係は、石油と木炭が占めている。

⑭サービス業関係は、飲食業が圧倒的に増加。パーマネント、理容も増加が見られ、宣伝放送、パチンコなど娯楽面でも日本本土の影響が見られる。

⑮自由業関係は、病院、歯科、助産婦と安心した生活ができる環境が整備された。

⑯その他の自由業関係は、法曹、税務、法務に関わる専門家による公正・公明な社会の秩序が維持できるようになる。

8節　まとめ

本章では、かつての1609年の薩摩藩政時代の封建体制の経済から転じて、第二次世界大戦後の米軍統治時代における8年にわたる奄美経済とその直後について論述している。

奄美経済は時代によって、主要産業の一つである黒糖をめぐって経済の構造が大きく変容している。島民は政治的、社会的、経済的にその影響を大きく受けており、奄美の歴史は黒糖と密着していて切り離すことはできない。薩摩藩政時代と米軍統治下時代の黒糖の係わりによる奄美経済については前の章で論じている。

本章で詳しくみた米軍統治下における「商店街」の形成と展開は、奄美の歴史上でも稀にみる自立経済を確立した最も貴重な時代であり、ゼロからの出発にひとしい状況下で、自立経済を目指して地域経済復興の足元が固められた。

本章中で聞取りに対応していただいた指宿健七氏は、中央通り商店街にオープンした奄美第1号のデパートを譲渡して、農場経営に切り替えている。

指宿健七氏は、「奄美の将来を見据えると、経済基盤としては、気候風土に適した独自性のある農業の活性化を確立すべきで、持続可能な産業が重要であると感じている。そこで、タンカン栽培に着目した。奄美経済の先々を見据えた働きを手掛けていきたいと強く感じている」（2002年「レストランあらほばな」において）と語っている。

注

1)『奄美郷土史選集』第1巻 徳之島小史 p114
2)『奄美郷土史選集』第1巻 徳之島小史からの要約 p130
3) 著者は、奄美における時代の変遷にともなう商業の特徴などを第1期商社・第2期商社・第3期商社・第4期商社と区分して論述している。
4)『名瀬市誌』中巻 p75・76・77
5)『名瀬市誌』下巻 p439・442
6)『名瀬市誌』下巻 p439 ～ 449 を参考に出身県と業種を区分して作成した。
7) 奄美地方庁貿易関係統計資料 1953 年、奄美地方庁による。
8) 指宿健七氏の体験談による聞取り調査による。
9) 「商店街診断勧告書」1957（昭和 32）年の調査に基づくものを分析して、　作成した。
10) 当時の警察が地図の上に風俗営業地域を赤線で表示したのが、赤線という表現の始まりと言われる。
11) 週刊朝日の祝賀使節の一員となった大宅荘一氏は「敗戦と同時に、米軍統治下に置かれ、8年ぶりに日本復帰した奄美大島は、いうならば、敗戦日本の 16 ミリ版の表情をしている。それは、昨日の我々―それは今日につづいている―の映像でさえもある。この報告は、今日の我々に一つの反省の鏡となるだろう」と記述している。1954（昭和 29）年 2 月 2 日、週刊朝日 2 月 1 日号掲載（朝日新聞社）
12) 指宿良彦氏談。「また、鹿児島に上陸した途端に不法入国で留置されて、奄美から持込んだ黒糖も押さえられ、知人が身元引受人になってくれて釈放されたが、　数カ月も黒糖の返却を待たされ、結局返却されずレコード店主から、運賃と商品のレコードを借りて帰島した。苦い体験もしました」
13) 著者が、小学校低学年の頃は米軍一色の日々だった。久しぶりに見る日本本土の諸々の商品の新鮮な美しさが記憶にある。
14) 指宿健七氏の体験談による聞取り調査による。
15)『名瀬市誌・下巻』p278
16)「商店街診断勧告書」1957（昭和 32）年の調査に基づくものを分析して、作成した。なお、元表では第7表の合計数の異なる部分は修正した。
17)『名瀬市商工名盤』をもとに分類して作成した。

参考文献

奄美群島政府『奄美大島関係条約及び法令集』鹿児島県（1954）
奄美地方庁「奄美地方庁貿易関係統計資料」（1953）
指宿家の回想録『ともしび』（1986）
指宿良彦『大人青年（ふちゅねせ）』セントラル楽器店（2004）
鹿児島県『奄美大島の現況』鹿児島県（1953）
沖縄タイムス『沖縄大百科事典』沖縄大百科事典刊行事務局（1983）
沖縄県庁『沖縄県史』財団法人沖縄文化振興会、公文書管理部史料編集室（2005）
鹿児島県地方自治研究所『奄美戦後史』南方新社（2005）
塩田庄兵衛・長谷川正安・藤原彰『日本戦後史資料』新日本出版社（1995）
坂井友直『奄美郷土史選集第1・2巻』国書刊行会（1992）
玉野井芳郎『経済学の遺産』学陽書房（1990）
当山昌直『奄美・沖縄環境史資料集成』南方新社（2011）
那覇市『那覇市史・通史編3巻 現代史』改名『戦後をたどる』（2006）
名瀬市『名瀬市誌・中巻』（1973）
名瀬市『名瀬市誌』下巻（1973）
名瀬市『名瀬市商工名鑑』（1956）
名瀬市「商店街診断勧告書」（1957）
平岡昭利『離島研究Ⅰ・Ⅱ』海青社（2003）
三上絢子『戦後米国統治下の奄美経済』国学院大学大学院経済学研究科（2003）
琉球銀行『戦後沖縄経済史』琉球銀行調査部（1984）
琉球銀行『琉球銀行35年史』凸版印刷（1985）

第 10 章　奄美有良集落における食糧生産および名瀬との間の流通

第 8 章・第 9 章では、非正規交易によってもたらされた奄美群島内の商業圏の形成と発展、そしてそれが歴史の中で奄美の島の人々に自立的な商業活動をもたらしてきた点についてみてきた。本章では、少し視点を変え米軍政府下の食料生産と流通に焦点をあてて、主食となる甘藷栽培を著しく増加させ食糧不足を補った、有良（あった）集落と芦花部（あしけぶ）集落の食料生産について明らかにする。

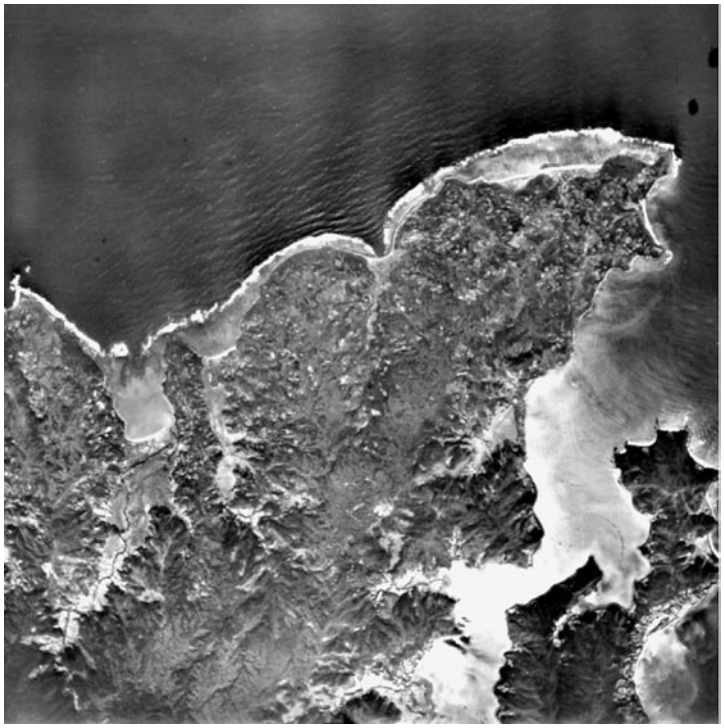

図 1　有良と名瀬との間の交通路・空中写真・財団法人日本地図センター許諾
1946 年 4 月撮影、米軍小縮尺（3 万分 1 ～ 5.5 分の 1）

1 節　軍政府の配給制度

1）配給システム

1946 年 3 月 13 日、初代軍政官が島民に対し「一人一日 2,000 カロリーは絶対に保障するであろう」とメッセージを送った。しかし、配給価格は 1946 年 6 月に値上げとなり、食糧配給は 1,520 ～ 1,200 カロリーと激減している。1947 年、食糧関係は軍政官任命である知事のもとに市町村委員会、集落委員会が置かれて扱われている。米軍政府から、各町村、各区長を経て各世帯に配給され、価格も市町村によって異なるなど、住民の間で非難の声が高まり、政庁では各市町村長に価格の適正化を呼びかけている。

1949 年 5 月 1 日に軍政府は、放出食糧価格を三倍に値上げすることを示した。これに対し、死活問題だと反対運動が展開され、さらに官民の値下げ陳情団が沖縄へ派遣されている。

軍政府長官の食糧価格三倍値上げ指令の根拠は、現地生産物自由市場と、米国生産物自由市場価格に基づいており、「これは米国における卸売値段であり、米国市民はこれらの品物に対してはるかに高額を支払っている。琉球諸島民が米国政府の要求を不当な取扱いであると感ずるというのは理解出来ない」と島民に声明を出している。

このよう物資不足下において、危機感を持った住民たちによって、日本本土との間の非正規交易品や近郊集落との闇取引品が、以前より盛んに流通することになる。

2）青空市場の出現

終戦間もなく、名瀬からカツギ屋と呼ばれる仕事をした橋口たけぐりさんは、厳しい山越えをして有良集落や芦花部集落の農家へ往復 6 時間をかけて、買付けた食料 50 キロほどを毎日名瀬の市場へ運んでいる。

芋や野菜との交換に当初は戦災を免れた衣類などとバーターで取引するとともに、名瀬の情報を伝達する役割も担っていた。食糧不足を補う青空市が、中心地名瀬の永田橋周辺の路上に形成され、「芋や野菜の販売価格

は原価の10倍位であった」が、集落での交渉や重労働に対しての対価であり、高い需要があったと明言している[1)]。

2節　食糧生産地としての二つの集落

1）奄美大島における黒糖生産地の歴史

奄美大島は1266（文永3）年～1609（慶長14）年の約300年間は、琉球の支配下にあり、琉球の行政区画による間切制度で七間切りに分割されている。

1609年の沖縄首里攻略をとげた薩摩藩は、奄美群島を直轄の支配下に置き、七間切りを細分化し13の「方」を行政単位として加えた。藩の支配機構は、一切の支配権をもつ代官のもとに与人以下の島役人を各方に配置して、過酷な黒糖生産に島民を追込んでいる。在藩所は明治維新後、1875（明治8）年に廃止される。

1879年鹿児島県大島支庁によって、方制は廃止され群制となり、さらに1920(大正9)年に町村制が施行される。このような歴史の変遷によって、二つの有良集落と芦花部集落は名瀬村となり、1946（昭和21）年、有良と芦花部は名瀬市に合併されている。

表1「間切」と「方」の区分

上方		下方	
「間切」	「方」	「間切」	「方」
笠利間切	赤木名方、笠利方	東間切	東方、　渡連方
瀬名間切	瀬名方、　古見方	西間切	西方、　実久方
名瀬間切	名瀬方、　竜郷方	焼内間切	宇検方、大和浜方
住用間切	住用方、　須垂方		

※間切以前は大島を2区分に北部地域を上方、南地域を下方としている。

著者作成

3節　有良集落と芦花部集落の概要

1）有良集落の特徴

有良集落は、藩政時代、黒糖生産に適した平地が狭く、集落を囲む東西の山を、背後から集落周辺まで砂糖黍耕作地として開拓している。

第二次世界大戦後の有良集落の人口は、日本本土から移住していた家族、出征兵士の復員などによって増加したが、4～5年後には移住者や集落の若者は、就業目的で名瀬市街地や沖縄、日本本土へ移動している。

1943（昭和18）年の集落における戸数および人口は、戸数75、人口384人（男161、女223）であり小規模な集落である。

図2　1920（昭和9）年 有良集落全景

資料写真：芦花部小学校「創立100周年記念誌」

2）芦花部集落の特徴

教育分野では、「明治11年9月芦花部村に芦花部小学校ヲ設置ス是レ即チ本校ノ創立ナリ」と学校沿革史にある[2)]。1878（明治11）年に芦花部と有良の両集落を校区とする芦花部小学校が創立、1887（明治20）年芦花部簡易科小学校に改める。

1908（明治41）年学制改革により6年制になり1925（大正14）年高等科併設、1948（昭和23）年高等科は廃止されて中学校が創立される。

ちなみに、1872（明治5）年に日本全国統一様式の戸籍・身分登録制度

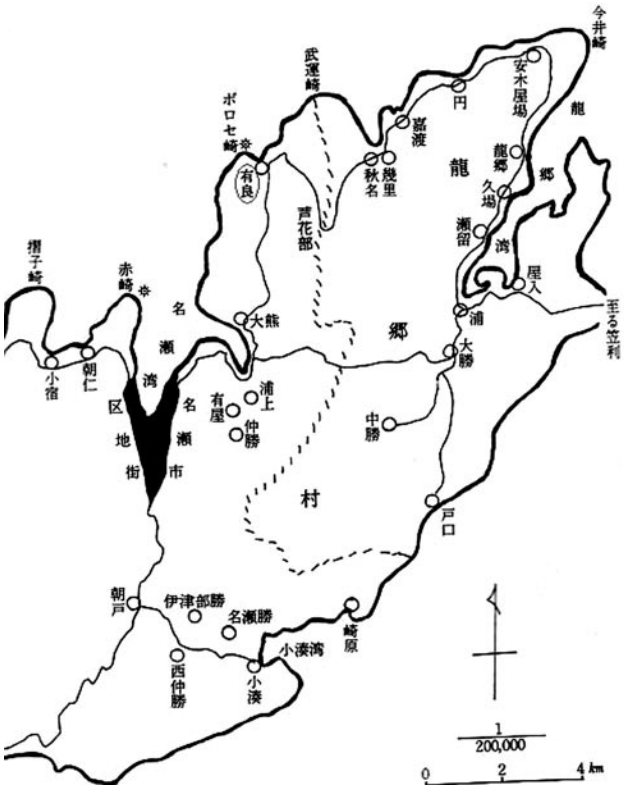

図３　有良集落および芦花部集落周辺の地図　資料『芦花部誌』
右側が天

図４　芦花部全景・旧有良道より望む 1961（昭和 36）年
資料『芦花部誌』

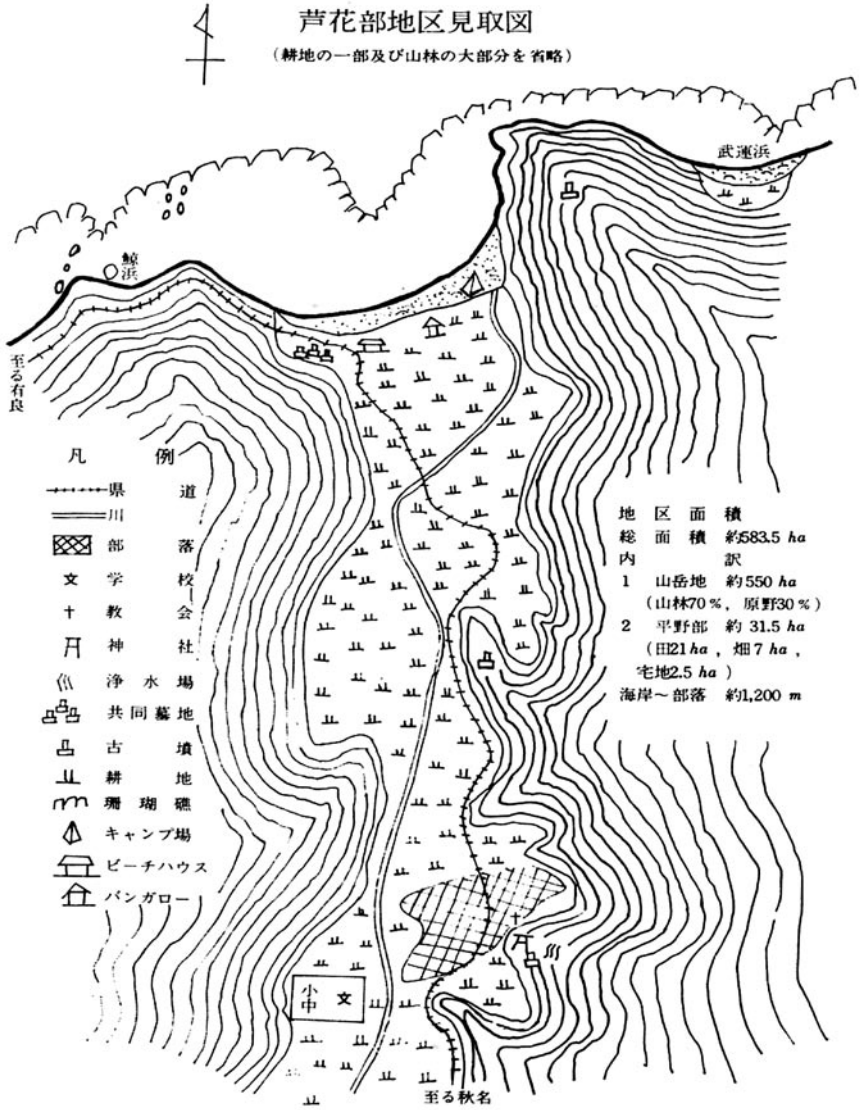

図５　芦花部集落　　資料・『芦花部誌』

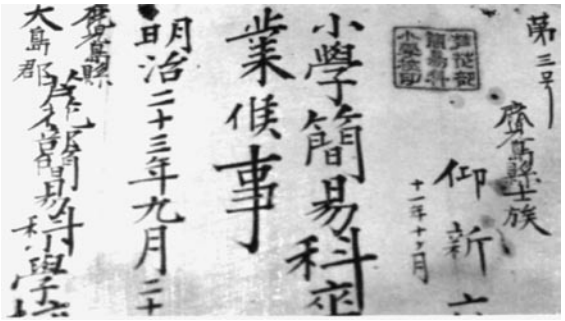

図6　1890（明治23）年の卒業証書
資料『芦花部小学校創立百周年記念誌』

（図6の明治23年の卒業証書には、続称欄に士族と当時の身分が掲載されている）がとられた。その後、身分登録制度については改正が繰り返され、1943（昭和18）年司法省令五十八号戸籍法施行細則の一部改正により続称欄は消除されることになった[3]。

歴史の変遷を経て1969（昭和44）年には、有良と芦花部の両集落全校（小学校から中学校）の生徒数73人と児童数も激減を示している。1978（昭和53）年、芦花部小学校は創立百周年を迎え、それまでに1,468人の卒業生を送り出している。

芦花部集落における1926年（大正末期～昭和初期）の所帯数は112、1969（昭和44）年の所帯数75、人口約250人である。第二次世界大戦終結後の1945年末頃になると復員軍人、軍属をはじめ引揚者が満州、台湾、他の外地や日本本土各地から帰郷し、1947年～1948年頃には120所帯超、人口570～580人と増加している。ところが、1951年頃から沖縄へ就業目的で集落を離れ減少傾向が見られ、さらに、1953年に奄美が日本返還すると、日本本土や名瀬市へ就業目的の転出が激増する。

4節　有良集落と芦花部集落の交通機関

1）海上交通

芦花部集落および有良集落の海上交通機関は、芦花部集落ではクバヤ、

ナガクチャ、有良集落では大板付舟（ふう舟）（以下、大板付舟）と呼び方が異なるが、同じ手漕ぎの舟が用いられている。中心地名瀬への貨物輸送は海上利用によって行われ、長い歴史の間にも大板付舟は改良されることなく用いられている[4]。

2）大板付舟（ふう舟）

大板付舟の構造は、およそ長さ13m、幅2m位（中央の広い部分）、胴木5本漕手の腰掛（舟縁を支える役割もする）、漕手の人数は胴木数の2倍の10人、舵手1人、舵手補助2人で計13人の乗組員である。また人数が増えた場合はマドギ補助胴木を用いる。

図7　再現された大板付舟の進水式

図8　大板付舟と左の小型舟（アイノコという）は漁業用 資料提供：坪山豊氏
1987（昭和62）年 建造・坪山豊 現在奄美博物館に展示保存[5]

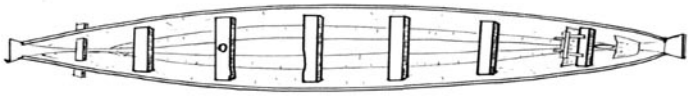

図９ 大板付舟平面図　資料・『芦花部誌』

集落の港には停泊する入江がなく、珊瑚礁によって浅く、あらば（荒場）のため波がおれ[6]、波風を避けられない地形のため、大きめの動力船は出入りが不可能で、手漕ぎの大板付舟を用いていた。また、商業地名瀬へは海路が距離的に近いなどの利便性もあった。

大板付舟は集落民の共有であり、個人による所有は歴史的にも全くない。集落民であれば自由に使用が可能である。ただし船税として使用料が必要で、１回（１日）１円50銭（1919（昭和７）年頃）と規定があり、船税は積立てて舟の修繕・維持費や老築化した場合の建造費に充当される。

舟の出港までのルールは、以下のように定められている。名瀬への出荷の予定者は前日夕刻までに浜に荷を運び出す、その集荷状況によって翌朝の出航が決定され、荷の状況が不足の場合には出航は、翌朝に延期され逆に過剰の場合は荷割をする。荷割は個数で決定され、芋１袋・約80斤で１個、薪６束で１個、その他はこれに準じ、なお１人４個までと決められている。

図 10　米軍統治下の運航の様子を描かれた絵画
有良公民館所蔵　著者撮影 2011

3）船漕ぎイト（労働歌）

船漕ぎイトは、漕手の士気を高める役割、或いは航海の無事祈願といわれ、舟縁を櫂で叩く音に調和して歌われる。「エーヤーヘーヤー、ヤーオーエーヤー、フンエーヨー ホー」と単調な歌詞である。音頭取りが「ヘーヤー」と打ちだすと表乗りが「ヤーオーヤー」と応え、次に艫乗りが「ヤーオーヘー」と続けて、その後に全員が揃って「フンエーヨー ホー」と歌う。漕手の意気が整い順調に運航ができる。

船漕ぎイトは音頭取り役によって、しけの時などは速度調整や方向転換の合図も果たし、住民の連帯によって受け継がれている。特に奄美地方特有の北風の激しい冬季は舵手の技が重要とされ、しけ続きで航海の可能な日が少ないときは無理して出航する場合があり、遭難するケースもある。また、海難事故などの場合に遺体を運ぶ際には、イトを唱えないと舟が前方に進行しないといわれ、祈祷の意味合いを含んだ葬送の歌としても用いられている。イトの歌詞は、「舟ヤ・出（い）ジャシバ・真岬見（まさきに）シ・軽石丸ジャガ・波ウケテ・イキュリ」。歌意は、舟は出航して凪ぎの海原を目標の岬に向けて、順調に進行している[7]。大板付舟の航海での船漕ぎイトには、集落の重要な役割を担う唯一の交易舟として、危険をともなう集落民の航海の無事祈願が伺える。

4）舟小屋

運航使用後の舟は、波打ち際で中の清掃を済ませた後、２カ所に２本の大木の丸太棒を通して全員で担ぎ浜の舟小屋に納める。この作業後に渚近くにおいて全員輪になり舟税割に入る。船頭が帽子を輪の中央に逆さに置き、各自が積み込んだ荷の個数分だけ小石を帽子に入れる方式によって、

図 11　浜の舟小屋　　資料『芦花部小学校創立百周年・記念誌』

1個当たりの舟税額が決められる。

また、名瀬から帰りの舟を利用する便乗者の運賃は大人10銭、子供5銭で、便乗者の支払う運賃の額によって、集落から積込んだ荷1個当たりの舟税が減額される還元方式も用いられている。

5）動力船の運航

珊瑚礁の浅い地形の港に動力船の運航を可能にするため、集落において海底の珊瑚礁を取除く工事に着工し、1948年頃に完成した。名瀬の通船会社の動力船が1日1航海、大板付舟の合間に運航している。また1953年頃には、芦花部集落出身者が約1トン半[8]の動力船によって、名瀬との間を1日に何往復も運行するようになり、さらに有良丸3トンが定期船として運航するようになると、集落では自由な出荷と人の往来が可能になる[9]。

1963年陸上の道路が開通すると、長い間、集落経済を担っていた海上交通は絶える。海上交通は危険性や、天候に左右される流通上の不安定性があり、それを避け陸上の利便性を選択するようになる。

6）陸上交通

有良集落と芦花部集落は、地形的に山の挟間に位置するような集落で、移動には厳しい山越えをしなくてならず、また悪天候の場合などには危険をともなった。輸送は牛や馬か人力に頼っていたが、1963年4月、県道、林道、市道と自動車道が開通される。

「1958（昭和33）年、浦～秋名～名瀬線いわゆる龍郷村浦で笠利線から分かれて、秋名、芦花部、有良を経て浦上で、再び笠利線に合流する循環線の計画が打ち出されて、先ず有良～大熊峠間の全長約5,500mの林道が着工、1961（昭和36）年に完成した。これに併行し1960（昭和35）年6月に芦花部集落から有良集落間の約2,000mが県道として着工、1963（昭和38）年3月完成。同年2月陸上自衛隊によって大熊集落より大熊峠間の約3,700mが市道として着工、同年4月僅か2カ月にして完成した」[10]

5節　有良集落と芦花部集落における産業

1）耕作地名と所有者

食糧生産地域では、耕作地名によって所有者が判明できる。芦花部集落における山名として、かねくひら（小字）、ななとはたけ（小字）、きょうのうら（小字）、かぜのひら（小字）、はいまたひら（小字）などがある。

有良集落における、東西の山野の耕作地名は、集落背後の山はフウビラ、フウバッケ、ジャナバッケ、フウザク、海岸端はハアムデ、シュンマ、サギバル地域にはフウビラ、スエビラ、ナンジョ、ヤンナ、イシビロの名称である。集落周辺にはマッコ、ゴッコノクシ、ナァトバッキなどの耕作地域があり、耕作規模はいずれも大規模とは言えないが、全体的な生産量は、中心地名瀬の食糧不足を補完するとともに集落経済を支えている[11]。

2）農業分野

①糖業

藩政時代には、集落を囲む急勾配の山を開墾して、畑を広げ砂糖黍を耕作している。廃藩置県後この耕作地を利用して砂糖黍を唯一の換金作物として、盛んに生産されている。

1897（明治30）年頃に33カ所の黒糖製造小屋（サタヤドリ）が点在していたが、1926（大正15）年頃になると激減して10余カ所になっ　ている。

製糖方法は、山では畜力、平坦地では水力であったが、1961（昭和　36）年、集落に製糖組合が組織されて動力を用いるようになる。

②稲作

藩政時代には、稲作は行われず黒糖生産のための砂糖黍栽培畑であった。

水田面積は、両集落で24町歩程あり芦花部集落に有良集落の田袋もあり、互恵関係が保たれていた。収穫された米は、市場に出荷することなく集落内で消費されている。

③甘藷

芦花部集落には、集落内に有良集落と比較すると広範囲の耕地があり、甘藷の換金作物としての役割は大きく、集落周辺から山頂に至って開拓されている。開拓畑での甘藷栽培は、畑を約５年使用して、15 年は休耕地にしている。このため、農家は３カ所の開拓を行い新地畑（あらじばてー）にする。この作業によって品質が市場で高く評価さ　れる甘藷の栽培が可能となる。

ここで栽培される貴重な品種のアヤブネ甘藷は、芦花部集落、有良集落、大熊集落の３集落地域の山野の土壌には適しているが、他の集落地域においては、栽培したとしても不作となる。他地域では全く栽　培はされていない。

3）生産分野

紬業

集落において 1912 年～ 1926 年頃には、紬生産が盛況で紬工場が数軒展開している。女性による紬織賃によって田畑が売買され、所有に変動がある程である。また、地元の織手だけでは人材不足のため宿舎を設け、沖縄や与論島からも多くの織手を募り、各工場が数人～数十人を雇用している。地元と離島の織手を含めると 100 人以上雇用して発展していた。

企業化した工場における紬織賃は大島紬１疋(反物２反分)6 円位であり、女性の最高の職業として重要な地位となり、安定した現金収入として、個人、集落の経済基盤が支えられていた。ところが 1937（昭和 12）年の戦争を皮切りに生産量が低減し、1943 年になると激減した。

米軍統治下では、集落の大島紬技術者は原料もなく仕事にならず、大部分の技術者が鹿児島や宮崎に移動して製造を手掛けた。後に流出した技術によって、問題も発生している。

1953 年日本返還すると、国の復興事業として、糖業および大島紬業の育成に資金が注がれ工場建設を行い、集落中の織手を動員し生産の増加を目指している。大島紬業は、短期間に集落の経済を担うようになる。

6節　藩政時代の黒糖生産地跡の再利用

藩政時代における、黒糖生産跡地の再利用による食糧生産が、どのように行われ、中心地名瀬に流通して食糧不足が補完されたかを明らかにする。

1）有良地域を中心として

藩政時代における有良地域の、黒糖生産跡地の山林所有者である平田隆蔵氏の案内で、実地調査を行うことができた。

現在では原生林に戻っていて勾配の険しい道なき状態であったが、前日に平田隆蔵氏が草木を伐採して、人１人が通れるように準備してくれていた。調査日の案内は所有者の平田隆蔵氏、現地測量協力は山野に造詣が深い坪山豊氏。それに、著者を加えた三人で実地調査を行った。

奄美の山は、ハブ（毒蛇）、猪、アマミノクロウサギ（国指定天然記念物）、野鳥のルリカケス（国指定天然記念物）、アカヒゲ（国指定天然記念物）などが生息している[12)]。

特にハブは、猛毒をもち危険なために要注意で、平田隆蔵氏が先頭に立ち準備した棒で周囲の草むらを叩きながら慎重に、作業着に雨靴の装備で、斧、鎌、巻尺、棒持参で入山した。

鬱蒼と生い茂る椎の木、松の木、アサグロなどの樹木、蘇鉄、竹、カズラ、ガジュマル、シダ、ウラジロ、ススキ、ツワブキ、ヨモギなどの様々な雑草の群生地で、落葉による腐葉土が堆積しており、足が 20cm ～ 30cm 程めり込みながらも、一歩また一歩と進み黒糖生産跡地にたどり着いた。

2）黒糖生産跡地の再利用による食糧生産過程

藩政時代、黒糖生産のために集落を囲む東西の山々の山頂まで開墾された棚畑の耕作地は、その後放棄された状態であった。その土地の再利用が本格的に行われたのは、第二次世界大戦後の食糧不足を補完するためであった。

砂糖黍段々畑（以下、棚畑（たなはて））は原生林に戻っていて、再利用には雑木林

図 12　（写真 1）藩政時代の黒糖生産跡の段々山林　　著者撮影 2011・2

図 13　（写真 2）藩政時代の黒糖生産跡の段々山林　　著者撮影 2011・2

の伐採から開墾までの作業工程を人力によって行わねばならないのである。雑木林は、伐採後に焼畑によって開墾（アラジ打ち）作業を行う。焼畑によって大木や草木の灰が肥料となり上質の耕作物生産を可能にする。

この作業行程後の耕地利用は５年程で、その後 15 年は休耕地として放置し雑木林にする。そして再び耕地利用作業行程を繰り返すために山頂まで開墾され、幾尾根もが徐々に砂糖黍段々畑になる。標高 200 ～ 250m、傾斜 35 ～ 45 度程の山の山頂から谷間までが開墾され大小の棚畑となる。

3）藩政時代の黒糖生産跡の段々畑の石積

段々棚畑は、１棚の面積も平坦地と異なり、山の地形に従って大小の曲線型で高さ 2m の石積、長さ 10m ～ 100m（山の傾斜によって異なる）、

奥行き 1m ～ 3m と様々な形態の棚畑が急勾配の山に、山頂まで構築されている。

図 14　（写真 3）藩政時代の黒糖生産跡の棚畑の石積　　著者撮影 2011・2

写真１～３は藩政時代に黒糖生産の目的で、砂糖黍耕作に用いた段々棚畑の跡地の様子である。藩政時代に積上げられた石積が崩壊している。苔むした石に数百年の歴史を伺い知ることができる。

図 15　（写真 4）藩政時代の黒糖生産跡のアサグロの木根　　著者撮影 2011・2

写真4は､棚畑から石積を壊して太い木根が下の方に延びて生育している。

急勾配と細い道がくねるような地形で、全ての作業は人力によって行われ、山裾に黒糖製造小屋を牛、馬の利用が可能なように配置している。また、棚畑の石積の石は、人力によって近くの川から運んで利用している。

図16　（写真5）黒糖生産小屋跡地　　著者撮影 2011・2

小屋は約15坪程で黒糖製造期間は、人は小屋に3カ月程寝泊りして加工作業に専念する。小屋の中には釜が設置され、外で人と牛の作業によって、砂糖黍から絞り出した汁が炊き上げられ黒糖が製造される。

藩政時代における黒糖生産は、棚畑での砂糖黍の収穫まで厳しく監視されており、自家用（食べしろ）としての生産は、登山の困難な山頂を利用している。戦後、少数の生産者によって製造された黒糖が、日本本土との非正規交易品 となったケースもあった[13]。

4）開墾棚畑の生産過程

開墾棚畑の生産過程と開墾の手順は以下の通りである。

(1) 急勾配の山は傾斜35度～40度あり、開墾畑は棚畑が狭い上に崖や段があり、二人並んでの作業は不可能な棚地もある。このような形態の焼畑が山頂から谷間にわたって耕作されている。狭い棚畑のために小人数による開墾（アラジウチという）である。

集落から遠方に位置している急斜面や谷間の開墾畑の作業は危険を伴うことから、開墾から収穫まで男性の労力に限られ、棚畑に通じる道は人一

人が通れる狭い道幅で、農作業機具および産物搬出入も人力による。

(2) 開墾は、15年以上の雑木林や椎の木や松の木などの群生地を伐採後に焼畑にする。その焼畑によって出た灰と雑木林の腐葉土に棚畑を潤す降雨の作用が加わることによって良質の有機肥料となり、有良地域独自の棚畑で栽培可能な甘藷アヤブネは耕作される。集落周辺の平坦地では、女性も参加してイユナヨと呼ばれる品種や新品種の百号芋、9号芋を耕作している。

開墾の手順

①開墾後1年目甘藷（アヤブネ）栽培。

②2年目は砂糖黍栽培4～5年。

③5年後荒地放置。

④休耕地の初期に大根（アッタ大根）栽培、棚畑は水はけが良好で生産される作物は品質がよく、この地域以外での栽培は不可能といわれている[14]。

⑤15年目、雑木林に大木が育った頃に伐採し焼畑、数年毎に休耕地の雑木林を焼畑

⑥開墾（アラジウチ）

5）有良地域のアラジウチイト（労働唄）

開墾に唄われるイトは、全員の鍬の調子を揃え士気を高める意味合いがある。即興で唄われ、上の句に下の句で対応する掛け合いで、仕事唄、或いは労働唄と言われる。

「ウレー、ウッティ、ネッセンキャ、ウレサッサ」「ヨネヤ、ウタサンシンジャガ、シトゴレキバティニャンバ」「キーイリヌメェヤガブジャガ、キバティウッチニャンバ」[15]。

歌意は、それ打て、青年達、それそれ、今夜は唄と三味線で楽しもう、根性を出して頑張ろう、気に入りの娘にも会えるから頑張って打たなくちゃ。焼畑後の開墾は樹木の根などを取り除きながらの重労働であり、互いに激励の声掛け、自然体で日常生活の楽しい会話的な掛け合いである。

6）徳之島崎原地域の労働イト

弟分「あんめらぶぬ、くと思てぃ仕事やしゃんてぃん、なかなか手ぃーつかんでぃ、あんうなぐとぅ会ぃちゃさぬ、夜ぬ暮りどぅ待ちなげさ」、兄貴分「夜るなりばいゃがたむぃ、めらぶぬやーちいじ語ろう、仲間し合点なしゅり、楽しみに待ちゅれよ」[16] と唄われている。

歌意は、「あの女性のことを思って仕事をしても、なかなか手につかない、会いたい夜になるのが待ちどうしい」と唄う弟分に対して「夜になると女性の家に行って語り合おう、仲間で行こう楽しみに待っていなさい」と兄貴分が唄い掛けている。

このように労働イトは、生活の中の楽しいことを即興で掛け合い、励まし合いながら仕事の能率アップと団結力強化を目指している。奄美の各地域において、様々な場面で同じパターンで唄われている。労働イトによって、結束力が強まり、生産の高上も可能になり、地域経済が潤うことに繋がる。

7節　私的所有権の確定

1）地租改正

藩政時代には、山は藩所有となっていたが、1873（明治6）年、明治政府によって租税制度改革が行われ、土地の私的所有権が確立した。

この制度改革で地租改正が行われ、耕作をしていた人が登記上の土地所有者になる。地租改正により私的所有権が確定し、土地丈量、地価算定、新地券交付が全国で実施され税率が定められた。鹿児島県では1879年に実施されている。

奄美においては、地租改正以前は山の境を定めることはなく、口頭によって山の所有が受け継がれ、この山からあの山までが自己所有だと定めた概算的な測量方式が用いられていた。[17]

地租改正においては、自己申告方式によって耕作者が地押丈量を行い、面積、収量を算出し、地方庁が地券を発行する形式が取られた。

奄美では、私的所有権実施によって取られた測量方法に3通りあり、「竿打ち」或いは「竿次ぎ」方式は特に平坦地の測量に採用、「投げ竿」方式は山の境界の谷を目安に測り、「水流方式」は高い位置からの水の流れを目安にする方式。かなり原始的な測量方式である。平坦地と異なり山野の場合は、綿密かつ明確な測量をすることは困難であり、所有権者も山の幾つが自己所有だというくらい概算的である。

2）測量の方法

①竿打ち（竿次ぎ）方式

平坦地の測量は「竿打ち」或いは「竿次ぎ」方式をとっている。5尺（1尺は0.30303m）の竿をひとひろと言い、（両手を広げて親指から親指まで、約1m50cm）それを基準に測る。ふたひろ、みひろの場合も有る。広い面積の土地は6尺竹1坪（1坪は3,30678平方m、或は1間（1m80cm）を繋ぎ12尺竿で測る場合もある。

②投竿方式

山頂から谷の下方向を目安に「竹竿を投げる」方式で測る。

③水流方式

山頂から水を流し、2方向に流れつくことを目印に、水流方式で境界を決める方法もあった。このような不適格な境界線のために山の上下と幅の判明が困難であり、双方が競って木材を伐採するというマイナス側面も発生している[18]。

8節　循環システムによる共同体方式

1）有良集落のユイワク

集落では作物ごとに農期が同一のために、ユイを結び共同作業をするシステムが構築され、これによって農期を逸することを防ぎ、合理的な農業を可能にしている。

山の耕地を多く所有している場合、耕地を数人に貸し賃借代は荒地開墾の労動力で決済する方式がとられる[19]。

共同体のユイワクによって条件の悪い山地の耕地にも関わらず、大量の甘藷の生産を可能にしている。耕作地は急勾配の棚畑で、水はけが良好なために有良集落独自の上質の甘藷が栽培され､市場で高い評価を得ている。

田畑の面積は平坦地の場合は、坪、畝、反、m2 で表現するが、山の棚畑の場合は、労働力を基準に畑の規模、集落から現場までの距離、土壌の質、耕作地での行動が自由にできるかいなかの諸条件によって異なり、それによって人数を単位、１日の作業従事者に労働日数をかけた数をワクとして表現している。

例えば、１日 10 人の作業×５日間を 50 人ワクといい、畑の作業面積を表現している。さらに、山の開墾は、重労働と危険も伴うために男性の役割と限定されている。

平坦地の田圃労働の場合は女性の役割とされており、１日のユイに対して交換労働を男性が１日で返すことが規定されている。さらに女性の重要な役割として、開墾の前日から炊事（ジョシキという）係はユイワクの一切を準備する。

開墾日の朝には、ユイを入れた家に全員が集まり、山へ持っていく炊事道具（鍋、釜、茶わん）を運び、現場で石を利用してカマドを造るのは男性の役割である。女性は前日から煮込んだ料理および午前 10 時と午後２時のお茶うけ（餅など）を準備してまかなう[20]。

牛馬は田畑の鋤や鍬の作業や山林からの木材を引くなどで利用するために、持主に貸出を依頼する。この場合の牛１頭のユイワクは人の５人分以上、しかも午前中のみで換算される方式が用いられている。

集落においては､１年の初めから季節に応じて多様な作業が､ユイによって合理的に企てられ集落経済が構築されている。

①新年には砂糖製造（サタイ）。②田植え。③新地耕作（アラジ打ち）。④稲刈り。⑤長期のユイや講を結ぶものに屋普請。⑥ 籾講。⑦がや講。⑧銭講。

などがあり、ユイによってコミュニケーションが保たれ、集落が形成されていたと言っても過言ではなかろう。

2）共同体の平等性

共同体におけるユイは、交換による合理性を軸とした労働力を集結する組織の形態であり、結い、結ぶ、さらに結合による相互扶助といえる。労動力との交換抜きで集落全体によって行われるユイもあり、次の①～⑦は有良集落における事例である。特に①～③は所帯の状況によって、ユイで食糧を供出して助ける。

①母子家庭の場合。

②子供が多い世帯で父親だけの働き手の場合。

③働き手の男性が病気などの場合。

④家を建てる時は集落が協力して建てるなど、分かち合いながら共同体が 形成されている。

⑤トビウオの回遊が年に１～２回あり、アラジウチの４～５月の最中でも集落から連絡を受けると全員で海へ行き、大板付舟と漁用舟でトビウオ網を張り獲れた魚は、最初に全員に分配され、次に漁に参加した人への分配、次に回遊魚の群れを見つけた人への分配、また浜に顔を見せた人にも分配するシステムが用いられている[21]。

⑥区長は戦後米軍の放出物資の分配に関わったり、集落を訪れた商人達を自宅に宿泊させたりしていたために出費が多かった。その出費を補うために、集落では区長分のアラジウチを引き受けるということがある。

⑦他に台風後の集落内の整備、風で倒れた砂糖黍畑の黍起こし、大工の心得ある人が家屋の補修、祝儀の際には漁の得意な人は魚を届けるなど、それぞれが特技を生かして自然体で協力する。

9 節　有良集落と名瀬との間の交易

1）海路と陸路

海路は、大板付舟と小型船が活用され、舟は集落所有で個人が所有しているケースはない。

名瀬への出荷船荷の割当ては、出荷希望者が集まって荷積込み量が定められ、希望荷主が多い場合は大型船と小型船の2艘の船出の場合もある。或いは荷主の数人は荷のみ積み込んで、12キロの道のりを駆け足で山越えして名瀬に向かうなどの場合もある。船賃は乗船人数および荷の個数割で決められ、集落に納め新船建造や維持費としている。

当時の様子を平田隆蔵氏は次のように語る。

「大板付舟で名瀬へ向けて航行中に、船漕ぎイトを全員で歌った。音頭取りと表乗りの『へーヤー』『ヤーオーヤー』『ヤーオーへー』という掛け声に続けて、全員が揃って『フンエーヨー ホー』と歌いながら漕いでいると、遭遇した米軍政府の警備船から、指笛や口笛、拍手しながら声がかかった事が幾度もあった。また名瀬への運航中に名瀬商人の遭難舟を救助した事もあり、また海上交通は危険との背中合わせであった[22)]」

陸路は険しい山越えで、集落から大熊集落まで8kmの道のりは難所が多く、途中で天候の変化によっては危険なために集落へ引返す場合もあった。

大熊集落は、有良集落と名瀬中心地までの約3分の2に位置し、大熊集落から名瀬中心地まで4kmの距離である。山越えは季節にもよるが、奄美特有の毒蛇ハブや猪との遭遇もあり多方面で気配りが必要で、このような中でかつては地域経済が維持されている。

2）有良集落と名瀬との間における産物の流通

1946年から集落所有の板付舟2艘（大1・小1）によって、有良集落から人とモノが中心地名瀬へ輸送され、有良集落からの積荷は主に甘藷、薪など、名瀬からの積荷は日本本土から持ち込まれた生活必需品である。

3）名瀬における仲買人との交渉

集落出航は朝8時、名瀬到着は10時頃で、名瀬の浜では20人前後の仲買人が舟の到着時刻に合わせて待機していて、両者の間に市が展開される。

取引価格は名瀬の諸情勢によって変動し、例えば行事或いは在庫商品状

態によって取引相場は変動した。

集落からの積荷は、甘藷、薪、大根、葉野菜など、平均的な価格は薪の場合、荒割り（風呂屋、酒造所用）一束5銭前後、小割り（一般家庭用）8銭前後、芋十斤単位で15～16銭前後の相場を、両者の間で5厘から1銭単位で競り合った。商談成立後は商店街に出向き、得た資金で集落に必要な生活必需品の購入をする。名瀬からの仕入荷は鍋、釜、茶碗、日用雑貨、建築材、魚類などで、集落のお土産に豆腐を購入するのも慣例になっている。

名瀬では午後3時頃の帰路につくまでの間に親戚、知人宅に立ち寄ったりすることも集落の人々にとって楽しみの一つになっていたのである。

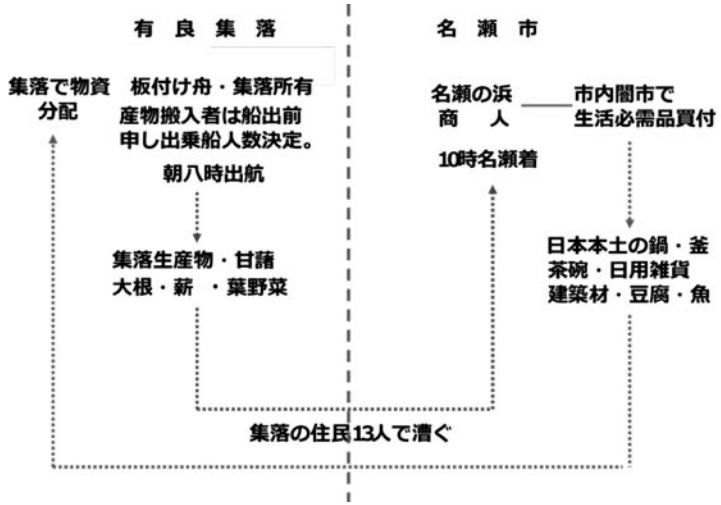

図17　有良集落と名瀬との物流　　聞取り調査により著者作成

4）市場の需要と供給

戦後間もない頃、食糧不足の時期に有良や芦花部集落から甘藷を運び、中心地名瀬の永田橋を拠点に露天商を営みカツギ屋のパイオニアといわれた高橋さんは、那覇の食糧不足を補完する役割も担い、食糧不足の那覇の露天商から注文を受けて、名瀬から農産物が青空市（那覇の牧志市場）へ流通している。

永田橋を拠点にしている橋口さんと那覇との間の取引は、平和通りの牧

志市場が青空市場の頃から再建頃まで行われている。名瀬からの出荷品は、農産物（特に芋類）および日本本土からの主に食料品（昆布、ソーメン、鰹節、調味料類）で、次第に生活雑貨類なども取扱われている。

沖縄からの見返り品は、アメリカ製煙草、嗜好品（コーヒー、ココア、チョコレート）などである[23]。

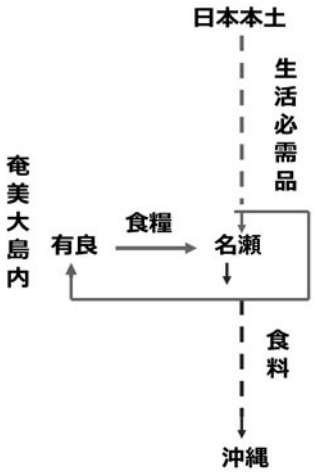

図 18　奄美大島内の交易ルート　　聞取り調査により筆者作成 2011・2

10 節　まとめ

藩政時代の黒糖生産のために、集落を囲む東西の山々の山頂まで開墾された棚畑の耕作地は、ほとんどが戦後放置されていた。

この藩政時代の黒糖生産跡地が、米軍政府の統治下で食糧不足を補完する手段として、重労働によって荒地開墾が行われ、段々畑に甘藷が栽培され、この黒糖生産跡地再利用は、島民の生活の知恵である。

有良および芦花部地域における甘藷生産が、終戦後名瀬を中心に食糧不足を補完した役割は大きい。

有良集落の産業も大きく変化して、黒糖、甘藷、大島紬と入替わりながら集落経済が維持されている。

注

1）橋口たけぐりさんからの聞取り調査による、戦後間もなくからカツギ屋がルーツの橋口さんは、戦後から永田橋市場で、住民の経済生活を見守りながら、2009 年 12 月に世を去り、橋口さんの戦後は終わった。

2）『芦花部小学校創立百周年・記念誌』P23

3）『旧法親族・相続・戸籍の基礎知識』P42

4）大板付舟の歴史的な記述はないが、古民謡「芦花部一番節」「芦花部一番や おんとのちのバーカな クバヤ一番な さねく くばや」にある歌詞のクバヤは大板付舟のことで、バーカな（美人の女性）とは 260 年前に存在した人物のことである。この歌詞の時代から大板付舟が用いられていたことを集落では推測している。時代の変遷にもかかわらず、大板付船は 1953 年まで集落振興の原動力となっている。

5）伝統的な大板付舟の現物は現在では何処にも残されておらず、奄美での唯一の舟大工坪山豊氏に名瀬市（現在は奄美市）は文化財保存のために建造を依頼している。

6）「あらば」とは、白く波頭の立つほどの波の荒い場所。

7）『芦花部誌』P203 ～ 204

8）動力船の大きさは、およそ長さ 6m、幅 1m20、深さ約 60cm。

9）坪山豊氏からの聞取り調査による。氏の船大工関係者が定期船の運航に関わっていたと語っている。

10）『芦花部誌』P106

11）平田隆蔵氏所有の調査で案内された現地は、集落背後の山畑名はフウバッケである。

12）野鳥のルリカケス（国指定天然記念物）やアカヒゲ（国指定天然記念物）、小動物のアマミノクロサギは希少で、国指定天然記念物である。ハブは、奄美群島の中でも奄美大島および徳之島の野山に生息している。夜行性で直射日光を嫌い、蘇鉄、樹木の空洞、岩くつ、石垣などにすみつき、主に 3 月～ 7 月頃に活動する。近年は血清があり死にいたることはない。　ハブは猛毒をもち咬まれた場合は、毒が全身に回らないように直ちに処置が必要である。応急処置で咬まれた上部をきつく縛る。当時はハブに咬まれて、手や足を失った例もある。集落の場合には戸板に寝かせて 4 ～ 6 人で、処置の可能な名瀬の病院まで大板付舟に乗せて運んでいる。猪は、特に椎の木の多い山に多く、また、畑の黒糖用の砂糖黍も食べ、作物も掘り起こして食べる雑食動物である。

13）黒糖製造小屋（方言でサタヤドリという）の中では、黍汁から炊き上げて黒糖製

品を作った。小屋の外では牛と人の共同作業によって砂糖黍を搾る。作業人数は炊き上げ２人～５人（交替を含む）、牛追い２人（交替を含む）、黍搾り４人（交替を含む）牛１頭（休憩をさせながら）である。藩政時代は、約３カ月寝泊りしながらの黒糖生産であった。第１段階における砂糖黍収穫でも監視は厳しく、古い民謡の一節に「シワジャ、シワジャ、甘蔗切りシワジャ、甘蔗ヌ高切り、板八キュウリ」がある。歌意は、心配だ、心配だ、甘蔗切りは心配だ、甘蔗の切り株が少しでも高めに残っている場合は、罪名を明記した板を首から提げられて各集落を引廻の刑に合う、である。このような圧政下で耕作地の少ない集落は、山の開墾をして砂糖黍畑を切開いている。薩摩藩の圧政下における山の棚畑が、米軍統治下において食糧不足を補完する役割を担った。これは、何時の時代も強大な力によるマイナス側面を島民が被ってきたことを示す。

14）水はけの良好な耕地で栽培された大根は、「アッタ大根」と呼ばれて市場で品質が高く評価されていた。その後、沖縄へ働盛りの人が移動し、日本返還後は日本本土へ人が移動して集落は高齢化し、砂糖黍、甘藷、大根などは衰退の一途をたどっている。2011 年名瀬在住の郷友会や集落民によって、「アッタドコネクラブ」が結成され、村興しの意味合いも込めて、伝統野菜として集落周辺の平坦地で栽培がてがけられている。

15）『奄美島々の暮らし―名瀬有良を中心に』P149

16）セントラル楽器 CD『ストゴレ「嫁取りウタ」作詞･三上絢子』徳之島の調査にて、聞取った内容を「嫁取りウタ」のタイトルで作詞したものである。「『徳之島郷土史研究会』に「嫁取り唄」掲載。

17）現在も山の所有者である平田隆蔵氏談。

18）有良集落出身の山の所有者、平田隆蔵氏からの聞取り調査による。

19）一人一日の仕事量をティワクと方言でいう。土地の貸方に借方は労働力で返す返扶（賃金ではなく労力で支払う）方法が集落においては伝統的な慣習で、返扶は借り受けた土地の面積は問題としない。

20）『奄美しまじま（村々）の暮らし―名瀬有良を中心に』P150

21）平田隆蔵氏からの集落区長時代の聞取り調査による。

22）平田隆蔵氏は、有良集落在住時には耕作も体験し、地域の束ね役として区長を務めるなどの役割も担った。名瀬への運航中に名瀬商人の遭難舟を救助した事もある。海上交通は危険との背中合わせで、救助された名瀬の商店の主は、命の恩人と感謝して、現在（2012 年）も親交が続いているという。

23）橋口たけぐりさんは、有良集落で交換した約 50kg の食料を運んでいるだけに、

無理をして幾度も危険な目に遭いながら山越えをして名瀬に到着した経験があると話している。

参考文献

奄美群島政府『奄美大島関係条約及び法令集』鹿児島県（1954）
大里知彦『旧法親族・相続・戸籍の基礎知識』ていはん（1995）
鹿児島県『鹿児島県大島郡統計書』鹿児島県庁（1985）
鹿児島県地方自治研究所『奄美戦後史』南方新社（2005）
塩田庄兵衛・長谷川正安・藤原彰『日本戦後史資料』新日本出版社（1995）
大熊青年団『大熊誌』名瀬市大熊青年団（1964）
当山昌直『奄美・沖縄環境史資料集成』南方新社（2011）
名瀬市『名瀬市誌・下巻』名瀬市役所（1973）
名越左源太『南島雑和』平凡社（2007）
名瀬市立芦花部小学校『芦花部小学校創立百周年・記念誌』芦花部小学校創立百周年編纂委員会（1978）
農林省統計調査『作物作付面積反収及び生産高調査表』名瀬出張所（1953）
平岡昭利『離島研究Ⅰ・Ⅱ』海青社（2003）
福山勇義『芦花部誌』（1970）
求 哲次『有良八月踊歌詞集』名瀬在住有良郷友会（1979）
求 哲次『奄美しまじま（村々）の暮らしー名瀬有良を中心にー』広報社（2007）

第４部

米軍統治下における人口動態

第四部では、米軍統治下における奄美・沖縄地域での人口動態について明らかにする。非正規交易の展開によって、物資だけでなく、人々もまた活発に移動した。

第一部・第二部で見てきた通り、非正規交易は、奄美の人々の主体的な取組みによって、自発的な商業圏の形成を促すことになった。それは、単に商取引に携わる者たちにとってだけでなく、男女･長幼の区別を超えた、さまざまな立場からの、自分たちの生活を守るという社会全体としての主体的な行為であった。そしてそれはまた、戦後の混乱からそれぞれの人生の新たな可能性、別天地を求める人々も生み出すことになったのである。

第 11 章　奄美群島における日本復帰運動

1 節　歴史的「2・2 宣言」

1）重大な覚書

1946 年 2 月 2 日、日本政府は連合国軍総司令部から重大な覚書を受け取った。「日本の領土」に関する指令である。

覚書は 2 月 2 日午後 4 時 30 分、太平洋米軍総司令部民間情報教育部より発表され、北緯 30 度以南における日本政府の政治、行政上の権限は停止された。奄美群島にとっては苦難のはじまりであった。

日本の領域は、北海道、本州、四国、九州および約 1,000 の小島嶼と定義された。除外地域における日本政府の政治、行政上の権限と、これらの地域と外国にある出先機関との間の通信は、気象情報など例外を除いて禁止、これまでの活動状況報告書の提出が命令された。

最高司令部スポークスマンは、「本指令はポツダム宣言第八条に掲げられた付属島嶼についての最終決定とは何ら関係ない」と付け加えている。

龍野鹿児島県知事は、2 月 4 日に鹿児島地区米進駐軍政官バーリー少佐、沖縄軍政本部コードウェル少佐と個別会談し、会談後の発表は、本土、奄美間の「海上封鎖」に関するものであった。

1、本土、奄美間の一般旅行は、この指令の日から禁止する。

2、本土、奄美間を渡航しようとする者は、永住の目的をもつ者に限って許可される。

3、渡航を許可された者は、計画輸送に従わねばならない。

知事は記者会見で、「大島郡の分離は講和条約までの暫定処置である」と語り、島民に希望をあたえたが、分離宣言および海上封鎖は大衝撃であった。

2）奄美群島日本復帰請願

1950（昭和25）年11月15日、全国奄美連合総本部委員長・昇直隆、同東京都本部委員長・谷村唯一郎から、連合国軍最高司令官ダグラス・マカーサーに奄美群島本国復帰請願が出されている。

要約

①琉球諸島は従来沖縄県の行政区域にある諸島で、奄美群島はもともと鹿児島県の行政区域内にある大島郡に属する諸島であり、琉球諸島中に包含されないものだと確信しておるのであります。最近の情報の中、琉球諸島を国連の信託統治下におくという内容につきまして、私共の要望を陳情申し上げます。

②昭和23年9月2日付「奄美大島群島自由交易許可請願」の標題と、全国地方自治協議会連合会会長東京都知事安井誠一郎の名によりまして、同25年5月25日付「南西諸島の復帰懇請について」の標題とで、請願してありますから、奄美大島群島の史的沿岸民族感情、行政的沿革、経済的依存関係など、奄美群島の復帰は在郷並びに日本本土在住40万同胞、日本全国民の熱望している事実で、御賢察下さったことを確信しております。

③奄美大島は風俗、土俗、宗教、文化、伝説、墳墓の形体、経済的依存関係など、生活面、地理的関係において古来日本本土と一体で、歴史および事実の証明するところ、日本本土で消滅しております古語が、奄美大島で現在方言として使用されている実情です。1609年以来、奄美群島は大隅国の一部として薩摩藩に属し、1871年廃藩置県の結果、鹿児島県大島郡として、行政区域内の一部をなして今日に至ったのですから、奄美大島と琉球諸島とは全然別箇の存在で、御認識下さったことと信じております。

④奄美大島同胞は、日本内地と祖先を同じであると確固不動の信念をもち、民族的執着の強い同胞でもあり、日本内地と袂を分つということは生命を絶たれる思いで、日本と運命を共に苦楽を分ち合ってこそ、人生のいきがいと信じている次第です。高邁なる御憫察にすがらんとする所以もここにあるのです。

一日も早く郷土が、日本へ復帰致しますよう格別の御配慮を賜りますれば、40万同胞は感謝の涙をもって永久に閣下の名を忘れぬことでありましょう。

奄美群島本国復帰請願を4つにまとめると、①奄美群島は鹿児島県の行政区域内にある諸島で、琉球諸島中に包含されない。②奄美群島復帰は在郷並びに日本本土在住40万同胞、日本全国民の熱望している事実。③奄美大島は風俗から経済的依存関係および地理的関係において古来日本本土と一体であるのは歴史的事実。また、奄美大島と琉球諸島とは全然別箇の存在。④一日も早く郷土が日本へ復帰致しますよう格別の御配慮。ということになる[1)]。

2節　奄美群島日本復帰協議会

1）「奄美大島日本復帰協議会」結成

1951年2月14日、名瀬市役所の会議室において、市内各種団体32団体による対策協議会、「奄美大島日本復帰協議会」が結成され、復帰運動が本格的に開始する。奄美大島日本復帰協議会は、宣言文と趣意書を発表した。宣言文内容は以下の通りである。

図1　「奄美大島日本復帰協議会本部の看板」
奄美市文化財指定資料・奄美市立奄美博物館所蔵

宣言

おもうにわが郷土奄美大島の日本復帰は、民族的に歴史的に、はたまた文化的にみて、当然実現さるべきものであり、終戦この方22余万全住民のひとしく望んでいる悲願であります。われわれは、対日講和条約を目前にひかえ、われわれの悲願である日本復帰を、全住民の血の叫びとして、今や何らかの形で、全世界ならびに各種国際的機関にむかって意思表示すべき好機に立たされております。

われわれは、かかる重大時局下にあり、カイロ宣言（Cairo Declaration）・ポツダム宣言（The Potsdam Declaration）等に示されて領土問題決定に関する世界民主主義連合国の公正な態度を信頼、ここに大同団結、自主的にして、平和的な「奄美大島日本復帰協議会」を結成し、全住民の純粋な民族感情を強力に結集、最善を尽くして奄美20余万同胞の悲願達成の為に邁進せんことを期す。

右、宣言す。

1951年2月14日 奄美大島日本復帰協議会

2）趣意書

1951年2月14日付の奄美大島日本復帰協議会会長泉芳朗、同副議長文英吉、同副議長盛景好による趣意書を①～③に要約すると、以下のようなものである。

要約

①吾々地元民として、この重要問題の進展に、歴史的重大関頭に立った際に積極的に歴史、文化、生活様式上からも日本帰属を熱望する民族的意志を明確に表示することこそ、絶好の機会であると言わなければなりません。領土帰属を熱望するのは、反米思想にたつものではなく、より大きな立場から祖国日本と共に協力して、世界平和に寄与貢献しようとする国際的親米思想にさえつながるものであり、民族的心情から発したものであります。

②郷土の日本帰属を吾々の運動は政治的、経済的、思想的背景に利用されるものではない、祖国復帰の大悲願を開陳しようとするものであります。住民個々の自主的な意思表示するもので、領土復帰の心情を訴えることは、世界民主主義国家の中心であるアメリカ当時者の理解を深く期待し得ることを信じて疑わないものであります。

③終戦以来6年間、一つの願い、全ての住民がこの民族的必然の心情に立って、お互いに小異を捨て大同につき、願望達成に邁進しようではありませんか[2)]。

この様に、20余万同胞の日本復帰一点での団結を主眼としている。

3）日本復帰請願の署名運動

日本復帰運動は、全群島（21市町村）が団結し、日本復帰請願の署名運動が組織的に取組まれ、全群島民の99%に達したのである。

電報作戦としてマッカーサー元帥、日教組、政府、国会、県選出代議士、鹿児島県知事に陳情の電報が発信されている。

総決起提灯行列では、「日本復帰の歌」を全員が声高らかに歌いながら、名瀬小学校を出発し、夜の名瀬の町を提灯を手に行進した。他には、嘆願書の送付、群島民の祈願断食が行われている。このように全群島民が一致団結して復帰運動は行われたのである。

「日本復帰の歌」

1　太平洋の潮の音は / わが同胞の血の叫び / 平和と自由を慕いつつ / 起てる民族二十万 / 烈々祈る大悲願

2　我等は日本民族の / 誇りと歴史を高く持し / 信託統治反対の大スローガンの旗の下 / 断固と示す鉄の意志

3　二十余万の一念は / 諸島くまなく火と燃えて / 日本復帰貫徹ののろしとなりて天を焼く / いざや団結死闘せん

奄美群島日本復帰協議会は運動資金として「日本復帰貫徹バッチ」を作成して、各市町村支部を通じて群島民に有償配布して、その益金を当てている。

東京においても、奄美出身者で組織する東京奄美会が復帰運動を活発に

図２　日本復帰請願署名録
奄美市文化財指定資料・奄美市立奄美博物館所蔵

展開、ロシア文学者の昇曙夢が全国委員長を務め、東京奄美会会長金井正夫、奄美出身の国会議員では衆議院議員・伊東隆二、参議院議員・川上よしみ、衆議院議員・宗前清、法曹界からは日連弁会長・山本忠義、他にも多数の奄美出身者が復帰運動に加わっている。

図３　昭和 25 年４月、青年・学生が東京での街頭で復帰署名運動を
開始（40 日間）。新宿東口（東京奄美会百周年の歩みより）

当時、東京新橋駅前を拠点に署名運動が連日展開されている。明治大学教授の永田正、松田清は、山本忠義を中心に出版物を発行して、労働組合

図４　「日の丸」（52 名の署名入り）泉芳朗が上京の際、昇曙夢（直隆）
「奄美群島日本復帰対策全国総委員長」のもとに都道府県代表の
奄美出身者が集まり、52 名が日の丸に署名。
奄美市文化財指定資料・奄美市立奄美博物館所蔵

等に売って運動資金のカンパ集めをしている。また、非正規交易の黒糖を誰となく持ち込み、販売し、利益を上げている。カンパや黒糖販売の利益で得た資金は、署名運動員の学生の日当に充て、100 万人署名を目指している[3)]。また、西田當元は、奄美の記録映画を制作して上映している。

3 節　請願書

昭和 28 年６月、奄美大島日本復帰協議会議長泉芳朗と各界代表 11 名の連盟による請願書を携えて、基八重婦人会長および橋口初枝副会長が、アメリカ元ルーズベルト大統領夫人に直訴するとともに、政府当局に陳情している。その２カ月後ダレス声明が発表される。

１）奄美大島即時完全復帰・請願書

日本復帰に関する請願書は、重要な内容であるために全文を掲げる。以下がその請願書である。

昭和 21 年１月 28 日スキャップ指令以来、民族流離の悲涙に泣く吾々元鹿児島県大島郡の全住民は、朝に夕に母国復帰悲願の血の叫びを続け

て八年間、

1、14歳以上99.8%の血涙の請願署名録により嘆願
1、信託統治絶対反対、完全日本復帰即時実現鹿児島県大島郡の復活等大スローガンの絶叫
1、4月28日痛恨の日から18回に亘る群民大会度々の集団断食復帰祈願
1、陳情員本土派遣数回、文書電報に依る請願幾千度等々、然るに、未だに冷たい29度の鉄鎖は動かず、今や窮迫の極限に一日も猶予を許さない状況に立ち至りました。
1、基本産業の没落、経済の破綻、民力の枯渇、エンゲル係数82.7の苦しい生活、生活破綻による社会道義の悲劇
1、教育文化面における劣悪なる掘立小屋・雨漏教室、教材皆無の教育環境、教員の生活苦、進学の不自由と失業、義務就学率87%への転落、体位、学力の低下、心的無気力化に依る童心の傷疾、少年犯罪の増加等々、苦難の数々、単なる形容詞でない乾坤の岐路上に立たされた大島になりました。

何とぞこの血涙の叫びに耳を傾けて下さい。

今まで毎々の機会において賜りました救援の親心、哀心より深甚なる感謝を申上げると共に、希わくば尚一層皆様の格別なる御厚情と御尽力を賜り、一日も早く没落寸前の危急から奄美の島々を救出下さいますよう重ねて請願申上げます

昭和28年6月

奄美大島日本復帰協議会会長　泉芳朗
奄美大島全市町村長会長　泉芳朗
奄美大島教職員組合長　高元武
奄美大島連合青年団長　林忠道
奄美大島官庁職員組合長　奥山豊秀
奄美大島農業協同組合連合会長　大津徹治
奄美大島漁業協同組合連合会長　大野重隆

奄美大島紬生産組合長　友野兼彦
奄美大島商工会議所会頭　久井喜美説
奄美大島連合邊信会頭　瀬戸口長男
奄美大島全市町村職員組合執行委員長　楠田豊春
奄美大島連合婦人会長　基八重[4)]

4節　陳情嘆願書

1951（昭和26）年2月14日の復帰協議会の組織化と同時に署名運動が始まり、他町村での復帰協議会支部結成と相まって、運動は高まり、14歳以上の群島民の99.8パーセントが署名したといわれている。

全郡民99.8%の署名録と共に嘆願書が8部作成され、国連本部、極東委員会、対日理事会、連合国軍総司令部、ダレス国務長官顧問、吉田茂総理大臣、衆議院議長、参議院議長に発送された。

陳情嘆願書は、まえがき、22万人民の大悲願、奄美大島と日本との民族的関係、奄美大島と日本との歴史的関係、経済的観点における奄美群島と祖国日本との関係、むすび、から作成されている。

まえがきでは、奄美群島人民22万余人の14歳以上の住民による99.8%著名録を添えて陳情嘆願書を送上する旨の内容である。22万人民の大悲願では、対日講和条約における日本国の領土問題について、22万余の人民が祖国日本への復帰を悲願している故に寛大で公正な御判断によって、希望をかなえられるよう懇願した内容である。奄美大島と日本との民族的関係では、奄美群島民は歴史上の記録からも言語、信仰、風俗、習慣も日本人と同一の祖先民族の子孫であると日本民族として深くつながっていることを訴えている内容である。奄美大島と日本との歴史的関係では、奄美群島は古代からの日本領土であり、カイロ宣言の条約に抵触するものではない、日本歴史、東洋歴史、世界歴史および国際的外交文書によっても立証できるとの内容である。経済的観点における奄美群島と祖国日本との関係では、本群島の黒糖、大島紬、鰹節などの基幹産業の需要は日本本土であり、産業、経済は日本との依存関係で成り立っていて、日本と分離する

ことによって、全人民は失業と飢餓におちいるであろうと、切実な問題を掲げている。むすびでは、人道的、人間的自然感情をご了解のうえ悲願の日本復帰実現を全人民の総意をもって嘆願する内容である。

99.8％著名録を添えた陳情嘆願書は、歴史的事実にもとづいて、奄美群島の産業と経済が日本本土と依存関係によって構築されていることが、表明されている[5)]。

5節　対日講和条約

1）対日講和条約調印

1951（昭和26）年9月9日、対日講和条約は、参加国52カ国の内共産国（ソ連、ポーランド、チェコスロバキア）を除く49カ国が調印して締結された。北緯29度線の信託統治条項に、ふれた第三条も確定された。さらに、日米安全保障協定が調印され日米関係は新しい段階に入った。

トルーマン大統領は、講和条約の目的について、「日本を平和国家社会に参入させるためで、われわれが条約に調印するのは報復の精神ではなく、世界平和をきずくためである。この条約は、勝者および敗者にとっても公平な条約である。将来において再び戦争を起こす原因は、何一つ含まない信頼と和解の条約である[6)]」。また、条約の目的の一つが「国際連合憲章の下に、太平洋で日本を含めた新しい防衛体制を確立することである」と宣明した。

2）サンフランシスコ講和条約第三条

1946年より北緯30度以南の南西諸島は日本から分離されていたが、サンフランシスコ講和条約第三条で次のように規定したのである。

講和条約第三条は、「北緯29度以南の諸島（琉球諸島および大東諸島を含む）、南方諸島（小笠原群島、西之島および火山列島を含む）並びに沖の鳥島および南鳥島を合衆国を唯一施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。

このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域および住民に対して、行政、立法および司法上の権力の全部および一部を行使する権利を有するものとする」としている。

即ち、日本国は朝鮮、台湾、澎湖島、千島列島、および樺太の一部とその付属する小島に対するすべての権利と権限、その請求権を放棄し、北緯29度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）、小笠原、その他の南方の島については、合衆国が国際連合に対して信託統治に置くという提案をしたら同意する、ということになった。

奄美の全群島民が講和会議に期待し動向を見守っていたが、北緯29度以南は祖国日本から完全分離され、半ば信託統治もありうるという決定の報に郡民は弔旗を掲げた。

奄美群島においては、ただちに郡民総決起大会が開催された。集会場には高々とそびえる白地の「のぼり」に「条約第三条撤廃」、「信託統治絶対反対」、「鹿児島縣大島郡即時復帰」、「日本復帰断食祈願」、「死を賭して、平和を斗いとれ」、「復帰を阻害する者は総べて民族の敵だ」、「奄美大島日本復帰協議會本部」と祖国日本復帰を悲願する文字が、群島民のシュプレヒコールとともに揺れていた。

祖国日本復帰貫徹郡民総決起大会等の際には、各組織団体の代表者が鉢

図5　名瀬市民総決起大会（名瀬小学校校庭）
1951（昭和26）年7月

図６　「日本復帰運動鉢巻」
祖国日本復帰貫徹郡民総決起大会等の際に使用されたもの。各組織団体の代表者が士気を高めるために、この鉢巻きをしめて先頭に立った。
奄美市文化財指定資料・奄美市立奄美博物館所蔵

巻きをしめて先頭に立ち、士気を高めた[7)]。

『名瀬市誌・下巻』は、国際連合憲章の規定について、次のように記している。「信託統治制度というのは、民度が低く文化水準も問題にならないような地域の住民を対象とすべきものである。現に信託統治制度が行われている地域の実情を見てもそれは明らかである。しかし、沖縄や奄美の住民は、政治能力その他において、日本本土と同等の水準にある。したがって、この条約において、アメリカが琉球諸島に信託統治制度をしくこと自体、妥当性を欠くものであったということができる[8)]」

島内の運動だけではなく、日本復帰密航陳情団が編成されて日本本土と

図７　町村代表による密航陳情団（写真提供 児玉賢二）

の国境線の海を越えて青年達が命がけで陳情にのぞんだ。この様子を各新聞が取上げている。奄美群島の日本復帰に関するニュースは、本土と現地の動向を取上げ、海外通信社も世界の世論へと訴えた。なお、1951（昭和26）年６月、密航陳情団は奄美群島の各町村からの代表によって結成され、決死の国境越えは幾組かに分かれ別々に行動することで警備をかいくぐり、東京に集結している。

3）日本政府への嘆願書

1951 年 10 月 15 日の奄美大島日本復帰協議会から日本政府への嘆願書を①～②に要約した。

①「奄美群島（元鹿児島県大島郡）22 万の住民にとって、祖国日本完全復帰は 1946 年の分離依頼の願望であり、このことは、去る５月に 14 歳以上の住民 13 万 9348 名（99.8%）の請願署名録を関係方面に伝達し、考慮を求めた事実によって明白なことである。

米英共同案発表以来信託統治条約案に対して、絶対反対を表明し、また、人民集会を開催して数次にわたる集団断食祈願を行い、陳情団を日本本土に送るなど、世界の良識に訴え今日におよんだ経緯からも、全 22 万住民の祖国日本完全復帰の願望は明らかなことである」

②「今回の対日講和条約成立によって、日本本土では祝意の日章旗を掲げて条約を慶んだが、同じ日本人でありながら奄美群島では弔旗が掲げられ民族的悲劇であることを展開した」

③「奄美群島の信託統治は、国際連合憲章、カイロ宣言、ポッダム宣言、その他の国際条約からして、理論的、実際的に基本目的と基本原則に反する点が多々あり、即時完全復帰の実現まで、暫定措置として占領政策の緩和を政府として求めるように要望する」

纏めると、①では、99.8% の請願署名録、米英共同案発表以来信託統治条約案に対して、絶対反対であると表明してきた。②では、対日講和条約成立に対して、日本本土では祝意の日章旗を掲げて条約を慶んだが、奄美群島では弔旗が掲げられた。③では、信託統治が、理論的、実際的に基本

目的と原則に反する点が多々あり、占領政策の緩和と暫定措置の要望、という3項目からなり、最後に、「この嘆願は、戦争の大罪を苛酷にも背負わされた元鹿児島県大島全住民最後の強い願いを、貴政府の御高配と御尽力を懇請申し上げる次第です」と結び、次の要望事項を掲げている。

要望事項

1　基本権に関する事項

A 領土の主権および住民の国籍を日本におくこと

イ 住民を日本国民と呼び且つ日本国民として待遇すること

ロ 日本国旗の掲揚と国歌の歌唱を認めること

ハ 年号の使用を日本国内と同様にすること

ニ 奄美大島地区を鹿児島県大島郡として日本地図その他各種出版物によって明示すること

2　行政措置に関する事項

A 行政、司法、教育その他必要な場面にわたる人事の交流を取計う事

B 官公吏の身分保障について

イ 日本本土への復権を保障する

ロ 恩給法を適用すること

ハ 資格免許の認定を国内同様にすること

ニ 分離後の公吏の勤続年数を国内同様に取扱うこと

C 日本と奄美大島間の司法事務の共助を取り急ぎ制定実施すること

D 日本と奄美大島間における不法入国取締に関する指令は即時これを撤廃すると共に、現に検挙又は処刑されている者を釈放しかつ前科の抹消をなすこと

3　経済、財政、金融、産業、交易に関する事項

A 日本との交通および商取引を国内同様にすること

B 奄美大島住民（公私）の在日資産および権益の凍結を早急に解除すること

C 日本と奄美大島間の為替送金を分離前同様に即時復活すること

D 日本と共通の貨幣制度を実施すること

E 黒糖、大島紬、水産その他基本産業に対する保護政策を実施すること

F 戦災復興費補助を交付すること

G 産業、交通、通信、金融、教育、衛生、災害などに対する補助並びに各町村への財政援助を分離後同様に実施すること

H 民間航空路の延長を要望すること

4　教育、文化、社会厚生に関する事項

A 教育行政は鹿児島県に移管し進学および転学の自由を認めること

B 通信業務の一切を日本政府に移管すること

C 戦争による不良廃疾者並びに遺家族に対し国内同様に保護すること

D 移民その他の政策による人口問題の解決を考慮すること

E 国立療養所、保健所を国内同様に設置すること

F ハブ血清業の公布を分離前同様にすること

以上の事項を要望している[9)]。

4）琉球統一

1950年に設置された奄美群島政府は群島民にとって、日本復帰の大きな期待を抱かせるものであった。だが、1952（昭和27）年、奄美群島政府は琉球統一のために解消となり、「琉球政府」の中に統合されることになる。

「琉球基本法」が公布され立法議員の総選挙が実施され、1952年4月1日、琉球政府が発足し、奄美を含め琉球統合政府の第一歩がはじまる。

日本本土は対日平和条約が、4月28日に発効し6年8カ月にわたった占領下から独立への第一歩が踏み出された。

琉球政府の発足式典において、リッジウェイ最高司令官（マッカーサーの後任）はそのメッセージにおいて、対日平和条約の決定によって、琉球諸島が日本から切り離されている現実をとらえて、「これは琉球と日本との伝統的な、文化的、経済的結びつきまでが切り離されることを意味しない。

米国民政府は、琉球の経済や文化を復興するために、できるだけの援助

を引き続き与えるであろう」と述べ、同じくビートラ副長官は、アメリカが琉球を占領しているのは、世界情勢のためであり、「もし米国が撤退するとしたら、未だ公式には戦争関係にあるところの、あまり好ましからぬ国が琉球の島々を占領するであろう」と述べ、太平洋における重要な前衛基地としての琉球列島の使命を強調したのである。

1952年4月29日、日の丸掲揚の許可がでる。但し個人の家庭、個人の集会、祝宴の場合と範囲が指定され、政府の建物その構内、政治的目的の公の集会、行進などでは禁止され、違反の場合6カ月以下の懲役又は罰金若しくは、この両方の刑に処することになっている。

日の丸掲揚は日本人であることが証明されたと、街は感激で沸き立った。

6節　ダレス声明

1）奄美復帰の父

奄美復帰の父といわれ、奄美大島日本復帰協議会会長、奄美大島遺家族連盟会長、奄美大島市町村会会長を務めた泉芳朗の遺稿を要約する。

「対日平和条約は奄美群民の意志を黙殺して奄美大島を琉球と共に信託統治予定地区に取り決めたまま調印されてしまった。今更復帰運動ではあるまいとサジをなげるものや特に市町村自治体が軍政に怯えて、群民の総決起大会は消極的になった。名瀬市長は全群市町村長会の会長も兼ねていたので、右手に復帰議長、左手に名瀬市長という二律背反役割をにない、言語に絶するイバラの道であった。度重なる苦難の数々は、かえって、僕のレジスタンスを内側に鍛えこんだ。やがて復帰協議会も市町村側と全群民の総決起体制に強化され、28年8月ダレス声明を勝ち取った」

奄美群島を信託統治予定地区として対日平和条約が調印されると、落胆した復帰運動組織は弱体化の一途をたどった。その中で協議会会長である泉芳朗は、群島民のために孤軍奮闘し、その忍耐の結果が、ダレス声明に繋がったのである。

2）ダレス声明による内外記者団会見

1953（昭和28）年8月8日、アメリカ大使館において「アメリカ政府は奄美群島を日本に返還する用意がある」とする「ダレス声明」が、内外

外號聞新日日海南

1953年8月8日　土曜日

國家山村　人行発集編

奄美大島の日本復歸成る

米、第三條（平和條約）の権限放棄

ダレス國務長官、記者團に言明

（東京）ダレス國務長官はアメリカ政府奄美大島とその付近の島々を日本に返還する意志があると声明した

アメリカのダレス國務長官は本日午後六時半からアメリカ大使館で吉田總理大臣及び岡崎外務大臣と三十五分にわたつて会談したが　ダレス國務長官は七時半からアメリカ大使館で記者会見を行い・アメリカ政府は奄美大島群島を日本に返還したいと思つていると次のような声明を発表した

私はアメリカ政府を代表してただ今總理大臣に傳えたことがらを東京で發表出來ることを喜んでいる　合衆國政府はアメリカ政府が平和條約第三條に基いて奄美大島群島に對して持つている権利を放棄する必要な手續が日本政府との間に終り次第これら諸島に對する日本の権利を復活させる意向である

（寫眞はダレス長官）

図8　ダレス声明を報じた地元紙

(1953・8・9)

日新聞 The Mainichi

奄美大島諸島を返還

他諸島は情勢上更に持続

記者団に声明

ダレス長官、吉田首相と会見

図９　ダレス長官と吉田首相との会見

図 10　ダレス声明感謝群民大会

奄美市文化財指定資料（奄美群島日本復帰関係資料）奄美市立奄美博物館所蔵

記者団との会見で発表された。

奄美群島返還に関するダレス米国務長官の声明を要約すると、「アメリカ合衆国政府は、アメリカが講和条約第三条に基づき奄美群島に対して有している統治の権利を放棄する必要な取決めが日本政府と終わり次第、奄美群島に対する権限を回復させる用意がある。三条に規定されている他の諸島については、極東が国際的緊張状態の間は、アメリカが管理権を維持する事が必要である」となる。まさに重大発表で北緯 27 度以南の他の諸島、沖縄及び小笠原を継続して統治する事を改めて言明している。

奄美群島の返還を明らかにするとともに、沖縄及び小笠原の継続をあらためて宣明したのである。他の諸島は極東の平和と安全を目的に日米安全保障条約に基づいて米軍統治を効果的に遂行するということになる。

奄美大島日本復帰の新聞各紙掲載の見出し

南海日日新聞 1953 年 8 月 8 日、	「奄美大島の日本復帰成る 米、第三条（平和条約）の権限放棄・ダレス国務長官、記者団に言明」
奄美タイムス 1953 年 8 月 8 日、	「民族の悲願・遂に成就 ダレス長官がもたらした朗報」
朝日新聞 1953 年 8 月 8 日、	「奄美大島群を返還 ダレス長官首相に申し入れ」
朝日新聞 1953 年 8 月 11 日、	社説「奄美大島返還に際して」
毎日新聞 1953 年 8 月 9 日、	「奄美大島諸島を返還 他諸島は情勢上更に持続」
毎日新聞 1953 年 8 月 10 日、	社説「奄美大島の日本復帰」
読売新聞 1953 年 8 月 10 日、	社説「奄美群島の返還を喜ぶ」
沖縄タイムス 1953 年 8 月 10 日、	社説「奄美大島の祖国復帰」
南海日日新聞号外 1953 年 12 月 17 日、	「奄美返還 25 日確定・23 日正式調印 、22 日の閣議経て手続」
奄美タイムス号外 1953 年 12 月 24 日、	「復帰 4 時間後に迫る 今夕返還協

定調印」
南日本新聞 1953 年 12 月 25 日、　社説「奄美大島復帰す」
南海日日新聞 1953 年 12 月 25 日、　社説「奄美の朝はあけたり」
朝日新聞 1953 年 12 月 25 日、　社説「奄美大島の復帰を喜ぶ」

奄美群島は、歴史的にも地理的にも日本の領土であり、行政、立法、司法上の権力は、米国によって行使されていたが、1953 年の最後を飾る国民的喜びとして、奄美群島返還と 22 万島民の復帰を迎えることになった。

奄美群島には、迅速に解決を必要とする問題点が多々あったが、その中でも教材や教科書問題、教育施設の不備など、教育面の復興は急務であった。

7 節　奄美群島の日本返還

1）奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

奄美大島返還の日米協定の調印は、外務省にて行われた。協定は、本文九カ条及び付属文書と交換公文からなっている。日本国とアメリカ合衆国との間の協定は、重要な条文であるために、以下全文を載せてある。

1953（昭和 28）年 12 月 25 日 条約第三十三号
条約
奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

アメリカ合衆国は、同国国務長官 1953 年 8 月 8 日に声明したとおり、奄美群島に関し、1951 年 9 月 8 日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条に基くすべての権利及び利益を日本国のために放棄することを希望するので、また、日本国は奄美群島の領域及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権利を行使する為の完全な権能及び責任を引き受けることを望むので、よって、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、この協定を締結することを決定し、このためそれ

奄美タイムス（号外）
1953年12月24日（木曜）
良光井藤人行発葉栄編

〝復歸〟四時間後に迫る
今夕返還協定調印
奄美群島返還についての日本とアメリカの協定調印式は二十四日午後六時五十分外務省で行われた。

返還協定の要旨

本文

交換公文

附属書

図 11　日本返還を報じた号外・地元紙

図 12　祖国復帰の朗報に歓喜する名瀬市民の提灯行列

ぞれの代表者を任命した。これらの代表者は次の通り協定した。

第一条

1　アメリカ合衆国は奄美群島に関し1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第3条に基づく全ての権利及び利益を1953年12月25日から日本国のために放棄する。日本国は前記の日に、奄美群島の領域及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権力を行使するための完全な権能及び責任を引き受ける。

2　この協定の適用上、「奄美群島」とは付属書に掲げる群島（領水を含む）をいう。

第二条

1　アメリカ合衆国が奄美群島で現に利用している二つの設備及び用地は、1952年2月28日に東京で署名され、その後改正された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定に定める手続に従って合衆国軍隊が使用するものとする。

もっとも、避けがたい遅延のため1953年12月25日前に前期の手続きによることができない場合には、日本国は、アメリカ合衆国に対して、その手続きが完了するまでの間、これらの特定の設備及び用地を引き続き使用することを許すものとする。

2　日本国政府は、奄美大島の名瀬にある測候所の運営を引き継ぐものとし、且つ、行政協定第26条に定める合同委員会による協議を通じて合意されるところに従って気象観測の結果をアメリカ合衆国政府に提供するものとする。避けがたい遅延のため1953年12月25日に日本国政府がその運営を引き継ぐことができないに場合には、現状通りの運営が、日本政府がこの責任を引き受ける準備ができる時まで、継続されることが合意される。

第三条

1　日本国政府は、1953年12月25日に、奄美群島における流通からすべての「B」号円を回収し、且つ、1「B」号円につき3日本円の割合で「B」号円と引き替えに日本円を交付することを開始しなければならない。この通貨の交換は、できる限り速やかに完了をしなければならない。回収した「B」号円は沖縄の那覇にいる合衆国民生官に返還しなければならない。アメリカ合衆国政府は、「B」号円又は「B」号円と引き換えに交付される日本円について、日本国政府に対し何ら償還の義務を負うものではない。

2　予算を及び財政に関する現行の措置で資金の収集及び債務の支払いに関するものは1953年12月24日までに維持されるものとし、その後は、日本国政府が、奄美群島における完全な財政上の責任を有するものとする。

3　日本国政府は、奄美群島における郵便組織のすべての金融上の債務を負うものとする。

奄美群島における郵便組織と南西諸島のその他の島における郵便組織との間の勘定は、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間で、奄美群島における郵便組織のその他の資産並びに南西諸島のその他の島における日本国政府郵便組織の戦争前の資産及び債務を考慮に入れて、後日合意される通りに決済しなければならない。

4　琉球政府の財産（書類記録を及び証拠物件を含む）で1953年12月25日に奄美群島に存在するものは、その日に無償で日本国政府に移転しなければならない。

5　日本国政府（地方公共団体を含む）の財産で、1953年12月25日に奄美群島に存在し、且つ同日前にはアメリカ合衆国政府の管理下にあったものは、その日に無償で日本国政府に返還しなければならない。

6　1953年12月25日に、奄美群島における各種の機関及び団体が奄美群島への貨物の積送の結果、南西諸島のその他の島における政府機関その他の機関に対して負う当座勘定、並びに奄美群島における個人及び団体が琉球復興金融公庫に対して負う長期債務が存在する。

両国政府は、これらの勘定の残高並びに債権者及び債務者をできる限り速やかに確認しなければならない。アメリカ合衆国政府は、確

認された勘定に関するすべての権利及び利益を無償で日本国政府に移転しなければならない。

7　1953年12月25日に、奄美群島に置ける個人（法人を含む。以下同じ）が南西諸島のその他の島における個人に対し、又は南西諸島のその他の島における個人が奄美群島における個人に対して負う債務が存在する。両国政府は、これらの債務の決済を促進する手続を定めることに同意する。

第四条

1　日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したために執られた行動から生じたアメリカ合衆国及びその国民並びに南西諸島の現地当局及びその前身たる機関に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、アメリカ合衆国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権で、1953年12月25日前に、奄美群島で生じ、又は奄美群島に影響を有するものを放棄する。ただし、前記の放棄には、1945年9月2日以後制定されたアメリカ合衆国の法令又は南西諸島の現地法令に認められた日本人の請求権の放棄を含まない。

2　日本国は、占領期間中及び奄美群島の軍政府又は合衆国民政府の期間中に占領当局、軍政府又は合衆国民政府の指令に基づいて、若しくはその結果として行われ、又は当時の法令によって許可されたすべての作為又は不作為の効力を承認し、合衆国国民又は南西諸島の居住者をこれらの作為又は不作為から生じる民事又は刑事の責任に問う如何なる行動も執らないものとする。

第五条

1　日本国は公の秩序又は善良の風俗に反しない限り、次の裁判が有効であることを承認し、且つ、それらの効力を完全に存続させるものとする。

（A）奄美群島にいずれかの裁判所が1953年12月25日前にした民事の裁判で、同日前の法令によって再審査の手段又は権利がなかったもの及び（B）沖縄における琉球上訴裁判所が1953年12月25日前にした民事の最終的裁判で、奄美群島におけるいずれかの裁判所に係属した事件に関するもの。

2　日本国は、訴訟当事者の実質的な権利及び地位を如何なる意味においても害することなく、1953年12月25日に奄美群島におけるいずれかの裁判所に係属中の民事事件又はそれらの裁判所に係属した民事事件で1953年12月25日に琉球上訴裁判所に係属中のものについて、裁判権を引き継ぎ、且つ、引き続き裁判及び執行をするものとする。

第六条

1　日本国は、奄美群島にいる者で、1953年12月25日前に南西諸島におけるいずれかの裁判所が科した刑に服役中の者又は1953年12月25日に前記の裁判所若しくは沖縄における琉球上訴裁判所に事件が係属中の者に対して、日本国の法令及び手続きに従って刑事裁判権を行使することができる。ただし、これらの者が1953年12月25日に抑留中である場合には、適当な措置が執られるまでの間引き続き日本国の当局の下に抑留されるものとする。日本国当局は、前記の者に対して刑事裁判権を行使するに際し、南西諸島における裁判所又は沖縄における琉球上訴裁判所が前記の者に対し刑事裁判権を行使する際に用いた証拠資料に対して相当な信頼を置くものとする。

第七条

日本国が当事国である条約及びその他の国際協定（1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約、同日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約及びこれに基づく改正された行政改定、同日に日本国総理大臣とアメリカ合衆国国務長官との間で交換された公文並びに1953年4月2日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約を含む）は、この協定の効力発生の日から奄美群島について適用されるものとする。

第八条

この協定の実施に関する事項は、両国政府又はその権限のある当

局の間で協議によって合意するものとする。

第九条

この協定は、1953年12月25日に効力を生ずる。

付属書

奄美群島とは、北方北緯29度、南方北緯27度、西方東経128度18分及び東方東経130度13分を境界線とする区域内にあるすべての島、小島、環礁及岩礁をいう。

日本國　　岡崎 勝男

アメリカ合衆国　　ジョン・M・アリソン

以上の証拠として下名は各自の政府により正当な委任を受け、この協定に署名した[10]。

1953年12月24日に東京で等しく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。

2）奄美返還式

1953（昭和28）年12月25日午前零時、奄美群島は、日米返還協定発効によって7年11カ月間続いた米軍統治から日本へ復帰した。午前10時10分、奄美返還式が名瀬市の琉球文化会館で挙行され、11時10分に大島支庁が開庁した。

この日、奄美では号外が配られ街は「万歳」「おめでとう」と歓喜で包まれ、翌朝は日本本土の各社報道機が祝賀ビラや号外を投下して祝福している。

3）日本の主権回復

1953年12月25日に日本の主権が回復される。そこで、占領が終了した時点で重要な問題である通貨のＢ円の責任について、誰がどうするかを牧野浩隆氏は次のように述べている。

「誰が責任をもって軍票を償還するかという国際法上の責任問題である。国際的準拠法はハーグ陸戦協定であり、同協定は今日、終戦処理に際して

当時国 が遵守すべきもっとも基本的な国際法とされている。同協定の第四十三条及び第四十六条は非戦闘民の私有財産の没収を禁じ、あたうるかぎり占領軍は占領地域における法律を尊重すべき旨が述べられており、その趣旨が軍票にも適用されて、住民の保有する軍票は占領国の全面的責任において全額償還しなければならないという論拠とされている[11]」

また、皆村武一氏は、本土復帰の際に奄美群島におけるＢ円の処理について、以下のように述べている。

「1953年12月25日に北緯29度以南の奄美群島は悲願の日本復帰への返還が決定した。その前日の12月24日の協定文書「奄美群島に関する日

図13　大島支庁開庁　　奄美市文化財指定資料・奄美市立奄美博物館蔵

図14　昭和28年12月25日の復帰祝賀飛行の際に投げ落とされたリボン。「大島の皆さんへ　南日本新聞社」「ラジオ南日本」と記載されていた。奄美市文化財指定資料・奄美市立奄美博物館所蔵

本国とアメリカ合衆国との間の協定」（12月25日発効）の第三条については次のように定められていた。日本国政府は、1953年12月25日、奄美群島における流通からすべてのB型円を回収し、且つ、1B型円につき3日本円の割合でB型円と引き換えに日本円を交付することを開始しなければならない。この通貨の交換は、できる限りすみやかに完了しなければならない。

回収したB型円は、沖縄の那覇にいる米国民政府に返還しなければならない。米国政府はB型円又はB型円と引き換えに交付される日本円について、日本国政府に対し何ら償還の義務を負うものではない。その代わり、ガリオア資金の徴収権を無償で日本政府に譲渡する[12)]」

米国政府は、B円と交換される日本円について、日本国政府に対し支払いの義務を果たさず、ガリオア資金の徴収権を無償で日本政府に譲渡する。つまり、12月24日、日米間で交わされた協定文書の第三条をもって、B型軍票の償還を免れたということになる。国際的な慣行によると、占領国は、紙幣償還について責任を負うことになっている。奄美群島の復帰時に切替られたB円は1億9216万余円、日本円で5億7649万円となっている。

奄美のガリオア債務（ガリオア物資代金当座勘定と琉球復興金融基金の貸出金）は、約5億9000万円である。米国はガリオア資金との相殺というかたちをとり、日本政府が奄美群島から回収したB円に対して通貨での支払いをしなかったことになる。

4）日本政府との間における通貨切替え

日本復帰と同時に実施されたのが通貨交換である。日本政府が用意した交換用は、復帰直前の12月21日に巡視船宗谷で9億円が、奄美に持ち込まれていた。内訳は、交換用7億5千万円、公務員の俸給・ボーナス1億5千万円。大蔵省財政局の渡辺征一郎団長ほか切替指導員91名が大島本島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島に警官に守られて交換用の日本円を陸揚げし、郵便局・鹿児島銀行支店、など64カ所で交換を指導した。

25日から7日間の期間に、B円1対日本円3の比率で交換された。新通貨日本円による経済生活のスタートである。これにより、公務員の給料は3倍で換算されて支給され、街の商店も軒並み商品価格を1対3の比率を基準に値段が付け変えられた。この価格表示は、概算でなされた場面も生じ、消費者は混乱に巻き込まれた[13)]。

8節　日本復帰運動史

1）奄美群島日本復帰史年表

以下の一覧は、日本復帰関係の主な関連事項を纏めて、簡潔に著者が年表に作成したものである。

西暦	年号	月日	関連事項
1945	昭和20	7・26	ポッダム宣言 日本の無条件降伏を要求した共同宣言
		8・15	終戦
1946	昭和21	1・28	連合軍最高司令部の覚書（スキャップ指令）
		1・29	・プライス通告 ・沖縄軍政府長官プライス少佐・奄美来島 ・奄美群島は近く日本本土から分離、米国軍政官の下で単独の行政管区におかれる旨が通告される
		2・2	・2・2宣言（連合軍最高司令部の覚書） ※北緯30度以南の琉球、奄美群島を含む南西諸島は、伊豆方小笠原諸島および硫黄列島、その他太平洋諸島と共に日本の領域から除外される
		2・4	・行政分離 ※日本本土と奄美群島の海上封鎖（渡航禁止）
		3・13	・米国軍政府開設 ※北部南西諸島米国海軍軍政本部設置

			軍政府長官プライス少佐・ライリー軍政官
		10・3	・臨時北部南西諸島政庁開設
			※初代知事・豊島至、副知事・中江實孝
		12・8	・全国奄美連合総本部設立
			※東京本部委員長・奥山八郎
1947	昭和22	3・3	・全国奄美連合大阪本部結成
			※大阪本部委員長・平次郎
		9・10	・大島群市町村長会「日本復帰嘆願」を軍政府に陳情したが拒否される
		9・26	・臨時北部南西諸島政庁
			※二代知事・中江實孝、副知事・笠井純一
1948	昭和23	4・4	・教育6・3・3制実施
			※日本本土より1年遅れで新制中学校設置
		6・28	・教科書調達に2教師密航陳情
			※深佐源三、森田忠光
		9・2	・自由交易許可請願
			※全国奄美連合総本部が「奄美群島と日本間の交通、貿易、送金などの自由を許可願」
1949	昭和24	4	・不明・奄美連合・市町村長へ署名運動の呼びかけ
		4・5	・国会・参院本会議で奄美問題論議
			※奄美大島との間の交通・通信・進学・送金など
1950	昭和25	2・	・日琉貿易使節団、マッカーサー元帥に直訴
			※団長・笠井純一、有村治峯、久保井米栄
		3・17	・宮崎県大島町青年団復帰運動開始
		3・24	・名瀬市連合青年団復帰公聴会開催
		4・	・東京・青年学生による新橋駅前街頭署名運動開始
		6・21	・ダレス代表来日・対日講和条約の交渉

		8・23	・社会民主党結成
			※初代委員長・豊蔵朝秀、泉芳朗
		9・14	・対日講和条約公式声明
		9・27	・北部南西諸島政庁
			※臨時知事・吉田嘉
		11・15	・奄美大島群島本国復帰請願 マッカーサー元帥へ
			※全国奄美連合総本部委員長・昇直隆
			※全国奄美連合総本部東京都本部委員長・谷村唯一郎
		11・25	・奄美群島政庁開庁
			※公選知事・中江實孝、副知事・大津鐵治
1951	昭和26	2・6	・参院・「領土帰属問題」公述
			※参院外務委員会の公聴会にて昇直隆、村唯一郎が参考人として、「奄美の帰属問題」について公述
		2・14	・奄美大島日本復帰協議会結成
			※議長・泉芳朗、副議長・文英吉、盛景好
		2・17	・市町村職員組合結成
			※復帰運動推進決定
		2・22	・全郡教職員組合大会において署名運動推進を決定
		2・22	・衆院本会議・経済円滑化の決議
			※内地と奄美大島諸島との経済・交通の円滑化に関する決議
		3・30	・奄美群島議会復帰推進決議
		4・25	・復帰請願署名運動達成
			※満14歳以上の99.8%（139,348名）
		5・4	・奄美大島日本復帰陳情嘆願書
			※国連本部ダレス国務長官宛

5・26　・東京復帰対策委員会結成 委員長・金井正夫
6・2　・衆院・「領土帰属」決議
※旧日本領土である諸島の帰属に関する決議案
7・14　・日本復帰貫徹総決起大会（プラカード事件）
8・1　・復帰祈願断食
※泉議長、高千穂神社にて5日間決行
8・9　・密航陳情団決死の中央陳情
※町村代表11名が東京へ陳情
※大庭綱輝（三方）、直喜久安（亀津）、児玉賢二（住用）、石山栄川（知名）、高橋長男（龍郷）、中島忠彦（喜界）、大脇達夫（和泊）、小池三熊（大和）、福富雄（与論）、三井喜禎（早町）、松江謙志（笠利）
8・10　・奄美群島日本復帰出身者全国大会、新橋駅西口広場
8・14　・密航陳情団上京
※奄美から密航陳情団11名監視の目をくぐり抜け、国会、政府、民間団体などに奄美の窮地を訴え、反響を呼ぶ
9・9　・対日講和、日米安保条約調印
10・15　・日本政府へ嘆願書
11・10　・在京奄美大島日本復帰青年会発足
※青年中核になり一大民族運動展開
12・15　・「奄美大島時報」発刊
※復帰青年会・現地の状況を伝える
編集・松田清、旬刊「奄美大島」発刊
12・25　・復帰問題懇談会結成・東京
※会長・牧野周吉
1952　昭和27　2　・学生使節による母県訪問

※高校生代表9名による県内高校で復帰を訴える
3・2　・琉球立法院議員選挙 奄美地区8名選出
4・1　・琉球政府発足
※主席・比嘉秀平、副主席・泉有平
4・28　・講和条約発効
4・29　・泉議長大会席上で国旗を提示（日の丸事件）
※米軍支配下では、国歌斉唱、国旗掲揚も軍政布告によって禁止されていた。
祖国復帰郡民大会に多くの小、中、高生が参加している中で泉議長は、日本の国旗を知らない子供たちに教えておきたいと、ポケットから小さな国旗を出して、復帰運動は一日も早く私たちが生まれ育った旗の下に帰してもらいたいという運動だと説明した。翌日に軍政布告違反で即時出頭命令が告げられた。結果は、祖国の旗を知らない子供たちに模造品を使用して説明をしたのだと言う事で急場を切り抜けた。
5・6　・三井鹿児島総務部長来島
※歓迎郡民大会開催、退去命令でる
5・28　・全国奄美同胞総決起大会
※新橋広場三千人が参集「復帰運動を一大国民運動へ」のスローガン野外集会
6・16　・日教組・奄美復帰決議
7・1　・南方連絡事務所との懇談会
※恩給・渡航・遺族援護などの業務を司る内閣直属の南方連絡事務所新設
7・19　・奄美大島母国政府連絡会結成
※会長・大津鐵治

8・11　昇委員長が統一と団結を訴える
9・7　・名瀬市長に泉芳朗当選
※「市政と復帰一如」をスローガン
9・13　・母国政府調査団来島
※歓迎群民大会を開催
9・2　・琉球政府奄美地方庁設置
※庁長・沖野友栄
9・26　・NHK 岡崎外相・マーフイ大使会談を報道
※岡崎外相・マーフイ大使会談、奄美大島の日本復帰問題について要請
9・27　・外務省も「正式話し合いは 11 月頃だが、意見の一致をみた」
9・29　・沖永良部・与論島分離情報で復帰運動再燃
9・29　・NHK 報道・毎日新聞「マーフイ大使は北緯 27 度 30 分以北の奄美諸島の返還は返還考慮中（沖永良部・与論島の 2 島は除外）」と報じた
※現地では、「分離抗議郡民総決起大会」が開かれ 10・15 ～ 11・8、断食祈願・デモ行進が決行
10・9　・日本政府南方連絡事務局名瀬出張所設置
10・15　・沖永良部・与論、二島分離情報抗議郡民大会
10・20　・琉球立法院、条約三条廃棄決議
10・23　・重成鹿児島県知事来島
11・14　・鹿児島県議会、大島郡の行政権回復に関する請願
11・17　・鹿児島県知事がマーフイ大使に請願書
11・25　・大島郡行政権回復と「実績復帰」の要望書
11・30　・旧鹿児島県大島郡完全復帰国民大会
※三田の戸板女子短期大学講堂で開催

12・15　・泉議長、アメリカマーフイ大使に直訴
12・25　・衆議院「奄美大島に関する決議案」満場一致で可決
12・25　・復帰協議会全郡代議員会
※運動方針で論戦

1953　昭和 28　2・28　・沖縄の祖国復帰国民大会
※沖縄協会および沖縄諸島祖国復帰協議会の共催・神田協立講堂において祖国復帰国民大会開催
4・28　・第 17 回復帰断食祈願郡民大会
※集団断食決行
5・22　・奄美・沖縄・小笠原の共同請願
5・31　・スーズベルト夫人と車中会談
※東京復帰対策委員会・伊東隆治副委員長は重成鹿児島県知事とともに、東京発つばめ号車中で世界人権擁護委員長でもある元ルーズベルト大統領夫人と会見、現地住民の人権擁護の見地から奄美同胞の希望が叶えられるよう、側面協力を要請した
6・10　・婦人代表・ルーズベルト夫人に直訴
※婦人会長・基八重、副会長・橋口初枝
7・10　・総評が奄美などの日本復帰要求決議
7・27　・最後の復帰集会・神奈川大会
8・8　・奄美同胞待望のダレス声明
8・9　・ダレス声明感謝郡民大会
8・10　・期成会は早速早期復帰の要望
10・18　・復帰促進全国青年大会と決起大会
※現地奄美連合青年団・全国各地の青年会代表が神戸市に参集大会開催「郷土の完全復興は国の特別計画・特別立法・特別予算・

特別行政庁でやるべきだ」として、民主法規の即時実施や「10年計画・最低800億円予算」などの要求を決議した

12・24　奄美返還協定調印
※アリソン駐日米国大使・岡崎外務大臣による調印

12・25　・待望の日本復帰実現

12・25　・鹿児島県大島支庁復活開庁
※大島支庁長・上田太郎
※大島教育事務局次長・丸野清司

12・27　・日本復帰祝賀式典
※安藤国務大臣、重成県知事、歓迎会挙行

1954　昭和29　1・16　・奄美大島日本復帰協議会解散宣言[14)]

2）復帰運動の回顧

日本復帰運動について、復帰協議会の中央委員でもあり、泉議長の側近の楠田豊春氏に当時の活動の諸相を聞取り調査した。

「名瀬市の職員の時に泉市長に仕え、復帰協議会ではメンバーの一人として或いは、泉議長の秘書役として、共に苦しかった八年間に活動した。

1946年2月2日、GHQ指令によって、奄美群島を含む南の島々が日本政府から分離され、米国統治下おかれた。何故だろうか。

敗戦国になった日本は、第二次世界大戦の終戦処理の代償として、南の島々の統治権を米国に委ねざるをえなかったことと思うが、その背景には、ドイツの分割にみられるように、ヨーロッパ大陸で端を発した東西両陣営の冷戦があり、さらに極東アジアにおよんで朝鮮動乱を予兆させる一触即発の危機感があった。即ち、米軍に武力占領された沖縄島を中心に、南島地帯は、旧ソ連や中国などの共産主義諸国をにらんだ戦略上の拠点として、米国の占有を必要としていたのである。

このことは1991年10月25日に発表された外務省の公開外交文書でも明らかである。

復帰運動を顧みると、民主主義の国アメリカといえども、軍政府から様々な弾圧があった。かってない異民族支配という厳しい状況の中から、奄美群島民は、泉議長を中心に命がけの復帰運動に立ち上がったのである。署名運動や断食祈願を通して、無抵抗を続けて、平和的に民族自決の道を切りひらいてきたのだ。そこに復帰運動の真の意義がある。

また、平和な今日がある裏に、奄美や沖縄の人々の大きな犠牲があったことを、国民的にしっかり読みとってもらわなければならない。そういう意味あいでも、節目の復帰記念行事を行うことは大きな意義がある。「復帰運動」は、まさに民族的な誇りの歴史である[15)]」

大宅壮一氏は「名瀬市は爆弾や艦砲射撃で徹底的にやられ、今も家はほとんどバラックである。復帰祝賀のアーチが眼につかなかったら、東南アジアの小さな漁港といった感じだ。しかし、上陸して市内を歩いてみると、異常な活気がし、それは、“復帰ブーム”と選挙運動から生まれたものである。ヤミ市は日本とアメリカの商品がズラリとならんで、終戦直後の日本を思わせる。

また、琉球政府のもとで流通していた「B円」と日本銀行券との交換が行われた。その比率は、公定では1対3となっていたけど、復帰前のヤミ相場は1対2で、その間の日本本土、琉球、大島をめぐってさまざまな投機的取引が行われ、混乱に拍車を加えたらしい。例えば復帰直前にB円で沖縄からアメリカの高級車を数十台仕入れて、復帰後本土に送って利益を得ようとしたが、日本政府では輸入税を課すことになって、思惑が外れたケースもある。

さらに“復帰ブーム”で旅館や料亭は超満員だが、その客はというと、復帰とともに内地から入り込んできた各官庁の出張者、各種調査団、8年間の空白の上に生じた分野を目的の商人たちである」と記述している[16)]。

3）まとめ

奄美の復帰運動は、ポッダム宣言や国際法規を根拠に米軍政府に対して、奄美群島民が団結して粘り強く行った。信託統治絶対反対の素早い動き、99.8%の署名、断食祈願など、群島の住民および日本本土の奄美出身者の

郷土愛に燃える強い結束力と知恵が、米国の対日政策に、多大な影響をおよぼし早期返還を実現させた。

また、重要な点として奄美の場合は、大規模な軍事基地がないことで沖縄と違い戦略的重要性は低かった。戦前から設置されている測候所があり、また、台風時の投錨地があることくらいである。

アメリカ合衆国では、1953年1月20日、アイゼンハワーが大統領に就任、国務長官も、アチソンからダレスと入れ替わっている。1953年12月25日に、奄美群島は日本に返還される。

注

1)『奄美群島 日本復帰五十年の回想』p51

2)『奄美復帰史』p236

3) ジャーナリスト松田清氏の体験談による聞取り。

4)『奄美群島 日本復帰五十年の回想』請願書より

5)『奄美復帰史』p251

まえがき

我々日本人が太平洋戦争に敗北して受諾した、カイロ宣言、ポツダム宣言、並びに降伏文書によって、日本国の最終的領土決定権をもたれる各連合国政府同じく連合国国民並びにその厳粛なる代表であられる貴官に対して、日本国領土決定に関する、我々奄美群島人民22万余人の血涙の悲願を披れきしここに14歳以上の住民が、各々自由に表明した署名録を添えて、左の陳情嘆願書を送上いたすものであります。

幸いに、御受納のほど伏願いたします。

22万人民の大悲願

われわれ奄美群島22万余の人民は、全て日本人の一人として、かの1941年に日本軍が企てた侵略的太平洋戦争に参加したのでありますが、1945年8月ポツダム宣言受諾して後は、過去の誤りを充分に認め、善良な民主主義的市民になろうと努め現在まで戦勝国である連合国軍隊の占領下にあって、忠実に披占領地住民の義務を果たしてまいりましたが、なお、来るべき対日講和条約締結の後も、われわれはわれわれが企てた侵略戦争によって、連合諸国家並に世界平和に対しておかした罪を、厳粛につぐなっていく決意をもっているものであることを、先ず最初にかたくお誓いいたします。

さて、近い将来において締結される対日講和条約で、最終的決定を見ることになっている日本国の領土問題につきましては、われわれ奄美大島22万余の人民が、血涙の悲願として、祖国日本への復帰を切望いたしておりますので、この哀情を、貴官はじめ貴国政府並びに貴国国民にたいして、卒直に訴え、貴官はじめ貴国政府並びに貴国国民の、寛大かつ公正な御判断によって、われわれの一途な希望がかなえられますよう、切に懇願いたしたいと存じます。

奄美大島と日本との民族的関係

奄美群島は、北緯27度20分から30度49分、東経128度25分から130度23

分の間に存在する島々の人口はおよそ22万人であります。

これらの人民は、ほとんどすべて、日本人と同一の祖先民族から出た子孫であることは、太古からの伝説や歴史上の記録がこれを証明しており現に、其の言語、信仰、風俗、習慣、墳墓の形態などを全く同じくする点からみても、この民族が日本人と、血をわけあった同一民族であることが、はっきりと肯けるのであります。

したがって、現在本諸島に在住する22万余の人民は、すべて直接間接に血族縁故で結ばれている14万人以上の同胞を、日本本土にもっているのであります。また、本籍を日本本土に有する奄美群島在住の同胞と、日本本土関係も同一であることもいうまでもありません。

もともと、地理的に隣接しておる上に昔から交通通信もたえたことがなく、しかも、このように日本民族と切っても切り離す事の出来ない血縁関係で、深くつながっておりますので、今、もしもこれら血のつながりをもつ同一民族が、人為的に南と北に絶縁されることにでもなるとすれば、おそらくその民族的痛傷は致命的であり、人類の悲劇、またこれより大なるものはないでありましょう。

この民族的自然感情、人類としての人道的至情が、無理に抑制をうけた場合はどういう結果になるかということは、世界の先進諸国として、もつとも聡明な貴国国民が、世界史の記録に照らして、充分に理解しておられる事実であると存じます。

われわれ奄美群島人民が、貴国国民の崇高にして偉大なる道義心と人類愛の精神に、深い信頼と期待を寄せて、特に強く訴える所以のものは、実にここにあるのであります。

奄美大島と日本との歴史的関係

奄美群島は、日本の先史時代並びに歴史時代から日本本土と密切なつながりをもつておりました。

すなわち中世においては、西暦616年に、時の大和朝廷は、奄美群島に使節を派遣しております。また近世においては、西暦1609年に薩摩藩（島津氏）の領土として、日本領土の重要な一部分とされており、その後4世紀半にわたって、完全な日本国土として、内外共に認められてきたのであります。

西暦1871年、明治維新後廃藩置県がおこなわれてからは、鹿児島県の行政管轄下に編入されて、今日におよんでいることは、日本の行政事実であります。奄美群島は、歴史的事実からみても、古代からの日本領土であって、決してカイロ宣言の条項に抵触するものでないことは明らかであります。

なお、このことは日本歴史、東洋歴史、世界歴史ならびに国際的外交文書によっても、はっきりと立証できることであります。

経済的観点における奄美群島と祖国日本との関係

奄美群島は、300年前に日本本土に甘藷を移植して、日本の食糧危機を緩和したという歴史をもっており、さらに、年々黒砂糖を送りこんで、日本民間の食生活に貢献していることも、歴史と共に古い事実であります。

また、近代においても本群島の主要産物である黒砂糖、大島紬、かつお節などは、その需要先がすべて日本であるために、大島の産業も経済も、日本との依存関係を離れては、絶対に発達しなかったのであります。

もともと経済は立地条件に支配されるのでありますから、奄美群島の立地条件では、黒砂糖、大島紬、かつお節などの他に、基本産業の急転換をなす見込みのないことは、多くの識者の一致した定説であります。

今、もしも本群島が、日本と分離されたとしましたならば、日本は国産品の奨励保護の立場から、大島紬と同一種類の鹿児島紬を保護して、大島紬には関税障壁を設けることになるでありましょう。また、黒砂糖やかつお節に対しても同様の措置がとられるものと考えられます。

そうなると、生産設備や生産技術の劣悪な本群島の産物は、これらの関税障壁を打開して、日本商品と競争することはとうてい不可能でありましょう。

他に、あまり多くの原料資源をもたない本群島の経済は、日本と分離することによって完全に破壊され全人民は必然的に、失業と飢餓におちいることでありましょう。

このような事態が、わが奄美民族の上に到来するということも、また人道上黙認できない惨事であることは申すまでもありません。われわれ22万余の奄美人民が貴国国民の絶大なる人道的精神に訴え、貴国国民の公正にして寛大な御判断に期待する大きな理由の一つが、ここにも存するのであります。

むすび

奄美群島22万余の人民は、民族的に、歴史的に、文化的に、生活的に、決して日本と切り離すことのできない、深い関係にありますことは、今申し述べたとおりであります。

しかし、われわれは、1946年2月2日に、日本政府の行政権から分離され、連

合国軍の占領下におかれて現在に至っておるのでありますが、その被占領下における6年有余の経験を通して、奄美群島人民われわれは、日本との結合なしには、絶対に生きることのできない事実を痛感するに至ったのであります。

ポツダム宣言の第8項には、「カイロ宣言の条項は履行せらるべく、又日本国の主権は、本州・北海道・九州および四国ならびに、われわれの決定する諸小島に局限せらるべし」と、規定しております。

そのカイロ宣言によりますと、奄美群島は、日本本土から剥奪される条件の外にある島であることは、前にも述べた通りであります。

また、われわれの尊敬する太平洋憲章はその第一項において「領土その他の不拡大」を宣言し、第二項においては「自由意志によらざる領土変更を行わない」事を規定しておるのであります。

そしてさらに、われわれの絶対命令であるポツダム宣言の第10条には、「われわれは日本人を民族として奴隷化せんとし、又は国民として滅亡せしめんとする意図を有するにあらざる――」ことを宣言しております。

われわれは、このような連合国の公正にして寛大な精神に信頼し、われわれ奄美民族22万余の幸福と繁栄のために、われわれをわれわれの愛する祖国日本へ帰してくださるよう、ここに全人民の名において、衷心から懇願申し上げる次第でございます。

かりにも、奄美大島が日本から分離されるようなことがありますれば、其れこそ22万余の人民は、不幸のドン底に突き落とされる事である事を充分に認識してくだされ、われわれの、人道的、人間的自然感情を深くご了解くださいまして、公正かつ寛大なご判断のもとに、われわれの血涙の悲願である日本復帰を一日も早く実現させていただきますよう、幾重にも全人民の総意をもって謹んで嘆願いたします。

1951年5月4日

6)『奄美群島 日本復帰五十年の回想』p57 対日講和条約調印、当時の記録を拾うと、開会初日9月5日トルーマン大統領が、講和条約の目的について、およそ25分演実を行なったと記述している。

7)「研究ノート」三上絢子

8)『名瀬市誌・下巻』p204

9)『奄美群島 日本復帰五十年の回想』p59 日本政府への嘆願書の要望事項

10)『奄美大島関係条約及び法令集』

11)『戦後沖縄の通貨上』p56

12)『戦後日本の形成と発展 占領と改革の比較研究』

13)『奄美復帰史』p515

14)『奄美群島 日本復帰五十年の回想』および『内外奄美同胞40万の団結力･郷土愛･知の結集で日本復帰は実現した』をもとに、加筆・補完して著者が作成した。

15) 楠田豊春氏による談話、「復帰の父と呼ばれる泉芳朗先生の側近としてエピソードを紹介したい。泉芳朗先生は詩人であり、教育者であり、政治家でもあるという多才な人物だが、常に、書くことと行うことは一体である、という言行一致の信念の強い指導者であった」。

歴史に残る泉 芳朗の「断食悲願」の詩

ここは北緯29度直下

奇妙不可解な人為の緯線

のろわれた民族の死線に変わろうとしている

目にみえない首枷をつくろうとしている

たえがたい責苦の檻になろうとしている

16) 週刊朝日の祝賀使節大宅壮一氏の記述。1954（昭和29）年2月2日、週刊朝日2月1日号掲載（朝日新聞社）

参考文献

奄美群島政府『群政しおり・第3号』(1951)
奄美群島政府『奄美大島関係条約及び法令集』鹿児島県（1954）
大蔵省大臣官房調査部『調査月報』第40巻･特別第4号 大蔵省大臣官房調査部（1951）
鹿児島県地方自治研究所『奄美戦後史』南方新社（2005）
楠田豊春『奄美群島 日本復帰五十年の回想』楠田書店（2003）
久場正彦『戦後沖縄経済の軌道』(1995)
塩田庄兵衛・長谷川正安・藤原彰『日本戦後史資料』新日本出版社（1995）
『週刊朝日』2月1日号・朝日新聞社（1954）
高安重正『沖縄奄美返還運動史』沖縄奄美調査会（1975）
名瀬市『名瀬市誌・下巻』名瀬市誌編纂会名瀬市役所（1973）
西村富明『奄美群島の近現代史』(1993)
平岡昭利『離島研究Ⅰ・Ⅱ』海青社（2003）

牧野浩隆（1993）『戦後沖縄の通貨上』ひるぎ社（1993）
皆村武一『戦後日本の形成と発展 占領と改革の比較研究』日本経済評論社（1995）
右田昭進 編『内外奄美同胞 40 万の団結力・郷土愛・知の結集で日本復帰は実現した』（2012）
三上絢子『戦後米国統治下の奄美経済』国学院大学大学院経済学研究科（2003）
三上絢子『経済論集・33 号』国学院大学大学院経済学研究科（2005）
村山家国『奄美復帰史』南海日日新聞社（2003）
臨時北部南西諸島政庁『奄美資料』24 広報 15 ～ 30 号 臨時北部南西諸島政庁（1948）
臨時北部南西諸島政庁『奄美大島関係条約及び法令集』臨時北部南西諸島政庁（1948）

第 12 章　米軍統治下における奄美群島と沖縄諸島との間の人の移動と非正規交易

第二次世界大戦後、1946 年 2 月 2 日に日本政府は連合国軍総司令部より日本の領土について、政治上、行政上、日本本土から分離する旨の指令を受理した。北緯 30 度線以南は日本政府の権限から分離され、軍政府の支配下におかれることになった。さらに北緯 30 度の境界線によって「海上封鎖」され自由渡航も禁止となった。1953 年奄美群島の日本返還後は、北緯 27 度線が境界となり、奄美群島最南端に位置する与論島が、非正規交易と非正規渡航の拠点の島となった。奄美群島出身者が、沖縄諸島における就業を目的に那覇市とコザ市に移動している。

1）研究目的

1946 年 2 月 2 日、北緯 30 度線以南のトカラ列島、奄美群島（以下、奄美）、沖縄諸島、宮古諸島、八重山諸島は、日本政府から行政上、分離されてアメリカ海軍軍政府の支配下におかれることになった[1)]。沖縄、宮古、八重山、奄美の 4 諸島は、各諸島別に分割統治されることになった。鹿児島と奄美との間の海上が境界線で閉ざされ、「海上封鎖」で自由渡航も禁止、沖縄[2)]および奄美と日本本土との交易は断絶した。海上封鎖が解禁され自由渡航が実現したのは、日本国とアメリカ合衆国との間で、日本返還の締結が発効したことによって、1952 年 2 月 10 日にトカラ列島が[3)]、1953 年 12 月 25 日に奄美が[4)]、1972 年 5 月 15 日に沖縄が日本に返還されたことによる[5)]。

著者は米軍統治下の奄美における非正規交易の実態を地域的視点から考察し、奄美での交易船の出入りに関わる地域的特質とトカラ列島の口之島における非正規交易の拠点の特質について明らかにした（三上、2008）。しかし、奄美と沖縄との間の人の移動と物流については課題として残されていた。

終戦になると、戦前の経済的な生活は維持できず、就業目的による沖縄や日本本土へ人口が流出していた。特に沖縄への人口移動が大部分を占めていた。

本研究の目的は、1946 年～ 1960 年頃まで北緯 27 度線を挟んで、米軍統治下および日本復帰後の奄美と米軍統治下の沖縄との間における人の移動と非正規交易の地域的特質を明らかにすることである。

2）先行研究

米軍統治下の奄美に関わる従来の研究としては、主として政治・行政・経済的な側面からマクロに分析されてきた。

ロバート・D・エルドリッヂ（2005）は、日本の政治外交史と日米関係、戦後奄美と沖縄の歴史や社会運動など日米関係について論述している[6)]。そこでは米国軍政府下における生活者の側面からは捉えられていない。

皆村（1995）は、連合国軍の占領支配下で実施された日本、イタリア、ドイツの「占領改革」が、国際環境や実施主体、範囲などの占領管理の相違によって被占領各国の社会経済をどう左右したか、などの占領と改革の比較研究をしている。

また、無条件降伏による戦争終結から海外領土の放棄と異民族による日本国土の分割支配、戦争責任問題、戦後の民主的諸改革や非軍事化、平和国家の建設と平和外交などを定めた日本国憲法の制定など、サンフランシスコ講和条約の戦後日本の形成と発展について論じている。その中で国際社会および日本全体の中での奄美の位置づけを明らかにしている[7)]。皆村（1998）は、第二次世界大戦後（以下、戦後）、米国軍政下に置かれた奄美を考察するにあたって、その歴史的背景となりうる論考を展開している。

さらに皆村（1988）は、近代期における奄美と日本本土との経済的関係を分析し、1890（明治 21）年の大島郡予算の分離独立について論じている。さらに、奄美経済は藩政時代以来、黒糖モノカルチュア経済であったと指摘している。すなわち黒糖を島外に移出し食糧品・生活必需品を移入する構造をとっている。奄美経済の貿易依存度の高さに触れて、貿易は利益をもたらす反面、不利益な点もあったとする。藩政時代以来、奄美における

不利益を被ったとする具体的な問題点を指摘し、貿易の不利益を解消する方策を確立すべきだと論じている[8)]。

米軍統治下の中で地域経済を支えたものが非正規交易であり、沖縄においても行われていた。石原（2000）は、琉球列島最西端の与那国島を中継地として行われていた台湾、沖縄、そして日本なども関連する密貿易の実態を社会学的視点から明らかにしている[9)]。

しかし、日本本土との非正規交易についても沖縄との関係からみたものであり、奄美における非正規交易を取上げたものではない。三上（2008）は、

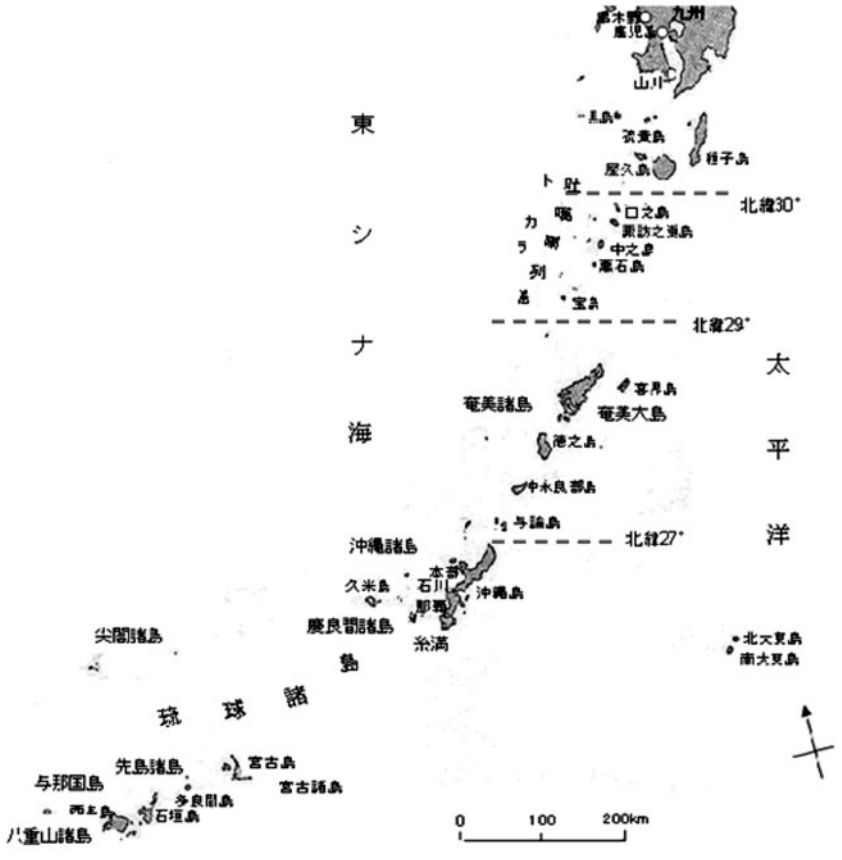

図 1　南西諸島における行政分離地域

※ 地名の大文字は諸島および列島、小文字は各地名の区別　筆者作成

奄美における交易船の出入りに関わる地域的特質と、トカラ列島口之島を拠点になされた非正規交易について明らかにした[10]。一方、米軍統治下という異民族支配下におかれた地域住民の生活レベルの視点からは、非正規交易の記述として、各市町村誌[11)12)13)14)15)16)17)18)19)20)21)22)]に体験談が見られる。戦後米軍統治下におかれた奄美群島の物資不足の中で行われた「非正規交易」と「人口移動」については、総体的に看過されてきた。

1 節　奄美から沖縄への人口移動

1）沖縄への移動過程

奄美では、第二次世界大戦前（以下、戦前）には鹿児島、阪神地域から、奄美特産の黒糖の取引を目的に寄留商人が来島し、さらに島民の生活必需品を一手に取扱う商業活動に従事してきた。しかし、第二次世界大戦が激しくなると、寄留商人達は日本本土に撤退した。戦前、黒糖は日本本土の消費を目的に生産され、生活必需品を日本本土から移入する構造によって、奄美経済は維持されていた。戦後の行政分離によって、自由渡航が停止され正規の交易（分離以前の移出入）は断絶したが、一方盛んに非正規交易が行われた。その拠点となったのが日本本土と奄美との境界線北緯 30 度に位置するトカラ列島の口之島であった。非正規交易によって、トカラ列島、奄美、沖縄の物資不足を補っている。

非正規船はポンポン船と呼ばれ、5 ～ 6 トンの焼玉エンジンの小型発動船である。天候によっては、この様な船によって七島灘といわれる海の難所を航海することは危険なことであった。向学の志を抱く青少年が遭難し海のもくずと消えた例も数多くあり、また巡視船や警備船に検挙されて軍事裁判を受ける者もいた。まさに名実共に命がけの密航である。また、30 度線上の口之島を拠点に闇船が集結して取引が行われ、トカラ列島の口之島から種子島を経由して鹿児島や宮崎に上陸する等、取締りの隙間をかい潜って非正規交易は行われたのである[23]。

1947 年～ 48 年頃には非正規船の出入も頻繁になり。日本へ向学の志を抱く青少年、親戚や友人を頼っての永住引揚げ者や引揚げ申請をしたが却下された人達の非正規渡航が急増した。船運賃は米軍からの配給衣料品や黒糖などで支払われた。

戦前の 1940 年から戦後の 1950 年までの 10 年間の全琉球における人口の推移は、全琉球は 164,682 人激増、沖縄諸島は 106,331 人増、奄美は 38,205 人増、宮古諸島は 5,975 人増、八重山諸島は 4,171 人増で、行政分離後の 1950 年に復員軍人や日本本土在住者の帰郷などの影響で全体的に増加が見られる。

1953 年、奄美の日本返還後は、新しく境界となった北緯 27 度線に最も近い位置の奄美最南端の与論島が、口之島と入れ替わるように非正規交易と人の移動の拠点の島となったのである（第 6 章参照）。

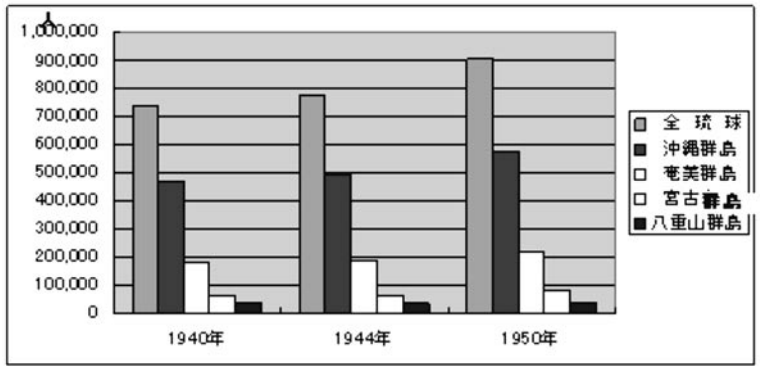

図 2　全琉球における群島別人口の推移（1940 ～ 1950 ）[24]
「琉球統計報告」をもとに著者作成

与論島を拠点として、戦後間もなく北緯 27 度の境界線に最も近い位置にある沖縄島最北端の国頭村奥集落と非正規交易が行われ、次第に沖縄島の都市部周辺へと奄美からの人の移動と非正規交易が展開される。

2）沖縄への移動先

奄美から沖縄への人の移動先は、大きく沖縄島のコザと那覇の 2 つに区分され、飲食業は基地を囲むコザ周辺に集中し、非正規交易の物流関係者は那覇市を中心に従事している。特に非正規交易による物流関係は、戦前

表１　沖縄島における奄美の各市町村別在留者数（1958 年）

名　　瀬	1, 337 人	和 泊 町	414 人	伊 仙 町	170 人
瀬戸内町	1, 661 人	知 名 町	404 人	大 和 村	155 人
喜 界 町	911 人	竜 郷 町	387 人	住 用 村	131 人
徳之島町	516 人	宇 検 村	234 人	与　　論	123 人
笠　　利	419 人	天 城 町	210 人	合　　計	7、067 人

沖縄奄美連合会名簿により著者作成

からの取引関係者からの呼びかけによる場合があった。食料品関係は、那覇の牧志市場関係者から奄美の「永田橋市場」関係者に対して、芋や野菜類、日本本土のソーメン・昆布などの注文があり、頻繁に注文品を船主に依頼し発送していた。表１は、1958 年現在、沖縄における沖縄奄美連合会の会員で奄美に原籍があって就業している人の人口状態を示したものである。

奄美出身の事業主はほぼ確定できるが、従事者については奄美からの人口は流動的であったために確定することは困難である。また、役所への住民登録をしていないのが一般的であり、現地の聞取り調査によると、奄美から沖縄への人口移動は推定数万人ともいわれている。奄美出身者は、就業地域や居住地域が広範囲に分布しているが、特に沖縄の中心地である那覇市への移動が圧倒的に多く、次にコザ、浦添と都市地区に集中している。

表２で示した奄美出身者数には 15 歳以下は含まれていないことから、潜在人口が多数いることは歪めない。職業としては、主に飲食業、物流関係、軍労務者、大工、技術者、会社員などであり、とくに那覇市では実業界、コザ市では飲食業界および、基地建設などの軍雇用労務に従事している人が多い[25)]。

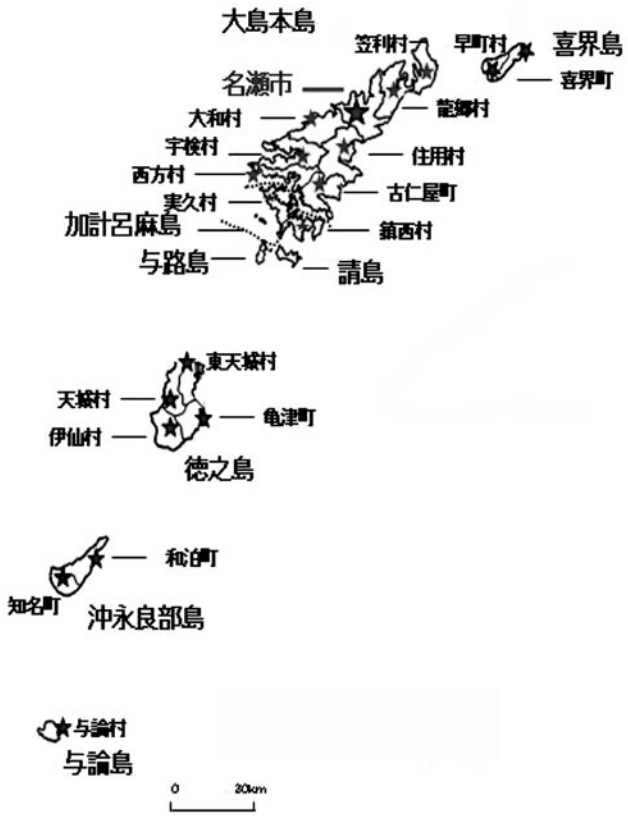

図３　米軍統治下の奄美群島における行政区分　　著者作成

表２　沖縄島における奄美出身者在留数（1958 年）

那 覇 市	2,735 人	北谷村	158 人	東風平村	12 人	西原村	4 人
コ ザ 市	1,180 人	石川市	67 人	恩 納 村	11 人	宜野座	4 人
浦 添 村	1,018 人	名護町	48 人	東　　村	9 人	豊見城	4 人
宜野湾村	785 人	中城村	47 人	国 頭 村	9 人	玉城村	2 人
嘉手納村	273 人	佐敷村	34 人	金 武 村	7 人	その他	16 人
具志川村	209 人	糸満町	30 人	中 城 村	7 人		
久 志 村	185 人	与那原	29 人	読 谷 村	4 人	合　計	7,067 人

※人口数の多い順位　　沖縄奄美連合会名簿をもとに著者作成

2 節　沖縄における就業の展開

1）コザ市とその周辺における行政区別の奄美出身者の事業所

1956 年、コザ村から市制によりコザ市となり、さらに 1974 年に美里村

図 4 コザ市とその周辺における行政区分

表 3 コザ市とその周辺における行政区分別の奄美出身者の事業所（1958）

行政区　・村	業　　種
センター	バー・料亭経営（1947）、スーベニア経営（1947）、クラブ経営（1948）基地建設請負業（1949）、キャバレー経営（1949）、クラブ経営（1951）バー経営（1953）、洋服店（1953）、キャバレー経営、クラブ・ランチルーム経営、クラブ経営（1953）、キャバレー経営、旅館経営、飲食店経営（1953）、キャバレー経営、時計店経営、理髪店（1953）
八重島	特飲街、キャバレー経営（1950 頃）、バー経営（1952）
胡　屋	輸入業経営、電気商会、医院開業・医師、キャバレー経営（1950）輸入業・オートバイ販売店（1951）、バー経営（軍作業 2 年間従事）
諸見里	新会社経営（1950）、レストラン経営（1951）、バー経営・ビール卸業（1952）バー経営（1952）
園　田	軍工事下請け業
室　川	洋服店経営、服装洋裁学院経営、テーラー経営（1952）
照　屋	美容院・遊技場経営（1946）、レストラン経営・通訳（1946）、レストラン・バー経営（1953）
嘉手納村	美容院・キャバレー経営（1945）、美容院・キャバレー経営（1945）、バー経営（1946）、キャバレー、バー経営（1946）、バー経営（1946）、バー経営（1951）、バー経営（1952）

表中の年は事業の開業年 聞取り調査および沖縄奄美連合会名簿をもとに著者作成

が合併して沖縄市となる。奄美から親戚、知人、友人などを頼り来島し、新たに事業を始めたケースとして、業種としては安易に参入が可能な飲食業が大多数を占めている。また、米軍基地の建設に関わりながら事業を始めたケースもある。事業所の場所は、1950 年頃は全体の 45% がセンター区周辺に占められている。

2）那覇市における奄美出身者の物流に関係した事業所

那覇における奄美出身者の場合、戦前に奄美との関わりのあった沖縄在

表 4 那覇市とその周辺における奄美出身者の業種

国際大通り 呉服店経営（1948 頃）	上之原　電気商会・軍施設工事請負業（1953）
国際大通り 兄弟商会経営,貴金属・化粧品、	上之原　自動車斡旋所（1953）
平和通り　若松問屋街店（1951）	壷川　海運業
平和通り　衣料品店経営（1946 頃）	壷川　有線放送社経営（1952）
平和通り　鰹節卸小売店経営（1950）	壷川　沖縄銀行常務取締役（1950）
壷屋町　代書事務所経営（1946）	1 区　写真業経営（1946）
壷屋町　自動車斡旋所経営・眼鏡店経営（1946）	2 区　家具店（1949）
壷屋町　貿易会社経営・工具店経営（1946）	2 区　書店経営（1951）
壷屋町　小料理店経営（1950）	2 区　製作経営（1949）
壷屋町　食料品・雑貨経営（1941）	3 区　有線放送社役員（1952）
壷屋町　時計店経営（1947）	4 区　ラジオ電気商会経営
牧志　琉球煙草勤務（1954）	4 区　割烹店経営
牧志　医院開業・沖縄テレビ KK 取締役（1953）	5 区　バー経営（1949）
牧志　沖縄日日新聞社勤務（1952）	5 区　写真機店経営
牧志　クリーニング業	5 区　レソトラン経営・娯楽場（パチンコ）
牧志　琉球海運創設・陸運業	経営（1959）
牧志　日本舞踊教室運営	6 区　洋服店経営（1949）
牧志　時計店経営	10 区　卸小売店経営（貴金属・時計・眼鏡）
牧志　クラブ経営（1946）	10 区　時計・眼鏡・貴金属卸小売店（1951）
牧志　日本舞踊教室運営	10 区　那覇日本政府南方連絡事務所次長
安里　商事会社勤務	琉球政府副主席
安里　水道工事会社経営（1950）	真和志市大通　琉球石油勤務（1953）
安里　服装学院経営	若松町　若松フロックボード販売業（1951）
安里　物産会社経営及び料亭経営（1959）	桃原町　沖縄銀行勤務

表中の年は事業の開業年　　聞取り調査および沖縄奄美連合会名簿により筆者作成

住の人からの呼び寄せによって、戦後早い時期から人の往来があり、物資不足の時期に次第に奄美の人が那覇周辺に集中して商いを展開している。

物販関係者は、①国際大通り商店街、②平和通り商店街、③第一牧志公設市場、④第二牧志公設市場、⑤新天地市場などに 1946 ～ 1947 年に 20% の事業所を展開している。業種は交易に関わる事業所が 30% を占めており、特徴的なのは多数の事業者が移入品の販売店を兼ねている点である。

コザ市と異なって飲食関係は 8% と低い。国際大通りは、日本本土製品（化粧品・日用雑貨・眼鏡・呉服）、外国製品（貴金属・宝石・時計・万年筆・化粧品・香水）などを取扱う規模の大きい商店が顕著である。平和通り周辺が闇市（以後に牧志市場）の頃は、名瀬の永田橋市場の商人に食料の発注があり、芋・野菜・日本本土のソーメン・昆布などを発送していた。

1948 年頃に非正規交易を行っていた奄美の商人達が、那覇の国際大通り周辺に生活必需品の問屋や小売店を開店し、また、技術を取得する学院なども運営していた（表 4 参照）。

3）奄美から沖縄までの移動過程

1947 年～ 1949 年は、奄美の名瀬や町村から沖縄への移動が増加し、トカラ列島の口之島や日本本土との非正規交易関係の物流に関わる商人が、那覇の中心地周辺の商業地で事業を展開している。また、米軍基地建設労務に関わる人や飲食業関係者は、奄美からコザ市周辺に直接移動している。

沖縄への移動は、親戚、知人、友人などを頼って来島し、住居も一時的に世話になり、間借や職場に住込むケースや、或は借家に複数の仲間と同居するケースが多く、いずれも一時的な空間として利用している。職場も紹介されているが、飲食業が多く、特にコザや八重島の歓楽街に従事した奄美出身者は数百から数千人といわれ、圧倒的に多い職域であった（表 5、6 参照）。

また、軍の基地建設の労務者募集があり、青年達が労働力として移動している。同郷出身者が来島者達の相談相手になり、職域への導き役などの役割を果たしていた事が発端で、郷友会が結成されて同郷人の世話を担っていたのである。

表 5　奄美群島から沖縄諸島までの移動過程

奄美
- 龍郷村 → 名瀬町 → 那覇市 →（化粧品・日用雑貨 1951 年）
- 名瀬市 → 那覇市 → コザ市 →（化粧品会社勤務 1951 年）
- 住用村 → 名瀬市 → 那覇市 →（化粧品・日用雑貨商勤務 1951 年）
- 与論島 → 名瀬市 → 那覇市 →（海運業）
- 龍郷村 → 那覇市 →（時計・貴金属 1947 年）
- 東　京 → 那覇市 → 牧志 →（医院 1953 年）
- 徳之島 → 那覇市 →（家具店 1949 年）
- 瀬戸内町 →コザ市 → 八重島 →（キャバレー経営 1948 年）
- 喜界島 → コザ市 → センター街 →（キャバレーサロン経営）
- 竜郷村 → 長　崎 → コザ市 → センター街 →（洋服店 1952 年）
- 住用村 → 嘉手納 →（キャバレー経営 1947 年）
- 名瀬市 → 嘉手納 →（軍作業）→ 諸見里 →（サロン銀座 1950 年）
- 名瀬市 → 那覇市・壺屋 →（無声映画弁士 1949 年）
- 名瀬市 → 那覇市・壺屋 →（鍋釜修理・トタン・ブリキ生活用品製造 1949 年）
- 名瀬市 → 那覇市・壺屋 → コザ →（パン製造業 1949 年）
- 名瀬市 → 那覇市・壺屋 → 那覇・美栄橋 →（国場組ベニヤ工場勤務 1949 年）
- 名瀬市 → 那覇市・壺屋 → 那覇 →（ダンスホールプラザ経営 1949 年）
- 名瀬市 → 那覇市 → 具志川村・読谷 → 軍労務→ 真和志（役所勤務 1947 年）
- 名瀬市 → 那覇市 → 真和志市 → 那覇市 →（レコード店勤 1948 年）
- 名瀬市 → 那覇市・壺屋 →（貿易会社経営 1947 年）

表中の年は事業の開業年

聞取り調査および「沖縄奄美連合会名簿」をもとに著者作成

表 6　沖縄への移動で頼った先

最初に頼った人		仕事の紹介者	
軍政府の基地建設労務者募集	2 人（10%）	軍政府	2 人（10%）
親戚	2 人（10%）	親戚	1 人（5 %）
親・兄弟	5 人（25%）	親・兄弟	1 人（5 %）
奄美の知人	10 人（50%）	奄美の知人	11 人（55 %）
奄美以外の知人	1 人（5 %）	奄美以外の知人	5 人（25%）

聞取り調査により筆者作成

特にサービス業においては、事業主はほぼ確定できるが従事者の人口は流動的で、また役所への住民登録をしていないのが一般的であり、計数的には不可能である。聞取り調査に依ると沖縄への移動人口は、推定万単位といわれている。

奄美と沖縄との間には、2隻が正規の登録船舶としてあった。平和丸（38t・定員40名）、日昌丸（80t・デーゼルエンジン・船長、事務長、ボースン長、ボースン5名、機関長、機関士3人、炊事係2人）が、名瀬から那覇の安謝港まで所要時間20時間位で運航している。定員60名であったが、当時は100名乗船させ、運賃は1人当りB円で400円が正規の料金であったという[26]。

4）非正規渡航と物資の移動

「海上封鎖」で奄美・沖縄間以外が渡航禁止になると、1947年から1948年頃には非正規渡航船の出入りも頻繁になった。日本本土へ向学の志を抱く青少年、親戚や友人を頼っての永住希望者が渡航申請をしても、アメリカ軍政府および奄美軍政府はことごとく却下した。これらの人たちの非正規渡航が急増したのである。

非正規渡航は、トカラ列島の口之島から種子島を経由して、鹿児島や宮崎に上陸していた。

日本本土への渡航が厳しく制限されると、沖縄への移動が盛んになった。1950年喜界島の早町港から漁船で百余名が沖縄へ移動して建築現場で従事するなど、沖縄に現金収入を求めて奄美の各地から渡航している。1952年単身で闇船に乗船し古仁屋港を出航して、沖縄北部本部港を経て那覇安謝港に着き、日本本土の基地建設会社で牧港米軍基地建設の作業に従事しているケースもある[27]。

米軍統治下において日本本土との間が海上封鎖された奄美では、それまで漁船や貨物船として集落間や島々を結んでいた小型木造船が、奄美と沖縄の航海に活躍した。船舶の利用が最盛期の時は160隻に達していた。1948（昭和23）年に、第三平和丸（37トン）の場合、朝10時に人と物資を積み船は名瀬を出航し各島を継由して、翌日の午前に那覇の安謝港に入

港した。名瀬の浜からの積荷は、木材・木炭、日本本土の生活必需品・鍋釜・茶碗類・衣類・日用雑貨・建築資材、沖縄からの積荷は、米軍雑貨類・医療薬品・嗜好品（タバコ・コーヒー・ウイスキー類）であった。

奄美から沖縄への非正規交易船は、4～6トンのポンポン船と呼ばれる焼玉エンジン船が多く活用されていた。船賃は初期の頃はバーターであったが、B円・旧日本円の支払いと次第に変動している。

図5は、奄美大島の名瀬を拠点として、沖縄に在住する弟との間で行われた事例である。弟からの情報によって、沖縄の生活者の物資不足の状況に合わせて供給する物資を運んでいた。例えば、当時、最も沖縄の人々が不自由していた下着の要望に対応し、奄美市の兄弟が日本本土から非正規交易で入手した白生地で下着を縫製して供給している。

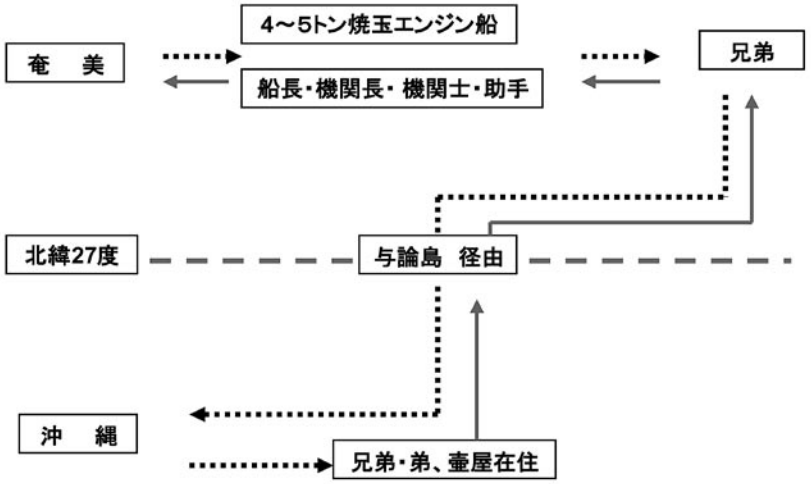

図5　1948年頃の非正規交易ルート　　聞取り調査により著者作成

3節　奄美群島の日本返還

1）奄美出身者臨時登録制

1953年に奄美が日本に返還されると、レサード民生府総務局長は、11月16日、「奄美群島の日本復帰後は、その島々の住民は琉球政府の経済的、地理的、政治的の管轄外の住民となる。このことはこれら住民は、公務に携わることはできないことを当然意味する」と大島出身公務員追放の方針を示す書簡を琉球政府に送付する。在琉奄美人は米国民政府によって、①「奄美出身者臨時登録制」により外国人登録証交付が行われ、②銀行融資の凍結、③公職追放、④選挙権の喪失、⑤日本への留学受験資格喪失、その他⑥成人した家族の滞在、⑦不動産所有、⑧事業の開業、⑨新規採用、就職など、厳しい制限を受ける事態となった。

琉球政府は沖縄在住の日本人に対しても、他国の外国人同様の規制をした。ただし在留許可証（外国人登録）を確保することで滞在は許可された。現金収入を求めて沖縄に移動して、奄美へ送金をしていたが、従来の自由な送金も厳しくなり、後に制限がやや緩和されて200弗（日本円72,000円）までは送金が可能になった。直ちに需要と供給で貨幣の交換を目的とする仲介業が、那覇市の平和通り街角に出現した。日本円とB円交換、或は弗を交換する3～4人グループの女性達が交換業に従事し、利用者が多く繁盛していた[28]。

パスポート（身分証明書）の手続きも出身地から、①戸籍謄本・抄本の送付の依頼をして、②那覇の日本政府南方連絡事務所において身分証明書の発行後に、③琉球政府出入国管理事務所にて、英文作成の再入域許可申請書を納税証明書添付の上提出、④再入域許可書が数日後に発行される、という手順であった。

この外国人登録制に対応して、①沖縄女性の養子婿になった奄美出身者が増加したり、また、②本籍地を沖縄県内に移動する人もいた。1955年頃、日本本土は経済成長期であり、奄美出身者の中には就労先を日本本土へ向けて、移動する者が増加しはじめている。

2）琉大大島分校開設

行政分離後は、奄美から日本本土への大学進学には、パスポートはもちろん日本本土に身元引受人が必要で、高額の費用を要するという経済的な面などで、進学を断念しなければならなかった人も多くいたのである。

1950年4月、琉球大学は琉球列島米軍政府本部指令第二十二号により開学した。所管は軍政府情報教育部である。その2年後に奄美大島に大島分校が開設され、1952年3月24日に分校と本校の入学試験が実施される。

分校合格者80名、本校合格者44名であった。琉球大学が開学すると奄美からも多くの若者が沖縄へ渡っている。

1953年12月25日、奄美大島は日本に返還されたため1952年に開学した琉大大島分校は、開学から2年で閉鎖される。奄美大島の日本返還にともなって、琉大大島分校は「鹿児島県臨時教員養成所」に変わった。分校在学生の中には本土の大学に編入する者もいた。また、本校の琉球大学在籍者にも、日本本土の大学に希望する者は編入対策が取られ、また、沖縄から学業半ばで帰島する者も出た。このように再び混乱状態となった[29]。

3）拠点としての与論島

非正規交易は、次の3つの段階として展開されている。

第1段階（1945年～1953年）は、与論島と沖縄島北部の国頭村奥集落との間の非正規交易から、次第に沖縄島各地に拡大した。主に食料や日本本土からの生活必需品が運ばれる。

コースは①与論から奥まで2時間30分、②与論から安田まで3時間30分、③与論から辺土名まで3時間30分、④与論から那覇まで10時間をかけたルートを利用していた。

第2段階は、奄美が日本返還された1953年以降で、非正規の人の移動と物資の移動が沖縄との間で盛んに行われた。沖縄までのコースは、⑤与論から久慈まで7時間から8時間、⑥与論から比嘉まで8時間、⑦与論から糸満まで9時間、⑧与論から那覇まで10時間のルート。逆に沖縄からの商人が与論に物資を運びこむケースなどである（図6参照）。

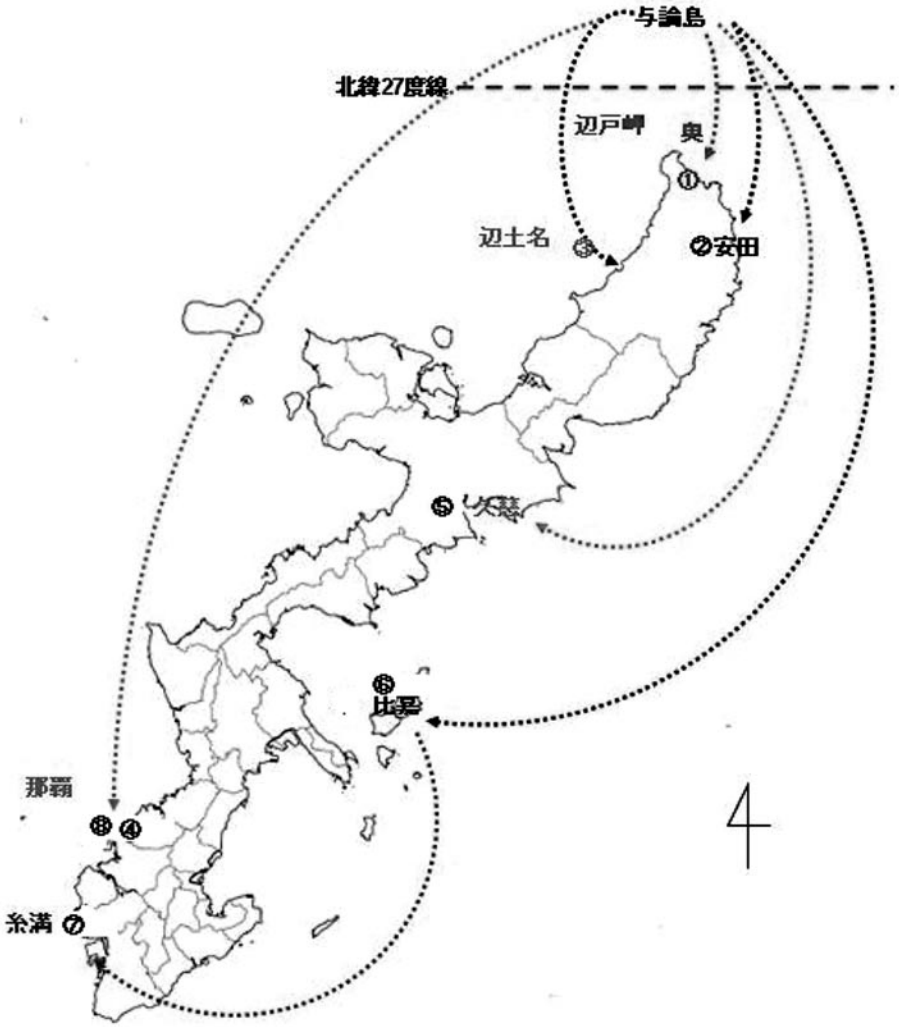

図６　非正規交易移動ルート　　聞取り調査により筆者作成

第３段階は奄美の日本返還後の日本本土への人の移動と郵送が自由となり、①与論島から奄美、②与論島から鹿児島、③与論島から阪神地域へのルートである。国内は6kg 以内の小包郵送可能となり、与論島からの移住者の多い神戸（灘）・大阪方面へ毎日、小包 100 ～ 150 個が発送されていた。

発送品は、コーヒー・ガム・紅茶・コーラーの粉末・アメリカ製剃刀など、個数制限はないが個数の多い場合は発送名を複数にする者もいた。また、鹿児島や阪神地域へ商品を発送する手法が取られ、受取人は商品代金を書留や高額の場合は書留小包を利用している[30]。郵政規約の通信の秘密・検閲の禁止により税関警察の介入は不可能であったのである。また、与論発の鹿児島行き航路には、日本本土で高価で需要の高いアメリカ製品物資（コーヒー 30 個入等）を持ち込んだ島民 50 ～ 60 人が乗船していた[31]。

図６を見ての通り、第１段階は、戦前から交易が行われていた与論島と奥集落との間から、次第に本島の周辺に主に物資が移動している。

第１段階・1945 年～ 1953 年
①与論・奥 2 時間 30 分
②与論・安田 3 時間 30 分
③与論・辺土名 3 時間 30 分
④与論・那覇 10 時間

第２段階は、非正規の人の移動と物資の移動が盛んに行われている。
第２段階・1953 年以降
⑤与論・久慈 7 時間～ 8 時間
⑥与論・比嘉 8 時間
⑦与論・糸満 9 時間
⑧与論・那覇 10 時間

第３段階は、奄美の日本返還後の日本本土への人の移動と郵送が自由となる。3 つのルートで、人の移動と物資の移動が盛んに行われている。

①与論島から奄美
②与論島から鹿児島
③阪神地域

4節　まとめ

本章では、米軍統治下における奄美と沖縄との間の人の移動と非正規交易について地域的特質を明らかにした。大きくは以下の3点にまとめることができる。

1）人的ネットワークによる奄美から沖縄への人口移動の特徴

奄美から沖縄への人の移動の大部分は、親戚、知人、友人などを頼って来島し、住居も一時的に世話になり、職場も紹介されて従事するケースである。業種としては飲食業が最も安易に参入できた。居住地は最初の仕事紹介者の地域に集中している。

那覇では、1948年頃が奄美からの人口移動のピークで、主に物流に関わる事業が集中していた。またコザにおいては飲食関係の業種に関わっていた人が多く、その時期は基地建設とおよそ同時期である。奄美からの渡航者がコザの商業地域の勃興期に、大きな役割を果たしたという側面があった。

2）人的ネットワークによる人の移動と非正規交易の生成

奄美と沖縄との間の非正規交易による物流の流れは、2つの段階で展開している。

第一段階は、戦前からの取引関係者からの呼びかけによる場合が多くを占めており、物資不足の沖縄に奄美を中継地として、日本本土からの生活必需品を運んで物資不足を補っている。

第二段階は、主に人の移動で与論島を中継して沖縄へ移動する人、逆に沖縄から日本本土へ移動する人がいた。同時に物資の移動も盛んに行われていた。

3）人の移動と非正規交易の変遷

1953年に奄美群島が日本返還された後、沖縄における「奄美出身者臨時登録制」により外国人登録証交付が行われると、再び奄美出身者の移動、あるいは様々な永住対策がとられた。

沖縄から奄美へ帰島後、自由渡航の日本本土へ移動するケースなどもみられた。また、非正規交易が与論島を拠点に沖縄側商人によって外国物資が運びこまれ、日本側商人との取引が行われている。

以上によって、与論島を拠点にした人口移動と非正規交易の変遷による地域的特質が明らかにされた。このような事実から、行政分離が行われたなかで、人々がどのように対処したか、物資不足を補うための非正規交易や就業目的による人口移動の変遷が明らかにされた。

付記

本研究に当り、大津幸夫、松井輝美、冶谷文夫、里見弘壽、坪山豊、坂井和夫、沖縄奄美連合会森重成会長、沖縄奄美名瀬会奥田末吉会長、以上の方々に多大な協力を頂きました（敬称略・順不同）。度重なる実態調査

の折に、聞取りおよび貴重な資料の提供を頂きましたことを記して感謝の意を表します。

注

1）1946年2月4日、鹿児島地区米進駐軍政管パーリー少佐、沖縄軍政本部コードウエル少佐と龍野鹿児島県知事との個別会談後、本土、奄美間の「海上封鎖」が発表された。3項目からなる。

1. 本土奄美間の一般旅行は、この指令の日から禁止する。
2. 本土奄美間を渡航しようとする者は、永住の目的を持つ者に限って許可する。
3. 渡航を許可された者は、計画輸送に従うこと。

2）本稿では、沖縄とは沖縄県全体を指す。

3）日本国とアメリカ合衆国との間の協定及び関係文書・御署名原本によって、米軍統治下に置かれていたトカラ列島は、1952（昭和27）年2月10日に日本に返還された。

4）「公文書資料」「奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定及び関係文書・御署名原本昭和28年・条約第33号」国立公文書館。奄美返還は、1953年12月25日条約第33号によって実現した。

5）「公文書資料」「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定・御署名原本・昭和47年・第13巻・条約第2号」国立公文書館。

6）ロバート・D・エルドリッヂ（2005）戦後奄美と沖縄の歴史や社会運動など日米関係について論究している。

7）皆村武一（1995）サンフランシスコ講和条約の戦後日本の形成と発展について論じ、国際社会及び日本全体の中での奄美群島の位置づけなど論究。

8）前掲7）『奄美近代経済社会論』は奄美経済の貿易依存度の高さに触れている。

9）石原昌家（2000）琉球列島最西端の与那国島を中継地として行われていた台湾、沖縄、日本などとの密貿易の実態を社会学的視点から論じている。

10）三上絢子（2008）論文・米軍統治下の口之島における密貿易組織。

11）『名瀬市誌下巻』P277

12）『瀬戸内町誌・歴史編』P564

13）『喜界町誌』P539

14）『知名町誌』P455

15）『徳之島町誌』P361

16）『天城町誌』P908

17）『伊仙町誌』P288

18）『和泊町誌・歴史編』P842

19）『与論町誌』P424

20）『大和村誌』P451

21）『笠利町誌』P451

22）『龍郷町誌』P408には、奄美大島を仲介に沖縄と本土と密貿易があった。管理貿易や民間貿易では補えない事情があり、密貿易による闇物資が人々の生活を支え、黒糖を本土へ運び建材を購入するなど密貿易がなかったら経済界は混乱したと思うとある。大島を中継し、琉球のグリーン丸40トンが新薬・ガソリン・銅線の戦利品を運び、口之島を拠点の闇物資が日本本土で出回る。逮捕され重労働や罰金に処され、住民は同情したと、戦後の物資不足の一面が記述されている。

23）「先ず、正式ルートを踏んで日本への渡航申請をアメリカ軍政府と奄美群島政府に提出したが却下された。進学や就職の目的では到底不可能だということが分かり、密航するしか方法はない」。重村三雄氏の実体験である。

24）「琉球統計報告」においては、全琉球の1940年から1950年は各群島扱いで報告書が作成されている。

25）奄美市町村別沖縄渡航数、沖縄奄美連合会資料による。

26）治谷文夫氏談、人も家畜類も区別なく甲板は混乱した状態であった。2011年6月本部具志堅にて聞取り調査。

27）『創立35周年記念誌 郷友会員の想い出』の記述。

28）『創立35周年記念誌 郷友会員の想い出』の記述。

29）『39年目の琉大修了式』P86「奄美の日本復帰における戦後処理の問題」として、琉大大島分校同窓会は当時の一期生に琉大の修了証明書交付の陳情書を渡した。陳情書は、①1954年3月に「鹿児島県臨時教員養成所卒業生」に対して、「琉球大学教育学科・短期課程修了証書」を交付してほしい。②「卒業証明等」学籍上の諸手続き事務および学籍管理を本校である琉球大学で所管してもらいたい。③「琉球大学教育学部修了証書」交付の件が実現した際は、分校所在地であった、名瀬市において「修了式」を挙行していただきたい。以上の内容のものであった。関係資料や関係者からの聴取など事実確認の上で、教育学部教授会から修了要件を充たしているという上申を受けて、修了証明書の交付が決定された。

30）当時の様子にくわしい与論郵便局勤務の与論島在住の永野展秀氏の談話。2010年

5月与論島にて。

31）与論島在住の女性（当時35歳）の体験談。2010年5月与論島にてT･Kより聞取り。

参考文献

天城町役場『天城町誌』天城町誌編纂委員会（1978）
奄美群島政府知事中江実孝『奄美群島要覧』奄美群島政府（1951）
奄美地方庁『運輸省の要求による調査報告』（1953）
奄美群島政府『奄美大島関係条約及び法令集』鹿児島県（1954）
伊仙町『伊仙町誌』伊仙町誌編纂委員会（1978）
石原昌家『空白の沖縄社会史』株式会社晩聲社（2000）
大津幸夫編『39年目の琉大修了式』社会福祉法人大津福祉会（1993）
沖縄喜界郷友会『創立35周年記念誌 郷友会員の想い出』沖縄喜界郷友会編纂委員会
沖縄タイムス『沖縄大百科事典』沖縄大百科事典刊行事務局（1983）
沖縄県庁『沖縄県史』財団法人沖縄文化振興会、公文書管理部史料編集室（2005）
鹿児島県地方自治研究所『奄美戦後史』南方新社（2005）
鹿児島県『奄美大島の現況』鹿児島県（1953）
鹿児島県『奄美大島関係条約及び法令集』鹿児島県庁（1954）
喜界町『喜界町誌』喜界町郷友会誌編纂委員会（2000）
コザ市『コザ市史』コザ市史編纂委員会（1974）
塩田庄兵衛・長谷川正安・藤原彰『日本戦後史資料』新日本出版社（1995）
瀬戸内町『瀬戸内町誌 歴史篇』瀬戸内町歴史編纂委員会（2007）
龍郷町教育委員会『龍郷町誌』龍郷町誌歴史編さん委員会（1988）
知名町役場『知名町誌』知名町誌編纂委員会（1982）
当山昌直『奄美・沖縄環境史資料集成』南方新社（2011）
徳之島町役場『徳之島町誌』徳之島町誌編纂会（1970）
名瀬市「市勢要覧」名瀬市役所（1952）
名瀬市役所『名瀬市誌・下巻』名瀬市誌編纂会（1972）
南海日日新聞『南海日日新聞五十年史』南海日日新聞五十年史編纂委員会（1997）
那覇市『那覇市史・通史編3巻 現代史』改名『戦後をたどる』（2006）
平岡昭利『離島研究Ⅰ・Ⅱ』海青社（2003）
皆村武一『奄美近代経済社会論』晃洋書房（1998）
皆村武一『戦後日本の形成と発展 占領と改革の比較研究』日本経済評論社（1995）
皆村武一『奄美近代経済社会論 開発と自立のジレンマ』日本経済評論社（2003）

三上絢子『戦後米国統治下の奄美経済』国学院大学大学院経済学研究科（2003）
三上絢子『戦後米軍統治下の奄美経済―「自立経済の展開」とその背景―』国学院大學大学院『経済論集』第33号国学院大学大学院経済学研究科（2005）
三上絢子 論文『米軍統治下の口之島における密貿易組織』（2008）
村山家国『奄美復帰史』南海日日新聞社（1971）
与論町教育委員会『与論町誌』与論町誌編纂委員会（1988）
臨時北部南西諸島政庁知事 中江実孝『公報15～30号』（復興1994.鹿児島県立図書館奄美分館）（1948）
琉球銀行『戦後沖縄経済史』琉球銀行調査部（1984）
琉球銀行『琉球銀行35年史』凸版印刷（1985）
ロバート・D・エルドリッヂ『奄美返還と日米関係』南方新社（2005）
和泊町教育委員会『和泊町誌』和泊町誌編纂委員会（1985）

第 13 章　米軍統治下の奄美における人口動態

―沖縄中心商業地区の奄美出身者の集団社会―

1 節　人口移動の推移

1）人口推移

既に見てきたように、第二次世界大戦後に日本本土から分離され、米国軍政府統治下の奄美群島では、沖縄へ商行為や就業を目的の人口移動がみられた。沖縄の米軍基地建設が開始されると、奄美群島では沖縄米軍基地建設従事者の募集が行われ、労働力である青年たちが移動している。沖縄での基地中心の経済復興が始まって 1952 年 2 月が、軍関係従事者がピークで、6 万 7000 人と推定されている。

その社会状況を見るうえで、奄美から沖縄への人口推移を把握することが重要である。しかし、大きな問題点として、終戦直後の特に 1945 年～1946 年は、社会全体が混然としていた時期で、人口動態の統計資料は琉球全域において不備であり、把握できる資料は限られ、欠落している状態にある。当時の奄美から沖縄への人口推移についても聞取りに重点を置かざるを得ない。それらによると 3 万人以上とも推定されている。

特に奄美や沖縄の人口動態に関わる文献としては、堂前良平『沖縄の都市空間』（1997）があり、資料としては、行政によって刊行された「奄美群島要覧」（1951）、「市勢要覧」（1952）、「琉球統計報告書」（1952）、「奄美大島の現況」（1953）、「奄美群島の概況」（1962）、「在沖奄美人名鑑」があげられよう。また戦後の人口動態に関わる市町村史には、『コザ市史』『沖縄県史』『名覇市史』などがある。

終戦を迎え、奄美群島の政治、行政、文化の中心地の名瀬では、人口が戦前を上回る飽和状態となり、人口規制をたてに幽霊人口の摘発などを実施したが止まることはなく、その結果、戦前の生活を維持できる社会環境ではなく、沖縄や日本本土へ求職目的に人口が流出した。

本章では、奄美から沖縄への人口移動が大部分を占めており、その移動がどのようなコースをたどり、また、沖縄の何処の地域でどのような職域で経済活動に従事したのか、人口移動によって地域社会にどのような影響があったのかを明らかにしたい。

図 1　奄美における市町村の位置

2 節　奄美群島の人口動態

1）1920 年～ 1960 年の奄美群島人口推移

1955 年～ 1960 年は、奄美出身者の沖縄からの人口流入と同時に、日本本土への人口流出も盛んな時期である。

1920（大正 9・10・1）年 213,849　　1944（昭和 19・10・1）年 188,544

1925（大正 14・10・1）年 207,252　　1950（昭和 25・12・1）年 216,110

1930（昭和 5・10・1）年 207,785　　1954（昭和 29・3・1）年 201,132

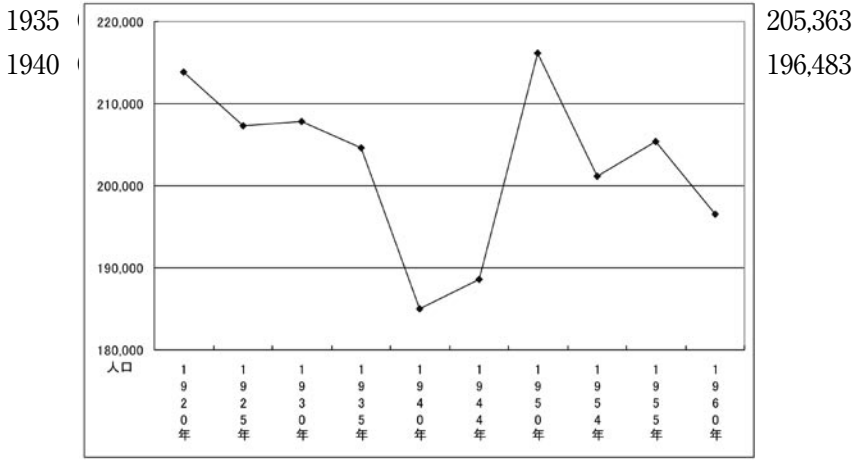

図 2　1920 年～ 1960 年の奄美群島人口推移
「奄美群島概況」昭和 37 年版より著者作成。

2）奄美の町村から中心地への人口移動

名瀬市は、1945 年～ 1946 年に市の人口動態の調査が実施されているが、群島全体や琉球全体においての 1945 年～ 1946 年の 2 年間は混乱した時期で、人口動態の資料は欠落している。名瀬市のこの 2 年間の人口調査の記

表 1　人口推移

年	人　数	年	人　数	年	人　数
1922	14, 684	1942	21, 436	1947	22, 322
1926	17, 845	1943	21, 038	1948	26, 262
1931	20, 809	1944	16, 687	1949	30, 181
1938	17, 246	1945	14, 251	1950	32, 014
1941	20, 562	1946	16, 422	1951	35, 398

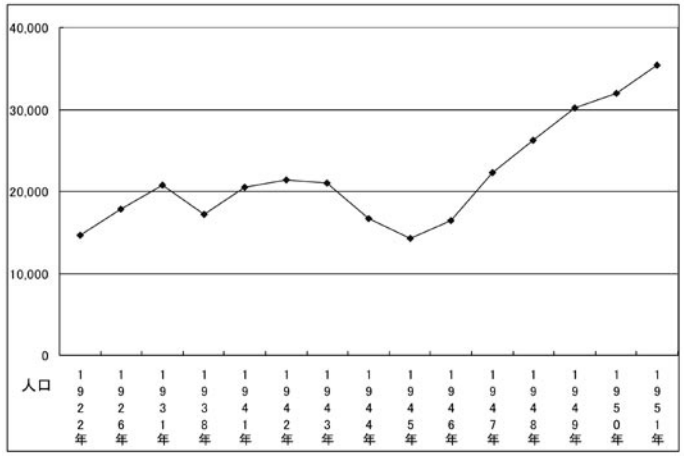

図 3　名瀬市の 1922 年～ 1951 年に至る 15 年間の人口推移
「市勢要覧」もとに作成。

録は、琉球全体では一地域ではあるが、この時期の人口推移を見る上で貴重な資料といえるであろう。

3 節　沖縄における中心商業圏と奄美出身者の社会集団

1）奄美から沖縄への人口の移動過程

奄美から沖縄への人の移動先は、大きくコザと那覇の二つに区分され、飲食関係者は基地を囲むコザ周辺に集中し、非正規交易の物流関係者は那覇市を中心に移動している。

特にサービス業においては、事業主はほぼ確定できるが、従事者の人口推移は流動的であり、また、申告していないのが一般的である。当時の奄美から沖縄への人口推移は、聞取りに重点を置かざる得ない状況下で、それによると 3 万人以上とも推定されている。

2）奄美郷友会の結成

渡航者は、仕事先をはじめ、さまざまな面で渡航先の知人に依存しているケースが多い。仕事先としては、飲食業が安易に参入できることから、

特にコザや八重島の歓楽街に従事した奄美出身者は数百から数千人といわれ、圧倒的に多い職域であったのである。

また、居住範囲が最初の仕事紹介者の地域に集中しているのが特徴的である。同郷出身者が、頼ってきた者達の相談相手になり、職域への導き役などの役割を果たしていたことが原因である。その後、奄美郷友会が結成され地域社会に一層溶け込み易くなっている。

４節　就業地或

1）就業の仕分け

奄美出身者の沖縄での就業地域や居住地域は､広範囲に分布しているが、奄美出身者の人口集中地区として、コザを中心とした地区と那覇の国際大通りを中心とした地区の大きく２つの地区があげられる。特に那覇市は、奄美出身者で沖縄に居住している人の割合が圧倒的に高く、次にコザ、浦添と続いている。

飲食業は、主にコザを中心に事業主や従事者が多い。従事者が多い職業は、主に飲食業、商業、軍労務者、大工、技術者、会社員の順である。特にコザ周辺の飲食業関係の従事者は多いが、実態は把握できない。

コザ市の飲食業界の八重島・特飲街および基地建設などの軍雇用労務の職域に区分できる。

那覇市の実業界、貿易関係や物販経営は、市の中心街に集中し、メインストリートの国際大通り周辺に数十軒が店舗を構え事業展開している。

2）就業の業種

1951 年から米軍の基地建設は本格化しているが、それ以前に軍雇用の募集が奄美で行われ、数千人から数万人とも言われる労働力が移動している。当初の採用は20代前後の健康な青年が中心で､50人単位で何十組もが、米軍の LST で沖縄に移動して、軍雇用の米軍基地建設に従事している[1)]。

奄美において、米軍基地建設雇用の公的機関の募集に応募し、採用されて沖縄に移動した体験者は次のように語っている。

事例１　Ｋ・Ｓの場合

名瀬出身（1931 生)、1948 年頃、軍政府の米軍基地建設雇用としては、奄美では第一回目の沖縄行きだった。友人、知人が多く 50 人一組で、名瀬港から LST で那覇に入港し、軍用車で具志川村（現在・うるま市）の B カンパンに移動した。カマボコ型の兵舎が 10 棟程立ち並び、50 人位が一棟に宿泊する事になった｡周囲には人家はなく見渡す限り草むらだった。

採用時の特技などで作業分担が決められ、私は車両関係の現場に配置され、読谷や具志川で車両整備に関わった。朝にトラックが迎えに来て夕方に宿舎に送り届けられた。食堂や医務室などの設備があり、オランダ系のマネージャが統括していた。

那覇市を中心とした周辺地域は、主に物流関係が集中している。また情報関係など社会の媒体となる業種が多い特質をもっている。

奄美から移動した貿易関係者や商店経営者は、もともと分離された奄美で日本本土の生活必需品を取扱っていた商人たちであり、物資不足で需要の高い沖縄へ進出したものであった。主に那覇市の中心街に集中し、メインストリートの国際大通り周辺に数軒が店舗を構え事業展開している。

事例２　Ａの場合

日本本土から分離された時期から、名瀬の中心地において洋品一般を取扱う業種のオーナーであったが、1951 年に従業員全員を連れて沖縄へ移動した。

メインストリート国際大通りに本店（外国製時計・香水・貴金属)、平和通りに支店、松下町若松卸問屋街に支店を構え、化粧品、洋品雑貨、小間物、装身具と幅広く取扱い、後に現地採用の従業員を 60 人程雇用し、全島に卸問屋としての販売網を拡大した。

LC が開設されると日本製の化粧品の代理店となり、日本製化粧品を沖縄に広めた先駆者でもある。繁忙を極めた実業家として地域に溶け込んだ

展開をしていた。

事例３　Ｂの場合

那覇市において、時計、貴金属などの卸小売分野で飛躍的な繁栄を築いた。努力を重ねて、教職員共済会、市町村共済会、琉銀、各銀行本支店、

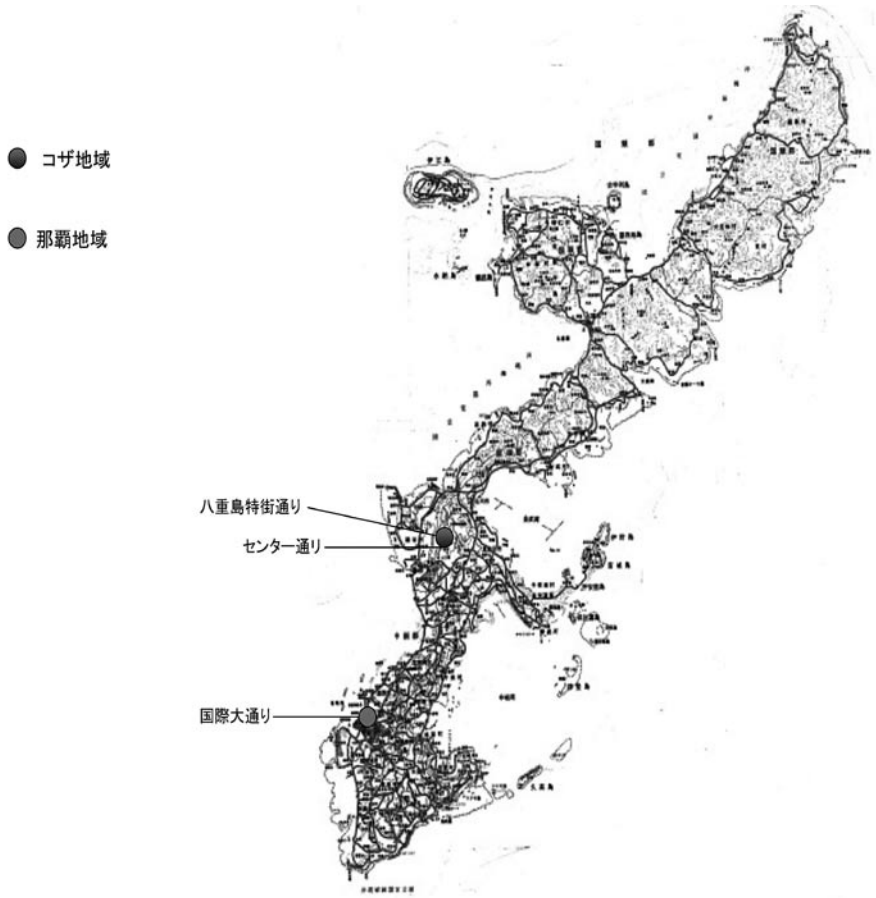

図４　沖縄県における奄美出身事業主の所在位置

信販加盟店など全琉球に販売網を拡張した。従業員数十人を雇用し、外人に至るまで多様な顧客層で事業を展開している企業家である。

5節　コザの中心商業地区の形成

1）コザ商業地区の発展段階

奄美から移動した人々が、沖縄の中心商業地区にどのように関わってきたかを考察する。取上げた地域は、基地の街として特質を持つコザ市である。主に中心商業地区を取上げ、地区形成に関わった奄美出身者を軸に、戦後間もなく商業に従事した人たちに焦点をおく。

沖縄島は、南部地区、中部地区、北部地区に大きく区分され、中部地区に位置するコザ市は、戦前は農村地区であった。戦後、この広大な地区に米軍基地が建設される事になり、都市へ変容している。嘉手納空軍基地を中心に、人口増加と共に広大な市街地を形成した。基地ゲートを出入りする人々の往来に沿って、特に飲食業が集中し、米国の文化を取込んだ異国情緒を持つ商業地域を形成している。

1974年、コザ市と美郷村が合併し現在の沖縄市となった。極東最大の嘉手納空軍基地があり、市の面積の36.77%を今も米軍基地が占めている。

1951年のコザは、コザ十字路を基点に延びる道路沿いに移住者が増加した。また、外国人相手のサービス業が軒を並べ、中通りに映画館、風俗店、雑貨店、特に外国人対応のテーラー、ホテル、娯楽場、質店などが立ち並んで繁栄し、コザ十字路周辺を中心に歓楽街が形成されている。

八重島特飲街は、150メートルの坂通りである。

1950年6月朝鮮戦争勃発の頃から、飲食街150軒が幅5メートルの両サイドに並び、それらの店舗には奄美出身者の経営者が多く、女性300人以上が従事し、誘客率が高く、朝鮮動乱景気に沸いていた。

その特飲街も朝鮮戦争後10年程で衰退の一途をたどり、入れ替わるようにセンター通りに外国人対応の酒場街が形成された。また、異色なものとして外国人向けの小口金融機関として、日本流の質屋が30軒以上あったことがあげられる。

図5　八重島特飲街の位置

2）コザ歓楽街

1948（昭和23）年のコザは、基地が隣接しているために軍労務者も増加していた。また、米軍人が往来し、商業を行うには立地条件がよかった。その道路筋に自然発生的に人々が進出して商いを展開し始め、次第に基地を背景に街が形成されていった。

米軍人の往来も激しくなり、米軍基地建設とともに商業都市として繁栄し[2)]、コザデパートや中央市場も建設された。さらに文化面では、中央劇場や自由劇場も建築されている。

南の入口である島袋三叉路方面は、飲食店、雑貨店、写真館、衣料品店などが林立し、軍作業員の通勤路ということもあり人々の集う場となった。

1949年軍政府長官は、沖縄政府代表と会見の折に歓楽街の設置を要望した。その理由は、米沖親善を深める事ができ、沖縄人の経済的な収入の場ともなり、米軍人が民間の部落に立ち入る事を防げる、というものであった。さらに米軍人達が沖縄の美術品などを購入できる店舗の設置や、米軍人が沖縄女性とダンスを通して交流できるレクレーションホールの設置なども要望している。

沖縄政府代表は、当初この要望を拒否したが、軍政府長官は厳重に風紀を守り、米兵が女性を外に連れ出すことは厳禁にすると言明し[3)]、この条件によって軍政長府官の要望はかなうことになった。これには沖縄側にとって経済的な事情もあった。米軍人から米国通貨が流入するとして、軍政府の要望を受け入れてたのである。

3）人口移動とコザ

1945年から1946年の人口統計は、資料として確定的な統計は不備であり欠落した状態にあるが、奄美から沖縄への人口移動は、1947年頃からと推定される。

第二次世界大戦末期の1945年3月26日、米軍は、沖縄占領を目指して慶良間諸島に上陸、4月1日、本島中部地区の西海岸に上陸して、北飛行場（読谷）および中飛行場（嘉手納）を占領し、美里村字石川および越来村字嘉間良に収容所を設置して島民を収容した。この嘉間良周辺は米軍によって、キャンプコザと呼ばれたことから、後にコザ市の名になる[4)]。さらに占領地に収容所を数多く設置して、避難民を収容している。

沖縄島中部地区は、1951年からの米軍の本格的な軍事基地建設に、日本本土やアメリカ、フィリピンなどから大手建設業者が参入し、沖縄各地や奄美からは数万人の米軍基地建設労務者が集まり、米軍基地周辺に基地の街が形成される。

コザセンター通り周辺、八重島特飲街周辺に奄美出身者が集中していた。その人口推移は、確定する資料は欠落しており、数値を計上する事は不可能であり、戦後から沖縄に永住している奄美出身者からの聞取りを中心に推定するほかない。

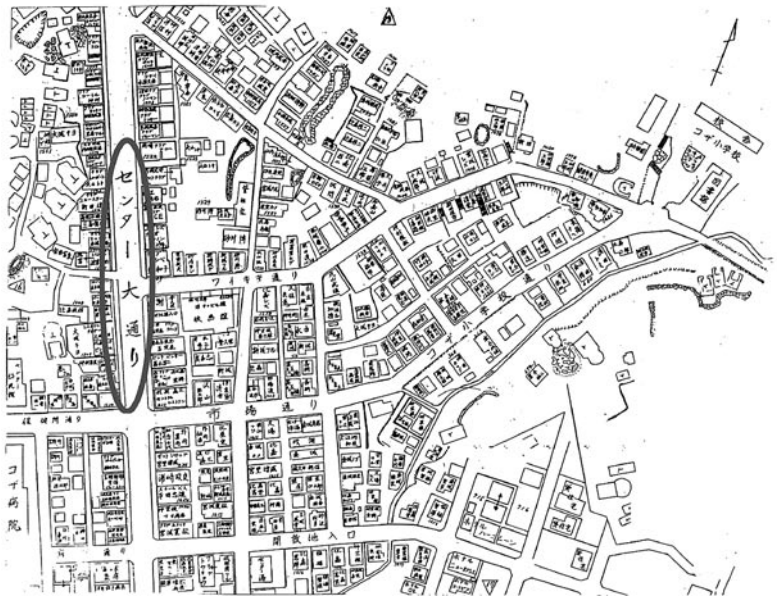

図 6　パークアベニュー（旧センター大通り）

コザ市のセンター大通りやその周辺地域に、店舗や事業所を構えた奄美出身者の数や、従業員の数は特定できていない。飲食業の場合は 30 人～50 人程が従事していたといわれている。

特にサービス業においては、事業主はほぼ確定できるが、従事者の人口推移は流動的であり、また、全般的に申告はしていないのが通例である。

4）移動の変遷

1953 年、奄美の日本返還後は沖縄在籍でない者は外国人扱いとなり、撤退する人口と非正規渡航の人口移動が交差する複雑な社会空間となっている。

事例 1 の K・S は、1952 年に軍労務を退職後に現地の人と結婚、公職につき永住を選択した。

事例 2 の A においては、1953 年に奄美が日本返還すると、名瀬から移動した男子従業員は現地の人と結婚して現在も永住している。また女性従業員は沖縄から撤退して奄美で就職あるいは結婚している。

奄美の日本返還後は、沖縄在住の奄美出身者は外国人扱いとなり、1954（昭和 29）年 1 月には 35,000 人の奄美人が在住しており、外国人としての扱いを受けることとなった。大部分の在沖奄美人は引き揚げる決意をしたが、所持金の制限によって、当初は 100,000 円、後に 7,200 円減額になり戸惑った。

戦後から復興に向けて励んだ職域に残るには、外国人扱いされるという壁があった。奄美出身者で公職に関わっていた者も多く、留まると公職を追放されることになり、止むなく沖縄を引き揚げることになった。

この問題に対して奄美では、内外に陳情を展開したが、沖縄における奄美人に対する処遇は、後にやや緩和されるものの、1971 年頃に至っても取り除かれてはなかった[5)]。また沖縄から奄美へ撤退した人の多数が日本本土に就業目的で再び移動している。

6 節　まとめ

1）人的ネットワークによる移動

北緯 27 度を挟んで奄美から沖縄への人口移動は、人的ネットワークによる親戚、知人、友人などを頼って移動したケースが大部分を占めている。

沖縄においては、1949 年頃が奄美からの人口移動のピークで、人の移動先は、大きくコザと那覇の二つに区分され、米軍基地建設雇用と飲食業は基地を囲むコザ周辺に集中し、非正規の物流関係者は那覇市を中心に活躍している。人口移動は、那覇市やコザ市の地域的特質のある商業地域勃興期に大きな役割を果たしたという側面がある。

奄美と沖縄との間の人口移動の第一段階は、戦後間もなく始まり、第二段階は 1953 年奄美の日本返還後、非正規渡航が盛んに行われている。

1946年～1960年頃は、奄美と沖縄における再建の時期でもあり、非正規による人と物資の移動が、奄美と沖縄の再建のあしがかりを構築したといえるだろう。

2）渡航の自由

沖縄へ就業を目的に移動した人口の大部分の者たちは、労働者の場合は賃金の一部を、事業主の場合も収益の一部を奄美へ送金している。

この送金が、現金収入のない世帯が大部分を占めていた当時の不安定な奄美経済に及ぼした側面は、見逃すわけにはいかない。

奄美群島が1953年日本に返還されると、沖縄在住の奄美出身者は外国人登録制となり、多くの人が沖縄から流出している。他方、奄美においては日本本土との渡航が自由になると、奄美から本土の都市への流出がみられた。

もちろん、沖縄へ移動した人の中には、奄美と沖縄が日本返還後も永住を決めた人は多い。奄美が1953年に日本に返還されたことで外国人扱いとなり、歴史の転換期における社会空間で法制度にどのように対応したか、生きる知恵で仮婚、仮養子などが横行したといった事柄も明らかにされた。

付記

本研究に当り、治谷文夫、松井輝美、里見弘壽、坪山豊、坂井和夫、大津幸夫、沖縄奄美連合会森重成会長、沖縄奄美名瀬会奥田末吉会長の方々に多大な協力を頂きました(敬称略・順不同)。度重なる実態調査の折には、聞取りおよび貴重な資料の提供を頂きましたことを記して感謝の意を表します。

注

1）沖縄在住の奄美出身者で軍雇用に参入したK・Sより聞取り
2）聞取り調査および「沖縄奄美連合会名簿」による。
3）前掲
4）コザ市史からの要約。
5）治谷文夫氏からの聞取り、治谷文夫氏は沖縄の女性と結婚して永住している。

参考文献

奄美群島政府知事中江実孝『奄美群島要覧』奄美群島政府（1951）
奄美地方庁「運輸省の要求による調査報告」1953
指宿良彦『大人青年（ふちゅねせ)』セントラル楽器店（2004）
沖縄タイムス『沖縄大百科事典』沖縄大百科事典刊行事務局（1983）
沖縄県庁『沖縄県史』財団法人沖縄文化振興会、公文書管理部史料編集室（2005）
鹿児島県『奄美大島関係条約及び法令集』鹿児島県庁（1954）
鹿児島県『奄美大島の現況』鹿児島県庁（1953）
鹿児島県地方自治研究所『奄美戦後史』南方新社（2005）
鹿児島県「奄美群島概況」鹿児島県庁（1962）
喜界町『喜界町誌』喜界町誌編纂委員会（2000）
コザ市『コザ市史』コザ市史編纂委員会（1974）
塩田庄兵衛・長谷川正安・藤原彰『日本戦後史資料』新日本出版社（1995）
大熊青年団『大熊誌』名瀬市大熊青年団（1964）
玉野井芳郎『経済学の遺産』学陽書房（1990）
堂前亮平『与論・国頭―その地理概要』与論・国頭調査報告書地域研究シリーズ No1. 沖縄国際大學南島文化研究所（1980）
当山昌直『奄美・沖縄環境史資料集成』南方新社（2011）
那覇市『那覇市史・通史編3巻 現代史』改名『戦後をたどる』(2006)
名瀬市「市勢要覧」名瀬市役所（1952）
名瀬市『名瀬市誌・下巻』名瀬市誌編纂会名瀬市役所（1972）
那覇市『那覇市史・通史編3巻 現代史』改名『戦後をたどる』(2006)
平岡昭利『離島研究Ⅰ・Ⅱ』海青者（2003）
三上絢子『戦後米国統治下の奄美経済』国学院大学大学院経済学研究科（2003）
三上絢子『戦後米軍統治下の奄美経済―「自立経済の展開」とその背景―』国学院大

學　大学院『経済論集』第 33 号国学院大学大学院経済学研究科（2005）
三上絢子 論文『米軍統治下の口之島における密貿易組織』（2008）
三島村村編纂委員会『三島村誌』朝日印刷（1990）
村山家国『奄美復帰史』南海日日新聞社（1971）
臨時北部南西諸島政庁知事 中江実孝 1948.『公報 15 ～ 30 号』復興 1994. 鹿児島県立図書館奄美分館）。
琉球銀行『戦後沖縄経済史』琉球銀行調査部（1984）
琉球銀行『琉球銀行 35 年史』凸版印刷（1985）

第 14 章　奄美から沖縄への移動

―奄美から沖縄へ移動した人物の永住までの事例 ―

本章では、北緯 27 度線を挟み、戦後の混乱期に奄美と沖縄との間における人の移動の中で、1953 年奄美が日本返還後に沖縄に永住を選択した特定の人物に視点をおき、その足跡を掘り下げ、激動の時代をどのように対応してきたかを明らかにする。

1952 年に芸術の志を抱いて、奄美の中学卒業と同時に沖縄に移動した治谷文夫に、焦点を当てる。

現在も芸術家として活躍する沖縄在住の治谷は、学業と芸術を達成するため工事現場を皮切りに様々な職業に従事しながら、米軍統治下の過酷な環境下において芸術の道に邁進し、長じて成就した。その波乱万丈の歴史について、奄美から沖縄に永住するまでの過程について、本人からの聞取りによって、明らかにする。

1 節　沖縄の再建期

1）沖縄へ移動

1949 年頃、戦後の混乱期に文化的事業を企画した沖縄出身者の知人から、治谷文夫の兄（三男）は無声映画の弁士として沖縄に来ないかと声を掛けられた。これを機に、中学在学中の六男文夫を奄美に残して、家族は那覇の壷屋に移動する。当時の沖縄は電気や水道も完備されておらず、治谷家は井戸水をアメリカ製の使用済ドラム缶に汲み溜めるという不自由な生活からのスタートをした。

国際大通りの一画に設置した米軍テントを利用した小屋（劇場）で、沖縄の復興を願って無声映画を上映しており、治谷家の三男はその無声映画の弁士としての役割を担った。また、三男は手品師や占い師として、さら

に気合術指導など、特技を仕事として生かした。

2）経済活動

父親（1891 年生）は、鋳物業（鍋釜修理）トタン・ブリキ生活用品製造業、母（1903 年生）、長男、次男は他界。三男（23 歳）は弁士、気合術指導、手品師、占い師。四男（20 歳）はダンスホール経営。五男（18 歳）はパン製造。七男（17 歳）は国場組ベニヤ工場勤務。

少し説明を加えると、父親は、米軍の廃品を利用して生活品を作り、例えば、空き缶を利用してさまざまな代用品（鍋、バケツ、洗面器、弁当箱、しゃもじ、など）を作った。また、技術を活かし穴のあいた鍋釜の修理などで、住民から重宝がられる存在だった。

四男は、アメリカ文化を取入れたダンスホールを開店、五男は、配給品のメリケン粉を活用したパン製造に着手、七男は戦後の住居再建の真っ只中で需要の多い資材を扱う国場組のベニヤ工場勤務、家族全員で戦後の社会に相応した職業に従事して自立を目指していた。

3）27 度線越え

治谷文夫（以下、治谷）は、男兄弟ばかりの六男で、奄美の中学を卒業し、1952 年に軍政府の認可した登録船、日昇丸に機関長の好意によって無料で乗船して沖縄へ渡航する。

日昇丸は（78.34 トン・ディーゼルエンジン・船長、事務長、ボースン長、ボースン 5 名、機関長、機関士 3 人、炊事係り 2 人）、名瀬～那覇の安謝港を 20 時間かけて航海し、定員 60 名であるが当時は 100 名位乗船させ、運賃は 1 人当たり、B 円 で 400 円（1952 年当時）であった。

出航は名瀬町の築港（現在の名瀬港）からテンマ船で移動して沖の本船に移り、直行便は沖縄の本部と伊江島の間を通過して、天候にも左右されるが約 20 時間かけて那覇の安謝港に入港した[1)]。

「甲板には畜産類（豚・牛・鶏）、食料類（芋・南瓜・冬瓜・日本本土の昆布・ソーメン・生活用品など）、建築資材（木材・トタン）などが積み込まれ、人も混合状態であった」と語っている。

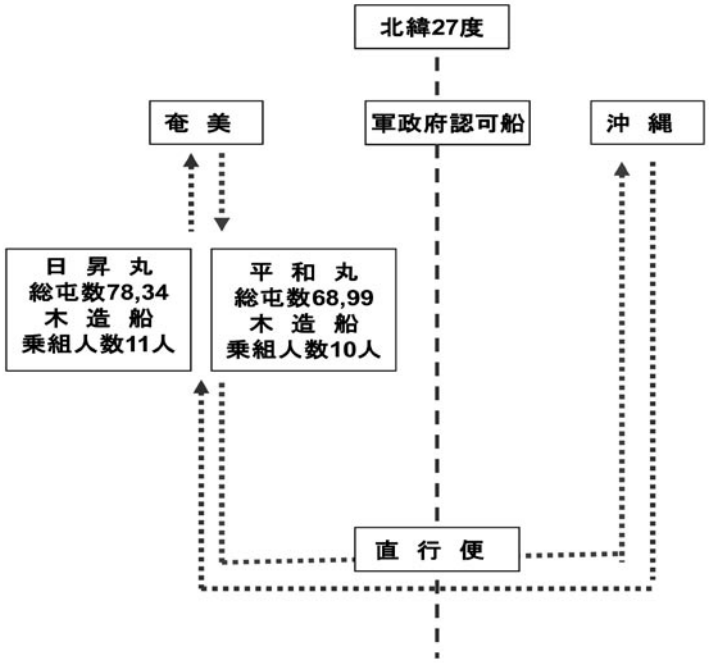

図 1　奄美・沖縄の航路　著者作成

2 節　勉学と経済活動

1）大志に向かって

1953 年、首里高校定時制を受験し合格すると、学業と並行して就職活動を開始して、漸く最初に雇用された職場は「金城組の労役で、大人に混じっての重労働の現場であった」と語っている。

現場は、ほとんどが沖縄方言を普通に使う沖縄の人で、奄美とは異なる方言が理解できずにたいそう困った。奥平商会の外交（水道資材）、看板屋の絵描き、竹田商会の外交（エーワンポマード・化粧品）などと職場を次々と変え、アルバイト的な仕事によって経済的にやりくりしていた。

2）職域と居住地の変遷

表１　職域の変遷

地　域　名	職　　域	
那覇市安里	金城組（労務職）現場	1953～1957年
那覇市壺屋	竹田商会	1957～1959年
那覇市首里	ピヨピヨ会入会・アトリエ	1959～1973年
那覇市首里	アポロデザイン設立・（芸術仲間５人）	1960～1962年
那覇市安里	奥平商会（水道資材）	1962～1967年
那覇市牧港	ダンスクラブ月世界・司会者	1967～1973年
那覇・国際大通り	まちみなとレストラン経営	1973年
那覇市	総合司会者・沖展・結婚式・会合など	1973年
浦添市牧港	まきみなとレストラン経営	1973年
浦添市牧港	まきみなとそば改名	1987年
浦添市安波茶	公民館講座絵画講師	1985年
那覇市	ＹＭＣＡ・絵画講師	1988年
与那原町	カフェ・友遊	1995～1998年
本部町具志堅	アトリエおよびカフェハル経営	2001年

聞取り調査により著者作成

1963年に結婚後、1975年まで安定した収入を得る手段として夫婦で飲食関係の経営に関わる。

居住地の変遷

表１の通り、奄美・名瀬（1952年）→那覇壺屋（ひめゆり通り）→ 首里 →天久→豊見城→ 浦添 →与那原町（自宅建設）→ 本部町具志堅（自宅・アトリエ・カフェ建設）と職域を変遷している。

治谷談「居住地は、職域に合わせるように移転しているが、与那原町の自宅は埋め立て区画整理計画によって離れなければならず、代わりに検討したのが現在の本部町具志堅である」、とのことである。

生涯、芸術活動に専念できる環境、自然豊かな場所を探してたどり着いた場所が本部町具志堅である。そこは樹木が生い茂る小高い山地で、望み通りの環境であった[2)]。

3）芸術活動

1956年、沖縄タイムス社主催の首里高校定時制第４回写生大会において佳作を受賞、1957年日本傳講道館主催にて講道館長より初段を取得する。1957年、首里定時制高等学校を卒業、同時に美術村アトリエ・ピヨピヨ会に入会し、絵画に精進する。

首里高校は、住民票の提出や保証人には拘らず受け入れた。これは、戦後の混乱の残る当時の社会的背景があったわけだが、後に翔たく芸術の世界に展開する第一歩となった。しかし、一方、法制度に基づいて物事を判断されていたケースとして、1966年沖縄工業高校から校長承諾の上に美術講師の誘いを受けたが、県教育庁からは外国籍という理由で手続を拒否された。

職員から、「外国人は公務にはつけない、沖縄の人と結婚すると別ですが」と対応され断念した。これを契機に、さらに枠に捉われない自由な芸術活動に邁進する。

3節『目で見る 養秀百三十年』の養秀人物録

1）輝かしい先輩たちの足跡

『目で見る 養秀百三十年』は、治谷の母校首里高校の創立百三十周年記念誌のタイトルである。教育機関の記念誌は、通常、出来事を中心として編集されるものであるが、この記念誌では視点を社会に貢献した卒業生の功績を挙げ、後輩たちに誇りと勇気をもたらそうと企画している。治谷は、社会で活躍中の卒業生として、次のように掲載されている。

治谷文夫（1936･11･8～）画家、沖展会員、審査員、沖縄タイムス芸術、選奨選考委員。

奄美大島出身・1957（昭和32）年首里高校定時制第２期卒業。1962年の二科展初入選。以来数多くの公募展に出品し入選する。パリのサロン・

ドートヌンの入選やオランダ美術賞、メキシコ国際美術館賞等県内に留まらず国際的に高く評価を受ける。県内画壇のリーダーとして、個展、公募展等で力作を発表する傍ら、後進の育成に当たる。

沖縄タイムス芸術選奨選考大賞受賞、中国折江省画院栄誉画師の称号を受ける。

2010 年発刊の記念誌は、名誉ある卒業生として芸術家の治谷を讃えて、後輩達に母校の誇りとして取上げている [3)]。

2）翔く世界

1956 年～ 1969 年には、沖縄タイムス主催の沖展に入選、全九州アマチュア展にて熊本市長賞、二科展（東京美術館）入選を重ね、個展を開催するなどの活動をしている。

1985 年～ 1989 年の芸術活動は、グループ展、中国琉球交流絵画展出品、沖縄県県展審査委員、メキシコ国際美術館出品・館賞、招待出品中国折江省美術家協会国際美術展、感謝状・絵画展ブラジル移民沖縄県人会と海外との芸術の交流で活躍する [4)]。

3）芸術を通して社会貢献

与儀達治談、「治谷文夫の人を引き付ける要素は、若いころの苦難と忍耐の蓄積によるもので、そのことが、内的エネルギーとして世界に翔かせたといえる。また、彼の過去が逆境の連続にあったにも拘わらず、それに負けずに今日ここまで来たことである」[5)]

1989 年、道の島美の交流・第 1 回を奄美文化センターにて開催。奄美と沖縄の文化交流を目的にした絵画、書、写真などの芸術交流展で、交互に持回りで開催し、文化交流を深めている。治谷は実行委員として、奄美と沖縄の文化的な橋渡しの役割を担った。

沖縄美術連盟の理事や沖展運営委員などの役割を担い、美術界の発展に貢献している。

1999 年、モニュメント依頼により「具志堅の碑」（創作デザイン）を 2000 年に完成させ、さらに 2005 年、ハーソー公園改修に協力する [6)]。

本部町具志堅のアトリエとカフェハルの庭園は、小高い山に位置している。左に伊江島、右に伊是名と伊平屋が望め、1952 年、治谷本人が奄美方面から非正規渡航で移動した海上交通の航路であり、現在も往来する船が眼下に望める。

図 2　アトリエとカフェハル　　2010 年夏　著者撮影

4 節　まとめ

調査対象の治谷は、1952 年に奄美から沖縄へ移動後に多様な職域の変遷と度重なる住居の移動、また方言の壁を乗り越えるなどの苦難の中にありながら、人的ネットワークと本人の忍耐によって、芸術への志を成就している。

沖縄美術連盟や沖展の運営などに関わり、また芸術を通して世界的に活躍し、奄美と沖縄との文化的交流の中心的な役割を果たしている [7)]。

治谷は沖縄の日本返還後、沖縄に永住することを決意して、芸術を世界に発信しつつ、地域に溶け込み社会貢献も果たしている。

米軍統治下には数多い移動者がいたが、その中で治谷文夫という事例を通して、奄美から非正規渡航し、永住まで至る一例が明らかにされた [8)]。

注

1）具志堅のアトリエにて聞取りによる。庭園から眼下に奄美・沖縄航路の船が見え、「自分が沖縄へ渡った懐かしい海を毎日眺めているのだ」と語っていた。
2）具志堅の山所有者との交渉には、上間宗男区長の協力を頂いた。
3）『目で見る・養秀百三十年』養秀人物録 - 輝かしい先輩たちの足跡 - より、要約する。
4）前掲
5）沖展会員、一陽会会員、沖縄芸術大学講師。
6）地元への貢献として、上間宗男区長の依頼を受け「具志堅の碑」および県と町の依頼による公園の改修工事に参加、旧湧水を囲むコンクリートを撤去して、琉球石灰岩を加工して石積に変えることを提案、水辺の小動物をデザイン（レリーフ）に取り入れ、2006 年着工から 2010 年に完成させる。
7）現在の役職、沖展運営委員（審査委員）、中国折江省画院栄誉画師。
8）治谷氏提供の活動経歴関係資料および聞き取により著者が表作成する。

治谷文夫の芸術の軌跡 1

佳作賞	第 4 回写生大会･本社主催	沖縄タイムス	1956 年
入選	第 12 回沖展	沖縄タイムス	1960 年
入選	第 13 回沖展	沖縄タイムス	1961 年
つるや賞	第 5 回全九州アマチュア絵画展	熊日主催全九州アマチュア展	1961 年
市長賞	第 6 回全九州アマチュア絵画展	熊本アマチュア絵画連盟	1962 年
奨励賞受賞	絵画部　第 14 回沖展	沖縄タイムス	1962 年
入選	第 47 回二科展	二科会	1962 年
本会準会員	絵画部	沖展運営委員会	1963 年
入選	絵画部 第 15 回沖展	沖縄タイムス	1963 年
出品	第 47 回二科展	二科会	1963 年
準会員賞受賞	絵画部 第 16 回沖展	沖縄タイムス	1964 年
入選	第 49 回二科展	二科会	1964 年
準会員賞受賞	絵画部 第 17 回沖展	沖縄タイムス	1965 年
入選	第 50 回　二科展	二科会	1965 年
出品	第 1 回 5人展	沖縄タイムスホール	1965 年
会員推奨	絵画部	沖展運営委員会	1966 年
準会員賞受賞	絵画部 第 18 回沖展	会員に推挙　沖縄タイムス	1966 年
入選	第 51 回　二科展	二科会	1966 年
グループ展	第2回 5人展	沖縄タイムスホール	1967 年

入選	第 52 回　二科展	二科会（東京美術館）	1967 年
個展	第 1 回	沖縄タイムスホール	1968 年
出品	第 53回　二科展	二科会（東京美術館）	1968 年
選抜賞	第 3 回沖縄タイムス芸術選賞	絵画部　沖縄タイムス	1969 年
出品	第 54回　二科展	二科会（東京美術館）	1969 年
個展	第 2 回	沖縄物流センター画廊	1973 年
個展	第 3 回	奄美大島名瀬市民会館	1973 年
感謝状	沖展 25 周年	沖縄タイムス	1973 年
浦添市長	日本国際美術家協会沖縄展	出品証明書	1984 年
入選	サロンドートンヌ	パリ･グランパレ美術館	1984 年
感謝状	現代日本画家代表作家スペイン展　サラゴサ市･ロハ宮殿		1984 年
出品	JLAS東京展出品	東京セントラル美術館	1984 年
入選	オランダ美術賞展	リンバーク州ルールモント美術館	1985 年
旅	スケッチの旅	パリ	1985 年
グループ展	パリ ・スケッチ 11 人展	沖縄物流センター画廊	1985 年
感謝状	85 国際絵画パリ展	欧州美術クラブ	1985 年
グループ展	9 人展	画廊･宝	1985 年
出品	レキオス展	沖縄物流センター画廊	1985 年
個展	第4回	沖縄物流センター画廊	1985 年
奨励賞受賞	沖縄タイムス芸術撰賞	沖縄タイムス	1985 年
出品	中国琉球交流絵画展	沖縄物流センター画廊	1985 年
個展	第 5 回	浦添市民会館中ホール	1985 年
講師	講座絵画教室	浦添市	1985 年
個展	第6回	ギャラリー･ビジョン	1986 年
個展	第7回	ギャラリー･小禄	1986 年
審査委員	沖縄県県展審査委員	沖縄県	1986 年
出品	メキシコ国際美術館賞	メキシコ国際美術館	1987 年
出品	中国琉球交流絵画展	折江省杭州市美術館	1987 年
奨励賞	第 24 回	国際亜細亜美術展	1988 年
栄誉画師称号　中国折江省画院		中国折江省	1988 年
交流の旅	北米･メキシコの旅		1988 年
感謝状	絵画展 ブラジル移民八拾周年	在伯沖縄県人会	1988 年
個展	第 7回	ギャラリー･みやぎ	1988 年
講師	YMCA 絵画教室		1988 年
グループ展	5人展	ギャラリー ･小禄	1989 年
美術展	第25回　国際亜細亜美術展	東京美術館	1989 年
交流の旅	南米文化交流の旅	ペルー･ブラジル･アルゼンチン	1989 年

美術支部展	第１回国際亜細亜美術支部　　ギャラリー・南部		1989 年
招待出品	中国折江省美術家協会国際美術展　杭州市美術館		1989 年
美の交流展	第１回　道の島美の交流展	奄美文化センター	1989 年
選抜出品	亜細亜韓国展国際美術	国際美術	1990 年
審査委員	第 11 回名瀬市美展	奄美文化センター	1990 年
美の交流展	第2回　道の島美の交流展	奄美文化センター	1991 年
美術展	亜細亜現代美術展金沢	石川県立美術館	1991 年
出品	91年県内画家展望	読谷村立美術館	1991 年
個展	第９回	ギャラリー・みやぎ	1991 年
支部展	第３回亜細亜美術交友会	読谷村立美術館	1991 年
美術展	亜細亜現代美術展金沢	石川県立美術館	1992 年
出品	日韓中	韓国ロッテ百貨店美術館	1992 年
出品	日台	台湾省台北歴史博物館	1992 年
個展	第10 回陶画展	ギャラリー・小禄	1992 年
大賞受賞	第 27 回沖縄タイムス芸術選賞	沖縄タイムス	1992 年
美の交流展	第 3回　道の島美の交流展	那覇市民ギャラリー	1992 年
美の交流展	道の島美の交流展	奄美文化センター	1993 年
美の交流展	第 4回　道の島美の交流展	那覇市民ギャラリー	1994年
美の交流展	第 5回　道の島美の交流展	奄美文化センター	1995年
交流展	韓国済州道 沖縄県美術家連盟合同交流展	那覇市民ギャラリー	1995年
交流展	合同交流展	韓国済州道文芸会館展室	1995年
治谷文夫の世界展　　作品集刊行		沖縄タイムス第一ホール	1996年
感謝状	沖縄県立現代美術館収蔵品寄贈　沖縄県知事		2005 年

聞取り調査による　著者作成

治谷文夫の芸術の軌跡２

図１ 賞状の一部を掲げた。本人提供

参考文献

沖縄県庁『沖縄県史』財団法人沖縄文化振興会、公文書管理部史料編集室（2005）
沖縄タイムス『沖縄大百科事典』沖縄大百科事典刊行事務局（1983）
鹿児島県『奄美大島の現況』鹿児島県（1953）
コザ市『コザ市史』コザ市史編纂委員会（1974）
『目で見る 養秀百三十年』養秀人物録―輝かしい先輩たちの足跡―首里高校創立百三十周年記念委員会（2010）
名瀬市『名瀬市誌・下巻』名瀬市誌編纂会名瀬市役所（1972）
那覇市『那覇市史・通史編３巻 現代史』改名『戦後をたどる』（2006）

第15章　総括

―米軍統治下の自立的志向に育まれた奄美経済―

1、自立経済の展開とその背景

本章は、戦後の奄美群島の経済基盤は、米軍統治下における自立的思考によって育まれたことを基軸に総括する。

戦前、奄美群島の基幹産業は黒糖と本場大島紬である。日本本土へ移出し、生活物資を日本本土から移入する構造で島々の経済は成り立っていた。しかし、敗戦後、北緯30度以南のトカラ、奄美、沖縄、宮古・八重山は日本から行政分離され、日本との交易や渡航が閉ざされたのである。

大消費地（本土）との交易によって維持してきた外海離島の経済が、その道を絶たれた時、どのような事態が起きるのか。本書はそこに焦点を据え、島民の視点で考察したものである。行政分離は、終戦で荒廃した島々に追い打ちをかけ、島民は極度の食糧難に見舞われた。本書の主眼の一つである非正規貿易は、こうした逼迫した経済状況下で生まれた。いわば、生きるために島民が生み出した知恵である。

本著では密貿易を「非正規」と表記しているが、この表現は支配する側が打ち出した法を「正規」とし、それに縛られない行為をした島民側を「非」とする見方であり、島民の実態からすれば非正規貿易こそが正規貿易であった。責められるべきは非正規貿易に頼らざるを得なかった米軍政の政策であろう。それは、当時地元で使われていた「密貿易」や「密航」「ヤミ船」などの言葉にも現れている。今日使われている覚せい剤等の「密輸」という表現は単品を差すが、「密貿易」となると大量の物資を意味する。まさに裏で「貿易」をしなければ暮らしていけない時代だったのである。

本著で使う自立経済という表現は、必ずしも時の支配者が掲げる政策を意味しない。荒廃と異民族支配の下で島民自ら立ち上がり、模索し、法の網の目をくぐりつつも生き抜いた、その姿勢と手法を包含している。踏み込んで言えば、それこそが自立経済だと呼びたい思いが著者にはある。

「自立」は文化活動にも見られる。軍政下の困窮した中にありながら、1946年から1949年にかけて、名瀬市では規模の大小はあるものの20に近い劇団が結成され、また、日刊紙や月刊誌がなどが創刊されている。音楽会、映画観賞会、演説会なども連日開かれていたのである。こうした島民の主体的な活動を人々は、「赤土文化」と呼び、後に、日本復帰運動のリーダーとなる詩人の泉芳朗や復帰運動の中心的人物であった中村安太郎、村山家国、崎田実芳らを排出している。

奄美の悲願である祖国への日本復帰運動は、1951年2月から1953年12月までの2年10カ月間続き、無血の民族運動と評されたが、そのことは根底に自立的な赤土の文化活動があったからだといえる。非正規貿易と赤土文化によって、軍政下の奄美は、いわば、「自立経済文化」に支えられていたことになるであろう。

2、ミスマッチな政策

第二次世界大戦終結後の軍政府時代の幕開けから、1953年12月25日の日本返還までの米軍統治下における8年間、奄美は軍政府により、様々な布告・布令・指令・規則・通達等が発令された。その影響は、通貨交換問題・食糧問題・物価対策問題・非正規交易問題などにおよんだのである。

例えば、行政分離された奄美では、旧日本銀行紙幣（証紙貼付）を使用していたために、日本本土では政令によって効力が停止されていた旧日本銀行紙幣が北緯30度線の闇商人によって大量に持込まれ、旧券の氾濫を招くことになった。こうした問題は通貨交換に対しての米軍政府と日本政府のミスマッチな政策による。

この事態に対応して、軍政府は旧日本銀行紙幣（証紙貼付）流通禁止令を出し通貨交換の実施をするが、旧日本銀行紙幣（証紙貼付）とB軍票紙幣の切り替え手続期間が1ヶ月もあり、その間に証紙貼付紙幣が大量に持込まれ、奄美のインフレに拍車をかける結果を生じさせている。

通貨交換だけでは、非正規交易は防止できないと受け止めた軍政府は、戦略商品である黒糖の統制に着手するが、軍政府の後追い政策は充分な効力を発揮できず、抜本的に問題を解決する政策ではなかったのである。

これらの諸問題は、占領地域に対して経済構造や生活文化などの認識不足によるものである。失敗を認めて政策を廃止するが、島民の生活は不安定な政策に混乱した状態におかれていたのである。

例えば、通貨の度重なる交換によって、通貨がブラックマーケット商品化して混乱が発生したり、また、食糧不足によって生活者が困窮している中で、低物価政策によって生産者側の生産意欲が削がれ生産が低下して、逆に市場の価格高騰を引き起している。

3、機能しない政策

生活必需品などの物資不足に起因する非正規交易などを、軍政府は規制によってコントロールしようとしたが、事態は逆の方向へ向かい、あわてて政策の廃止を通達するなど、社会全体に不安定な状況を発生させている。

そのような状況下において、食糧不足はカツギ屋によって食糧が補完され、一方では、非正規交易者によって、海上に引かれた国境線を越えて生活必需品が入手され補完されている。これら食糧補完および生活必需品補完は、生活者の復興への大きな支えとなっている。

4、カツギ屋による食糧補完

戦後間もなく、カツギ屋がルーツの闇市が形成され、食糧を求める人々で、活気に満ちていた。1947年には名瀬市によって、闇市は建て替えられ「市場（いちば）」らしい形態に姿を変え、「公設永田橋市場」という名称のもとで、食糧供給の場として生活者の台所の役割を果たすようになる。

この「市場」は、住民への食糧供給を通して農村地域の生産意欲を向上させ、米軍の放出食糧の不足分を補完する役割を担っていた。また、「市場」は、沖縄那覇の牧志市場の再建の時期には、沖縄からの注文に応じて生鮮食料品を移出する拠点になっている。

その一方で、「市場」は、食文化を維持し、食を通じて地域の年中行事を継承する一助となっていたのである。

5、食糧不足を補完した食糧生産集落

戦後間もなく、奄美の中心地名瀬の食糧不足を補完したのが有良・芦花部集落であった。耕地が狭く食糧の生産には不利な地域であったが、大量の甘藷が有良・芦花部集落からカツギ屋によって運ばれて、露店に並べられ、それらを生活者は競って購入していた。

これらの大量の甘藷は、かつて藩政時代の圧政下における黒糖生産のために開墾され、砂糖黍栽培が行われていた集落を囲む山々を利用したことによる。廃藩置県後に放置され原生林となっていたかつての棚畑を、山の麓から山頂まで再開墾することによって、大量の甘藷栽培が可能になったのである。

狭い耕地しかない有良・芦花部集落から大量の食糧供給が、どのようにして可能になったのか、著者は長く疑問のままであったが、有良地域の山林所有者である平田隆蔵氏の協力によって、解明することができたのである。

6、生活必需品の補完

戦後の物資不足は甚だしく、生活必儒品に事欠く状況下において、若者達が「海上封鎖」された海を乗り越えて、戦前から馴染んでいた様々な日本本土の生活必儒品を入手して、物資不足を補った。日本本土も食糧難の時期であり、特に甘味資源が不足し、サッカリンを使用する状況であった。奄美の黒糖は貴重で、需要と供給の市場原理で交換されたのである。

非正規交易は、当初、市場メカニズムによるバーター（物と物の交換）で行なわれていた。商人たちは、バーター行為を奄美への互酬と再分配と受け止め、関わった若者たちは、奄美経済を維持するという意識によって、戦略商品として、主に黒糖を持ちだしている。

奄美の三大主要産業として、黒糖、大島紬、鰹節があり、時代の変遷とともに、戦略商品も入替わってきている。

奄美の商業界は明治以来、本土商人が占めていたが、第二次世界大戦中に本土に撤退し、戦後、奄美の有史以来、初めて島民によって商業圏が形成された。この時期に、奄美の商業圏は歴史的な変容を遂げている。「海

上封鎖」の中、命がけで往来する非正規交易によって生活物資を確保すると共に、三つの商店街「銀座通商店街」「中央通り商店街」「天文館通り商店街」を構築した。これが自立経済の原動力になった。

奄美での二つの市場「永田橋市場、栄橋市場」と、三つの商店街「中央通り商店街、天文館通り商店街、銀座通り商店街」の調査取材を重ねての、また、多くの方との聞取り調査は、地元出身者である著者の幼い頃にインプットされた記憶に附合したものであり、事実を史実として扱うことができた。

この時期に「市場」や「商店街」に見られた人々の活力と努力が、その後の奄美社会の足元を固める基礎となったといえよう。

藩政時代は、寄留商人の下で水汲み番頭とも言われる位置にいた奄美の人々が、敗戦を境に入れ替わり、商店主として「商店街」に登場している。それらの人々が奄美の経済界を牽引する役目を担ってきており、地場産業の新たな発展を目指して農園経営に従事している方もいる。時代と共に経営も世代交代をして、それぞれの道で活躍している。

7、地域産業の勃興

米軍統治下における物資不足の時期に、自立のために人々は「コモンズ」を有効に利用しており、特にイノーは、奄美独自のアオサ、魚介類等を確保する場である。また海辺は様々な祭りの場として共同利用されたのである。その自発的な保護管理や、リサイクルによる還元システムを生かした再利用（衣類や生活用品等）なども、生活を支える大きな役割を果たしていたのである。

また、米軍統治下においては、地域産業の勃興させ（例えば、地場産の味噌や醤油、豆腐等の食品加工や工芸的な生活用品等）、自給率を高めている。こうした地域産業は、生産から消費まで地域の中で循環を促し、伝統的な文化（年中行事や食文化）も伝承されていたのである。

苦境の中で、相互扶助の結いの精神が満ちて、逆境におかれながらも奄美経済の自立を目指すという大きな目標は、当時の島民が共通してもっていたものである。

「だれも助けてはくれない、自分の力で起きあがるんだ」という意識の下で、物づくりやリサイクル、食品加工等の様々なローカル諸産業が盛んに勃興している。自立を目指すという自然な発想で、同じ目的に向かって手さぐりで形成されていった。

本来、経済は社会的生産による人と人の関わりであり、生産過程が繰り返しおこなわれて経済は成立する、まさしくローカル諸産業の勃興に自立への目的がみられ、これは人間のくらしに対する本能的な行動といえるだろう。

8、奄美の未来を踏まえた非正規渡航と群民運動

日本本土は1948年、学制改革によって6・3・3制度になった。奄美においては軍政下で教育問題はおきざりの状態で、日本本土の教育制度を導入するために、教職員組合は、深佐源三・森田忠光の両教師を非正規渡航によって派遣することを決めた。命がけで渡航に踏み切った両教師の熱意によって、教育関係資料、教科書などを入手することができ、奄美の教育も本土の6・3・3制度を1年遅れて取り入れることができた。

1951年には、祖国日本復帰陳情団11人の青年たち一行も、非正規渡航によって日本本土へ渡っている。

また、軍政下において、食糧3倍値上げ反対、日本復帰運動と、群民が一体になって運動を決行している。

奄美の未来を踏まえた非正規渡航、生活者の食糧を補完した「市場（いちば）」、物資不足を補完する役割を果たした非正規交易は、奄美全域の再興への原動力であった。

9、軍政下の奄美に対する処遇の詳細

奄美群島は、戦前に補助金として、国、県から年間約3億円を受けて経済的に維持されていたが、統治下でのアメリカの援助は、ガリオア資金（食糧、衣料、日用品、肥料、農機具などの現物による）総額27億円（日本円換算）で、内訳は食糧78.3%で、回収された21億は基金として積み立てられた。未回収は6億円となった。

積立金の内、7億円は琉球政府大島地方庁に補助金として分配され、3億円は復興貸付金に回されている。未回収金6億円が債務として、復帰後の日本政府が肩がわりしている。

この金額は、B円と日本円の切換え時における、全島民の通貨総額5億9千万円に匹敵する。

10、税源と教育問題

奄美にとって、生命線であるガリオア資金も1952年6月には、停止が決定されている。琉球政府からの補助金は40%で、税収は60%を占めることとなり、各市町村は、炭焼ガマ税、家畜税、製麺機税、電話税、ミシン税、ラジオ税、などに税をかけた。歳入は戦前の4分の1で、人口一人当たりの予算額は648円であり、本土の市町村と比較しても4分の1と低い。

さらに深刻な問題は、琉球政府文教局からの交付金はわずかで、市町村教育税を徴収して不足分を補えとのことだった。だが、税源はすぐに尽きて財政難となり、戦後間もなくからの掘立小屋やバラックの校舎の90%は、修理費さえも捻出できない上に、教員の給料も未払いの状況であった。

11、沖縄における外国人となった奄美の人々

奄美が日本に復帰したことで、沖縄における3万5千人の奄美出身者は、外国人ということになったのである。

永住するには、沖縄女性と結婚ないし養子縁組、あるいは奄美から戸籍を移転しなければならず、奄美出身者としては、予期しない苦難の渦中に置かれることになった。公職の追放などの厳しい規制の中で、多くの人が職場を失っている。

労働省は、公職者は日本の官庁で、労働者は日本の工場などで引取るように要請したが、日本もデフレで労働条件の厳しい時期であった。その中で福岡県は、就業先に条件を付けないということで、大量の就業申し込みを受け付けたといわれている。

沖縄から一時的に奄美に帰島して、再び本土へ就業を求めて移動する者が大部分であった。沖縄からの仕送りによって家計が維持できていた奄美の家族が多かっただけに、戦後間もない頃に戻ったような状況下に置かれた。そして、その後、紆余曲折を経て、今日に至っている。

12、まとめ

全体を通して見ると、米軍統治下の8年間は、奄美において自立的経済が初めて形成されたという点で意義深い年月であった。逆境におかれながらも奄美経済の自立を目指すという大きな目標が、島民に共通した意識としてあったのである。

奄美の日本返還当時の新聞は、「空白の7年11月、双方にマイナスだった」との見出しで、奄美の日本復帰運動の父と呼ばれた泉芳郎氏の談話を次のように掲載している。

「奄美群島のアメリカの支配は出先機関が軍人であった事は失敗であろう。軍人は何処の国でも狭い視野しかもっていない。形式上の民主主義は与えてくれたが、最後の壁は戦勝国が戦敗国に対する勇者の支配、それは、軍政の原則である精神的なものを否定できぬ。島民の感情が心から軍への協力体制になれなかった点でアメリカの奄美群島統治は赤字であった」

このように、米軍統治下での政策が島の精神に及ぼしたものはマイナスだが、これまで見てきたように、二つの「市場」と三つの「商店街」を中心とした自立経済の興隆が奄美の経済と暮らしに及ぼしたプラスの側面を見逃すわけにはいかない。

このような経過を経て、8年間の本土との隔たりの後に奄美群島は祖国日本へ復帰し、資本主義の市場経済のもとで、政治的、経済的、社会的に日本の制度に包含されたのである。

本論の中で、特に強調しておきたい点は、自立経済を目指した米軍統治下の8年間においての市場経済の形成過程および地域社会への影響についてであり、混乱期でありながらも自立への努力があったことを明らかにした。

このような歴史的な過渡期からの視点によって、現在社会がかかえる問題を再認識する事ができるのではないかと考えている。

参考文献
名瀬市誌編纂委員会『名瀬市誌・下』名瀬市（1973）
三上絢子『戦後米国統治下の奄美経済』国学院大学大学院経済研究科（2003）
国学院大学大学院『戦後米国統治下の奄美経済―自立経済の展開とその背景―』経済論集 第33号（2005）

あとがき

第二次世界大戦終結の1945年8月は、私が奄美大島名瀬市（現在・奄美市）の小学校2年のことである。以後、1953年12月に米軍統治下から日本に返還されるまでの8年間および高校卒業から上京するまで、鹿児島県大島支庁に1年余の勤務期間を含めて、約20年奄美で暮らした。大戦中から終結および米軍統治下、日本返還と混沌とした社会を体験したのである。

本著は、まさに私の奄美生活の記録といえる。

私の小学校1年生当時は、綿入れの頭巾を被り、手縫いのバックを肩に掛け、白布に大文字で書かれた大き目の名札を、持ち物と服の胸に縫い付けていた。警戒警報のサイレンを聞いたら最寄りの防空壕に避難する訓練、登下校は上級生が各班毎に誘導するという物々しい日々であった。

戦争が激しくなると、学校は休校となり、市内では各班毎に戦時状況が回覧板によって知らされ、住民は山や近郊に避難の指令が発せられた。当時、私たちは親戚共々市内の中心地の背後の山に避難小屋を建て、終結まで、自給自足の生活をした。小屋の前には川があり、意外と山と川の自然の恵みで食糧補完ができた。例えば、川のサイ（川エビ）、竹の子、自然芋、野イチゴ、ほうとう（果樹）、蘇鉄、薬膳の野草などである。

空襲時には、B29と翼に大きく記された機体が頭上を低空飛行で来襲して、市内に爆弾を投下した。眼下の市内が燃え上がる光景に、恐怖で嗚咽が止まなかった。また、機関銃のけたたましい音と同時に川にヤッキョウが霰のように落下し、大人の指示で子どもは空襲の合間に真鍮のヤッキョウを川から拾い集めたものだ。

また、終戦を知らせるビラが小屋の前から花吹雪のように市内上空に舞い落ちると、私たちは、いち早く焼け野原の市内に仮小屋を建て移動した。

見渡す限りの瓦礫の中に、3軒程の小屋が建てられており、子どもたちも大人に交じって資材になるような焼けトタンや釘の採集作業も手伝ったものだ。

米軍による島内調査が開始され、名瀬市に軍政府が設置されると、混乱

の中にも米軍の配給によるテント教室が建ち並び、学校も開校された。配給の脱脂粉乳とコッペパンの給食が開始されたが、初めて食するアメリカの食文化に馴染めなかったものだ。

教育現場においては、教材、学用品も不足のままの出発で、社会的にも生活物資不足は困窮状況であった。そのような中で、非正規交易が発生して日本本土の物品が流通するようになり、徐々に生活必需品が補完されていった。人々は、宝船、闇船と非正規交易船を呼ぶようになっていた。それが当時の奄美のおかれた状況であった。

大学院の研究論文のテーマは、米軍統治下において戦後の物資不足の中での戸惑いと困窮した状況下において、自己責任のもとに国境線によって封鎖された海上を越境して展開された非正規交易である。

非正規交易が、住民の暮らし向きに好影響をおよぼし、地域経済の立ち上げにも波及して活性化へ方向づけしたともいわれるが、その実態的な詳細は一切が明らかにされていない。

そこで、トカラ列島、奄美、沖縄との間の地域との関わりから、非正規交易の役割が当時において重要な活動であったことを捉え直し、資料や聞取り調査から科学的に明らかにすることにした。

本研究にあたり、北緯30度～北緯27度間の調査地域として、鹿児島、トカラ列島口之島、徳之島、奄美大島の奄美市と主な集落、与論島、沖縄国頭村奥集落、名護市、コザ市、那覇市、糸満などの各地域における度重なる実態調査に基づいて事実を史実として論述した。

それぞれの研究地域の実態調査において、聞取りの際には、中心的に活動した実体験者に視点をおき、面談の対応も、真相を語って頂くことに努めた。調査当初は、何れの地域においても、まるでかん口令が布かれたように、当時のことには口をつぐんで語りたがらない状態であった。数度の調査訪問によって質問に対して間接的な見解として、当時の諸相を明かすようになった。

やがて、研究調査の意義を地域の束ね役などの方が助言してくれるようになり、全貌の詳細を明確に話していただけるようになった。

戦後の苦境時に、原動力となって地域の経済は自分たちが担うのだと、

命がけで物資不足を補完する役割を担った僅かの実体験者の方々が高齢化していることや、特に非正規交易に関する資料的なものが皆無のため、調査は困難を極めた。

このような中で、トカラ列島、奄美、沖縄地域の大勢の人々の多大なお力添えによって、まとめることが出来たのが本著である。

研究内容としては、これまでに書きあげた論文に修正を加え、さらに未発表のものを合わせて推敲し、最終的に一冊にまとめた。

本著の骨子となる論文は、以下のとおりである。

第1部は、「研究目的および奄美群島の概要と米軍統治下の政策」として、米軍統治下の行政に関わる分野でまとめている。

第1章では、本著を理解しやすいために、本研究の目的、奄美群島の特質や歴史的背景など概要的な分野を加えた。国学院大学大学院博士課程前期論文「米軍統治下の奄美経済」（2003年1月）の書き貯めたものに一部補訂した。

第2章では、米軍統治下の行政として、1節から6節は、国学院大学大学院博士課程前期論文「米軍統治下の奄美経済」（2003年）の書き貯めたものを整理して、一部補訂したものである。

第3章では、米軍政府による統制経済として、1節から4節は国学院大学大学院博士課程前期論文「米軍統治下の奄美経済」（2003年）の書き貯めた一部を整理したもので、5節は、新しく書き加えたものであり、特に食糧不足の頃の配給制度の変遷について述べている。

第4章では、国学院大学大学院博士課程前期「米軍統治下の奄美経済」（2003年）の論文で、奄美の主要産業である黒糖と大島紬について、書き貯めたものを整理したものに補訂した。

第2部は、「米軍統治下における非正規交易の形成過程」として、米軍統治下における非正規交易の形成過程と実態像について論述している。

第5章は、新しく書き下ろした論文を掲載した。奄美市市民講座の講演および奄美FMラジオの対談番組の内容（2011年）を部分的に用いている。

米軍統治下において物資不足の中で、生活必需品を入手するために自己責任によって、行政分離された日本本土により近いトカラ列島の口之島を拠点に、非正規交易が盛んに行われていた。しかし、口之島でどのように日本側との取引が形成されていたかについての詳細は一切不明であった。

著者は2009年、十島村役場・教育委員会（所在地は鹿児島）などの協力を得て、トカラ列島の口之島に実態調査におもむいた。現地では、1952年トカラ列島の日本返還と同時に非正規交易に関わる一切の事実が封印され、数少ない体験者も高齢化している状況であった。だが、研究協力という立場から、複数の村の中心的立場の方が同席の上に対談に応じてくれた。

当時、現地では非正規交易の仲介の役割をする組織が構築されており、沖合の非交易船を含め島全体の人々が規律に従って行動をすることが、厳重に定められていた。その詳細が、聞取りによって可能となり明らかにすることができた。

『南島文化』（沖縄国際大学南島文化研究所紀要第33号）「米軍統治下における奄美と沖縄との非正規交易の地域的展開」（2011年3月）に寄稿した論文を転載して、一部を新たに書き加えた。

第6章は、国学院大学大学院博士課程前期論文「米軍統治下の奄美経済」（2003年）の書き貯めたものをもとに、実態調査によって、新しく書き加えた論文である。なお、本稿は、2011年度立正地理学会において発表した内容に補筆修正したものである。

『地域研究』（立正大学地理学会 Vo.52 No1 .2 ）「米軍統治下における奄美諸島と沖縄諸島との間の人の移動と非正規交易」に寄稿した論文の一部を転載して、実体験者からの再度の聞き取調査によって、大部分を新たに書き加えた。

また、奄美市市民講座の講演および奄美FMラジオの対談番組の内容（2011年）を部分的に用いている。

与論島および沖縄国頭村奥の場合、第5章の口之島とは異なり、非正規交易を複数が個々で行動している。口之島と同様に非正規交易に関わる一切の事実を封印され、数少ない体験者も高齢化している状況であった。

研究協力という立場から、島の中心的立場の方が同席の上に対談に応じていただき、与論島および沖縄国頭村奥におけるヒトとモノの流通の詳細が把握できた。また、与論島からは、警備の厳しい沖縄本島の島沿いに往来のコースを変えながら航海していた詳細も明らかにすることができた。

第7章は、『南島文化』（沖縄国際大学南島文化研究所紀要第34号）「米軍統治下の奄美における正規交易に対する非正規交易の補完関係 」（2012年3月）に寄稿した論文を転載して、一部を新たに書き加えた。

第3部は、「商業圏の形成と展開」では、生活を維持するのに不可欠な生活必需品を扱う商業関係でまとめている。

戦後、形成された食料を中心とした二つの「市場（いちば）」、および生活物資を中心とした三つの「商店街」を基軸として、さらに、「市場」への食料供給の役割を果たしている有良集落と芦花部集落を取上げている。

第8章では、国学院大学大学院博士課程前期論文「米軍統治下の奄美経済」（2003年1月）で書き貯めたものを整理し、一部補訂して、国学院大学大学院「経済論集第33号」（2005年）3章1節「二つの「市場」の形成と展開」に掲載したものを用いている。

静宣大学「日本学興台湾学」国際学術検討会『日本学と台湾学』（2007年5月）「戦後米国統治下の奄美における商店街の形成と展開」を国際学術検討会にて発表、さらに一部を補筆したものを日本学興台湾学会誌に掲載したものを用いている。

そして、国立歴史民俗博物館『琉球弧』（2012年3月）に寄稿した論文「豊かさの原点が『市場』経済には見える―戦後奄美における市場の形成―」を掲載している。

第9章は、国学院大学大学院博士課程前期論文「米軍統治下の奄美経済」（2003年）で書き貯めたものを整理したものに一部補訂したものである。

奄美商人と寄留商人による商業圏の形成過程、および1953年以降の商店街組織と勃興期における商工業の展開について述べている。

第10章は、新しく書き下ろしたもので未発表論文である。

終戦間もなくから名瀬市の食料不足を補完した地域は、特に有良集落と芦花部集落という隣接する小規模の二つの集落であった。集落内には耕地

も僅かであるのに、大量の芋の生産を可能にしたのは何故か、再三の現地調査の段階においても疑問であった。

その疑問点が、当時の集落の束ね役でもあり集落の背後の山の所有者でもある平田隆蔵氏の温かい協力によって、藩政時代の黒糖生産に山を開拓して、砂糖黍生産をしていたことを聞取ることができた。さらに後日、調査のために態勢を整えて平田氏の案内で山に入った。原始林の山深くに藩政時代の段々畑の跡があり、石積が壊れ苔に包まれていた。急勾配の段々畑跡は、奄美群島民にとって、幕末から明治時代にかけて、薩摩藩の糖業政策によって、過酷な黒糖生産の悲哀な歴史の跡地である。

第二次世界大戦後は、食糧不足を補完するため跡地を開墾して甘藷を栽培していた。平田氏は、部外者の山案内や跡地のことでの対話は、今回が初めてだと語っている。第3部の8章で取り上げている長年の疑問点が解明できた。藩政時代の圧政下において集落民が黒糖生産のために苦闘した跡が、急勾配の山頂までの段々畑に見えたのである。牛馬の通れない狭い道を通って人力で開拓し、砂糖黍を栽培し山に寝泊りして小屋で黒糖生産した苦難の後が、苔むす段々畑の石積に刻まれていた。

文献、または、口頭伝承的に藩政時代の黒糖生産地域の例は多々あるが、実際に当時のままの生産跡が、原形のまま遺されている例は見当たらない。たまたま終戦後の食糧不足の補完に再利用して、住民を支える役割を果たしていた。

第4部は、「米軍統治下における人口移動」として、米軍統治下での沖縄への移動を中心とした奄美の人口動態について論述している。

第11章は、日本復帰運動について、著者も小学校低学年当時に「祖国日本復帰祈願大会」や市内の提灯行列など、各種大会などに参加した。

この章は、国学院大学大学院博士課程前期論文「米軍統治下の奄美経済」(2003年)の奄美諸島の日本復帰について書き貯めたものを整理し、一部補訂した。

第12章は、新しく書き下ろした論文である。

「早稲田大学アジア研究機構」「琉球・沖縄研究所」復帰40年記念国際

シンポジュウムにおいて、「米軍統治下における奄美と沖縄との間の非正規渡航と人口移動」(2011年)の発表および要旨集の一部を補訂して用いている。

第13章は、日本島嶼学会年次大会「島の研究力・教育力・発信力」(2011年9月)の発表論文「米軍統治下の奄美における奄美諸島との間の人の移動と非正規交易 ―奄美と沖縄との間を中心として―」の講演と要旨集の一部を加筆したものである。

第14章は、新しく書き下ろした論文で、奄美市「市民講座」の講演「奄美から沖縄へ移動した事例」(2012年)の一部を用いたが、大部分を新たに書き加えた。1953年、奄美から沖縄へ移動した少年が、現在の永住までの過程に視点をおき、どのように激動の時代において、経済的に自立を可能にしたか、さらに奄美から移動した目的である志を成就したかを明らかにした。

第15章は、本著の総括として新しく書き下ろしたものである。

本著は、米軍統治下の奄美に視点をおき、これまで研究してきたものと、新しく「米軍統治下の奄美経済」に関連した分野を研究したものである。

米軍統治下の物資不足によって、必要に迫られて島の生活者が非合法ではあるが自己責任で「海上封鎖」を越え、生活必需品を入手し生活者を支えた。生活者とともに「二つの市場」と「三つの商店街」を展開し、商業地域を構築したことは、有史以来である。

奄美の伝統的食文化や生活必需品を補完した「市場」と「商店街」、その持続可能性をめぐる問題、奄美独自の貴重な伝統文化の継承問題、奄美市を中心とした交通問題、環境問題など直面している課題は多い。今後の研究課題は多々あり、本著を基軸として、研究をさらに深める必要があると考えている。

本著が年月を重ねながらようやく上梓でるようになったのも多くの方々の支えのおかげであるが、とりわけ菅井益郎先生(国学院大学大学院経済

学研究科教授)、古沢広祐先生（国学院大学大学院経済学研究科教授）には、大学、大学院とたいへんお世話になり、論文をまとめることをすすめていただいた。また、小谷正守先生（元国学院大学大学院経済学研究科教授）から論文をまとめるようにときどき遠方から書簡にて励ましをいただいたことは、大きな励みになった。

奄美・沖縄研究に造詣の深い、堂前亮平先生（久留米大学文学部情報社会学科教授)、浅見良露先生（久留米大学経済学部文化経済学科教授）には多方面においてお世話になった。諸先生方に深く感謝申し上げる。

研究にあたり実態調査では、体験者からの聞取りと現地案内の協力をいただき研究結果をまとめることができた。そして、調査研究にあたり温かい協力をおしみなくいただいた各地域の大勢の方々に改めて、深謝を申し上げたい。

本著発刊にあたり、なみなみならぬ協力を頂いた南方新社の向原社長には、衷心より感謝している。

著者

調査協力（敬称略・順不同）

第１章
南方新社、国立公文書館、沖縄県立公文書館、財団法人日本地図センター

第２章
奄美タイムス、うるま新聞、琉球新報、南日本新聞、「マイクロフイルム・掲載紙」国立国会図書館

第３章
ウイリアム・フランク・ワトソン、南海日日新聞、国立公文書館、沖縄県立公文書、三上輝明

第４章
本場奄美大島紬協同組合、紬のみかみ、三上絢子「研究ノート」

第５章
坪山豊、指宿良彦、指宿健七（故人から生前に聞取り調査)、寺師孝夫、十島村役場、南日本新聞社、口之島出張所（コミュニテイー）所長、口之島小中学校・校長、口之島青年団組織結成の当時中心的指導者のＮ氏、口之島集落における実態調査および聞取り調査に際して、対応頂いた集落在住の体験者複数の方々、集落の民宿常連者による交通機関協力、国境線モニュメント工事関係者、財団法人日本地図センター、浅見良露

第６章
佐藤持久、永野展秀、児玉栄次、菊千代、菊秀史、島田隆久、Ｅ・Ｓ（国頭村奥在住・1925 生)、Ｍ・Ｉ（国頭村奥在住・1926 生)、金城力人、上原信夫、坂井和夫

第７章
児玉栄次、永野展秀、指宿良彦、指宿健七（故人から生前に聞取り調査)、三上輝明、佐藤持久

第８章
楠田豊春、橋口たけぐり、幸商店、親川鮮魚店、當商店、芳商店、久保和子、築島成子、

森本真一郎、弓削政己、中村ミチエ、西田みどり、松夫佐江、石神京子、奥田加江子、重田茂之、本田涼子、文秀人、佐々木輝美、松井輝美、築島富士夫、奄美漁業、中央卸青果市場、越間誠、奄美市土木課、花井恒三、三上輝明

第 9 章

指宿良彦、指宿健七、楠田豊春、義永秀親、坪山豊、寺師孝夫、鹿児島県立図書館奄美分館、ジャーナリスト・松田清、沖縄県立公文書館

第 10 章

平田隆蔵、坪山豊、坪山美穂、坪山利津子、有村敏明、橋口たけぐり、山元勝己、指宿正樹、平田暉子、有良公民館、奄美市役所市民課、平田隆蔵「資料ノート」、坪山豊「所蔵写真」、三上絢子「研究ノート」、CD『ストゴレ「嫁取りウタ」作詞・三上絢子』セントラル楽器（2011）、指宿正樹、浅見良露

第 11 章

奄美市立奄美博物館、南海日日新聞社、ジャーナリスト・松田清、指宿良彦、中村喬次、楠田豊春

第 12 章

奥田末吉、冶谷文夫、花井恒三、中村喬次、大津幸夫、坂井和夫、児玉栄次、指宿良彦、指宿健七、坪山豊、沖縄県立公文書館、法政大学沖縄文化研究所、三上輝明

第 13 章

冶谷文夫、松井輝美、里見弘壽、花井恒三、中村喬次、坪山豊、坂井和夫、西春陽、沖縄奄美連合会・森重成会長、沖縄奄美名瀬会・奥田末吉会長、沖縄県立公文書館

第 14 章

治谷文夫、奥田末吉、坂井和夫、坪山豊

第 15 章

国学院大学図書館、松井輝美

索引

【あ行】

青空市　10, 18, 20, 236, 258, 269, 307, 329, 330
赤崎海岸　193, 194, 198
赤瀬　15, 155, 163
悪性インフレ対策　218
悪石島　149, 170
あざまご通り商店街　285
芦花部集落　5, 20, 21, 306, 307, 308, 309, 310, 311, 312, 316, 317, 318, 329
天城村・平土野港　38
奄美大島関係条約及び法令集　42, 85, 112, 206, 230, 269, 304, 333, 378, 379, 380, 402, 417
奄美大島の現況　42, 85, 112, 171, 230, 305, 402, 404, 417, 429
奄美大島復帰協議会　6
奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定　6, 29, 41, 204, 227, 356, 363, 400
奄美群島日本復帰協議会　22, 339, 341
奄美群島の概況　114, 404
奄美群島要覧　206, 402, 404, 417
奄美郷友会　7, 24, 407, 408
奄美出身者臨時登録制　23, 394, 399
奄美タイムス　122, 196, 355, 447
奄美地方庁　13, 54, 55, 206, 230, 281, 305, 370, 402, 417
奄美の復帰運動の父　262
奄美復帰史　43, 83, 85, 86, 104, 107, 109, 110, 111, 112, 143, 144, 207, 231, 270, 375, 379, 380, 403, 418
奄美返還式　22, 362
アラジウチイト　21, 323
有良集落　5, 20, 21, 306, 307, 308, 309, 310, 312,313, 316, 317, 318, 325, 326, 327, 328, 329, 330, 332, 443
安謝港　392
安田　194, 205, 275, 395, 397
アンテナショップ　260
硫黄島　149, 150, 160
いきずく人間の記録　221, 229, 230
移出入品　201, 225
移出品　180, 193, 201, 224
維新政府　119, 271, 273
泉芳郎　262, 437
移動人口　392
糸満　10, 184, 197, 198, 395, 397, 440
稲作　118, 317
移入品　201, 224, 390
イノー　163, 204, 245, 246, 434
伊平屋島　177, 189
伊福丸　179, 183, 204
異民族　31, 32, 35, 40, 209, 373, 382, 384, 430
衣料雑貨　300, 302
衣料品点数切符制　105
印刷書籍　301, 302
飲食業　6, 171, 277, 289, 303, 385, 386, 389, 390, 398, 407, 408, 411, 414, 415
インフレ　98, 99, 101, 110, 217, 218, 431
請島　34
宇検村　160
うなり神　8
浦添　186, 386, 408, 422
運輸・交通　300, 301, 302
割当制配給　105
大熊集落　316, 318, 328
大島郡食糧需給調整委員会　236, 237, 263
大島郡生鮮食糧品販売取締規則　95
大島支庁　40, 45, 46, 47, 49, 50, 55, 87, 89, 95, 96, 110, 119, 308, 362, 363, 372, 439
大島商社　38, 120, 272, 274, 275
大島節　115
大島中央農業会　88
大島紬　4, 10, 14, 30, 36, 37, 53, 113, 114, 115, 116, 121, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 137, 138, 139, 140, 141, 143, 144, 181, 182, 196, 211, 212, 213, 217, 219, 258, 260, 276, 277, 281, 282, 283, 289, 299, 300, 302, 318, 330, 345, 351, 377, 430, 433, 441, 447, 454
大島紬関係事業　299, 300, 302
大隅諸島　147
大宅壮一　373, 379
沖永良部島　34, 39, 120, 173, 177, 179, 184, 242, 271, 274, 275, 364
沖取引　163, 220
沖縄側商人　197, 198, 399
沖縄県史　42, 85, 112, 206, 230, 269, 305, 402, 404, 417, 429
沖縄市　175, 389, 411
沖縄タイムス　85, 112, 206, 230, 269, 305, 355, 402, 417, 423, 424, 429
沖縄渡航制限　100
沖縄の都市空間　41, 42, 270, 404
沖縄米軍基地建設　404
奥共同店理事会　183
奥集落　4, 7, 16, 17, 173, 176, 177, 178, 179, 180, 182, 183, 184, 185, 186, 188, 189, 190, 192, 193, 194, 203, 205, 209, 210, 223, 385, 395, 397, 440
奥常会　187
奥のあゆみ　184, 186, 187, 191, 204, 205, 206
おく丸　179, 190, 191, 204, 205

【か行】

外貨割当て　173
開業年次別　20, 288, 294, 295
外国人登録証　394, 399
外国人登録制　394, 416

開墾　21, 317, 319, 320, 322, 323, 325, 326, 330, 332, 433, 444
海上封鎖　4, 12, 30, 46, 147, 152, 154, 168, 173, 176, 208, 227, 337, 365, 381, 392, 400, 433, 445
海洋資源　37, 115
海産資源利用　254
海洋性亜熱帯気候　36
海路　21, 31, 37, 149, 179, 300, 314, 327
カイロ宣言　34, 340, 345, 349, 375, 376, 378
ガリオア資金　14, 99, 130, 364, 435, 436
加計呂麻島　34, 39
鹿児島県臨時教員養成所　395, 401
笠利村　160
臥蛇島　149
家畜　97, 100, 113, 115, 173, 174, 185, 195, 196, 204, 211, 223, 228, 239, 246, 401, 436
鰹節　37, 113, 115, 117, 121, 268, 330, 345, 433
カツギ屋　5, 7, 25, 235, 236, 251, 258, 261, 268, 307, 329, 331, 432, 433
合衆国軍政府特別布告　111, 204
嘉手納　92, 411, 413
嘉手納空軍基地　411
金井正夫　342, 368
上三島　150
貨物船　124, 198, 229, 392
川上よしみ　342
為替取引契約　214
官営貿易　225
かんきつ類　36
環境破壊　114
環境問題　445
換金作物　52, 317, 318
甘藷栽培　5, 306, 318, 433
カンドン大佐　38, 45
管理通貨　100
管理貿易　131, 211, 218, 227, 401
喜界島　10, 34, 39, 120, 125, 160, 173, 195, 221, 242, 244, 251, 271, 364, 392
基幹産業　4, 14, 36, 115, 121, 125, 131, 132, 134, 260, 289, 302, 345, 430
祈願断食　341, 368
企業整備令　128
企業免許局　214
企業免許制　174, 196, 211
技術革新　126, 128
基地経済　101
絹織物　37
基本産業　126, 128, 344, 351, 377
旧日本銀行紙幣　90, 217, 431
教育制度　435
業種別構成　288
行政区画　308
強制転廃業命令　128, 131
行政分離　3, 4, 5, 9, 12, 29, 30, 40, 44, 45, 113, 115, 122, 130, 146, 147, 149, 150, 152, 168, 173, 174, 185, 192, 210, 217, 218, 220, 226, 365, 383, 384, 385, 395, 399, 430, 431, 442
業態別　20, 288, 294, 296
協定事項　187, 188, 189
共同体　21, 250, 251, 325, 326, 327
共同店　16, 152, 179, 180, 182, 183, 191, 203, 204, 206
寄留商人　5, 14, 16, 19, 38, 119, 122, 157, 159, 177, 180, 182, 184, 203, 210, 218, 226, 275, 276, 277, 279, 384, 434, 443
銀座通り商店街　285, 287, 288, 289, 291, 292, 293, 296, 297, 298, 434
銀座橋　235, 239, 241, 259, 269, 285, 291, 292
金融関係　300, 301, 302
金融緊急措置令　90, 218
金融政策　100
久慈　197, 198, 395, 397
具志川村　409
口之島　4, 5, 7, 15, 16, 18, 29, 32, 35, 48, 122, 123, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 176, 194, 208, 209, 210, 218, 219, 220, 221, 222, 226, 227, 228, 229, 231, 286, 291, 292, 381, 384, 385, 390, 392, 400, 401, 403, 418, 440, 442, 447
口之島青年団　16, 160, 161, 169, 170, 447
国頭村奥集落　4, 7, 16, 173, 176, 177, 178, 184, 193, 203, 209, 210, 223, 385, 395, 440
国頭村青年会奥支部　183
黒島　149, 150, 160
黒瀬川　36
桑　125
軍雇用　386, 408, 417
軍政長官　49, 50, 51, 124, 142, 263
軍政統治　40
軍政府機構　4
軍政府時代　40, 263, 431
軍政府政策　5, 7
軍属　91, 92, 93, 312
群島しおり　51, 53
群島政府　13, 42, 50, 51, 54, 55, 85, 101, 112, 206, 230, 269, 304, 333, 351, 379, 401, 402, 417
群島組織法　4
軍票　89, 90, 91, 92, 93, 99, 100, 101, 107, 108, 110, 111, 161, 217, 218, 221, 228, 249, 362, 363, 364, 431
軍票紙幣　90, 107, 110, 431
軍労務者　101, 228, 386, 408, 412
経営方針　279
経済活動　3, 25, 30, 34, 405, 420, 421
経済圏　3, 16, 33, 97, 98, 124, 142, 177, 178, 217, 261, 288, 289, 293
経済システム　300
経済史的　29
経済統制　97, 128
経済復興　99, 100, 103, 104, 133, 303, 404
ゲゼルシャフト　246
慶良間諸島　413
検挙数　221
現地生産物自由市場　102, 307
交換物資　194, 197, 203, 272
公式手続　38, 45
向上会　183
公設永田橋市場　18, 247, 251, 258, 269, 432
公選議員　51
交通機関　21, 149, 235, 300, 312, 447
交通問題　445
公定価格　97
降伏文書　34, 38, 45, 47, 87, 375
公文書　41, 42, 85, 112, 204, 206, 227, 230, 269, 305, 400, 402, 417, 429, 447, 448
公務員追放　6, 394
高率関税　212, 213
航路補助　215
講和会議　347
越来村字嘉間良　413
コードウエル少佐　400
小型発動船　384
国際大通り　198, 205, 390, 408, 409, 419
国際大通り商店街　390
国際法　362, 363, 373
国際連合　3, 289, 346, 347, 348, 349
国勢調査　151, 167
黒糖商人　273
黒糖統制　14, 110, 124
黒糖に関する件　142, 217
黒糖の統制に関する指令　124, 217, 218
穀物類　36
コザ市　7, 23, 32, 41, 42, 175, 381, 386, 388, 390, 402, 404, 408, 411, 413, 414, 415, 417, 429, 440
コザ商業地区　24, 411
コザセンター通り　413
互酬　30, 433
戸籍謄本・抄本　394
戸籍法　312
戸籍・身分登録制度　309
小宝島　149
古仁屋港　392
コミュニケーション　36, 243, 249, 326, 451
コミュニケーション　451
米配給年齢点数制　105
米配給割当制　87
コモンズ　18, 245, 246, 270, 434

【さ行】

サービス業関係　300, 301, 303
在沖奄美人　404, 415
在沖奄美人名鑑　404
再入域許可書　394
裁判制度　51
再分配　30, 41, 433
在留許可証　394
竿打ち　325
竿次ぎ　325
坂井友直　142, 144, 250, 269, 305
栄橋　18, 235, 238, 239, 240, 241, 243, 248, 251, 260, 285, 287, 289, 290, 434
栄橋市場　18, 238, 240, 241, 243, 248, 251, 260, 285, 287, 289, 290, 434
崎原地域　21, 324
佐々木健次郎　221
サッカリン　217, 433
薩摩侵攻　147
薩摩藩　38, 54, 119, 125, 147, 149, 170, 271, 273, 303, 308, 332, 338, 376, 444
砂糖黍　36, 37, 113, 116, 118, 273, 309, 317, 319, 320, 321, 322, 323, 327, 331, 332, 433, 444
サバニー　173, 179, 184, 185, 192, 193, 194, 198, 203, 205, 206, 223
産業の勃興　7, 18, 25, 243, 244, 434, 435, 451, 452
三大主要産業　433
サンフランシスコ講和条約第三条　22, 346
シー・アイ・ムレ海軍大佐　40
椎の木　113, 114, 265, 319, 323, 331
嗜好品　92, 100, 157, 158, 159, 197, 200, 201, 203, 277, 287, 292, 296, 297, 298, 330, 393
自己資本　52
自己申告方式　324
市場空間　175
市場経済　118, 246, 254, 293, 437
市場メカニズム　433
施政権　3, 8, 29, 30, 34, 54, 346
市勢要覧　105, 106, 114, 116, 121, 129, 144, 207, 213, 230, 402, 404, 407, 417
士族授産事業　274, 275
シダ　319
七島灘　36, 219, 384
市町村委員会　307
実態調査　4, 6, 9, 35, 193, 210, 399, 416, 440, 442, 446, 447
私的所有権　21, 324, 325
地場産業　141, 250, 261, 434
治谷文夫　401, 416, 417, 419, 420, 423, 424, 425, 426, 428, 448
紙幣両替　110
資本金別　20, 288, 294, 295
資本主義社会　273
島アズキ　36
島バナナ　36, 42, 249, 266
ジ豆　36
市民レベル　33
下七島　150
社会空間　30, 31, 414, 416
ジャコブソン少尉　122

若干の外郭地域　29, 34
自由企業令　173, 196, 211, 228
自由業　300, 301, 302, 303
従業員数別　20, 288, 294, 297, 298
就業地域　24, 386, 408
就業目的　309, 312, 382, 399, 415
自由経済　97, 98, 121, 211, 228
自由渡航　29, 46, 100, 147, 173, 199, 200, 208, 210, 381, 384, 399
重要産業　14, 52, 114, 115, 130, 131, 212
収容所　413
集落委員会　307
手工業的工場生産　127
十島村　15, 39, 150, 154, 170, 171, 229, 442, 447, 451
主要産業　4, 14, 37, 113, 116, 126, 303, 433, 441
循環システム　21, 243, 246, 325
小臥蛇島　149
商業空間　19, 197, 271, 451
商業ドル資金勘定　100
証紙添付紙幣　110
商品価値　38, 113, 114, 128, 273
情報発信地　243, 249
食糧営団　87
食糧３倍値上げ　4, 7, 13, 102, 103, 435
食糧対策　18, 236
食糧通帳　13, 105
食糧統制　89
食糧補完　5, 25, 432, 439
署名運動　22, 341, 342, 343, 345, 366, 367, 373
ジョン・デール・ブライス　39, 45, 83, 84
自立経済　7, 14, 19, 20, 25, 113, 123, 124, 191, 207, 218, 231, 251, 254, 261, 262, 263, 264, 268, 292, 303, 403, 417, 430, 431, 434, 437, 438
人為的国境線　147
親川鮮魚店　253, 259, 447
人口集中地区　408
人口調査書　88
人口動態　6, 22, 24, 187, 335, 336, 404, 405, 406, 444
新財政経済方針　101
進駐軍渡航許可　216
人的ネットワーク　17, 23, 24, 169, 203, 226, 398, 415, 425
新天地　390
新永田橋市場　19, 257
新日本銀行紙幣　90, 217
新法定通貨　99
信用状取引　174, 197, 212
水産関係　300, 301, 302
水流方式　325
スチルウェル大将　44, 45
諏訪之瀬島　149, 150, 170
青果類　36, 113
税関警察　397
請願書　9, 22, 343, 370, 375
生産反数　53, 105, 130, 141
製造技能保存法　128
製糖組合　317
青年会　183, 368, 371
セリイ岬　15, 155
瀬戸内町　41, 42, 160, 206, 227, 230, 400, 402
全大島生活擁護協議会　104
戦後日本の形成と発展　31, 41, 43, 86, 100, 111, 112, 207, 231, 379, 380, 382, 400, 402
セントクレア　122
専売商社　274, 275
戦略商品　14, 113, 114, 116, 119, 124, 125, 132, 135, 217, 431, 433
全琉球統一機構　54
総決起提灯行列　341
遭難船　216
宗前清　342
疎開　38, 186, 293
祖国日本復帰陳情団　435
租税制度　324
蘇鉄　36, 37, 87, 113, 173, 185, 211, 223, 244, 267, 268, 281, 282, 283, 284, 319, 331, 439

【た行】

第一次通貨交換　13, 89, 95, 100, 110, 121
第一牧志公設市場　390
第二次世界大戦前　16, 149, 180, 384, 452
第二次通貨交換　13, 98, 99, 100, 101, 110, 121
第二牧志公設市場　390
平島　149, 170
台湾　32, 34, 90, 107, 122, 147, 155, 168, 176, 209, 216, 220, 312, 347, 383, 400, 443
台湾銀行紙幣　90, 107
高田利貞　44, 83
宝島　124, 149, 170, 229
宝船　440
竹島　149, 150, 160
畳表　181, 182
龍郷村　160, 195, 316
棚畑　21, 319, 320, 321, 322, 323, 326, 330, 332, 433
種子島　36, 147, 160, 219, 220, 384, 392
玉野井芳郎　41, 171, 230, 246, 254, 264, 269, 270, 305, 417
ダレス声明　22, 343, 352, 354, 371
ダレス米国務長官　355
段階配給制　13, 105
嘆願書　22, 213, 341, 345, 346, 349, 367, 368, 375, 378
地域間交易関係　33, 147
地域経済　5, 31, 32, 133, 208, 209, 249, 293, 303, 324, 328, 383, 440
地域産業の勃興　7, 25, 434
地域社会の台所　243, 249
地域主義　250, 254, 260, 262, 270
地租改正　21, 273, 324
チャーター船　15, 155
中央通り商店街　279, 285, 287, 288, 289, 290, 291, 292, 293, 294, 295, 296, 297, 298, 302, 303, 434
朝鮮銀行紙幣　90
朝鮮動乱　372, 411
調停機関　226
地理学的観点　3, 29, 32
地理的　12, 30, 35, 37, 45, 113, 155, 167, 169, 184, 203, 204, 206, 218, 225, 254, 266, 338, 339, 356, 376, 394
陳情書　9, 13, 103, 104, 401, 452
陳情嘆願書　22, 345, 346, 367, 375
通貨切替　23, 96, 217, 364
通貨交換　4, 13, 89, 90, 95, 98, 99, 100, 101, 110, 121, 198, 205, 217, 364, 431
通貨政策　4
通貨統一　99, 101, 110
通貨流通量　13, 101
対馬　35, 46, 122
坪山豊　313, 319, 331, 399, 416, 447, 448
紬業組合　126
定期航路　212, 214, 215
低物価政策　97, 237, 259, 432
デフレーション　275
伝統加工食品　115
伝統行事　250, 251
伝統食文化　261
伝統文化　250, 251, 445
電報作戦　341
店舗坪数　20, 288, 294, 298, 299
テンマ船　420
天文館通り商店街　285, 287, 289, 290, 291, 293, 294, 296, 297, 298, 434
等価交換　38, 117, 118, 120, 242, 272
糖業政策　444
統制経済　4, 13, 87, 97, 98, 101, 121, 237, 261, 441
堂前良平　404
動力船　21, 314, 316, 331
登録船舶　214, 215, 392
ドーナツ化現象　260
トカラ列島　3, 7, 9, 15, 29, 36, 38, 147, 149, 150, 151, 153, 155, 160, 167, 170, 171, 173, 176, 194, 204, 208, 209, 210, 219, 220, 227, 381, 384, 390, 392, 400, 440, 441, 442
徳之島　7, 10, 21, 34, 38, 41, 42, 45, 113, 120, 125, 142, 160, 173, 177, 206, 215, 222, 225, 227, 229, 230, 231, 243, 244, 251, 266, 268, 271, 274, 304, 324, 331, 332, 364, 400, 402, 440
独立行政機構　54
渡航許可証　216
渡航制限　100, 101
十島村　15, 39, 150, 154, 170, 171, 229, 442, 447
土木建築　300, 301, 302
豊島至　124, 366
取引価格　189, 197, 205, 221, 328
ドル換算率　212

【な行】

中江実孝　51, 206, 403, 417, 418
仲買人　21, 123, 224, 229, 328
永田川　236
永田橋市場　18, 19, 238, 240, 241, 243, 247, 251, 252, 254, 255, 257, 258, 269, 285, 289, 291, 331, 386, 390, 432, 434
中之島　149, 150, 152, 170
投竿方式　325
名瀬市誌　41, 43, 85, 86, 91, 96, 100, 101, 109, 110, 112, 130, 143, 144, 207, 221, 222, 227, 230, 270, 276, 293, 304, 305, 333, 348, 378, 379, 400, 402, 417, 429, 438
那覇　6, 7, 10, 23, 32, 34, 38, 41, 42, 112, 175, 178, 179, 180, 184, 186, 190, 194, 198, 205, 207, 230, 270, 305, 359, 364, 381, 385, 386, 389, 390, 392, 394, 395, 397, 398, 402, 407, 408, 409, 410, 415, 417, 419, 420, 422, 429, 432, 440
南海日日新聞　43, 86, 112, 144, 172, 196, 207, 230, 231, 248, 270, 285, 355, 356, 380, 402, 403, 418, 447, 448
南方文化　36
二位方向性　31
西田當元　343
西之浜　16, 150, 152, 153, 154, 155, 159, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 170
日米返還協定　362
日用雑貨品　182, 197, 200, 217, 223
日琉貿易　131, 212, 366
2・2宣言　22, 29, 40, 87, 337, 365
日本円紙幣　90
日本銀行券　90, 99, 107, 110, 217, 373
日本軍降伏　44, 45
日本政府南方連絡事務所　394
日本復帰運動　7, 22, 23, 337, 341, 348, 365, 372, 431, 435, 437, 444
日本復帰協議会　22, 339, 340, 341, 343, 344, 349, 352, 367, 372
日本復帰の歌　341
日本復帰密航陳情団　348
日本領土と主権がおよぶ範囲　34
年齢別カロリー点数制　89, 105
農産業　254, 260
納税証明書　394
昇曙夢　144, 342, 343

【は行】

ハーグ陸戦協定　362
パイオニア　251, 329

配給衣料品　385
配給価格　88, 89, 307
配給制度　4, 13, 20, 88, 105, 307, 441
廃藩置県　271, 317, 338, 376, 433
橋口商店　251, 253, 258
橋口たけぐり　251, 307, 331, 332, 447, 448
浜集落　16, 160, 164, 165, 166, 167, 168, 171
浜街繁華街　16, 165, 167
バラック小屋　238, 239, 247
藩政時代　21, 117, 120, 147, 170, 209, 227, 252, 272, 273, 303, 309, 317, 319, 320, 321, 322, 324, 330, 332, 382, 433, 434, 444
比嘉　197, 198, 369, 395, 397
東シナ海　34, 113, 170, 176, 266
引き揚げ者　99, 100, 243
引揚船　215
肥後吉次　53
非正規交易船　15, 16, 32, 122, 152, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 162, 163, 164, 170, 187, 216, 219, 220, 221, 222, 225, 229, 393, 440
非正規交易品　18, 97, 124, 155, 159, 163, 221, 222, 224, 242, 257, 307, 322
非正規渡航　7, 10, 23, 26, 40, 46, 54, 99, 132, 215, 381, 385, 392, 414, 415, 425, 435, 445
非正規渡航者　99
標準通貨の確立　99, 111
平田隆蔵　319, 328, 331, 332, 433, 444, 448
ブリビン軍医　87
深佐源蔵　453
復員軍人　100, 312, 385
布告第一号　210, 236, 453
武装解除　4, 12, 38, 39, 44, 45
物価政策　97, 237, 259, 263, 432
物価統制　96, 237
復興期　189
復興予算　52, 101, 102, 103, 104
物資不足　5, 32, 40, 89, 97, 100, 104, 105, 110, 114, 124, 152, 154, 155, 164, 168, 173, 176, 185, 188, 190, 194, 196, 209, 210, 217, 218, 219, 228, 235, 237, 243, 246, 249, 250, 252, 261, 279, 285, 292, 293, 307, 384, 390, 393, 398, 399, 401, 409, 432, 433, 434, 435, 440, 441, 442, 445
物々交換　96, 118, 124, 220, 286
不等価交換　38, 117, 118, 120, 242, 272
不当配給　89, 106
船漕ぎイト　21, 314, 315, 328
舟小屋　21, 315
不法越境　15, 152, 154
不法貨幣　90, 108
プライス通告　12, 40, 45, 46, 365
ブラックマーケット　10, 18, 92, 95, 218, 432
ブローカー　123, 224, 229
分割統治　51, 54, 97, 208, 381
米軍基地　32, 91, 389, 390, 392, 404, 408, 409, 411, 412, 413, 415
米軍配給物資　152, 159
米軍放出物資　157, 158
米国海軍軍政府布告　47, 48, 83, 84, 108
米国海軍軍政府特別布告　89, 109
米国生産物自由市場　102, 307
米国通貨　413
平和産業　14, 128
平和条約第三条　356
平和通り商店街　390
貿易会社　214
貿易商人　214
防空壕　439
放出食糧価格　4, 13, 307
放出食糧問題　13, 87
放出配給物資　242
放出物資　89, 157, 158, 224, 242, 249, 327
法定通貨　90, 99, 100
ポーター軍政官　129
補給物資　97, 101, 102, 211
北緯 30 度　3, 4, 7, 15, 29, 32, 35, 37, 40, 46, 47, 48, 49, 54, 83, 84, 85, 90, 91, 107, 108, 109, 111, 124, 129, 147, 149, 150, 153, 154, 163, 164, 168, 169, 170, 174, 176, 208, 210, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 228, 229, 337, 346, 365, 381, 384, 430, 431, 440
北緯 29 度　41, 153, 163, 204, 227, 229, 346, 347, 362, 363, 379
北緯 27 度　5, 7, 17, 34, 41, 176, 177, 192, 197, 202, 204, 210, 215, 216, 221, 227, 228, 355, 362, 375, 381, 382, 385, 415, 419, 440
北部南西諸島米国軍政本部　89
北部南西諸島軍政布告　88, 89
北部南西諸島米国海軍軍政府奄美大島名瀬本部　236
北部南西諸島貿易協会　211
北部南西諸島命令第 2 号　47, 48, 210
北部琉球　45, 47
勃興期　20, 299, 398, 415, 443
ポツダム宣言　29, 34, 44, 83, 337, 340, 375, 378
北方文化　36
本場奄美大島紬　10, 126, 127, 128, 133, 134, 139, 140, 141, 143, 144, 281, 282, 283, 289, 447
本場大島紬　134, 430
ポンポン船　155, 215, 219, 384, 393

【ま行】

牧志市場　329, 386, 390, 432
枕木　37, 113, 114, 281, 284
マッカーサー元帥　341, 366
松方財政　275
松方デフレ　275
松田清　144, 231, 342, 368, 375, 448
満州　113, 312
三島村　15, 86, 150, 151, 172, 270, 418
道の島ルート　15, 147
密航船　123, 215, 216, 221, 229
身分証明書　394
三宅島　36
宮古上布　212, 213
宮古諸島　208, 381, 385
宮崎　133, 160, 219, 278, 302, 318, 366, 384, 392
民移管指令　105
民間貿易　14, 121, 131, 132, 197, 211, 212, 227, 279, 281, 401
目で見る 養秀百三十　423, 429
木工竹材　301, 302
物の流れ　30, 149, 300
森田忠光　366, 435

【や行】

八重島特飲街　411, 412, 413
八重山　48, 49, 50, 51, 54, 55, 97, 101, 147, 174, 196, 208, 211, 218, 381, 385, 430
焼玉エンジン　155, 215, 219, 384, 393
焼畑　320, 322, 323
屋久島　29, 35, 147, 160, 220
大和村　116, 160, 228, 401
山本忠義　342
闇市　5, 10, 32, 89, 95, 97, 235, 236, 238, 239, 243, 247, 248, 251, 252, 254, 261, 269, 390, 432
闇価格　97, 104, 106, 237
ヤミ商人　241
闇取引　10, 35, 40, 96, 98, 110, 122, 124, 142, 237, 241, 307
闇船　10, 18, 215, 219, 221, 222, 228, 229, 384, 392, 440
闇ルート　90, 110, 124, 217, 218
山原　177, 178, 179, 204
山原船　177, 178, 179
結い　246, 327, 434
ユイマール化　180, 203, 204
ユイワク　21, 325, 326
郵便為替ルート　214
幽霊人口　87, 404
百合根　37, 113, 182, 211, 281, 284
養蚕　125, 126
横当島　147, 149
与那国島　32, 209, 383, 400
読谷　186, 205, 409, 413
与路島　34
与論島　4, 5, 6, 7, 10, 16, 17, 18, 23, 34, 39, 120, 147, 160, 173, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 197, 198, 199, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 209, 210, 222, 223, 226, 271, 318, 364, 370, 381, 395, 397, 398, 399, 401, 402, 440, 442, 443

【ら行】

陸上交通　21, 35, 316
陸路　21, 31, 179, 289, 300, 327, 328
琉球王国　38
琉球基本法　54, 351
琉球銀行　86, 98, 99, 100, 101, 102, 112, 207, 214, 231, 270, 305, 403, 418
琉球軍政本部　101
琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定　29, 41, 204, 227, 400
琉球侵攻　38, 147
琉球政府出入国管理事務所　394
琉球統計報告書　404
琉球統合政府　351
琉球復興金融公庫　359
琉球列島貿易庁　173, 195, 211
流通通貨　217
流通禁止令　431
林産業　179, 183, 187
林産物年間生産額　191
臨時北部南西諸島政庁　12, 42, 43, 49, 50, 51, 55, 86, 88, 124, 142, 207, 217, 366, 380, 403, 418
連合国軍総司令部　29, 34, 40, 41, 46, 337, 345, 381
ローカル産業　243, 246
露天市　32, 236

【わ行】

和装繊維業界　132
渡瀬線　36

【英語】

B29　439
B カンパン　409
B 軍票　90, 91, 92, 93, 99, 100, 101, 110, 111, 161, 217, 218, 249, 431
HBT　88, 186, 245, 286
LC 開設　174, 197, 213, 214, 216, 225, 226
LC 貿易　214, 216
LST　408, 409

著者紹介

三上絢子（みかみ あやこ）（旧姓・坂井）
1937 年、奄美市生まれ。大島高校卒業。國學院大學卒業。國學院大學大学院経済学研究科博士課程前期修了、國學院大學大学院日本文学研究科博士課程後期単位取得満期修了。現在、法政大学沖縄文化研究所研究員、沖縄国際大学南島研究所特別研究員。1992 年、亡父坂井友直の遺した著書をまとめて『奄美郷土史選集』全 2 巻を発刊。「奄美歌掛け文化保存会」を奄美にて立ち上げ、現在同顧問も務める。編著書『奄美諸島の諺集成』。論文「戦後米国統治下の奄美経済」「奄美の儀礼的シマ歌にみる地域性」他多数。

現住所 / 東京都渋谷区東 1-31-19

米国軍政下の奄美・沖縄経済

2013 年 9 月 30 日 第 1 刷発行

著　者　三上絢子
発行者　向原祥隆
発行所　株式会社 南方新社

〒892-0873 鹿児島市下田町292-1
電話 099-248-5455
振替口座 02070-3-27929
URL http://www.nanpou.com/
e-mail info@nanpou.com

印刷・製本　モリモト印刷株式会社
乱丁・落丁はお取り替えします
定価はカバーに表示しています
© Mikami Ayako　2013, Printed in Japan
ISBN978-4-86124-279-3 C0021